

令和7年12月

# 定例会会議録

亀山市議会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月9日】

1 櫻木善仁（新和会） 25～33ページ

### 議案第82号 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

- 1 改正の背景と必要性について
  - (1) 現行組織に対する課題の認識について
  - (2) 今回の見直しを「最小限の改正」に留めた理由について。大規模な再編ではなく、所管事務の一部変更にとどめた判断根拠を問う
- 2 スポーツに関する事務の教育委員会への移行について
  - (1) スポーツ振興を教育委員会の所管とするメリットについて
  - (2) 教育委員会でスポーツに関する事務を担うための体制整備について
- 3 博物館に関する事務を市長部局に移行する理由について
  - (1) 博物館に関する事務を市長部局で所管することによる効果について
  - (2) 教育委員会が長年担ってきた博物館に関する事務の移行に伴う課題について
- 4 市民やスポーツ団体への影響について
  - (1) 相談窓口や手続きがスムーズに移行できるのかについて

### 議案第91号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 歳入 第19款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金の減額補正について
- 2 歳出 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第2目 児童措置費、児童手当給付事業の減額補正について

2 櫻井清蔵（勇政） 33～41ページ

### 議案第91号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 歳入 第19款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金の減額補正について
  - (1) 財源調整による財政調整基金繰入金の減額補正について
  - (2) 財政調整基金繰入金を減額せずに、市民要望に応える追加事業を行う考えはないのか
- 2 第2表 債務負担行為補正、追加、滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業（追加分）について
  - (1) 地域医療体制の強化に向けた講座内容の変更について

### 議案第82号 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

- 1 改正内容について

- 2 スポーツの推進に関する事項は、以前は教育委員会の所管であったものを平成22年度に新たに文化部を設置して移管し、令和4年度からは健康都市を推進していくために健康福祉部の所管としたが、なぜまた教育委員会の所管に戻すのか
- 3 博物館の設置、管理及び廃止に関する事務の職務権限を教育委員会から市長に移行するが、補助執行させることに課題があったのか

3 福沢美由紀（日本共産党） 41～50ページ

議案第81号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 条例の内容（こども誰でも通園制度）について
  - (1) 一時保育との違いについて
  - (2) 公定価格について
  - (3) 職員体制について
  - (4) 保育環境について
  - (5) 広域対応について

4 森 美和子（公明党） 50～56ページ

議案第81号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 制度内容について
- 2 一般型事業及び余裕活用型事業について
- 3 保護者負担について
- 4 通園困難な子どもへの対応について
- 5 周知方法について

議案第86号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、及び議案第87号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 地域限定保育士について
  - (1) 背景について
  - (2) 資格の取得について
  - (3) 現在の状況について
    - ア 市内に地域限定保育士はいるのか
    - イ 周辺自治体について

議案第91号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障がい者福祉費、自立支援事業及び第2項 児童福祉費、第5目 心身障がい児福祉費、自立支援事業の増額補正について
- 2 当初予算の考え方について

5 鈴木達夫（結） 56～62ページ

**議案第82号 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について**

- 1 「博物館に関する事項」を市民文化部の分掌事務に新たに加え、博物館の設置等に関する事務の職務権限を教育委員会から市民文化部へ移行することについて
  - (1) 改正理由について
  - (2) 改正内容について
- 2 「スポーツの推進に関する事項」を健康福祉部の分掌事務から削り、スポーツに関する事務の職務権限を市長から教育委員会に移行することについて
  - (1) 改正理由について
  - (2) 改正内容について
- 3 関連する条例の一部改正について

6 深水隆司（新和会） 62～70ページ

**議案第81号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

- 1 制度の内容について
  - (1) 期待される効果について
  - (2) 制度の対象者と利用条件について
- 2 制度導入までのスケジュールについて

**議案第84号 亀山市手数料条例の一部改正について**

- 1 改正のメリットについて
- 2 発行手数料について

**議案第91号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について**

- 1 歳入について
  - (1) 第1款 市税、第1項 市民税及び第2項固定資産税の増額補正について
  - (2) 第11款 地方交付税、第1項 地方交付税の減額補正について
  - (3) 第19款 繰入金、第1項 基金繰入金、財政調整基金繰入金の減額補正について
  - (4) 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、重点支援地方創生臨時交付金の増額補正について
- 2 歳出について
  - (1) 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費及び第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費の一般職員人件費の減額補正について

7 服部孝規（日本共産党） 70～77ページ

**議案第86号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正**

について、及び議案第87号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 地域限定保育士について
  - (1) 地域限定保育士とは何かについて
  - (2) これまでの保育士との違いについて
  - (3) 保育現場の保育士不足の解消につながるのかについて

議案第88号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 1 基礎課税額の課税限度額の引上げについて
  - (1) 課税限度額を引き上げる理由について
  - (2) 課税限度額の引き上げにより、全体の税率を抑えて、低所得世帯の負担の抑制を図るといふやり方は正しいのかについて

議案第91号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 給与費明細書について
  - (1) 会計年度任用職員について
  - (2) 退職手当について

8 森 英之（結） 78～84ページ

議案第83号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

- 1 改正の背景と目的について
- 2 人件費の伸び率と一般財源に占める割合について
- 3 人件費の増額に対応した国の交付税措置の考え方について

議案第91号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、一般職員人件費の増額補正について
  - (1) 補正の内容と理由について
- 2 第9款 消防費、第1項 消防費、第1目 常備消防費、一般職員人件費の増額補正について
  - (1) 補正の内容と理由について
- 3 第3款 民生費、第3項 生活保護費、第2目 扶助費の増額補正について
  - (1) 補正の内容と理由について

## 質 問 内 容 (通告要旨)

【12月10日】

1 深水隆司（新和会） 88～101ページ

### 濁り水について

- 1 発生時の初動対応について
- 2 地域住民への影響について
- 3 給水所の開設について
- 4 地域住民への周知について
- 5 各種団体との協力体制について
- 6 今後の対策について

### 自治会支援について

- 1 自治会長事務手数料について
- 2 制度改正の背景について
- 3 (仮称)自治会交付金について
- 4 市の支援について

### 市の情報発信について

- 1 市民の反応について
- 2 効果的な情報発信について

2 今岡翔平（勇政） 101～111ページ

### 濁り水について

- 1 原因の究明について
- 2 発生時のサンプル採取について
- 3 市の対応及び周知について
- 4 今後同様の事態が起きた場合について

### 令和7年12月亀山市議会定例会教育行政現況報告について

- 1 休日の部活動の地域展開等について
- 2 モデル事業について

### 行政組織の変更について

- 1 スポーツの推進に関する事項について
- 2 博物館に関する事項について

3 福沢美由紀（日本共産党） 112～123ページ

### 長期に及ぶ濁り水に対する市の対応について

- 1 今回の濁り水に対する市の対応の検証について
  - (1) 市民への周知について
  - (2) 全庁的な対応（災害時並みの対応）とならなかった理由について
  - (3) 水道水の水質について
  - (4) 原因の追及について
  - (5) 給水活動について
  - (6) 市民への補償について
  - (7) 今後再び同じことが起こるリスクとその対策について

#### 公共施設への授乳室設置について

- 1 授乳室設置の状況と必要性について
- 2 授乳室設置を直ちに進めるべきと思うが市の考えについて

4 森 美和子（公明党）	124～135ページ
--------------	------------

#### フランス発祥の認知症ケア技法「ユマニチュード」の導入について

- 1 認知症ケアの研修への導入について
- 2 全ての人が研修を受けるべきと考えるが見解を伺う

#### 健康都市を宣言している亀山市における予防医療の推進について

- 1 COPD（慢性閉塞性肺疾患）について
  - (1) 普及啓発について
  - (2) 市が行っている健康診査への導入について
- 2 高齢者のRSウイルス感染症ワクチンの費用助成について
- 3 子宮頸がんワクチンの男子児童・生徒への費用助成について
- 4 定期接種となった带状疱疹ワクチンの啓発について

#### 地籍調査について

- 1 現状について
- 2 進まない理由について
- 3 官民連携の考え方について
- 4 市としての決意について

5 草川卓也（結）	135～148ページ
-----------	------------

#### 太陽光発電施設の適正な導入と規制に向けた独自条例の早期制定について

- 1 太陽光発電施設の設置状況と現行制度における指導の限界について
- 2 市独自条例の早期制定と執行体制について

#### AIサーバー生産等の産業構造転換を好機とした市内産業の活性化について

- 1 「ソブリンAI」拠点化を見据えた、新たな産業集積と企業誘致の方向性について

#### 太岡寺町地内の開発事業における土地利用の方向性とコストコ誘致の実現について

- 1 太岡寺町地内における都市計画決定の理念と土地利用の整合性について

2 「コストコ」出店の実現に向けた誘致戦略について

3 産業振興奨励制度の拡充について

**大規模濁り水問題から学ぶべき教訓と、市民の「命のライフライン」を守る持続可能な水道行政の再構築について**

1 市内で広域かつ継続的に発生した濁り水問題の総括と危機管理体制の検証について

2 上水道管の老朽化対策と持続可能な水道経営のあり方について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月11日】

1 櫻木善仁（新和会） 150～160ページ

### 自然保育・体験活動の総合計画との関わりについて

- 1 自然保育・自然体験の現状評価について
- 2 次期総合計画への反映について
- 3 自然保育・自然体験の必要性と今後の方針について

### 市民活動支援の強化と協同労働の可能性について

- 1 市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」の半年間の成果と課題について
- 2 協同労働に対する市の認識と「ぷらっと」との連携について
- 3 地域課題解決に向けた協同労働の活用の可能性と「幸齢者」の活力について
- 4 普及啓発・連携支援の強化について

### 太陽光発電施設に係る市独自の規制・指導體制の構築と条例整備について

- 1 太陽光発電施設に対する規制強化と条例化の検討状況について
- 2 市長のマニフェスト六策「太陽光発電施設に対する規制強化」の具体化について
- 3 所管事務調査で議会が提言した内容に対する市の対応状況と今後の制度化の見通しについて

2 伊藤彦太郎（勇政） 161～171ページ

### 市道について

- 1 路線の変更及び区域の変更について

### 開発行為について

- 1 関町小野地区の開発行為について
- 2 コストコ進出予定地について
- 3 白木一色地区入口付近の開発行為について

3 服部孝規（日本共産党） 172～184ページ

### 亀山市の産後ケア事業について

- 1 県内29市町の産後ケア事業の実施状況について
- 2 亀山市産後ケア事業に対する議会での答弁とその後の検討状況について
- 3 令和8年度からの実施はできないのかについて

### 亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想について

- 1 先日、議会に報告された骨子案は、第5章から第8章までの中で「最終案で提示」とされている部分があったがいつ議会に示されるのかについて

- 2 2011年3月に策定された長寿命化計画では延命化して2030年度から新施設で稼働となっているが、この基本構想で2030年度から稼働できるのかについて
- 3 14年前に延命化しても2029年度までしか稼働できないことが分かっていたのに、なぜもっと早く整備計画を立てなかったのかについて
- 4 市民一人当たりのごみ処理経費が同規模の市と比較した場合、一人当たり約12,000円高いがその要因は何かについて

4 古田吉昭（結） 184～195ページ

**空き家対策について**

- 1 空き家の現在の状況について
- 2 空き家の調査及び管理について
- 3 空き家情報バンクについて
- 4 今後の対策について

**防犯対策について**

- 1 特殊詐欺について
  - (1) 被害状況について
  - (2) 今後の対策について
- 2 防犯カメラ設置事業について

**防災対策について**

- 1 災害時の飲料水及び生活用水について
- 2 災害時協力井戸登録制度について

**公有財産の活用について**

- 1 市有地について
  - (1) 管理状況について
  - (2) 今後の計画について
- 2 未利用地の活用方法について

5 櫻井清蔵（勇政） 195～204ページ

**11月1日から発生した第3水源地域（市南部地域）の水道水の濁り水について**

- 1 今回の事案の経過と市の対応についての市長の見解を尋ねる
- 2 約2,700世帯の市民が約2週間もの間、不便な生活を送ることとなったが、なぜ災害対策本部を設置して全庁的に対応しなかったのか
- 3 関地域は給水戸数約3,000戸に対して5か所の水源地があるが、今回の濁り水が発生した地域は給水戸数約2,700戸に対して第3水源地1か所のみを利用している。安定供給のためにもう1か所新たな水源地を整備すべきと考えるが、市長の見解を尋ねる
- 4 保育園、小学校の給食提供について、小学校は関学校給食センターから搬入したと聞いたが、濁り水が発生してから、調理や食器等の洗浄などをどのように行ったのか尋ねる

- 5 今回の給水活動について、市が所有する給水車は2台しかなく、なぜ近隣の自治体に協力要請を行わなかったのか。また、災害時に備蓄している水は活用しなかったのか
- 6 上下水道部の職員をはじめ、応援職員の皆さんには大変ご苦勞をかけたと思うが、なぜ自治会や地域まちづくり協議会、民生委員の皆さんに協力をお願いしなかったのか

#### **インフルエンザ予防接種について**

- 1 インフルエンザ予防接種について、65歳以上の自己負担が1,000円から1,500円になった。このことについては当初予算説明会において議会に説明がなかったと思うが、いつ、だれが決定したのか

#### **JR各駅の待合室及びトイレの整備について**

- 1 櫻井市長就任直後の平成21年3月定例会の一般質問において、亀山駅の2番・3番ホームへの待合室の設置を提案してから16年が経過したが未だに整備されていない。これまでの市の取組について尋ねる
- 2 亀山駅、下庄駅及び関駅のトイレ整備について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月12日】

1 森 英之（結） 206～217ページ

### 部活動の地域展開について

- 1 地域展開モデル事業の選定とその活動内容について
- 2 来年度の新入生への対応について
- 3 指導員の育成について
- 4 市職員（消防職員）の兼職扱いについて
- 5 地域展開における行政支援について

### 小中学校体育館への空調設備設置について

- 1 特別教室全室への空調設備設置の方向性が示されたが、体育館への空調設備設置の考え方について

### 中学校全員喫食制給食について

- 1 全員喫食制給食が実施される亀山中学校及び中部中学校への栄養教諭等の配置について

2 鈴木達夫（結） 217～228ページ

### 行政経営の改善と財政構造改革について

- 1 財政構造改革骨太方針2024の実践について
  - (1) 第4次行財政改革大綱との位置付けについて
  - (2) これまでの取組と成果について
  - (3) 令和7年度以降の具体的な取組手法と実施プロセスについて
  - (4) 令和7年度定期監査結果に対する措置への対応について
  - (5) 公共施設の統廃合に向けた検討について
- 2 令和8年度 行政経営の重点方針について
  - (1) 市民の幸福感（ウェルビーイング）の評価指標について
  - (2) 「160億の壁」について
- 3 実現可能な改革方針及び取組への変更について
  - (1) 組織機構の再編について
  - (2) 今後の展開について

3 高島 真（会派に属さない議員） 229～235ページ

### 組織・機構の見直しに伴う新たな部署等の設置について

- 1 現在の空き家の状況について

- 2 今後の展開について
- 3 空き家対策の専門部署の設置について
- 4 空き家対策及び移住促進の担当部署の統一について

#### ガソリンの暫定税率について

- 1 暫定税率廃止の影響について
- 2 今後の対応について

#### 高速道路管理者との協議について

- 1 降雪時の対応について
- 2 高速道路で通行止めが発生した場合の対応について
- 3 車両の市道への流入について
- 4 融雪剤の予算確保について

#### 通学路について

- 1 教育委員会の対応について

4 豊田恵理（会派に属さない議員） 235～243ページ

#### 立地適正化計画における公共交通ネットワークの強化について

- 1 「都市と公共交通が連携した都市構造の実現」の現状について
- 2 公共交通機関を使った「おでかけ」を作る取組について

#### 行政DXの推進について

- 1 行政DX推進の取組の現状について
- 2 次期行政DX推進計画について
- 3 行政DX推進に向けた市長の考えについて

5 中島雅代（会派に属さない議員） 243～255ページ

#### 行政経営の重点方針について

- 1 方針の位置付けについて
- 2 結果の取扱いについて
- 3 令和8年度の方針決定の背景について
- 4 「1. 市民の幸福感の向上と環境保全対策の強化」について
  - (1) 「市民の幸福感」について
  - (2) 「環境保全対策の強化」について
- 5 「2. 財政構造改革骨太方針2024の徹底と160億の壁の突破」について
  - (1) 「財政構造改革骨太方針2024」について
  - (2) 「160億の壁」の突破について
- 6 「3. 組織の成長を支えるHRMの推進」について
  - (1) 現状について
  - (2) 課題について

(3) 推進方法について

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月22日】

1 深水隆司（新和会） 270～273ページ

議案第97号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、物価高対応子育て応援手当支給事業の増額補正について
  - (1) 事業実施の背景について
  - (2) 事業の概要について
  - (3) 申請方法と支給時期について
  - (4) 周知について

2 今岡翔平（勇政） 273～274ページ

議案第111号 亀山市教育委員会委員の任命同意について

- 1 再任に至った経緯について

令和7年11月28日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和7年11月28日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第81号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第82号 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第83号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第84号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 9 議案第85号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 10 議案第86号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 第 11 議案第87号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 12 議案第88号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 13 議案第89号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 14 議案第90号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第 15 議案第91号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 16 議案第92号 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 17 議案第93号 令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 18 議案第94号 令和7年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 19 議案第95号 令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 20 議案第96号 令和7年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（15名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	5番	中島雅代君

6番	森 英之君	7番	今岡翔平君
8番	高島 真君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森 美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（2名）

4番	草川卓也君	9番	新 秀隆君
----	-------	----	-------

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林 秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田 博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原 正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	教育長	中原 博君
教育部長	大平 守君	代表監査委員	上田寿男君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合 巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山 さおり
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前10時00分 開会）

○議長（岡本公秀君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年12月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

6番 森 英 之 議員

16番 服 部 孝 規 議員

のご両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの25日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から12月22日までの25日間と決定しました。

次に、日程第3、諸報告をいたします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承を願います。

なお、小森地域医療部長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

令和7年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告をし、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国におきましては、先月21日、憲政史上初となる女性首相が誕生し、新たに高市内閣が発足いたしました。新政権における所信表明演説では、内閣の最優先事項として物価高対策が掲げられるとともに、強い経済を構築するため、戦略的に財政出動を行うことにより国民が景気回復の果実を実感し、不安を希望に変えていくとされております。

また、社会保障制度における給付と負担の在り方について、超党派かつ有識者も交えた国民会議を設置し、給付付税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体化改革について議論を進める考えも示されました。

このほかにも、いわゆるガソリン税の暫定税率の廃止や自治体向け重点支援地方交付金の拡充、103万円の壁への対応に加え、地方と暮らしを守るため、地域資源等を活用した付加価値の創出や、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むとされております。

こうした国の政策動向は、新政権の誕生により加速度的に変化し、地方の自治体運営や地方創生

の推進、市民生活に大きな影響を及ぼすことが見込まれるところでございます。既に総合経済対策の実施を含む前年度を大幅に上回る規模の令和7年度補正予算の編成が進められようとしておりますので、引き続き関係情報の迅速かつ的確な把握に努めつつ注視をしてまいります。

一方、本市におきましては、半導体後工程自動化・標準化技術研究組合（SATAS）によるシャープ亀山工場内での実証ラインの展開や、シャープ株式会社からは、親会社の鴻海精密工業と連携し、亀山第2工場で人工知能（AI）向けサーバーの生産を検討しているとお聞きいたしております。このように産業立地等の一部に希望の兆しが芽生えつつあるものの、コロナ禍以降の財政収支バランスの不均衡など、依然として変化と厳しさの中にございます。

こうした中、先般、令和8年度行政経営の重点方針を策定し、来る令和8年度を気概の年と位置づけた上で、「市民の幸福感の向上と環境保全対策の強化」、「財政構造改革骨太方針2024の徹底と160億の壁の突破」、「組織の成長を支えるHRM（ヒューマンリソースマネジメント）の推進」の3つを行政経営の重点方針に掲げたところでございます。これらを踏まえ、各分野における国・県の具体的な政策動向等も注視しつつ、新年度に向けた予算編成等の取組を順次進めてまいります。

ところで、今日1日の覚知以来、市南部地域の広範囲において水道水の濁り水が発生いたしました。これにより、第3水源地系にお住まいの方々には、日常生活に多大なるご不便とご心配をおかけいたしましたことに心より深くおわびを申し上げます。

本市は、市民の皆様安心して水道水をご利用いただくため、老朽管路の更新や水道施設の耐震化等の取組を計画的に進めているところでありますが、このたびの事案を踏まえ、水道水の安定供給を今後も維持するため、より効率的かつ効果的な漏水対策である人工衛星データとAI技術を活用した漏水リスク評価を進め、漏水リスクの高い箇所を絞り込みを行ったところであり、今後は、絞り込みを行った箇所において路面音聴調査等の現地調査を実施することで、漏水箇所の早期発見と予防保全に取り組んでまいります。本市の上水道事業は、これまでから市民の皆様より共感と信頼をいただいておりますが、さらに安全・安心でおいしい水道水の安定供給に鋭意取り組んでまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、快適さを支える生活基盤の向上についてでございますが、魅力的な都市空間の形成のうち、都市マスタープラン等策定事業につきましては、本年8月から9月にかけて実施いたしました市民アンケート調査結果の取りまとめを進めるとともに、先月22日には、亀山市都市計画審議会において次期都市マスタープランの策定等の基本的な考え方を報告するなど、来年度末での策定に向けた取組を進めているところでございます。

次に、住環境の向上のうち、民間活用市営住宅事業につきましては、本年2月に亀山市借上型市営住宅選定委員会において、高塚町地内の新築物件1棟5戸が借上型市営住宅として選定されたので、当該物件を借り上げ、老朽化が著しい市営住宅の住み替え用とするため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

また、空き家等対策事業につきましては、先般、亀山市空家等対策協議会を開催し、周辺道路や家屋等へ悪影響を及ぼすことが懸念される特定空家等や管理不全空家等についての認定基準の見直

し等について協議を行ったところでございます。引き続き、地域住民の生活環境や地域活力の低下を防止するため、空き家対策を積極的に進めてまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、水道施設耐震化整備事業につきましては、上下水道一体で耐震化を推進するため、本年4月に策定いたしました亀山市上下水道耐震化計画に基づき、耐震化を進めているところでございます。こうした中、布気町地内のJR軌道下において実施しております基幹管路の耐震化整備につきましては、鉄道事業者による推進工事が終了したところであり、引き続き本年度内の完成を目指し、事業の着実な推進を図ってまいります。

また、水道水における有機フッ素化合物、PFOS・PFOAにつきましては、継続して水質検査を実施しており、本年9月に実施いたしました検査におきましても、全ての水源で国の暫定目標値を下回っていることを確認したところでございます。

次に、道路の保全・整備につきましては、市内環状道路の整備に向け、市道と賀白川線において用地買収や工事等を順次進めているとともに、交通量が増加傾向にある市道川合9号線の道路改良に向け、用地買収に伴う交渉や用地測量の現地立会いを進めているところでございます。

一方、道路施設管理包括的民間委託導入検討事業を通じて、インフラメンテナンスの持続可能な維持管理体制の構築に向け、市内建設業者や県内外で包括的民間委託を導入している自治体を対象にサウンディング調査を実施しているところであり、引き続き導入内容について調査・検討を進めてまいります。

このほか、道路施設の安全性の確保を図るため、舗装老朽化対策事業として主要幹線道路である市道小野白木線ほか1線の舗装工事を、また橋梁長寿命化修繕事業として聖橋の修繕工事をそれぞれ進めており、引き続き事業進捗を図ってまいります。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、バス利用が低調な地域を中心に、国の「交通空白」解消緊急対策事業を活用し、地域実情に応じた地域公共交通の再構築を進めていくため、現在、地域住民、交通事業者、行政の三位一体でのワークショップの開催に向け、準備を進めているところでございます。

一方、輸送量が低調なJR関西本線、亀山ー加茂間の利用促進につきましては、今月12日、26日の両日に、三重県をはじめ沿線自治体である本市と伊賀市、JR西日本で構成する関西本線活性化利用促進三重県会議におきまして、関西方面からの誘客、利用促進に向け、JR京都駅と伊賀上野駅及び関駅を直通でつなぐ観光列車「はなあかり」の実証運行を実施いたしました。さらに、来月3日にも実証運行を予定しておりますので、関係者と共に関宿におけるおもてなしを行うとともに、こうした新たな取組も含め、引き続き当該路線の維持、確保に努めてまいります。

次に、防災・減災対策の強化のうち、危機管理体制の強化についてでございますが、去る9月26日、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率を80%程度から、60から90%程度以上等に見直すことと発表されました。しかしながら、巨大地震発生切迫性は依然として高い状況でございますので、引き続き地震発生に対する防災対策等に努めてまいります。

そのような中、先月26日、川崎小学校におきまして市の総合防災訓練を実施いたしました。当日は、悪天候により実施内容を一部変更したところではありますが、川崎地区まちづくり協議会や関係自治会の方々など約100名が参加の下、避難所開設運営訓練と自衛隊によるカレーの炊き出し

を実施し、防災意識の高揚と総合防災力の向上を図ったところでございます。

また、災害時応急活動充実・強化事業につきましては、先月18日、19日の両日に、市職員44名に対し、公益財団法人B&G財団からの支援により配備されました油圧ショベルの重機操作習熟研修を実施し、職員の災害時対応能力の向上に努めたところでございます。

一方、昨年度から継続して取り組んでおります防災情報伝達システム整備事業につきましては、市域全体に広く情報を伝達する主体的な手段となる防災アプリの来年4月からの運用開始を前に、今月1日から試行運用を開始いたしましたので、その利用者からのご意見も参考にしながら、より使いやすく、いざというときに頼りになるアプリへと改善を図り、本格運用につなげてまいります。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、本市と津市及び鈴鹿市の3市消防本部で計画を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、整備工事が順調に進捗しており、来月3日から3市全ての119番通報の受付や出動指令の発出等の指令業務を行う三重中央消防指令センターの試験運用を開始いたします。引き続き、来年4月1日の運用開始に向け、3市で連携を図りながら着実に事業を進めてまいります。

一方、災害対応力の強化につきましては、先月9日に、市内事業所において従業員約150名が参加の下、実災害を想定した通報・情報伝達訓練を実施し、消防署と事業所の連携強化につなげたほか、鈴鹿市と合同で共同運用するはしご自動車による救出訓練を行い、両市間の災害対応能力の向上、連携体制の強化を図ったところでございます。

また、大規模災害発生時において迅速かつ的確な活動を展開するため、今月15日、16日の両日、岐阜県で開催された緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練に参加し、県内応援隊としての実動訓練を行い、技術の向上や広域連携体制の強化に努めたところでございます。

一方、防犯対策の推進につきましては、地域の体感治安の向上を図るため、自治会に対して防犯灯及び防犯カメラの整備費等の助成を継続して行っており、そのうち地域が設置する防犯カメラにつきましては、本年度申請のあった6基全てが設置されたところであります。

また、全国的に特殊詐欺等の被害が増しており、特に高齢者を狙った手口や警察官をかたる等の手口の詐欺が急増し、依然として深刻な社会問題となっておりますことから、亀山警察署と連携した啓発活動や市公式LINE、かめやま・安心めーるでの注意喚起を行っており、今後も様々な機会を捉え、被害防止のための啓発や注意喚起により、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築のうち、次期ごみ処理施設整備基本構想策定事業につきましては、次期ごみ処理施設整備在り方検討委員会における審議を経て、このほど当該基本構想の骨子案を取りまとめたところでございます。引き続き、本年度内での策定に向け、検討作業を進めてまいります。

ところで、令和6年能登半島地震により発生しました災害廃棄物を昨年10月から受け入れてまいりましたが、石川県において災害廃棄物の広域処理が順調に進んでいることから、同県からの申出に基づき、本市での受入れを本年9月末日をもって終了したところでございます。

次いで、自然との共生のうち、鈴鹿川等源流域の保全、継承につきましては、鈴鹿川源流域地域の保全活動を鈴鹿川等源流域の森林づくり協議会と連携、協力し、先月10日に野登地区で野登山頂の自然環境を身近に感じていただくイベントを、同月19日には加太地区において自然保育の体験イベントを開催したところであります。引き続き、このような体験を通じて、自然や森と共生する意

識の向上を図ってまいります。

一方、森林経営管理事業につきましては、坂下地区での森林整備や加太地区での境界明確化と意向調査を引き続き進めているところでございます。

また、生物多様性の保全につきましては、先月7日に、亀山版OECM認定制度、かめやま生物多様性共生区域認定制度に基づき、新たに2区域の認定を行いました。今後も認定区域の拡充により、市域における生物多様性保全の機運醸成を図ってまいります。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進のうち、歴史博物館につきましては、先月1日から長期の休館に入り、収蔵資料の台帳整備を進めているほか、今月には、創立150周年を迎えた市内小学校3校で実施されました記念事業において、各地域にまつわる資料等の展示を行い、生徒や地域の方々に見学いただいたところでございます。

ところで、今月11日、重要伝統的建造物群保存地区を有する106市町村で組織する全国伝統的建造物群保存地区協議会の役員会におきまして、当協議会の令和9年度の総会・研修会を本市で開催することが決定いたしました。当協議会は、加盟市町村が協調して、保存地区の保存整備に関する調査・研究や伝統的建造物群の保存、活用等に資することを目的とした活動を行っておりますので、全国の会員市町村が一堂に会する総会等の場を好機と捉え、関宿をはじめとする本市の魅力を全国へ発信してまいります。

続きまして、健康で生きがいを持てる暮らしの充実についてご説明申し上げます。

まず健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、健康都市大学創設・運営事業につきましては、今月1日に、国の地域力創造アドバイザー制度による健都サポーターアドバイザーを招き、健都サポーター会議を開催いたしました。会議では、健都サポーターが行う地域での健康活動に関する課題や効果的な手段等について検討を行ったところであり、引き続き健都サポーターによる地域での自立した活動への支援を行ってまいります。

また、かめやまごと健康プロジェクトといたしまして、明日、西野公園を発着地点としたウォーキングイベント「緑の健都かめやま」deウォーキングを開催いたしますとともに、来年1月24日には、西野公園体育館において、一般財団法人簡易保険加入者協会から講師をお招きし、スポーツ推進委員及び健都サポーターを対象としたラジオ体操指導者講習会の開催も予定しており、これらの取組を通じて、個人の健康から地域への健康活動へとつなげてまいります。

さらに、アプリdeウェルネス推進事業につきましては、令和7年度末をもって3年間の現行アプリ利用のための業務委託契約期間が終了いたしますことから、現行アプリの機能を改善することで利用者の利便性向上を図り、さらなる利用者の拡大等につなげるため事業者と協議を行うなど、来年度からの健康マイレージアプリ利用に向けた準備を進めているところでございます。

なお、来年度のアプリ利用に向けた必要な手続等を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

ところで、先月29日に、静岡県袋井市において第84回日本公衆衛生学会総会が開催され、本市のプラネタリーヘルスの取組について事例発表を行いました。これを通じて、健康都市の実現には、単に人の健康を追求するのではなく、自然や環境などあらゆる要素が必要であるということを再認識するとともに、健康と環境の両立に向けた施策の可能性を参加者の皆様と情報共有を行い、大変意義のある機会にもなったところでございます。

一方、地域医療体制の強化につきましては、令和5年4月に滋賀医科大学との共同研究講座を設置し、フレイルやロコモ等の運動器疾患に対する研究、啓発活動を行っているところでございますが、来年度から新たに麻酔科医による疼痛疾患を課題とした研究等を加えるため、現在講座の内容変更に向けた協議を進めているところでございます。これに伴い、講座の取組の一つである臨床を通じた専門医の養成の一環として、市立医療センターに麻酔科医が派遣されることとなりますことから、来年度に向けて、手術や外来など診療体制の整備、調整を図ってまいります。

なお、講座内容の変更に向けた協定変更手続を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、地域福祉力の向上のうち、定額減税不足額給付金給付事業における給付金につきましては、先月末時点での給付金の対象者5,396人のうち、3,218人に当該給付金の給付を行ったところでございます。今後も申請があった方に対する速やかな給付に努めてまいります。

一方、先月27日、中央コミュニティセンターにおいて、亀山市社会福祉協議会との共催により第21回亀山市社会福祉大会を開催し、民生委員、児童委員や社会福祉関係団体等の功労者顕彰を行うとともに、福祉関係者が一堂に会し、一層の連携による地域福祉のさらなる向上に向けた心合わせを行ったところでございます。また、第2部では、認定特定非営利活動法人長野県NPOセンター事務局の古越武彦次長による「自然災害に備えて～平時からの『つながり』が命を守る～」と題したご講演をいただき、被災者支援における平時からの様々なつながりの重要性について、認識を深めていただく機会の確保に努めたところであります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、認知症高齢者等対策の推進につきましては、去る10月19日に、市文化会館大ホールにおいて、亀山医師会との共催により「住み慣れた亀山市で人生の最期まで過ごせる社会を目指して」を主なテーマとした市民公開講座を開催いたしました。当日は、国立長寿医療センター長の前島伸一郎氏等によるフレイルと認知症予防の最前線についてご講演をいただいたところであり、これらの講座の開催を通じて、市民の皆様が安心して住み慣れた地域で暮らし続けるための支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、来月7日に、新たにフィンランド発祥のスポーツであるモルックを取り入れ、本年2回目のニュースポーツ体験会の開催を予定しており、スポーツ推進委員の皆さんと一層の連携を図りながら、市民が様々なスポーツを楽しめる機会の提供に取り組んでまいります。

続きまして、交通拠点性を生かした都市活力の向上についてご説明申し上げます。

まず企業活動の促進・働く場の充実につきましては、本年8月に、民間産業団地亀山・関テクノヒルズ内の既存工場を活用した企業立地を決定された株式会社トピアが来年4月の操業に向け施設改修工事を進められております。引き続き、本市の交通利便性など優れた立地環境を生かし、企業誘致を展開するとともに、既存企業の事業拡張への支援等に取り組んでまいります。

一方、雇用の確保につきましては、今月14日に、市内事業所で構成する亀山市雇用対策協議会において、生成AI活用戦略をテーマとした実務研修会を開催いたしました。企業の人手不足が課題となる中、業務効率と生産性の向上に取り組み、企業におけるよりよい働き方につなげてまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、亀山ブランド推進事業につきましては、今月、亀

山ブランド第5弾となる新たなブランド品の認定を行ったところでございます。また、明日開催の「緑の健都かめやま」deウォーキングにおいて、特産品相互取扱協定を締結しております泉佐野市との共同により泉佐野市の特産品と亀山ブランドのPR販売を行うことで、来訪者への認知度向上、販路拡大を図ってまいります。

一方、来年1月24日、25日の両日、東町・本町商店街一帯において、100年以上続く伝統行事、北勢名物「亀山大市」が開催されます。本年度は、亀山商工会議所の会員である企業の製品、サービス、活動を紹介するブースを新たに設け、来訪者に対して市内企業の魅力発信を積極的に行うなど、市内の商工業を支える組織が一体となって市中心部のにぎわいを創出してまいります。

次いで、農林業の振興のうち、農業の振興につきましては、先月25日に、茶農業者を中心に各関係機関が協力し、中の山パイロットにおいて亀山青空お茶まつりが開催され、多くの市民に訪れていただきました。当日は、お茶やお茶を使ったお菓子の振る舞いと販売、茶摘み体験等を行い、市民と生産者との交流を図ったところでございます。今後も様々な取組により地元農産物の魅力を市内外に発信してまいります。

また、林業の振興のうち、林業生産活動支援事業につきましては、利用間伐や作業道の開設、木材搬出を実施する2林業事業体に対し、補助金の交付を行ったところであります。今後も、林業事業体のさらなる経営安定化に向け、継続した支援を行ってまいります。

一方、ニホンザル等獣害対策事業につきましては、デジタル技術を活用したニホンザルの捕獲を進めるとともに、先月22日には、昼生小学校において、昼生地区まちづくり協議会の主催によるニホンザルやイノシシに遭遇したときの対応訓練が開催され、小学生や子ども見守りボランティア等に対し、野生動物と遭遇した際取るべき行動について、実演を交えて周知を図ったところであります。引き続き、ニホンザルの捕獲や野生動物と遭遇した際の対処方法について、周知、啓発に努めてまいります。

次に、まちづくり観光の活性化につきましては、今月2日に、関宿の街道一帯を会場として第38回東海道関宿街道まつりが開催されました。当日は、市内外から約9,000の方が関宿を訪れていただく中、宿場大行列やステージイベント等に加え、令和6年度に文化庁より100年フードに認定されました亀山みそ焼きうどんと桑名焼きハマグリ、伊勢うどんがそろって出展し、食文化を通じた来訪者との交流等を通じて、にぎわいの創出が図られたところであります。今後も、効果的な観光プロモーションの取組により、本市への誘客につなげてまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、一般国道306号鈴鹿亀山道路につきましては、その整備促進に向け、明日、新名神と鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会の主催による鈴鹿・亀山みちフォーラムが開催されます。市といたしましても、こうした取組を通じて、鈴鹿亀山道路の整備についての理解を深めていただき、早期整備に向けた一層の機運が醸成されるよう取組を進めてまいります。

続きまして、子育てと子どもの成長を支える環境の充実についてご説明申し上げます。

まず安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進のうち、(仮称)亀山市こども計画の策定につきましては、子ども、若者の意見聴取を行うとともに、亀山市子ども・子育て会議において協議等を行いながら計画案の検討を進めており、このほど骨子案を取りまとめたところでございます。引き続き本年度内での策定を目指し、具体的な施策を含めた計画案の検討を進めてまいります。

また、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とし、国において創設されました乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度につきましては、来年4月1日からの実施に向け、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本議会に関係条例の制定を提案いたしております。

さらに、保育所等ICT化推進事業につきましては、導入したシステムの活用を進めつつ、全園における統一的な活用に向けた情報共有や操作研修を実施しているところでございます。今後、さらなる活用の充実を図ることで、保育サービスの向上と保育士の労働環境の改善につなげてまいります。

一方、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内の保育所等の給食材料費に対して補助等を行うことにより、食費等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、市民力・地域力の活性化についてご説明申し上げます。

まず自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、各地域におきまして、地域活性化支援事業交付金を活用するなどして、秋の恒例行事や新たな事業が積極的に展開されているところでございます。

一方、地域まちづくり協議会の組織強化のため、今月25日には新たな地域リーダー養成のための地域のみらいづくりアカデミーを実施したほか、明日には、ファシリテーション技術を学ぶファシリテーション研修を、また来年1月31日には、地域の課題である担い手確保・組織づくりをテーマに、地域まちづくり協議会交流会を行うことといたしております。こうした機会を通じ、地域活動の担い手の発掘、育成や市民の地域自治に対する意識のさらなる醸成につなげてまいります。

ところで、今月16日、亀山公園芝生広場において、亀山市自治会連合会主催の食の祭典・市民の集いが開催され、多くの来場者で盛り上がり、各地域の特産品の出店等を通じて、地産地消の意識向上や自治会間の交流、組織強化が図られたところであります。

また、本年度に見直しを予定しております自治会長事務手数料につきましては、各自治会長のご意見等を参考に、現在新たな制度設計に向けた準備を進めているところでございます。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、市民活動応援事業につきましては、先月19日に、協働事業提案制度及び市民参画協働事業推進補助金の選定委員会を公開プレゼンテーション形式で開催し、7件の事業に対して評価を行い、いずれも採択されたところであります。

また、本年4月に開設いたしました市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」では、先月15日に、市民活動やボランティア活動の交流の場として「ぷらっとカフェ15」を初開催し、市民活動やボランティアに携わる方々が情報交流を行っていただいたところであります。この「ぷらっとカフェ15」は、中間支援機能の一つとして、今後も毎月15日に市民協働センターにおいて開催することで、市民活動のきっかけづくりや新たな交流の創出へとつなげてまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進につきましては、来月4日から10日までの人権週間に合わせて、来月6日に、中央コミュニティセンターにおいて、子どもの人権をテーマとした意見交流や人権に関わる市民団体によるブース出展等を行うヒューマンフェスタ in 亀山を開催いたします。また、人権週間期間中には、市立図書館及び亀山エコーにおいて、関係団体による活

動紹介の展示と市内小・中学生の人権ポスターの掲示を行うこととしており、これらの機会を通じて、市民の人権意識の高揚を図ってまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず組織力の強化と働き方改革の推進のうち、組織・機構につきましては、現組織における課題等を検証し、次期総合計画に位置づける政策を効果的に推進するための組織体制について検討を進めてまいりました。そのような中、現組織体制を基本的に維持することといたしますが、所管事務の一部を見直すこととし、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、行政DXの推進のうち、地方公共団体情報システム標準化への対応につきましては、去る9月下旬に一部システムの標準準拠システムへの移行を行ったところであり、引き続き安全かつ計画的な移行に努めてまいります。

次いで、持続性を保つ健全な財政運営のうち、令和8年度からの5年間を計画期間とする第4次亀山市行財政改革大綱の策定につきましては、当該骨子案に対する議会等からのご意見を踏まえ、大綱（案）及び実施計画（案）の本年度内の計画策定に向け、引き続き検討を進めているところでございます。

ところで、次期総合計画の策定につきましては、庁内策定組織での検討や当該骨子案に対する議会からのご意見を踏まえつつ、基本構想及び前期基本計画の計画案を取りまとめ、先般、亀山市総合計画審議会に諮問を行い、現在審議が進められているところであります。今後は、当審議会からの答申を踏まえ、最終案の取りまとめへと進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、最終案につきましては、その取りまとめが出来次第、議会へご説明申し上げたいと存じております。

一方、去る10月1日を基準日として実施されております国勢調査につきましては、調査員及び指導員の協力の下、正確な調査実施に向け全庁的な取組を行い、大きな支障もなく調査を進めることができているところでございます。現在調査結果の集計作業等を進めており、来月には全ての調査業務が完了する予定でございます。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月11日から11月10日までにおける一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約、並びに同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岡本公秀君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

中原教育長。

#### ○教育長（中原 博君登壇）

令和7年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並び

に市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず教育に関する国の情勢であります。文部科学省は、来年度の教育関係予算の概算要求において、質の高い公教育の再生として中学校35人学級の実現や小学校教科担任制の計画的推進、教師の処遇改善、教師人材の確保の強化、GIGAスクール構想のさらなる推進と学校DXの加速等の実施に関する予算を盛り込みました。また、教育支援センターの支援員の配置拡充や保護者支援の機能強化など、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等を推進する考えが示されています。

次に、県の情勢であります。不登校児童・生徒数が年々増加している中で、保護者相談会など保護者同士が不安や悩みを話し合い、交流する場の提供を行うなど、対応が進められています。

また、令和9年度以降の三重県立高等学校入学者選抜における調査書について、記載項目の変更点が示されました。具体的には、欠席日数、欠席理由、健康の状態といった出欠、健康の記録を記載する欄の削除や総合的な学習の時間の記録を全ての生徒について記載するのではなく、特筆すべき成果がある生徒についてのみ、その他参考となる諸事項の欄に記載するといった変更が行われることとなります。

このような情勢を踏まえ、教育委員会におけるそれぞれの事業進捗について、ご説明申し上げます。

まず学校教育に関する取組につきましては、先月、市内研修優先日を2日間設定し、関小学校や神辺小学校等において、人権教育の授業公開や講師を招いての若手育成のための研修会など、各校、各教科に応じた主体的な研修を実施いたしました。こうした授業公開では、子どもたちが真剣に課題に向き合う姿が見られ、その姿を基に教員が授業づくりや指導方法について学ぶ機会を持つことができました。

次に、情報教育につきましては、現在、子どもたちの発達段階に応じてICT機器の日常的な活用を図っているところでございます。こうした中、来年度に予定している1人1台端末の更新に向け、三重県が示す来年1月の共同調達の公告に係るスケジュールに合わせて契約事務を進めるため、本議会に関係経費の債務負担行為の追加について予算補正を提案いたしております。

次いで、生徒指導におけるいじめ事案につきましては、新たに認知されたいじめ事案や未解消事案の現状を一つ一つ確認しつつ、特に困難な事案については関係機関等と連携を図りながら、事案解消に向け慎重かつ丁寧に対応を進めているところでございます。

また、今月はいじめ防止強化月間となっております。各学校において児童会や生徒会を中心として、ピンクシャツ運動やいじめについての生徒同士でのディスカッションなど、いじめ撲滅に向けた児童・生徒の主体的な取組が進められています。さらには、いじめの防止等に関する理解を深め、保護者、家庭や地域においても、それぞれの立場、役割での子どもの安全・安心な場づくりの協力をお願いしているところでございます。

一方、不登校事案につきましては、本年度上半期の不登校児童・生徒数は、昨年度の同時期と比べて中学校でやや増加していますが、校内教育支援センターに毎日登校できる児童・生徒やクラスへ戻る事ができる児童・生徒が増えてきています。今後も、引き続き校内において、学習のサポートや相談がしやすい環境づくりに努めてまいります。

次に、部活動関係につきましては、令和9年度夏以降の休日の部活動の地域展開等を目指し、今

月から、野球、剣道、ハンドボール及び陸上競技の4種目においてモデル事業を実施しているところでございます。本年度末までに数回の活動を予定しており、このモデル事業の実施について関係機関等とも情報を共有し、本市に合った地域展開等の取組を進めてまいります。

続きまして、給食関係についてご説明申し上げます。

まず、中学校全員喫食制給食実施事業のうち、亀山中学校及び中部中学校における配膳室等の整備工事につきましては、現在計画どおり配膳室の内装工事を進めているところでございます。また、給食調理につきましては、本市の栄養教諭等が作成する来年4月からの献立に基づいた食材の分量等の調整や学校給食衛生管理基準に基づく調理作業工程等について、給食調理等業務の受託業者と詳細な協議を重ねているところでございます。加えて、中学校教職員を対象とした給食指導や食物アレルギー対応につきまして、校内研修会の開催に向けた準備も進めているところでございます。

こうした中、去る8月27日、株式会社エンジョイ様から企業版ふるさと納税制度を活用したご寄附をいただきましたので、寄附者のご意向を踏まえ、本事業に活用させていただくため、本議会に歳入の予算補正を提案いたしております。

次に、学校給食費につきましては、昨年度から主食である米をはじめ食材の価格が高騰する中、献立を工夫して給食を提供してまいりましたが、先月、三重県学校給食会から令和7年度学校給食用米飯売渡価格が示され、1食当たりの米飯価格が約27円上昇したところです。この価格の上昇により、現在の学校給食費では栄養バランスを考慮した給食の提供が困難な状況となっております。

こうしたことから、来年1月以降の学校給食については学校給食費の段階的な増額が必要となります。本議会では、まずは米飯価格の上昇分についてのみ増額とする学校給食費の改定に伴い、保護者負担が増加しないように、その増額分に対して、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し財源とすることと併せて、関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、今月初旬に市内の一部地域で発生した水道水の濁りに伴う学校給食の対応といたしましては、亀山南小学校及び昼生小学校におきまして、給食備蓄食による対応を3日間行った後、関学校給食センターからの食缶の搬入により対応したところです。今般の対応を踏まえ、引き続き、安全で安心な学校給食の提供に努めてまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず社会教育関係につきましては、社会教育団体が主催するイベントが各団体の創意工夫により実施されています。先月21日には、西野公園体育館において婦人会連絡協議会主催のなでしこ健康フェスティバルが開催され、亀山、野登、関地区から65名が参加されました。「跳ばず、走らず、転ばず」の精神で、ユニークな競技を通じ、心身の健全と会員同士の交流、親睦が図られたところでございます。

次に、青少年育成事業につきましては、今月16日に関文化交流センターにおいて、子ども会育成者連絡協議会主催の親子フェスティバルが青少年育成市民会議の協力により開催され、バームクーヘン作りやフラワーアレンジメント等の催しに多くの親子が参加され楽しまれました。引き続き、各社会教育団体の活動に対する支援に努めてまいります。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

まず亀山市立図書館のさらなる利用者数の拡大に向けた取組につきましては、先月12日には本と子どもをつなぐ大人に向けた講演会を、今月24日には一箱本棚づくりワークショップを開催い

たしました。また、今年30日にはキャンドルナイトコンサートを、来年1月には創作童話コンクールの表彰式や作家講演会等を開催するとともに、地域資料に関するイベントについても予定しているところでございます。

最後に、本年度の教育功労者表彰につきましては、先月5日に中部中学校において表彰式を開催し、学校教育ボランティア関係分野をはじめ、日頃よりご尽力いただきました方々、個人12名を対象といたしまして、感謝状及び記念品の贈呈を行いました。受賞されました方々のこれまでの功績に対し敬意と感謝を表するとともに、本市の教育に対しまして、今後も引き続きご支援を賜りたいようお願い申し上げたところでございます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岡本公秀君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時02分 休憩）

---

（午前11時11分 再開）

#### ○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第5、議案第81号から日程第20、議案第96号までの16件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第81号亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度、こども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置づけられたところでございます。

この乳児等通園支援事業は、その設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされており、その条例は、内閣府令で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされております。そこで、この内閣府令で定める基準として、令和7年1月14日付で乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が公布され、令和8年4月1日から乳児等のための支援給付が施行されることに伴い、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

制定内容といたしましては、内閣府令により示された基準と同様の内容を定めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

また、本条例の施行日と子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行日に関する調整規定を設けることといたします。

次に、議案第82号亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、本市の組織・機構については、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進し、市民サービスの向上を図るため、令和4年度に部の再編等を行い、以後、国の施策、行政課題及び緊急課題に応じて、その都度組織・機構を見直してきたところでございます。

このたび、令和8年度を始期とする第3次亀山市総合計画に掲げる施策、事業を推進するに当たり、現組織・機構における課題等を検証したところ、基本的には現行の組織・機構を維持しますが、所管事務の一部を変更する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、事務の効率化を図るため、所管事務の一部を見直すとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、市長、または教育委員会が管理し及び執行する教育に関する事務について整理することといたします。

改正内容は、まず第1条による亀山市行政組織条例の一部改正におきましては、市民文化部の分掌事務に博物館に関する事項を新たに加え、健康福祉部の分掌事務であるスポーツの推進に関する事項を削ることといたします。

次に、第2条による亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正におきましては、スポーツに関する事務の職務権限を市長から教育委員会に移行し、一方で、博物館の設置、管理及び廃止に関する事務の職務権限を教育委員会から市長に移行することに伴い、当該事務に係る規定の整備を行うことといたします。

なお、施行日は令和8年4月1日とし、それぞれの事務に係る処分、申請、その他の行為についての経過措置を設けることといたします。

また、附則におきまして、関係する5つの条例の規定を整理するため、所要の改正を行うことといたします。

次に、議案第83号亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、令和7年8月7日の人事院勧告における勧告事項のうち、月例給並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の引上げについて、国の一般職の職員及び一般職の任期付職員に準じて、市の一般職の職員及び一般職の任期付職員においても引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による亀山市職員給与条例の一部改正におきまして、一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員につきましてそれぞれの給料月額を一定水準引き上げるとともに、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げることといたします。

次に、第2条による亀山市職員給与条例の一部改正におきましては、一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の令和8年6月期以降の期末手当及び勤勉手当につきまして、6月期の支給月数を引き上げ、12月期の支給月数を引き下げることといたします。

次に、第3条による亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正におきましては、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員の各号給の給料月額を引き上げるとともに、特定任

期付職員の令和7年12月期の期末手当の支給月数を引き上げることといたします。

次に、第4条による亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正におきましては、特定任期付職員の令和8年6月期以降の期末手当につきまして、6月期の支給月数を引き上げ、12月期の支給月数を引き下げることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行いたします。

また、第1条の規定による改正後の亀山市職員給与条例及び第3条の規定による改正後の亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用することといたします。

次に、議案第84号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、資産に関する証明書の交付について、県内市町における同様の証明書に係る交付状況に鑑み、また交付に係る事務作業の円滑化及び市民サービスの向上に資するため、所要の改正を行うものでございます。

また、建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、資産に関する証明書のうち、土地及び家屋に係る評価証明書、公課証明書、または資産証明書につきましては、土地と家屋をそれぞれ分けて交付しているところでございますが、土地と家屋を同一の証明書に記載して交付することといたします。

2つ目といたしまして、本条例で引用している建築基準法施行令の条項ずれに伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は、令和8年1月1日といたします。

ただし、建築基準法施行令の条項ずれに伴う改正規定の施行日は、公布の日といたします。

次に、議案第85号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、内閣府令で定められた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準におきまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び学校教育法におきまして、虐待防止に係る規定が創設されたこと等に伴う改正が行われたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、関係法令において創設された幼保連携型認定こども園、または幼稚園である特定教育・保育施設の職員の虐待防止に係る規定のうち、当該職員の虐待行為に該当する行為を定めた条項を新たに引用することといたします。

2つ目といたしまして、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整理、その他規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第86号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございますが、厚生労働省令で定められた家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準におきまして、家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士に地域限定保育士を追加する改正、乳幼児健康診査による家庭的保育事業者等の健康診断の代替に関する改正等が行われたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正におきましては、1つ目といたしまして、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

2つ目といたしまして、利用乳幼児に対して児童相談所等において行われた健康診断等の取扱いについて定めることといたします。

3つ目といたしまして、家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士について、地域限定保育士を追加することといたします。

次に、第2条による亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正におきましては、保育士及び保育従事者の配置基準に関する経過措置に係る保育士に地域限定保育士を追加することといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第87号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、厚生労働省令で定められた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準におきまして、放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業を行う場所に置かなければならないとされている放課後児童支援員に地域限定保育士を追加する等の改正が行われたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、放課後児童支援員の資格要件の一つである保育士につきまして、地域限定保育士を追加することといたします。

2つ目といたしまして、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第88号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げることといたします。

なお、施行日は令和8年4月1日とし、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用いたします。

次に、議案第89号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、本市におきましては、高齢者、障がい者、独り親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保を図るため、亀山市住生活基本計画において、民間が所有する賃貸共同住宅を活用した市営住宅の供給を推進することといたしております。こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、新たに設置する高塚南住宅の位置等について定めるとともに、その他規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第90号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴い、関係する4つの条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、これら条例で引用している地方自治法の条ずれに伴う規定の整理を行うことといた

します。

なお、施行日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日といたします。

続きまして、議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ3億7,811万5,000円を追加し、補正後の予算総額を241億2,923万6,000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、職員の退職手当の増額のほか、障がい者支援事業において、利用者数の増加による介護給付費等の増額及び医療扶助費などの扶助費の増額などを計上いたしております。

まず歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、本年度の退職者が増となる見込みとなったことから、退職手当の増額を計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉一般事業において、障がい者自立支援給付費等国庫負担金、障がい児入所給付費等国庫負担金等の過年度返還金を計上し、障がい者支援事業及び心身障がい児支援事業において、利用者数等の増加による介護給付費等の増により扶助費を増額し、児童手当給付事業において支払い対象児童数が見込みを下回ったことにより減額したほか、扶助費において不足する見込みとなった医療扶助費等の増額を計上いたしております。

商工費につきましては、産業振興奨励金の額の確定に伴う補助金の減額を計上いたしております。

教育費につきましては、指導者用端末と関連機器一式購入及び保守委託料について入札差金が生じたことから、備品購入費及び委託料を減額するものでございます。

一方、歳入でございますが、市税につきましては、決算見込みにより個人市民税、法人市民税や固定資産税を増額いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税の交付額の決定に伴い減額いたしており、国庫支出金では、介護給付費等の増額に伴う障がい者自立支援給付費負担金の増額や扶助費の増額に伴う生活保護費負担金の増額のほか、国の令和7年度一般会計予備費により交付された重点支援地方創生臨時交付金などを計上いたしております。

県支出金では、国庫支出金に準じて、障がい者自立支援給付費負担金の増額などを計上いたしております。

繰入金では、今回の予算補正において市税収入の増などがございましたことから、歳入、歳出額を調整するため、財政調整基金繰入金を減額するほか、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を計上いたしており、繰越金では、今回の補正財源として前年度繰越金を全額計上いたしております。

市債につきましては、教育債において入札差金が生じたことによる減額をいたしております。

債務負担行為補正につきましては、会議録作成等委託料など12事業を追加し、戸籍システム管理事業など4事業で限度額を変更いたしております。

地方債補正につきましては、デジタル活用推進事業の限度額を変更いたしております。

次に、議案第92号令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ5,183万9,000円を追加し、補正後の予算総額を

45億1,377万7,000円といたしております。

主な補正内容は、執行見込みにより一般被保険者高額療養費を増額するとともに、過年度県支出金返還金を計上するほか、令和6年度決算における剰余金について基金への積立金を計上いたしております。また、債務負担行為補正として、電話健康相談業務委託料など3事業を追加いたしております。

次に、議案第93号令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ6,264万円を追加し、補正後の予算総額を13億6,504万円といたしております。

主な補正内容は、被保険者の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金を計上するほか、一般会計繰出金を計上いたしております。

次に、議案第94号令和7年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、債務負担行為の補正につきまして、令和8年度からの契約事業者の選定を行うため、複写機賃借料を追加いたしております。

次に、議案第95号令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入及び収益的支出をそれぞれ246万1,000円増額し、補正後の予定額をそれぞれ16億3,986万1,000円といたしております。

また、資本的支出を58万6,000円増額し、補正後の予定額を18億2,068万6,000円といたしております。

主な補正内容は、収益的収入において預金利息を計上いたし、資本的支出において執行見込みによる受益者負担金一括納付報奨金を減額いたしたほか、債務負担行為の補正につきまして、令和8年度からの契約事業者の選定を行うため複写機賃借料を追加いたしております。

次に、議案第96号令和7年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、債務負担行為の補正につきまして、令和8年度からの契約事業者の選定を行うため複写機賃借料を追加いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計、各特別会計及び各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、本議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和7年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

山本副市長。

#### ○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から説明欄をご覧いただきながら、主な内容をご説明いたします。

まず人件費についてでございますが、59ページをご覧ください。

上段のア、会計年度任用職員以外の職員、正規職員分でございますが、給料4,183万6,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるものなどで、職員手当1億4,933万2,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の増額及び退職者の増による退職手当の増額などを計上いたしております。

お戻りいただきまして、27ページをご覧ください。

中段の第3款民生費、一般事業3,672万5,000円につきましては、障がい者自立支援給付費等負担金などの過年度国庫支出金、県支出金返還金を計上いたしております。

下段の自立支援事業5,200万円につきましては、介護給付費等の利用者の増加等に伴い増額いたしております。

次に、29ページをご覧ください。

中段の一般事業2,699万3,000円につきましては、子ども・子育て支援交付金などの過年度国庫支出金、県支出金返還金を計上いたしております。

下段の児童扶養手当給付費1,140万円につきましては、児童扶養手当が見込みより多かったことから増額いたしております。

次に、33ページをご覧ください。

上段の自立支援事業4,200万円につきましては、介護給付費等の利用者の増加に伴い増額いたしております。

次に、35ページをご覧ください。

上段の扶助費4,650万円につきましては、生活保護費のうち、医療扶助費、生活扶助費等の増加に伴い増額いたしております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

お戻りいただきまして、9ページをご覧ください。

上段及び中段の第1款市税につきましては、決算見込みにより市民税及び固定資産税を合わせ4億2,400万円を増額いたしております。

次に、11ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金、障がい者自立支援給付費負担金4,700万円につきましては、介護給付費等の利用者数の増等に伴い増額いたしております。

4つ下の生活保護費負担金3,487万5,000円につきましては、生活保護費の財源として増額いたしております。

中段の重点支援地方創生臨時交付金1,623万6,000円につきましては、国の令和7年度一般会計予備費分を計上いたしております。

次に、13ページをご覧ください。

上段の第16款県支出金、障がい者自立支援給付費負担金2,350万円につきましては、介護給付費等の利用者数の増等に伴い増額いたしております。

次に、15ページをご覧ください。

上段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金1億5,630万2,000円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額いたしております。

中段の第20款繰越金、前年度繰越金1億2,226万円につきましては、今回の補正予算の財源として全額を計上いたしております。

続きまして、議案第92号令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の73ページをご覧ください。

歳出でございますが、上段の第6款諸支出金、償還金2,384万7,000円につきましては、令和6年度の精算に係る県への返還金を計上し、中段の国民健康保険事業運営基金積立金2,809万4,000円につきましては、令和6年度決算における剰余金を基金に積み立てるため計上いたしました。

続きまして、歳入でございますが、お戻りいただきまして、69ページをご覧ください。

下段の第8款繰越金、前年度繰越金5,194万1,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしております。

続きまして、議案第93号令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の89ページをご覧ください。

歳出でございますが、上段の第2款後期高齢者医療広域連合納付金5,385万1,000円につきましては、被保険者数の増に伴い、広域連合への負担金を増額いたしております。

続きまして、歳入でございますが、お戻りいただきまして、83ページをご覧ください。

上段の第1款後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料現年分2,594万8,000円及びその下の普通徴収保険料現年分2,782万1,000円につきましては、被保険者数の増に伴い増額をいたしております。

続きまして、議案第95号令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の98ページをご覧ください。

上段の資本的支出におきましては、受益者負担金一括納付報奨金の執行見込みにより280万円を減額いたしております。

以上、一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岡本公秀君）

副市長の補足説明は終わりました。

これにて上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次に、お諮りします。

明日29日から12月8日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日29日から12月8日までの10日間は、休会することに決定いたしました。

次の会議は12月9日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時45分 散会)

令和 7 年 1 2 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和7年12月9日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第81号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第82号 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

議案第83号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第84号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第85号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第86号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第87号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第88号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第89号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第90号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第91号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

議案第92号 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第94号 令和7年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第95号 令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第96号 令和7年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君

9番	新 秀 隆 君	10番	豊 田 恵 理 君
11番	福 沢 美由紀 君	12番	森 美和子 君
13番	鈴 木 達 夫 君	14番	岡 本 公 秀 君
15番	伊 藤 彦太郎 君	16番	服 部 孝 規 君
18番	櫻 井 清 蔵 君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	山 本 伸 治 君
理 事	亀 渕 輝 男 君	政 策 部 長	笠 井 武 洋 君
総務財政部長	原 田 和 伸 君	総務財政部参事	佐 藤 康 二 君
市民文化部長	小 林 恵 太 君	市民文化部次長兼 関 支 所 長	北 川 明 美 君
市民文化部参事	関 戸 繁 人 君	健康福祉部長	林 秀 臣 君
子ども未来部長	高 宮 綾 子 君	産業環境部長	富 田 真左哉 君
産業環境部参事	村 田 博 君	建 設 部 長	高 桐 美智代 君
上下水道部長	松 永 政 司 君	危 機 管 理 監	木 田 博 人 君
会 計 管 理 者	原 正 一 君	消 防 長	豊 田 達 也 君
消 防 部 長	豊 田 賢 治 君	消 防 署 長	倉 田 利 彦 君
地域医療統括官	谷 川 健 次 君	地 域 医 療 部 長	小 森 達 也 君
教 育 長	中 原 博 君	教 育 部 長	大 平 守 君
代表監査委員	上 田 寿 男 君	監査委員事務局長	高 嶋 美 季 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	落 合 巧 君		

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	議 事 調 査 課 長	新 山 さおり
書 記	木 戸 将 文	書 記	西 口 幸 伸
書 記	山 北 康 仁		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第2号）により取り進

めます。

これより日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出され、会議システムに保存してありますのでご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 櫻木善仁議員。

### ○2番（櫻木善仁君登壇）

おはようございます。

新和会の櫻木善仁でございます。

まず、質疑に入る前に、昨夜青森県東方沖で発生した地震で被害に遭われた地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、まだまだ不安な状況が続いておりますが、一日も早く安全な平穏な生活が取り戻されますよう心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、議案第82号亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、以上2項目について質疑をさせていただきます。

初めに、議案第82号亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について伺います。

まず、改正の背景、必要性についてですが、令和8年度を始期とする第3次亀山市総合計画に掲げる施策・事業を推進するに当たり、現組織・機構における課題等を検証した結果の所管事務の一部変更と説明を伺っております。第3次総合計画に上げる施策・事業を推進する上で、現行組織にどのような課題があったのか、ご説明をお願いします。

### ○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

### ○総務財政部長（原田和伸君登壇）

おはようございます。

現行の組織を検証した結果の課題ということでございますが、現行の組織につきましては、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進し、市民サービスの向上を図るため、令和4年度に部の再編等を行い、その後、令和6年度には子ども未来部を設置するなど必要に応じた組織・機構の見直しを行い、現在の体制になっております。

今般、次期総合計画の策定を進めるに当たりまして、計画に掲げる施策・事業を推進していく組織・機構を検討する中で、まずは現組織・機構における課題等について所属長に対するヒアリング等による検証を行ったところ、学校部活動の地域展開を推し進めていくための体制強化、それと歴

史博物館のさらなる事務の効率化を図るための組織の見直し等が必要と考えたところでございます。

そして、結果的に現行の3層体制、部・課・グループでございますが、及び現在設置されている部につきましては、引き続き維持するものの、先ほど申し上げました一部の所管事務について、スポーツの推進に関する事項と歴史博物館の管理執行の権限に関しましてですが、見直しが必要であると判断いたし、今回の条例改正の提案をさせていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

背景としては、この令和8年度の第3次亀山市総合計画の始期であったり、財政構造改革骨太方針2024の集中改革最終年であり、新たな施策や変化に対応する組織強化だとか組織再編が必要になってくる時期ではないかなというふうに感じます。その中で、今回の見通しが最小限の改正にとどまった理由とは何なのか。大規模な再編ではなく、所管事務の一部変更にとどめた判断の根拠の説明を求めます。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど申し上げましたように、現組織・機構における課題等につきましては、部長級及び課長級職員に対するヒアリングや、市職員組合から提供されました職員組合が組合員に対して行った機構改革の見直しに関するアンケートの結果等を次期総合計画の案に照らし合わせて検証したところでございます。

その結果、基本的には現行の組織・機構で次期総合計画に掲げる施策・事業を推進することが可能であると判断し、大規模な組織・機構の再編ではなく現行の3層体制及び現在設置されている部をそのまま維持した上で、部の所管事務を一部変更することにとどめたものとしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

大きな組織の変更をなくして3次のところを進めていくということは、理解をしました。

続いて詳細に入りますが、スポーツ振興に関する事務の教育委員会への移行について伺います。

スポーツは単に競技力の向上だけではなく、心身の健康づくり、介護予防、地域福祉の推進など幅広い分野に関係してきます。一昨日行われましたニュースポーツ体験のモルックは、子どもから高齢者、障がいのある方まで多様な世代が一緒に楽しめる一種のスポーツで、特に高齢者の健康維持や体力向上、介護予防に効果があり、地域福祉の推進に合致しています。また、来年1月24日に予定されておりますラジオ体操指導者講習会は、スポーツ推進をはじめとする方々により健康活動を地域につなげるなど福祉健康推進色が強いスポーツ活動を始動させている今、スポーツ振興を教育委員会の所管とするメリットは何か、説明を求めます。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務につきましては、現行の組織におきましては健康福祉部が所管をしております。

この経緯につきましては、本市の健康政策をより推進していくに当たり、令和4年4月にそれまでの生活文化部から健康福祉部の所管事務へといたしたところでございます。その健康政策につきましては、本市が目指してきた健康都市推進の創設期を終えたことなどから次のステージに移行する時期であると考えているところでございます。

そういったスポーツが健康に重要という部分もございますが、そのような中におきまして、少子化が進む中、将来にわたって子どもがスポーツ等の活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の地域展開の環境整備の必要性が高まっております。この環境整備につきましては、地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下で学校と地域が連携して対応していくことが不可欠であることから、事務の効率化も踏まえ、スポーツに関する事務を教育委員会に移管するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

部活動の移行というところも含まれていると思うんですけど、それというのはやっぱり市民全体からすると、その期間というのはすごく限定されているということで、市民全体からすると本当は部分的ではないかなというふうに考えます。

その中で、やはりそれを推進していくということで、その体制について伺っていきたいと思います。

スポーツは、健康づくりの施策とともに密着に関係しています。そのため、所管が教育委員会に移ることで、従来連携してきた先ほど来言っています健康福祉部との関係が弱まっていくのではないかと心配をしております。教育委員会内でスポーツ事務を担うための体制、整備は十分整っているのか、また健康福祉部との連携をこれまで以上に確保するために、どのような協議、仕組みを設けているのか伺います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど申しあげましたように、現行の組織におきましては健康福祉部健康政策課においてスポーツの推進に関する事務を分掌しておりますが、この事務が教育委員会へ移行することに伴い、この事務執行に必要な人員につきましては教育委員会に配置することとなります。

なお、この事務を分掌する課及びグループなど具体的な事項につきましては現在精査中でございまして、人員につきましても当然それに見合った人員配置は必要というふうには考えております。

それと、健康分野との連携という件でございしますが、それにつきましては現在も分野横断的に教育委員会と健康福祉部は連携いたしておりますし、今後も市全体の中で連携をしながら進めていけるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

そうすると、健康福祉部も継続するというので、例えばスポーツと運動という形を割っていくのか、運動の中にスポーツというのは含まれると思うんですけど、この健康というのは本当に運動とすごく密着しているの、運動から健康福祉部を離すというのは非常にいろんな体制が弱まっていくと思うんですけど、そういう意味合いで、例えば運動をそのまま残してスポーツを教育委員会のほうに移管する、そういう考え方なんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

健康と運動が、運動といいますかスポーツが関連するというので令和4年度に移管をしておるわけですが、議員おっしゃいますように健康と運動は密接に関連しますので、引き続き健康福祉部におきましても、議員のおっしゃいますような運動、健康に関連する運動につきましては、引き続き健康福祉部が所管していくことになります。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。そういうすみ分けをしながら、ぜひ進めていただきたいなと思います。

次に、博物館に関する事務を市長部局に移行する理由について伺ってまいります。

博物館は、教育委員会が長年にわたって文化財や学芸員の専門的な知見を生かして運営を担ってこられたと思います。今回の移行は、市として大きな方針転換であると受け止めております。

博物館を市長部局で所管することで、どのような市民への効果を見込まれているのか、説明を求めます。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現行の組織・機構におきましては、歴史博物館に関する事務は市長部局の職員が補助執行という形で実施をしておりますが、これは平成22年4月の組織・機構改革の際に教育委員会が市長と協議し、決定したものでございます。

この経緯につきましては、当時の地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、教育委員会から市長に博物館に関する職務権限を移管することができる規定が設けられていませんでしたが、市長部局において当時文化部を設置し、歴史博物館を含めまして文化関連行政を一体的に進めていくことにより、より能率的な行政運営を図ることができるという判断の下、市長部局の職員が補助執行という形で事務を行うこととしたものでございます。以後、歴史博物館の事務につきましては、市長部局の職員が教育委員会の名で執行し、重要なものにつきましては教育委員会の審議を受けるものの、本市の組織的には歴史博物館を市長部局の組織とみなしてきたものでございます。

このように、歴史博物館の事務は基本的に市長部局において処理してきたところでございまして、今回の条例改正により法的に市長に職務権限を移行し、教育委員会の審議を経ることなく執行

することにより、より事務の効率化につながるものと考えております。そういったことですので、これまでどおり歴史博物館の事務は変わりませんので、直接市民の方に影響というふうなことは少ないというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回、事務の効率化ということで行政の都合ではありますけど、市民への効果はないにしろ、影響はないということは理解をしました。

移行に当たっては、これまで教育委員会が担ってきた蓄積だとか体制がどう引き継がれていくかということで、先ほども説明がありましたけど、最も気になるのは専門人材の継続性だとか、学芸員の体制、文化財保護との関係など、教育委員会が長年担ってきた博物館に関する事務の移行に伴う課題はないのか。それはどのように対応されるのかということで、一番ちょっと気になるのが、博物館の学芸員は本来専門職であるんですが、市長部局に置かれると、専門職という位置づけであっても人事異動に伴って安易に他組織なんかに移り得ることがあるのではないかなということを懸念しております。その辺を含めてどのように対応されるのか伺います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほども申しあげましたように、平成22年4月以降、歴史博物館の事務は市長部局の職員が補助執行し、市長部局の組織とみなしてきた経緯もございます。そのために、今回、市長に職務権限が移行することで、現行よりも効率的な事務執行につながるメリットはございまして、特に新たな課題等のデメリットはないというふうに考えておりますが、そういった中で議員お尋ねの学芸員というお話もございましたが、歴史博物館に所属しておる職員につきましては、補助執行ですので市長部局の職員が補助執行しておりますので、今も身分は市長部局の職員でございます。ですので、権限が教育委員会に移ったということで、特にそこが変更になるということではございませんので、影響はないというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど来、市長部局になるということで市民への影響はないということなんですけど、やはりこの改正によると、それぞれの窓口も変わるだろうし、対応も変わると思いますので、それぞれの市民だとか、特にスポーツ団体への影響はないのかということと、相談窓口だとか手続がスムーズに移行できるのかということをお心配しますので、その辺りをちょっと、どのように対応するかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本条例の附則におきまして、改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされた処分等については、

引き続き有効とする旨の経過措置を規定しておりますので、改正前になされた手続についての混乱は生じないものと考えております。

一方で、これら事務の所管部署が変更されますことから、歴史博物館につきましては、今回の権限移管に伴いまして特に事務の窓口が変わるといふうなことはございませんでして、そういったところで混乱はないというふうには考えております。

それと、スポーツの関係の事務を移管した場合同様に、市民等からの相談・手続など窓口や担当部署が変わることによりまして変更につきましては、丁寧に周知をしておりますので大きな混乱のないように努めたいというふうには考えております。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻木議員。

**○2番（櫻木善仁君登壇）**

やはり市民に迷惑がかからないように、相談窓口等での手続がスムーズに移行できるようにお願いをして、次の質疑に入ります。

議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、まず歳入のところですが、第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入金の減額補正について伺います。

今回の補正予算で、財政調整基金の減額1億5,630万2,000円について、財源調整のためと説明されています。しかし、この表現だけでは判断に至った根拠だとか背景が十分に示されているとは言えませんので、この点についてちょっと確認したいと思います。

まず1点目ですが、財源調整とは具体的に何を意味しているのかという点です。

今回の説明では財源調整のためとだけ示されていますが、それが歳入歳出の均衡を図るためなのか、基金残高の適正化を目的としたものなのか、あるいは別の財政運営上の理由によるものなのか、その趣旨を説明してください。

次に2点目です。

なぜこの補正のタイミングでこの調整を行う必要があったのかという点、この2点について明確に説明してください。

**○議長（岡本公秀君）**

佐藤総務財政参事。

**○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）**

おはようございます。

まず、財政調整基金繰入金の減額でございます。

今回の補正予算につきましては、歳出において職員人件費や介護給付費等の補助費などの増額を計上する一方、歳入において、現時点における市税の決算見込みや例年12月補正で残金を全額計上するという前年度繰越金などを計上いたしたところでございます。いわゆるこの歳入と歳出額の収支の均衡を保つというふうな原則がございますことから、今回財源調整をいたします財政調整基金繰入金を減額し、同額にいたしたというふうなところでございます。

財政調整基金繰入金の調整につきましては、この6月、第1号補正にも実施いたしておりますが、この歳入と歳出の額を調整する必要があるときに、その都度、財政調整基金の繰入金で調整い

たすものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

歳入歳出の均衡を図るためにということなんですけれど、これは今回、先ほど来もありましたように市税の増収ということも含みにあったと思いますけど、その中で今回、税収の収入が増加したことというのは、一種の通過点であって確定ではないと思います。その中で、年末にもかかわらず補正を行うということに対して、不確定な数字で今行うということになると、また同じような形で3月に再補正をする可能性があるのではないかと。もしこれが今回補正しなかった場合にどのような問題が発生するのかを伺います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねの本補正予算で、仮に財政調整基金繰入金の減額を行わないといたしますと、先ほど申し上げました収支均衡の原則に従いまして、歳入総額と歳出総額を同額とするというふうな必要がございます。

年度途中の補正予算におきましては、これまでから法律改正や社会状況の変化、突発的な災害など以外は年度当初に計上しなかった新たな事業を計上するものではないと認識いたしておりました。その上で、例えば財政調整基金残高の早期回復を目指しております現状におきましては、歳出として財政調整基金積立金に同額を計上することが考えられます。ただ、この運用は必要のない財政調整基金の繰入れを行う予算となっております。予算総額が無用に拡大することにもつながりますことから、財政運営上は望ましくないものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

繰入れの根拠ということでお伺いしましたけど、そうすると、この時点でやらなくて、例えば市税も今、不確定なところがありますので、市税をわざわざこの時点で補正を入れるということを経ずに最終的なところで調整をすれば、こういう途中、期中での補正というのが行われなくて済むのではないかという安易な質問なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねの、では最終3月補正で全て補正をすればいいのではないかというふうなお話でございます。

当然この予算編成をしていく過程におきましては、その都度その都度変更していく予算でございます。実施する事業も変わってまいります。こういったものを予算でまずは位置づけをいたして、その事業をその都度実施していくというのが地方自治体の予算というふうに考えておきまして、その都度補正で修正していくものであると考えています。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

正確な執行をお願いしたいと思います。

続いて、歳出のところに入りたいと思います。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目の児童措置費の児童手当給付事業の減額についてですが、児童手当給付事業に計上されている児童手当4,319万5,000円の減額補正が示されています。児童手当はこの令和6年10月の制度改正により所得制限が撤廃され、単純に支給対象となる児童数を基に予算を組み込む事業となっています。児童数の把握については、住民基本台帳と母子健康手帳の基礎情報から見通しを立てられる部分が多いかと思います。

そこで伺います。今回4,319万5,000円もの減額となった主な理由は何か。当初児童数見込みと実績の間にどのような乖離があったのか。また、出生数の変動や転出入など人口動向に変化はあったのか。予算編成時に見込まれた難しかった特殊要因があったのか。いろいろ要因はあると思うんですけど、減額に至った理由について説明を求めます。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

児童手当給付事業のうち、ご質問にありました児童手当4,319万5,000円の減額でございますが、対象児童が当初の見込みより少なかったことから減額補正をするものでございまして、本制度につきましては、ご案内のとおり令和6年10月から大幅な対象者の拡充が実施をされたため、当初予算におきましては制度改正後の児童数を7,800人、給付見込額を12億660万円と見込んでおりましたが、これまでの支給実績により対象児童数の見込みを7,557人と下方修正をし、当初予算との差が生じた対象児童247人、給付額4,319万5,000円を減額し、補正後の額を11億6,340万5,000円とするものでございます。

この支給対象児童数の差異につきましては、令和6年10月の制度拡充内容の中でも、とりわけ第3子以降を3万円とする多子加算のカウントが、これまで18歳未満であったのに対しまして22歳まで引き上げられたことから、例えば大学生の第1子、第2子が市外へ住所を移しているケースや、就職して生計を別にしているケースなどがございまして、事前に正確な第3子を含めた支給対象児童数を把握することが困難であったことなどが主な要因でございまして。

今後につきましては、制度改正後の支給対象児童数の実績等を勘案しまして、より正確な児童数の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回の変更の中で少し算出が難しいところというのは、先ほど来ありましたように第3子以降の多子加算というところで、監護相当・生計費ということで説明を受けましたが、これで今回18歳年度以降22歳年度末までの子どもに対して、今回の支給対象の3子以降の多子加算というのが漏れなく行われたのかということだけは、ちょっと確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

制度拡充に伴いまして、市民のほうには周知は徹底してやっております。

その中でもこの制度を、例えば知らなかったというような方が申請をしているのかどうかというところまでは、なかなか事務上では把握はし切れないところではございますが、先ほど申し上げましたとおり市民の方には通知等でかなり集中して周知をさせていただきましたので、漏れについては少ないものというふうに考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

児童手当は、市民の子育てを支える上で最も基礎的で確実に届けなければならない施策の一つです。だからこそ、見込みの制度だとか事務の確実性は市民の安心につながる大切な部分だと考えます。

今後予算編成に当たっては、今回補正の中の数値をしっかりと今聞きましたので、その内容を生かしながら、より皆さんに大切なお金を支給、手当をしていただくことを期待して私の質疑を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、2点ほど質疑をさせてもらいますさかいに、よろしく申し上げます。

今、櫻木君とかなりかぶったところがありますもんで、まず2点、通告させてもろうてあります。議案第91号の亀山市一般会計補正予算（第4号）についてと、議案第82号亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、この2点についてです。

ちょっと議長、質疑要旨が後先しますもんでお許し願いたいと思うんですけども、まず議案第82号です。

確かに櫻木議員もかなり細かくご質問されたと思いますけれども、通告に書いてありますように改正内容についてということで、スポーツに関する事項は以前は教育委員会の所管であったものを、平成22年度、新たに文化部を設置して移管すると。それで、令和4年度から健康都市を推進していくため、健康福祉部の所管として、これは名前も変わっていたんですけども、そうして移管していたんですけども、またこれを教育委員会に所管を戻すと。

櫻木議員がいろいろ質問されて、次期総合計画の中における各所属長のヒアリングによってこれに変えた。すると、市長としての主体性ですな、こういうふうにあなたが就任されて、文化部を設置して、スポーツに関することと。

基本的に、スポーツ大会で優勝したときに優勝報告するとき、優勝盾と、それから市長訪問

をされるときによく伊勢新聞に写真が出てくるんですけれども、優勝された選手の方及び市長及び教育長がよく立っていますな。健康福祉部長が立っておった写真をあまり見たことがないんですけども、本来なら教育委員会、これはもともとの、スポーツの関係ですから教育委員会に戻すのは当然のことやと思っておりますけれども、なぜあなたが22年に新たに文化部というのをつくって、所管事務がなかったか知らんけれども、スポーツをそこへ持っていったと。また今回は次期総合計画に向けて、健康福祉部から教育委員会に移行したと。市長の思いですか、これは。担当部局がもう手いっぱいやから手に負えんと、だから所管を変えていただきたいというものが下から上がっていたもんで、それに対して市長として所管事務の変更をなされたのか、そのお考えを聞かせてください、市長。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今回の組織条例改正の基本的な考え方は、先ほどご答弁をさせていただいたところではありますが、改めて申し上げたいと思いますけど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められた教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務につきましては、平成22年4月の組織・機構改革において文化部を設置させていただきまして、文化関連行政を一元的に所掌させるために職務権限を教育委員会から市長に移行させたところであります。文化の中には当然スポーツも、文化芸術もそうですし、スポーツという位置づけもしっかりその中に入れて、そして教育委員会から市長に移行をさせたところです。

令和4年4月の組織・機構改革におきまして、本市の健康政策をより推進していくために健康福祉部に所管を移行させたわけであります。これは政策推進のために、より効果的な組織へ移行させたという背景であります。以後、スポーツを通じた健康づくり施策などによりまして健康施策の推進を図ってきたところでございますが、本市が目指してきた健康都市推進の創成期を一旦終えたところでありますから、本市の健康政策につきましては次のステージに移行する時期であると考えているところでございます。

その一方で、これは議員各位ご案内のように現在少子化が進んでおります中で、将来にわたって子どもがスポーツなどの活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校の部活動の地域展開といった環境整備の必要性がその方向へ今、環境整備を進めているところであります。この環境整備につきましては、地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下で学校と地域が連携して対応していくことが不可欠であることから、事務の効率化も踏まえましてスポーツに関する事務を教育委員会に移行させるというものでございます。

これらを理由にいたしまして、いわゆる地教行法に基づきまして、本条例改正によりましてスポーツに関する職務権限を市長から教育委員会に移行することにつきましては、教育委員会にも意見を求めましたところ異論がない旨教育委員会から回答をいただきましたので、今回本議案を提案させていただいているものでございます。

なお、先ほど答弁にもありました、櫻木議員の質疑の中でもありましたが、本市の健康都市の

中で、いわゆる健康と運動の持つ関わりというのは極めて重要だというのは、これは変わりませんので、今後もこの連携強化をしっかりとやっていくというのは当然のことであるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この政策の推進と今申し上げたような背景の中で、今回提案をさせていただいておるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

分かりました。

ところで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、スポーツ振興のためということで市長部局に移行したと。

ちょっと1点確認したいんですけども、教育委員会は予算権、予算を持っていませんからね、市長は予算権を持っておると、教育委員会は予算権を持っていないと。

今それなら、今回教育委員会へ移るんですけども、平成22年から文化部に移ってスポーツ関係の予算で、スポーツ振興のために健康福祉部に持っていったと。

ちなみに今まで、ちょっと確認したいんですわ。スポーツの各大会で優勝して、世界大会、全国大会、県大会、そういうのに何らかの助成金を支給します、していました、その額は幾らでしたかな。国際大会は幾ら、全国大会は幾ら、県大会は幾ら。これは推進した中で、市長が市長部局に所管することによってこれは何ぼでもあげられたんですけども、これは長年変わっていないはずですよ。ちょっと一遍その数値を教えてください。頭の中には入っていると思う。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

スポーツで東海大会や全国へ出場される亀山市民の皆さんについては、奨励金を支給してきております。ちょっと正確な数字は後ほど部長からお答えさせていただきますが、これは私の就任以来、拡充をしながら今日に至っております、多分三重県下ではかなり上位の支援策を講じておるというふうに考えております。しかしながら、これをどのようにさらに充実をさせていくのかというのは、様々な議論を重ねてきているところでございます。

その額につきましては、健康福祉部長のほうからお答えさせていただきたい。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員に申し上げます。

議題外の質疑となっておりますので、議題の範囲でやっていただけますか。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

では、議題の範囲内で、結局文化部に移行することによって、スポーツ振興のためのことが市長の判断でできるというために健康都市大学をしておるんだろう、あえて令和4年度に健康都市の推進のために健康福祉部の所管としたと。

数字は、国際大会が5万円です。全国大会が1万円、県大会が5,000円、何も変わっていな

いんですよ。確かにこれを出していないところもようけあります。亀山市はまだええほうかなと思うんですけども、その数字ぐらひは市長としてつかんでいただきたい。

あと、今後教育委員会に移行することによって、このような事案が発生した場合に、当然他市、今、市長が他市にはですな、私の質疑、議長は一般質問になっているというけれども市長は答えてくれましたもんでね。教育委員会に移管した場合に、そのことを教育委員会で議論されるんですかな、されたときには市長がその予算化をするのか。当然、これから週に1回か2回は必ずこんな盾を持って、優勝しましたとって、市長がにかつと笑って、伊勢新聞によう出ていますけれども。

やっぱり本来なら、平成22年度が間違うておったと私は思っておるの。スポーツ関連は教育委員会がやって、そして学校施設の問題、あなたが就任してから学校施設は何もようになっていませんやないか、そうでしょう、何か変わりましたか。変わっておりませんか。

クラブ活動に対する、生徒さんの数が少なくなっていく中で、その推進のためにいろんな努力はしてみえるのか分かりませんが、教育委員会に移管することによってどんなメリットがあるんですかな、メリット。デメリットがあると思うんですよ、逆に。そのメリットとデメリットというんですか、私はあんまり英語を知らんもんでさ、その絡みはどういうふうに考えてみえるのか。もしまたあかんだら、またこれを健康福祉部にまた戻されるのかな、何か支障があった場合。これは完璧にこれからやれると。

旧亀山市と旧関町とで合併したんが平成17年ですけども、22年度、その間に5年間ですうと、その5年前からずうとやってきたスポーツ関係は教育委員会であるというやつも、あえてあなたの就任中から、健康福祉部に健康都市大学を設けるために移行させたんや、もう十何年間。十何年間やったけれども、何かあかんだで教育委員会へ戻すんか。そこら辺の考え方をもう一遍教えてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、22年の移行が問題、間違いであったという議員のご所見でございますけれど、これはもうご記憶にないか分かりませんが、当時としては歴史まちづくり法の認定を受けて、文化財の行政も含めて教育委員会所管のものをまちづくりと一体的にということで、文化行政全般を市長部局へという中の話でございます。

あわせて、時の教育長でありましたけれど、このスポーツに関しては、当時としては様々各自治体、全国でもそうですが、教育委員会がそれを手放すということについては、かなりの抵抗とか議論があったところでもあります。今現在ではスポーツ関連も知事部局であるとか市長部局に移行するケースが主流になってきておりますが、当時としては移行は非常に抵抗があったことであります。文化財と併せまして。

しかし、亀山市は当時教育委員会としてもスポーツに関しては様々な課題を抱えてございましたので、それは含めて市長部局へという当時の教育委員会の強い意志もございましたので、併せまして私どもは平成22年度以降、文化行政、それからスポーツにつきましても市長部局の中で、そこは政策推進を行ってきておるところでございます。これは議員の所見は議員の所見として伺っておりますが、事実関係としてはっきり申し上げておきたいと思っております。

あわせまして、何がよかったか悪かったか、これは先ほども申し上げたことと併せていま一度、先ほどもご答弁させていただきましたが、スポーツと子ども、子どもの健康とか子どものスポーツの部分をやっぴり重視をする中で、今回、部活動の地域移行が展開をされております。これは非常に大きな問題でありますので、これに合わせて教育委員会とスポーツの部分がしっかりリンクできるように、これは9月議会でもそんな議論があったと思っておりますが、そのところをやっぴり強化していこうというのが今回のまた一つの大きな政策的な意味を持つものでございますので、それは議員各位におかれましては一定のご理解をいただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

やで、今までの十何年間は強化できなかつたと、だから教育委員会に移して直してやっていこうやないか、元に戻したほうがええという判断やと。

それから博物館ですけれども、教育委員会から市長に移行しますと、補助執行させることによって課題があったのかということを知りたいんですけれども、結局事務推進の効率化を一層にするために、教育委員会から市長部局に移行すると。

櫻木さんも言われたやろう、専門員や学芸員とかその方々はどうなるんやと。博物館もやっぱり教育委員会なんですよ。いろんな資料があります。公文書から今はようけ市内外から寄贈いただいた書籍、いろんな物品の整理をしていただいておりますけれども、これは大変な作業だと思います。その大変な作業の中で教育委員会やできると、教育委員会から別に市長部局に移ったところで、市長さんはお忙しい体ですから、いろんな団体の挨拶に行かならんで、決裁等をするんやったら教育長さんに博物館のことを任すよと、あなたが必要なときに言ってくれたら、お金はどれぐらい要るのやと、そんなお考えはないんですかな。

私は博物館イコール教育委員会、そのように思います。事務効率の執行の効率化を図るために、教育委員会から市長部局に移すほうが効率が上がると、そんなばかなことはないんですわ。あなたは幾つもの長をやるんですか。教育長さんは教育行政、小・中学校、幼稚園ですか。それからもろもろのところ、西の庁舎で教育委員会にご努力していただいておりますよ、博物館も含めて。あなたに任せたら、もうにっちもさっちもいかんようになってくると思うんです、それは。そんなことはないですか、あなたはもう全てできますかな、そのことが。やっぱり博物館は、私は教育委員会であると思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これも先ほど櫻木議員のご質問に答弁をさせていただいたものでございますが、この経過につきましても申し上げたとおりで、もう重複はやめますけれど、歴史博物館の事務については、市長部局の職員が教育委員会の名で執行をして、重要なものは教育委員会の審議を受けるものの、本市の組織的には歴史博物館を市長部局の組織とみなしてきて運用してきたものでございます。

このように歴史博物館の事務は、基本的に市長部局において処理をしてきたものでございますが、今回の条例改正によりまして法的に市長に職務権限を移行させることで、教育委員会の審議を経る

ことなく執行することによりまして事務の効率化につながると考えているものでございます。

既にご案内のように、改正博物館法の対応ということで、今までこの状況の中で私どもが対応の遅れみたいなことも含めまして、今は一時休館を行っておる状況もあります。極めて重要な局面でございますので、しっかり法改正の趣旨に対応できるような博物館行政に早急に立ち上げるという対応を、現在もう既に始めているところでございます。1年、2年かかるものだというふうに思っておりますが、そういう中での背景もあることもご承知をいただく必要があろうかと思えます。

以上のことを理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、本条例改正によりまして博物館に関する職務権限を教育委員会から市長に移行することにつきましては、これは教育委員会にも意見を求めましたところ異論がない旨回答をいただきましたので、今回本議会に議案として上程をさせていただいているものでございます。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

私はやっぱり、スポーツも教育委員会に行くのはこれはいいと思うの。だけど、博物館を教育委員会から外すということは、おかしいのではないかと私は思います。いろんなこと、法律のことは、私は頭が悪いもんでよう理解できませんけれども、やっぱりそうなってほしいなと思います。

次に、議案第91号ですけれども、これも櫻木議員が質問をされました。

今回の補正で、市税で4億2,400万円の増額、繰越金で1億2,226万円の増額、繰入金に1億4,865万1,000円、これで間違いないですか。それでよろしいな。前年度繰越金が1億2,226万円。それから税収が4億2,400万。その結果、財政調整基金に戻したと。これは今後の、基本的に令和11年度に財政調整基金を26億にするという目標を立てられておると。

通年、私も長いことここにおらせてもらいますけれども、この12月補正で財調繰入れをやったのは、そう度々やったもんじゃないと思うんです。確かに、前年度の繰越金の繰入れは、もろもろの総務費やとか民生費の財政調整のために、当然繰入れはあると思うけれども。

櫻木君も先ほど言われたように、12月から3月31日までの間に、去年もそうでしたね、雪氷のために2,000万の補正をしたと思うんですよ、2,000万の予備費を使うて、今予備費は聞くところによると9,000万強残っておるらしいですもんでこのようなことができると思うんですけれども、当初予算の折に市民税の増収見込み、105億やったと思うんですけれども、今回4億の増額ができた。2%ぐらいやと思うんですけれども、この見込みは立てられなかったのかと。確かに骨太方針2024で10%カットの事業削減をした中で、もう少し市民要望に応えられた各種事業、それがもっと予算化できたんと違うんかと。櫻木君への答弁によると、これはあまり大きくすると予算規模が膨張するもんでどうのこうのと言いますけれども、コロナのときに最大、国からの助成金があって、最初の年度の予算額が265億を超えたと思うんですわ、当然国から30億以上の国のお金が来ていますので、基本的に亀山市の財政規模、来年度はどうされるか分かりませんが、220億前後は亀山市の当初予算の予算額だと思うんですよ。

だから、改めてお聞きしたい。こういうような途中での財調への繰入れ、確かに25億を目途にするんやったらあれですけれども、その前にこんな繰越金が1億2,000万もあり、市民要望がかなり当初予算のときに削られたのではないかと。10%削っていますからその懸念をしてならな

いんですよ、何でこのような見込みはできなかったんかどうか。

確かに、亀山市はずうっと平成十五、六年から5万2,000人ぐらいが、他市町では人口減少が顕著なところですけども、一方の亀山市は現在も4万9,130人ぐらいでほとんど変動がないんですけども、確かに高齢化率が27.6%になって高齢化率は進んでおりますけれども、市民総人口はほとんど変わっていないと思うんですよ。確かに外国籍の方が転出された場合には、大体外国籍の方が本市には3,000人近く見えると思うんですけども、景気の動向によって1,000や1,500の数はすぐ動きますから。なので今回の補正、佐藤君が同じ答弁をされるか分かりませんが、市長として、この1億2,000万の財調への繰入れは11年度に備えてという答弁があったんですけども、そういうような思いで市長も見えるのか、ちょっとそこだけお聞かせ願いたい。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご質問は、年度途中で財源が発生した場合とか不用額が生じた場合に事業を追加して実施をすべきではないか、市民要望のためにと、こういうご趣旨であろうというふうに存じますが、まず、本市の予算編成の考え方でありまして、一般会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとする、これはご案内の総計予算主義の原則に基づいて、地方自治法であります。当初予算を編成いたしております。その上で、予算の調整後に生じた事由に基づきまして既定の予算に追加とかその他の変更を加える必要が生じた際には、補正予算を調整し、これを議会に提出することができるという規定に基づいて補正予算を提案させていただきます。

これまでから、補正予算におきましては、年度途中で発生した、これもご紹介ありましたが法律改正や社会状況の変化、突発的な災害などを除いては年度当初に計上しなかった新たな事業費を計上するものではないという基本認識をいたしているところでございます。

一方で、状況の変化や国の制度改定などによりまして対応が必要となった場合には、優先順位や時期を勘案し、改めて精査した上で事業費を計上するものと認識をいたしておりますし、今までもそのように対応させていただいてまいりました。

かつては、例えば昭和から平成の時代にかけては、地方自治体におきまして、これは議員ご案内のように年度内の使い切り予算とか、年度末には駆け込みで工事をやるというようなそういう財政運用が常態化をいたした時代がございましたが、ここ20年、30年におきましては、これは亀山市のみならず全国の地方自治体は、財政規律と財政健全性を重視したこの考え方に基づいて、当初予算、それから補正予算、これを基本的に、そのような考え方に基づいた財政運営を行っているものでございます。

したがいまして、財政調整基金残高の早期回復を現在目指している現状にあります集中改革期間、構造改革のこの3年間は何とかこれをしっかりやるのがこの後の市民生活とかまちの環境整備につながっていく、今は厳しい時期ですから、しっかりこの集中期間で努力をしようという中にございますので、財政調整基金からの繰入れを減額することが適切であろうというふうに判断をいたしているところでございます。

なお、多岐にわたります市民の皆さんからの要望につきましては、毎年度の当初予算案時におきまして、その状況とか優先順位などを見極めて、必要に応じた予算措置を講じてまいっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もろもろお伺いしましたので、またこれは一般質問のときに改めてやらさせていただきます。

次に、第2表の債務負担行為補正で、追加で滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援の追加分とありますが、地域医療体制の強化というのは、講座内容の変更についてどのような形になっておるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

滋賀医科大学スポーツ・運動器科学共同研究講座支援事業、これにつきましては、フレイルやロコモ等の運動器疾患に関する研究・啓発活動を行うため、令和5年4月に滋賀医科大学との間で共同で設置をしたものでございます。

今回の変更につきましては、高齢化が進む中で高齢者等の日常生活動作や生活の質の低下を予防するためには、運動器疾患と併せて慢性的な痛みを予防するために、痛みである疼痛疾患などへの適切な診療やリハビリも必要であるということから、令和8年度から新たに麻酔科医による疼痛疾患を課題とした研究を加えるために、その費用を債務負担行為の補正という形で追加計上いたしましたものでございます。

また、この変更によりまして、講座の取組の一つであります臨床を通じた専門医の養成の一環としまして、市立医療センターにおいて麻酔科医が派遣されて、疼痛疾患に対する専門的な診療や手術の麻酔管理が行われることとなります。人員といたしましても、現在整形外科医2名のところを、この2名に加えまして新たに麻酔科医1名が追加されまして、計3名体制という形に充実をされるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的には、今回滋賀医科大から整形外科医が2名と麻酔科医さんが1名と、現状はどんな体制やったんですかな、現状の体制。当然手術もされていると思いますけれども、現状を一遍お知らせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医療センターの体制ということでご質問ですので、私のほうからご答弁させていただきたいと思っています。

今、健康福祉部長が申しあげましたとおり、整形外科医2名が、今滋賀医科大から講座の医師として派遣されておりまして、それに加えまして1名常勤の整形外科医で対応いたしております。

麻酔のほうですけれども、麻酔は外科医、院長がさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

小森さんから話をされたけれど、そうすると、医療センターで手術があった場合は谷川先生に全  
てお願いしておったということですか、そのところをもう一遍確認。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

議員がおっしゃってみえますように、麻酔のほうは院長とあともう一人外科医が非常勤でありま  
して、そちらの方にお任せをさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

過去に医療統括官という組織ができた中で、本当に谷川先生にはご苦労さまでございます。

そこら辺の体制づくりはもっと市長が現場をちゃんと把握してもらって、確かに滋賀医科大との  
講座によって、三重大学では整形外科医さんの派遣はなかったと思うんです。滋賀医科大と提携す  
ることによって確かにお金は要ったと思うんですけれども、ちょうど3年前だったかと思うんです  
けど、もう少し市民の安心した体制づくりにご努力いただきたい。本当に私も今聞かせてもらって  
びっくりしたんですわ。当然私もちょっと手術した覚えがありますもんで、全身麻酔をした覚えも  
ありますもんで、大変なことやと思っていますけれども。

今後も、もう少し各部局と連携を取ってもらうて要るべき金は出さなあかんと、私はそう思いま  
す。抑えるべき金は抑える、そこら辺が市長の仕事であると思いますもんで、今後とも十分やって  
ください。

終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩をいたします。

（午前11時16分 休憩）

---

（午前11時26分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

本日の議案質疑は、議案第81号、1本に絞ってお聞きしたいと思います。

亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてという議案でございます。

いわゆるこども誰でも通園制度というのが来年度から始まるとは伺っておりますが、このことについての条例だと認識しておりますので、この制度の概要をまずはご説明願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、全ての子どもの育ちを応援し子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的として創設された新たな通園制度でございます。

この制度の対象児童は、生後6か月から満3歳未満の未就園児で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用することが可能です。令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から乳児等のための支援給付として本格実施される予定でございますので、本市におきましても事業実施に向けて準備を進めているところでございます。令和8年4月からの事業の実施に向け、事業を行おうとする事業者の設備や運営の体制が適切であるか市が審査し、認可するための基準を定めるため、今議会において亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案を提出させていただいたものでございます。この条例は、内閣府令で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされておりまして、内容につきましては内閣府令で定める基準と同じでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

既に先行実施している例も、三重県でも松阪市がされているということですが、来年度から亀山市としては取り組むということですね。

そうですね、一応、今回条例を制定するということは、国からのいろいろな基準が定められているということだと思うんですが、先ほど言われたとおりに参酌するということですので、国の基準のおりではなく亀山モデルでいろいろ変えていくことも可能だということだと思うんですが、今回市が上程しているものは、国の基準をそのまま踏襲したものなのかどうかということの確認をしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今回提出させていただきました条例案につきましては、内閣府令で定める基準と同様のものとしたしております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

親の立場とすると、今まで保育園に子どもを預けようとする、全て市に相談をして市で利用調整もしていただいていたわけなんですけれども、そういうことも大分これは違うとは思いますが、要するにその保育園とは直接契約になっていくのか、それともそこを利用するということに対してはこれまでの保育と一緒に市に相談するということになるのか、そこだけちょっと伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度の利用の流れについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

利用の流れでございますけれども、まず利用を希望される保護者様は担当部署の窓口で申請を行っていただきます。担当課は、申請に基づき利用の要件を満たすか審査を行い、認定をいたします。その後、初回利用の前に事前の面談を行い、保護者に子どもの情報や利用に関する情報等について確認をいたします。その後、面談を行った施設において利用が可能となりますので、利用者は利用を希望する日を予約し、利用することとなります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、認定と内容などを聞き取っていただく面談は市でやっていただいて、利用する頻度であるとか時間であるとか日数であるとか、そういうことについては直接その施設と相談をするということで、何か介護保険みたいなもの、認定は介護でしていただいている、施設が決めてという感じのイメージでよかったですか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

先ほどのご質問ですけれども、認定は担当課の窓口で、市のほうでさせていただきますけれども、面談はその実施園で事業者と面談を行っていただく予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。利用を調整していただくという仕事ではなくなるということで、公的なものは薄くなるのかなと感じましたが、あと、それから国の資料を見ておられますと総合的にシステムを使うということが書いてあったんですけれども、今、C o D M O N（コドモン）とかそんなもって使っていますけれども、このシステムというのは園側が使うというのと、また利用者、保護者も使うということになるのかどうか、分かっていたら伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

令和7年度から、制度の円滑な利用や運用の効率化を図るために国のほうで、こども誰でも通園制度総合支援システム運用が開始されているところでございます。

本市におきましても、予約や管理等に関しまして、今後その活用も検討してまいりたいと現時点では考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

予約ということになりますと、親も使うし、園も使うということですね。

それでは1点目ですけれども、この誰でも通園制度というのは就労要件になくても子どもを預けることができる、園に通園することができるということなんですけれども、今までやっていた一時保育、預かり事業というんですかね、それは今までもやっていたわけであって、それと今回のこども誰でも通園制度の違いについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

一時預かり事業につきましては、保護者の疾病等により家庭での保育が一時的に困難となった就学前の子どもを保育所等で預かるための事業である一方、こども誰でも通園制度は保護者の就労要件を問わず、生後6か月から満3歳未満の未就園児を持つ全ての家庭が利用できる制度でございます。一時預かり事業は保護者の一時的な事情による保育の需要に対応する事業であり、こども誰でも通園制度は、子どもの成長の観点から全ての子どもの育ちを応援する目的で創設された制度でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。保育ということで子どもの成長、育ちを応援する、保障するという意味で通園をしていただくということですね。

これを来年度から亀山もするということですが、認定に係る面談もしていただくと言われていました。また日々、初めて来るお子さんを見るためにも環境整備も必要かと思えますし、それに関する人件費も必要かと思うんですけれども、公定価格として手だてがきちんとかあるのかどうか、出ているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度の利用に係る乳児等のための支援給付の公定価格につきましては、子ども1人1時間当たりの基本単価に加え、障がい児の受入れをした場合に必要な加算が検討されております。しかしながら、現在、令和8年度以降のこの公定価格につきましては、国からの情報によりますと今月末頃に示される予定となっております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

6年度から先行、7年度もやっておられた事例を拝見すると保護者の利用料は時間で300円程度で、ゼロ歳児だと補助が1時間当たり1,300円、1歳児だと1,100円、2歳児だと900円、医療的ケア児の加算が2,400円、障がい児の加算が400円、要支援家庭の子どもの加算が400円というのが上げられていましたが、この程度になるかなということが示されていることでもなく、まだ白紙であるということなんですね。

それで、もう一つ私は心配なのが、出来高払いということがちょっとうたわれていましたんで、今の保育所の公定価格というのは要するに、子どもたちが今みたいにインフルエンザでみんな休んだりとかいろんな災害で来なかったりとかしても、それでもやっぱりやることがあるので、さらにやらなくちゃいけないことがあったりもしますし、子どもが来たか来なかったかで国からのお金が減るということは今はない方法で保育所というのは運営されていると思うんですけども、この事業に関しては出来高払いと聞いているんですが、そうすると本当にそれがそうなのかどうかということの確認と、そうしますとこのゼロ、1、2歳の子というのは風邪を引いたり何だりすることが多いわけで、予定して職員をつけていても来なかったということも出てくると思うんですけど、それで本当に財政的にやっていけるのかどうかということについては、どのようにお考えですか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度におきます乳児等のための支援給付は、議員がおっしゃいますように、お子さんの1時間当たりの利用に応じて算定されます。一方、認可保育所や認定こども園、地域型保育事業の利用に係る子どものための教育・保育給付の公定価格につきましては、人件費や施設管理費及び事業費を含んだ年齢ごとの基本分単価と、施設の状況に応じた処遇改善などの加算項目を加えたものとなり、それが算定されますとそのままの状態、変わらないというものでございますけれども、実際のところは利用の時間に応じて算定されるものでございますので、実際のところはそのような形になっております。

しかしながら、詳細の部分が現時点では示されていない部分もございますので、今後、こども誰でも通園制度の利用につきましてはその情報を注視しながら制度設計に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

出来高というと本当に不安定な運営になっていくのかなと思うので、やれる園も限られてくるだろうなあ、全国的にも、と思うんですが、次の職員体制についてお聞きしたいと思います。人員配置基準というのがありますし、このことについてはどのように配置されるのか。

今は、亀山市は1歳児と2歳児は上乘せ基準でやっておられる、ゼロ歳児は3対1で国の基準の

とおりで、1歳、2歳児は6対1のところを公立については5対1で、上乘せ基準でしていただいていると思うんですけども、そこも加味された上での人員配置基準になるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度につきましては、子ども・子育て支援法第61条第1項の子ども・子育て支援事業計画に従って実施する地域子ども・子育て支援事業に位置づけられておりますので、第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画に設定いたしました必要利用数が確保できるよう、職員体制を今後整備してまいりたいと考えています。その整備につきましては、現在市内の園で活用しております配置基準に準じて実施してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

1つ懸念があるのが、この事業に関しては全て保育士だけではなく一定は保育士でない方も入れてもいいというようなこと書き込みがあったわけなんですけれども、亀山市としてはこのゼロ、1、2歳の子の事業に対して保育士だけで対応するのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

先ほど申しあげました必要利用数の確保ができる職員体制でございますけれども、保育士のほうで体制を整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

大変安心しました。そこについては。

それで、そもそも保育士不足というのがもともと保育園にあるわけなんですけれども、その対応が後回しになるということはないのかどうかという不安があるんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度につきましては、令和8年4月1日から子ども・子育て支援法に基づき、全ての対象となる子どもの保護者が乳児等のための支援給付を受ける権利が生じることから、全ての市町村で実施する必要があるものと考えております。当市で事業を実施するための保育士の確保が必要でありますので、当該事業を実施していくために保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

人がいなかったからうちだけやりませんということではできないようなので、それはしていただくなくてはいけないと思いますけれども、大本の保育士不足についても絶対に見ていただきたいなと思います。

保育環境、ここが分からないと今までの話も分かりづらかったわけなんですけれども、一体この通園制度をどこでやるのか、何か所でやるのか、どのようにやるのか、あとは子どもさんの定員、そこら辺まで伺っておきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本市における令和8年4月からのこども誰でも通園制度の実施については、公立保育所等での実施を予定しております。

事業の実施についての具体的な内容については現在検討中ではございますけれども、第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画に設定いたしました必要利用数が確保できるように努めてまいりたいと考えております。また、制度の実施に向けては、公立保育所のほうで、既存の保育室で受入れを行う予定でございます。また、保育活動につきましても、年齢の近い子どもとの集団での活動を経験するため、在園児とともにを行う予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

既存の保育室を使って行うということだと、どういう方式で行うかというところで一般的なものと定員の余裕で行うのと2つ方法があった中で、別に、保育の年齢の定員で、空いた部分でやるということではないのかなと私は思っていたんですけれども、そうしますと、もともとの子どもたちのいる部屋へ通園制度の子どもたちが入るということは、そこで定員を超えることはならないということになると思うんですけれども、どの保育園でするかということによって、ゼロ歳児だけの部屋があるのか、ゼロ、1、2歳という部屋なのか全然変わってきますよね。

そんな中で、現場の声を聞いて別の保育室をつくるのではなく今の子どもたちと一緒に保育するんだということになっているのかどうか。どこの保育所なのかというのが分かればそれも聞きたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

このこども誰でも通園制度につきましては、先ほど申し上げましたように公立保育所での実施を検討しております。実施につきましては、該当となる園とともに様々な件について協議を現在重ねている状況でございます。具体的な内容や詳細につきまして決まりましたら、改めてその時点でご案内させていただきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

まだ園の名前を言うわけにはいかないけれども、きちんと現場の声を聞いてお決めになったということでもよろしいですか、別室はつくらないということにお決めになったということでもいいんですねということの確認をもう一回したいのと、そうしますと、慣れていない子どもさんが4月の保育所のようにずうっと泣いているみたいなことが年中を通じて起こってくるようなことも想定されるかと思うんですけれども、あと、お子さんの特性によっては3対1とか5対1とかそこで収まらない、要するに一緒に部屋でするということはプラス1とか2とかがあると思うんですけれども、そういうことも起こってくるかと思うんですけれども、そういうことも園の保育士さん、園長先生、1か所ですか、そのところは、そういうところと丁寧に相談した上で別の保育室をつくらずにやるか決めたいかということ、くどいようですけど、もう一度聞きたい。

というのは、先行してやった事例を見ておられますと、子どもの心の安定とか安心とか安全ということを考えてやっぱり別室で、例えば毎週1回は来なさいというふうに決めてやっていただいているとか、1回の通園時間は月10時間と今国は決まっていますけど、1回で10時間使い切るんじゃないなくて、1回については8時間以内にしなさいとか何時間以内にしなさいということを決めて、子どもたちが安心して、何回か来ることによって、安定できるような手だてをしているところもありますし、別室で保育をして、この子やったらみんなの中に入れるなということの中で別室に行くというようなこともやっておられるという事例もありましたので、初めから必ず皆さんと一緒にということを決めていて大丈夫なのかなという不安の下でお聞きしております。

そうすると、みんなと一緒にだと、給食やおやつもみんなと一緒にされるということでもよかったですね。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

実施につきましては、保育時間であるとか、今後、開所日数であるとか、先ほどお話にありました給食の提供であるとか様々なことを決めていかななくてはなりません。それ一つ一つにつきまして私どもだけではなくて、実際にこの事業を実施していただきます園と協議を重ねているところでございます。

また、特別なお部屋を設けずに既存の保育室を利用してということにつきましても、園のご意見も聞かせていただいた上でその方向でというふうに現在は了承をいただいております。

また、面談等も実際には園のほうで行っていただいて、お子さんの状態であるとか個性であるとか、そのようなものも保護者の方とともに、園のほうで実際に面談をしていただいて把握していただくように努めているところでございます。別室で行う、また既存の保育室で行う、両方にメリットとデメリットがあると思いますけれども、本市におきましては園の実情や園の意見も参考にさせていただき、現在の方向で検討を進めているところでございます。

また、様々なお子さんが見えになると思いますので、この事業実施につきましては必要な保育士の配置を現在考えておりますけれども、その状態に応じながらお子さんが楽しくというか、通園をしていただけるように体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

分からないことが多いわけですが、続いてもう一つ分からないことがあります。広域対応をしていくということが国で言われています。現在も、一般の保育で広域保育をやっておられると思うんですけれども、この制度での広域対応というのはどういうものなのか、また見込みとしてどう考えておられるのか伺いたと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度は全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを目的としていることから、市町村の区域を超えた広域利用が可能な仕組みとなっております。したがって、本市にお住まいの方が他の自治体の乳児等通園支援事業所を利用することや、他の自治体にお住まいの方が本市の乳児等通園支援事業所を利用することが見込まれますが、他の自治体にお住まいの方の広域利用を認めないといった取扱いをすることはございません。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

広域利用の在り方として、現在行われている保育の広域利用と今回の広域利用、要件とかいろんなことは一緒だと思っていいのかどうかということと、広域利用の見込みが亀山市としてあるのかどうかということについて確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

保育所等における広域利用につきましては、就労等による通勤、送迎時間などの都合によって市内の保育所等を利用することが困難である場合は自治体間で調整の上、特例的に利用を認めているものでございます。一方で、こども誰でも通園制度においては特別な要件はなく、居住する自治体から利用認定され、施設の予約可能枠に空きがあれば誰でも通園できる制度となっております。

また、広域利用の見込みにつきましてはですが、現在保育所等における広域利用も実際のところございますので、あるのではないかというふうに認識しております。ただし、その数がどのようなものかということにつきましては、現時点でちょっと想定は難しいかなというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

現在行われている広域利用とはまた違う、もっと割とフレキシブルに使えるということがちょっと分かったわけですが、それはそれでまた本当に現場は大変だなということも若干心配されるかなと思います。

それで、今回これを聞いていきまして分からないことが多過ぎて、要するに国から示されていないということがありまして、条例も今回出されて4月に始まるまでにもう一回、今回もし通ったとしてもまた改正とかしていかなくちゃいけないことが想定されているのかどうかということと、あと、この事業について検証をどこでされるのかということのを最後に伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

令和8年4月1日の事業開始に向けて、国におきましても実務面での整理や法令等の整備等が進められております。国の考え方に注視しながら、私どもも今後、また3月定例会において関係条例について提案していく予定でございます。

また、事業の検証につきましては、担当課であります子ども未来部で事業実施につきまして成果と課題等を検証して、また次年度に生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩をいたします。

（午後 0時02分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のために午後から欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、12番 森 美和子議員。

○12番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

議案質疑をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず議案第81号亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてお伺いをしたいと思います。

午前中に福沢議員がしっかり30分かけて聞いていただきましたのでほとんど私も聞きたいことは聞いていただいたんですが、1点、まずは制度内容についてのうち、市内で対象になる人数、それから想定される人数が分かればお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

12番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度の対象者は、生後6か月から満3歳未満の未就園児でございます。子ども・子育て支援事業計画におきまして、令和8年度利用の対象者となるお子さんにつきましては、園を利用されていない未就園のお子様でありますことから、ゼロ歳児につつま

しては180名、1歳児につきましては160名、2歳児につきましては100名の計440名のお子さんが対象になるものと考えております。

そうしまして、その提供の体制の確保でございますけれども、現在のところは第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等による量の見込みの算出等の考え方により算出しており、令和8年度の提供体制の確保といたしましては、必要定員として8名ということを設定しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

対象の子どもが440人いて、受入れ体制としては8名ということで、制度の内容がなかなか今も見えていないので想定もしづらと思いますけど、そういうことであります。

もう一点、月10時間程度が利用可能だということを国のほうから言われておりますが、1日の利用時間というのは決まってくるのか、時間帯ですよ、午前中やと給食が要らないですけど午後もかかってくると給食が要るとかいろんな問題が出てくると思いますので、1日の利用時間というのは決まってくるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度における子どもの受入れにつきましては、国の制度において、子ども1人当たり月10時間を上限としておりますが、時間帯や時間枠の設定は職員体制などにより、実施施設の事情を踏まえて柔軟に決定できるものとなっております。本市での実施に当たりましては、子どもの状況や保護者のニーズにあった柔軟な利用が可能となるよう、受入れ体制を今後整えてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

これから決めていくということで理解をさせていただきました。

次に、一般型事業と余裕活用型事業というのがこのこども誰でも通園制度にはあるとお聞きしておりますが、それぞれどのような事業なのか、また亀山市はどのように実施していくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度の事業の実施方法といたしましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業がございます。

余裕活用型は、保育所等において利用する児童の数がその施設、事業に係る利用定員の総数に満たない場合に利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行うものでございます。また、一般型は余裕活用型に該当しないものでございまして、定員を別に設け、在園児と

合同または専用室を設けて受入れを行う方式でございます。したがいまして、両者の違いは受入れ枠の設定方法でございまして、制度のための専用枠を設けるか、既存定員の余裕を活用するかの違いでございます。

本市におきましては、事業実施につきまして一般型での実施を現在検討しているところでございます。具体的な内容については現在検討中でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

一般型事業を行うということで、午前中にも少し福沢議員が触れられておりましたが、定員に関係なくということで受入れを可能とされていくんだと思うんですけど、定員枠を増やしてやるとなると設備なんかも少し変わってくるのではないかなという懸念があるんですけど、今後決めていくということですので、またしっかりとそれは説明をいただきたいなと思っております。

それから、3番目として保護者負担についてお伺いをしたいと思います。

午前中の質疑では、モデル事業としてやられていた園の形でおっしゃっていましたが、亀山市としてはどれぐらいの負担を考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

令和7年度における保護者負担は、国においては乳児等通園支援事業実施要綱において、子ども1人、1時間当たり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができるとされておりますが、こども誰でも通園制度が本格的に実施される令和8年度以降の保護者負担の在り方につきましては、いまだ国から示されておりませんことから、本市といたしましては今後示される国の考え方を考慮して令和8年度以降の保護者負担等を設定してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

本当に何も決まっていないんだということが改めて確認できたんですけど、次に4番目として通園困難な子どもへの対応についてお伺いをしたいと思います。

この通園制度は全ての子どもが対象になると聞いておりますので、障がい児や医療的ケア児も対象と理解をしております。この障がい児や医療的ケア児を市として受入れは可能と考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

こども誰でも通園制度の利用対象者は、生後6か月から満3歳未満の未就園児でございますので、この要件を満たしている場合は特別な配慮が必要なお子さんにつきましても、もちろん利用対象者となります。なお、医療的ケア児の受入れについては看護師の配置が必要であり、状況によっては

施設を整備する必要もございますので、実施園の状況により判断することになりますが、全ての子どもがこの制度を利用できるよう受入れ体制の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ぜひ整備をしていただきたいと思ひますし、子育ての孤立というか、こういうお子さんをお持ちの親御さんというのはやっぱり、レスパイトという観点からも私は亀山市として受け入れる必要があると思ひますので、またしっかりと受入れ体制を整えていただきたいと思ひます。

最後に、周知方法についてお伺ひをしたいと思います。

ほとんど何も決まっていないうちの中ではありますが、先ほどおっしゃっていた対象者が440人いらっしゃる、それで、取りあえず亀山市としての受入れは8名、制度が進んでいく中でやっぱり親御さんとしては少しでもという思ひが出てくるかと思ひますので、微妙に、大変なところがこの周知方法によっては残ってくるのかなと思ひますけど、今後どのように周知をしていくのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

現在は議員がおっしゃいますように多くのことがまだ決定に至っていない状況ではございますけれども、実施方法等が詳細に整いましたら、令和8年4月からの実施に向けて市ホームページや市公式LINEを活用することなどで、広く市民の皆様へ制度について理解を深めていただきますよう、周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

また制度がきちっと決まれば、でも、もう期間がありませんので、4月からですので、しっかりと周知のほうもよろしくお伺ひをしたいと思います。

次に移ります。

議案第86号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び議案第87号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてお伺ひをしたいと思います。

この中で地域限定保育士というのが出てきます。初めて聞く名称だったので、この1点に絞ってお聞きをしたいと思います。

この地域限定保育士が導入される背景についてお伺ひをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

地域における保育人材確保のため、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、

地域限定で保育士と同様の業務を行うことを可能とする地域限定保育士制度が創設され、これまで神奈川県などにおいて実施されているところでございます。

保育人材の確保は全国的な課題でございますが、その状況には地方公共団体間に差があることから、特に不足するおそれが大きい地域について集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要であるため、地域限定保育士制度が一般制度化され、その資格制度が児童福祉法において創設されたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

背景については聞かせていただきました。

保育士不足というのは全国的な問題で、三重県もそうですし亀山市もそうだというふうに考えておりますが、この地域限定保育士の資格をどうすれば取得できるのかについて、今までの保育士資格の取得とは違うのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

地域限定保育士制度は、登録した自治体のみで地域限定保育士として勤務でき、登録後3年を経過した者のうち地域限定保育士として一定の勤務経験がある者は、通常の保育士として全国で働けるようになる制度でございます。

都道府県等は、保育士の確保のため措置を講じても、なお、区域内において保育士が不足するおそれが特に大きい場合には、国に申請し内閣総理大臣の認定を受けることにより、地域限定保育士試験の実施が可能となります。現在、通常の保育士試験は全都道府県において年間2回実施されておりますが、認定を受けた地方公共団体は地域限定保育士試験を加えて実施することができます。これにより、当該地域において保育士試験の受験機会が充実することになります。また、通常の保育士試験では、筆記試験及び実技試験を受験する必要がありますが、地域限定保育士の場合は、認定地方公共団体の長が行う一定の要件を満たす講習を修了した場合は実技試験の全部が免除されることとなっております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

県が行うということですよ。年間2回が地域枠1回追加で3回できるとか、それから2次試験の実技が一定の講習のみでできるというようなので、地域限定枠なので3年間は三重県内で働くということで、そういった資格の取得が、これは今はいらっしゃるのか。

平成27年から神奈川県で行われていると聞きましたが、県は初めてやるのか、今回で何回目なのか、そこら辺の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

令和7年11月13日時点で認定を受けた自治体は、三重県のほか、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県の1府5県となっております。大阪府は、既に地域限定保育士試験を実施しております。また、今月4日の報道にありますように、三重県は令和8年度から地域限定保育士の試験を実施する方針を示したところでございます。したがって、現時点では県内に地域限定保育士はいないものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

令和8年度から始まるということで理解をさせていただきました。したがって、私の3番目の質問は市内に地域限定保育士はいるのか、周辺自治体というのはないということで、この令和8年度から始まるということで理解をさせていただきました。

最後に、議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてお伺いをしたいと思います。

1点目が、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障がい者福祉費、自立支援事業5,200万円及び第2項児童福祉費、第5目心身障がい児福祉費、自立支援事業4,200万円の増額補正の理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

障がい者福祉費の自立支援事業につきましては、障がい者の方に提供される生活支援、生活介護など通所事業や就労支援、短期入所、居宅介護などの福祉サービス、更生医療及び補装具給付などを行っております。

今回増額補正を行う主な理由といたしましては、特に共同生活援助や就労定着支援の利用者が多く増加する見込みになっております。そのことから、当初予算11億2,746万3,000円に、今回5,200万円を増額するものでございます。

次に、心身障がい児福祉費の自立支援事業につきましては、こちらは障がい児の方を対象に、放課後等デイサービスなどの通所事業や育成医療及び補装具給付などを行っておるもので、増額補正の主な理由といたしましては、市内に児童発達支援センターが新たに開設されたことによりましてその利用者の増加があることや、その相談窓口から潜在的なニーズが顕在化していることなどからサービス全体で利用件数の増加が見込まれております。このことから、当初予算3億4,288万6,000円に4,200万円を増額するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

増額の理由についてはお聞きしました。利用者が増えていったということで、増額ということで確認をさせていただきました。

2番目に、当初予算の考え方についてお伺いをしたいと思います。

この2事業、特に障がい者の福祉事業については、毎年この時期に増額補正をされております。

令和5年で、障がい者のほうは9,100万、令和6年で1億6,875万で、令和7年度で5,200万ということで、大体この時期12月に増額補正をされている理由について、利用者が増えたということも確認はしましたが、当初予算の考え方としてきちっともう少し、年々増加の傾向で当初予算は計上されておりますが、計上の仕方に問題はないのかお聞きをしたいと思うんですけど、私は、財務当局のほうにこの予算立ての方向性として確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

障がい者及び心身障がい児の自立支援事業につきましては、いずれも障がい福祉サービスの利用に伴う介護給付費等が大部分となっております。これらの令和7年度当初予算におきましては、議員おっしゃいましたように例年増加傾向が続いておりますことから、令和6年度の補正後予算を参考に、利用者等の増加を見込み、障がい者の自立支援事業は1億8,365万7,000円増の11億2,746万3,000円、障がい児の自立支援事業は3,988万円増の3億4,288万6,000円といたしたところでございます。

しかしながら、大きな方向性として、議員おっしゃいましたように毎年増加傾向はあるものの、非常に増加幅が、予測は難しいものですから、当然予算要求の際にはしっかり聞き取ってはおりますもののそれ以上に伸びて毎年といいますか、本年度も増額補正に至ったというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

かなり、増額の幅はあるにしても当初予算の考え方として、もう少し私は持っていいんじゃないかなと、この時期に必ず何千万もの増額補正がされておりますので、そこはやっぱりもう少し予算立ての段階できちっと予算を盛る必要があるんだと思いますので、その点だけ指摘をして終わらせていただきます。

早いですが、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

12番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫です。予定より約10分ほど早い質疑になります。

議案第82号亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正についてという議案を質疑させていただきます。

第3次亀山市総合計画、あるいは第4次の行財政改革大綱がいよいよ来年度にある中で、私はこれに係る一定の組織改編があるのかと思いきや、今回提案されたのは非常に、言ってみればちょっとマイナーな改編が提案されたと思っています。これから、この組織改編でスムーズに大きな計画が遂行できるか、推進できるかという疑問もありますが、これについては一般質問の中で問いか

けていきたいと思ひます。

博物館とスポーツに関するこゝなんですけれども、議長にお断りをしまして、まずスポーツのほうからさせていただきます。よろしくお願ひします。

午前中にも質疑があつたために簡潔に質疑をしますが、まずスポーツに関する事務の職務権限を市長から教育委員会に移行すると示されていますが、こゝでいうスポーツに関するといふ、スポーツですね。この範囲について確認をしたい、どこまでが教育委員会が事務の職務権限を担うかといふ質疑をしたいんですが、一概に、スポーツといつても非常に幅が広い、一般的には競技スポーツとか、あるいは社会スポーツ、あるいは地域スポーツとか健康スポーツ、最近ではアーバンスポーツとかeスポーツとか競技かるたとかどこまでが、新しいいろいろなカテゴリーが増えて私自身も非常に混乱をしているんですけれども、スポーツ庁の定めるスポーツ基本計画でのスポーツとは、体を動かすといふ人間の本源的な欲求にたえ、精神的に充足するものとして、散歩とかハイキングとか、あるいは海水浴なんかもスポーツの範囲の中にあるといふものなんですけれども、今回の議案の改正の上程では、私は当然、ただごく単純に現在健康福祉部健康政策課の中のスポーツ推進グループの担っている分掌事務を単純に教育委員会に移管するといふような理解をしているんですけれども、質疑ですけれども、この機会に、スポーツといふ概念の確認と教育委員会に移行する職務権限と分掌事務の範囲について説明をいただきたいと思ひます。

#### ○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

#### ○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず本条例におけるスポーツの定義といひますか範囲でございますが、亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の根拠法令である地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきましては、スポーツについて、具体的な定義、範囲は定められておりません。一方で、スポーツの振興の重要性を踏まえて制定されたスポーツ基本法におきましては、地方公共団体には、同法の基本理念にのっとりてスポーツに関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとされております。このことを踏まえますと、同法の前文にあります心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動がスポーツの大きな定義範囲として捉えることができると考えているところでございます。

スポーツの種類といたしましては、具体的に競技スポーツ、生涯スポーツ、レクリエーショナルスポーツといつたりもしますがなど、以前から認知されているものもござひますし、最近におきましてはご紹介ありましたように、アーバンスポーツでありますとかeスポーツなどもござひます。今後も新たに出てくるものもあるかと存じますが、それがスポーツに該当するものかどうかにつきましては、その都度個別に判断の必要もあろうかと存じます。

それと、今回の条例改正によりまして移行、移管する事務につきましては、基本的に現在健康福祉部のスポーツ推進グループで所管しております全ての事務が、例えばスポーツ及びレクリエーションの推進に関することとありますとか、運動施設でありますとか、関B&G海洋センターに関することなどもそうでございますが、その全ての事務が教育委員会へ移管されるものと考えておりま

す。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

分かりました。

それでは、今スポーツ推進グループでなく健康都市推進グループが担っている、例えばウォーキング関係とかラジオ体操、あるいは健都サポーターの支援による地域での健康づくり、体操だね。当然これらはスポーツ庁で定めるスポーツの範疇ではあるんですけども、この部分については教育委員会に移行せず、現在の健康都市推進グループが分掌事務を継続するというような捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

健康福祉部におきましては今後、健康づくりのために行う運動、スポーツといったものもあるかも分かりませんが、に関する事務を担うこととなります。そのため、議員がおっしゃいます現在健康都市推進グループが所管している運動関係につきましては、原則として引き続き健康福祉部が所管することとなるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。今先ほどの答弁にもありましたが、教育委員会は今後も、スポーツだけではなくってレクリエーションも所管する、あるいは、スポーツ推進グループがどこまで進められているか知りませんが、ジュニアスポーツ応援制度、これ辺りもですね。中途半端な形ではありますが、移管をしていくということですね。

だから、この部分は私の所管ではないので知りませんよというようなはざまをつくらないようにお願いしたいということ、午前中の答弁の中で健康都市を標榜する亀山市がスポーツを健康福祉部に位置づけをしたがこれはもう創成期をもう過ぎているんだとこれからの展開をしていくんだ、次のステージがあるんだというような答弁でございました。どんなステージがあるかまたしっかりと示していただきたいと思います。私も見たい気がします。

その次に、改正内容では事務の効率化を図るためというふうに書かれています。

午前中の答弁でも明らかになったように今回の組織改編についてはやはり、中学校の部活の地域連携、展開、移行、いろいろあるんですけど、地域展開、これが大きな要因になっているようにも思います。

2つまとめて質問をしますが、午前中から部活動の地域展開が進むんだというんですけども、健康福祉部から教育委員会に移管することで、中学校の部活動地域展開がどのように、なぜ推進できるのか。あるいは、この部活動の地域展開というのは非常に多くのエネルギーを僕はかけなければいけないし、かかると思うんです。つまり、もうむしろ全庁的な対応が必要なこの地域展開を、変な言い方ですけども教育委員会に押しつけていいのかなみたいな気がします。あわせて、今現

行の健康福祉部の所管ではやはり、何らかの障壁といいますか何か大きな壁みたいなのがあるのかということをお聞きしたいと思います。

中途半端じゃなくて、もうなるほどと思わせるような答弁をいただきたいんですけど。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

午前中にもございましたが、中学校の部活動の主体である学校の所管は教育委員会であり、スポーツに関する地域クラブ活動団体になり得る団体等の関わりが持ちやすいスポーツ分野に関する事務の所管は健康福祉部でございましたが、これまでも分野横断的に部署間での連携を図ってきたところでございます。そのような中で、部活、学校の関係については当然これは教育委員会が所管しておりますが、これらの事務を教育委員会に集約することにより、部活動の地域展開のための取組が健康福祉部とというのではなくて教育委員会内部で調整等ができますので、これまで以上にスムーズになることが期待されるというふうには考えております。

それと、健康福祉部での所管が障壁であるのかということでございますが、それは障壁というわけでは決してございませんでして、先ほども申し上げましたように、今も部署間での連携は当然行っておりますので、教育委員会へ移管することによりこの部活動の地域展開がよりスムーズに取り組めるというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

学校との関わりが非常に多いんだと、スムーズに展開をさせるためにあえて教育委員会のほうに移したという。何か、本当なら教育長に聞いたかったんですけど、もうちょっと、なるほどという形にはならなかったかなという感じがします。

その次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条の中に、この規定によれば、市長は教育委員会に意見を求めることとなっているということで、午前中に異論なしということなんですけれども、教育委員会からは何かの意見や要望はあったのかという質問を用意しましたので、あえて答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴かなければならないことになっております。そのため、令和7年11月13日付で教育委員会に対して、このたびの条例改正についての意見を文書により求めたところでございます。その回答につきましては、11月19日付で異論がない旨、文書により教育委員会からいただいておりますが、その中で特に意見や要望はございませんでした。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

### ○13番（鈴木達夫君登壇）

予想どおり、慣例としてこれは意見を述べる場ではないようなそんな想像もしますが、できれば教育委員会として特に部活動の地域展開も含めた今後のスポーツに関しての展開みたいなものを聞かせていただく機会があればと期待をしております。よろしくをお願いします。

次に、附則において、関連する5つの条例の一部改正が図られましたが、改正内容については移管に伴う、いわゆる主を市長から教育委員会にという形に変えたというよりも差し替的な条例変更だと思うんですけども、本来なら、この機会に条例をしっかりと精査して見直す私はいいいチャンスだったのかなというふうなふうに思います。

今後の宿題になりますが、3つほど指摘だけさせていただきます。

1つは、いずれも合併時の平成17年の改正なんですけれども、旧関町と旧亀山市の運動施設の利用に関する条例や規則のいわゆる書きっぷりが非常に差異がある、統一感が少ないなという感じですね。これは指摘ですね。

2つ目は、近年本当に特に夏は暑い。高温のために、ウォーキングをはじめ、もう早朝5時頃から9時頃まで運動施設を使っている場面があります。管理責任者の明確化とか指定管理者との規則の見直し、これも必要じゃないか。

3つ目、体育館の空調、これについても利用及び利用料金については、たくさんのはざまがあるんです。団体と個人あるいは利用時間等、利用者の特性に合わせて受益者負担の見直し等を図っていただきたいと思います。

これも新しい教育委員会の宿題になってしまいますが、ぜひ、これだけは指摘をさせていただきたいと思います。

次に、博物館へ移ります。

博物館に関する事項、権限を教育委員会から市民文化部に移行することについてこれは簡潔に2つ。

午前中に、櫻井議員のほうから組織をころころ変えるなみたいな趣旨の発言があったようにも思います。一般論として、特に文化部門についてはこの指定管理者も含めてやはり組織の財源の継続性、安定性とか、その中で中長期的な戦略とか計画の立案とかこういうものが、そういうことがあってこそ専門性の向上や人材の確保につながっていくんだと、いわゆる継続した組織体制は重要な視点なんだろうなというような思いで、午前中の櫻井議員の質疑に耳を傾けていました。

さて、そこで今回の改編に当たっては、現在、主に貯蔵品等のデジタルアーカイブ化ということで令和9年3月まで、これは休館状態です。令和9年3月までの休館状態があるということと、今回の条例改正に何らかの関係、影響はあったのかということ、それからもう一つは、平成22年から、現行の事務執行体制は市民文化部の補助執行という所管になっているんですが、補助執行のままでは何か不備があるのかという質問をしたいと思います。

### ○議長（岡本公秀君）

原田部長。

### ○総務財政部長（原田和伸君登壇）

ご案内のとおり、令和9年3月まで歴史博物館は休館ということで現在なっておりますが、今回の博物館の事務の移管先である市民文化部を中心として、この休館につきましては、市民文化部に

おいて検討の上、意思形成をされてまいりました。そのため、歴史博物館ではこれまでと変わりがなく作業を実施してまいりますので、今回の条例改正により休館中に行う作業内容も含め休館に影響を与えるものは全くございません。ですので、休館が条例改正に影響したかということではございませんでして、ただ、休館に至るまでの意思形成の過程の中におきましては市長部局のほうがよりスムーズに事務ができるというふうなことはありましたが、それが直接のきっかけということではないというふうに考えております。

それと、補助執行のままでは不備があるのかということでございますが、午前中にも申し上げましたが、平成22年4月以降、歴史博物館の事務は市長部局において主導的に進めていくといいですか、文化施策を一体的に、文化部を設置して実施していくことにより、より能率的な行政運営を図ることができることから市長部局の職員が補助執行をしてきたところでございます。なお、平成22年当時の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定上、博物館に関する職務権限を教育委員会から市長に移管できませんでしたが、令和元年に同法が改正され、移管できるように改められております。そのような法律改正があったこともあり、現行よりも効率的な事務執行につながることを期待されることから、今回市長に職務権限を移管するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

これまでに2度ほど組織改編ができるタイミングがあったけれども、令和元年に博物館が市長部局に移せると、それから令和4年の組織改編のときにも十分これを移管できたので、その意味でやはり、ある意味ではスムーズに、もう少しスピーディーに対応すべきなのかなという、答弁を聞いて思いました。

それで、最後の質疑になるかと思えます。

これもどこまでが質疑なのか分からんけれども、今回の組織改編と併せてやはり今後の歴史博物館の役割とか存在意義、これらを見直したり、あるいは今後を見据えるこの組織改編はいいチャンスだというふうには私は思うんです。当然、逆に今回の組織改編もそんなことに伴った組織改編であるべきだとも思うんですね。

そういう意味で質疑をします。デジタルアーカイブ化の作業が終わった後、新たに再開館を迎えた歴史博物館の例えば来客層とか展示イベントの変化等々ですね。当然それらに対応すべく、博物館あるいは博物館の役割とか存在意義について、私はいいチャンスだと思います。大きな変化が訪れると思うか、変化が生まれるか、察知をしているのかお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

これまでの答弁にもございましたが、今回、権限を教育委員会から市長へ移管ということでございまして、現在歴史博物館は休館いたしておりますが、これは施設の改修等やリニューアルを行うことに主眼を置いたものではないため、休館明けに目に見えて大きく何か変化しているというものではないというふうには考えております。しかしながら、事務の効率化等のため市長に権限を移したものでございますので、市長の指示によりいろんな内容とか、そういった執行に関しても直接指

示ができるというふうなことでは、事務の効率化とともにそういった内容の検討もできるかなというふうには考えてはおります。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今回上程されたのは権限を移行するだけであって、今後の展開についてはあんまり考えなかったというような答弁として承りました。

当然デジタル技術のもう本当に飛躍的な向上の時代の中で、ネットとか携帯で気軽に情報が手に入れられる時代になって、あるいはデジタル化したものが3D化で、肌感覚で手に取るように歴史を感じ取るような時代がやってくるのかもしれませんが。逆に、歴史博物館施設自体のごく特殊性みたいな、専門性みたいなのが高まってくるその意味ではやはり、実は、図書館の関係なんですけれども、昔、図書館開館のとき、片山元総務大臣が見えて講演をされたんです。それで、一番最後に、私覚えているんですけども、今後の図書館のありよう、これでやはり地域独自の歴史とか、あるいは歴史的な文献等を図書館がしきりにそれを管理して未来永劫に残す大きな仕事があるんだという話を伺ったと思います。その意味においては図書館と歴史博物館との融合とか、あるいはごく専門性あるいは多様化の中ではやはり、施設自体の広域化あたりも考える必要があるんじゃないかなというように思いをしてこの議案を眺めさせていただきました。質疑を終わります。

○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質疑が終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時50分 休憩）

---

（午後 2時01分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水隆司でございます。

通告に従い質疑をさせていただきます。

私からは、議案第81号亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第84号亀山市手数料条例の一部改正について、議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてを伺っていきます。

まず初めに、議案第81号亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてですが、これは先ほど、福沢議員、森 美和子議員からの質疑でご答弁がありました。繰り返しになるかも分かりませんが、この制度、こども誰でも通園制度ですけれども、端的にこの制度に期待される効果をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

高宮子ども未来部長。

**○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）**

こども誰でも通園制度における期待される効果につきましては、子どもと保護者それぞれにございます。

まず、子どもに対しましては、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への関心が広がること、年齢の近い子どもとの関わりにより社会性が育まれることなどが期待されます。保護者に対しましては、専門的な知識や技術を持つ保育士等との関わりにより子育てに関する相談や支援を受けやすくなり、孤立感や不安感の解消につながるるとともに、月一定時間でも子どもと離れ、自分のために時間を過ごすことで育児に対する負担軽減につながることも期待されるところでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

深水議員。

**○3番（深水隆司君登壇）**

子どもさんにとっても保護者の方にとっても効果が大きいという制度で、期待されるところでございます。

次に、制度の対象者と利用条件という項目を上げさせていただいたんですが、先ほどの森 美和子議員へのご答弁にもありましたように、誰でもという範囲については、病気や障がいによる事情で保育園に通えない子どもたちも通えるということや、医療的ケア児についても、看護師さんが必要ということで今後体制も検討していくというご答弁でありましたので、これにつきましては省かせていただきます。

この項の最後ですけれども、制度導入までのスケジュールについてです。

これまでのご答弁の中では、詳細についてはなかなか国のほうからも示されていない、今後決めていくということも多いというご答弁でありましたけれども、令和8年度から実施していくということとなると人の確保や施設の整備、設備の導入等々、検討していかなければならないことがあろうかと思うんですが、そのことについての今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

高宮部長。

**○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）**

令和8年4月からのこども誰でも通園制度の実施に向けましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、公立保育所での実施を予定しておりますので、事業の実施に向けた施設整備は想定していないところでございます。

職員については、事業の利用数を確保するために必要であることから、その確保に向けて取り組んでまいります。また、制度の円滑な利用や運用の効率化を図るために、国が提供するこども誰でも通園制度総合支援システムの導入、運用に向けて準備を進めてまいります。

こども誰でも通園制度の令和8年4月1日からの実施に向け、利用時間等の具体的な内容について実施園と協議をしながら検討を進めてまいります。国からは、公定価格や利用者負担額等の制度実施に必要な情報が明確に示されていない部分もございますので、今後示される動向を注視しながら、制度実施に必要な手続等を進め、詳細が決定いたしましたら、事業の周知や情報発信に努め

てまいりたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

様々な情報を収集しながら万全の体制を取っていただくようよろしくお願いいたします。

次に、議案第84号亀山市手数料条例の一部改正についてでございます。

まず、改正のメリットということで上げさせていただきました。

本条例は、これまで資産に関する証明書のうち、土地及び家屋に係る評価証明書、公課証明書または資産証明書について、土地と家屋をそれぞれ分けて交付していたものを土地と家屋を同一の証明書に記載して交付することの条例改正でございます。

今回、なぜこのように条例改正をする運びとなったのか、その理由についてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の改正内容につきましては、土地と家屋に関する評価証明書や公課証明書の交付方法を見直すものでございます。

従来は、同一の所有者であっても、土地と家屋の証明書をそれぞれ分けて交付しておりましたが、改正後は土地と家屋を同一の証明書に記載して交付することとなります。なお、土地と家屋の所在が異なる場合であっても、所有者が同一である場合には土地と家屋を1つの証明書にまとめて記載し、交付することが可能となります。

その改正に至った経緯といたしましては、県内においても同一証明書で交付する事例が多く見られ、全国的にも同様の傾向が進んでいることから、本市におきましても、自治体行政システムの標準化に合わせて改正するものでございます。

この改正によりまして、証明書の交付枚数を抑えることができますので、証明書の交付申請者の費用負担軽減と交付事務の効率化が期待されるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

土地と建物も同一の様式で証明されるということなんですが、同じ土地に建物が建っている場合は当然対象となると思うんですが、土地と離れた建物が建っている場合、それも同じ様式で証明されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

離れておりましても、土地と家屋がばらばらでありましても、所有者が同一でありましたら同じ証明書、1つの証明書にまとめて記載して交付することができます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

所有者単位で証明されるということが理解できました。

次に、発行手数料なのですが、これまでは土地、家屋それぞれの証明で手数料を300円支払っていたと思うんですが、今回は内容が充実する、土地と建物を証明するというのでその料金について変わるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

土地や家屋に係る評価証明書や公課証明書につきましては、条例改正前、改正後、ともに1枚につき最大で5件の資産を記載することができ、1枚当たりの手数料は300円でございます。なお、資産が5件を超える場合には、1件増すごとに50円の手数料が加算されます。

現在は、土地と家屋の資産を別々に扱い、それぞれを分けて証明書へ記載して交付しておりますが、改正後は土地と家屋をまとめて同一の証明書に記載することが可能となり、証明書の枚数が減ることで手数料が軽減される場合がございます。例えば、土地1筆、家屋1棟を所有されている方の場合、現在は土地証明書1枚、手数料300円と家屋証明書1枚、これも手数料300円の計2枚で600円を納付いただいておりますが、改正後は証明書1枚の手数料300円で済むこととなります。

なお、所有される資産が土地のみ、または家屋のみの方につきましては証明書の枚数や手数料に変更が生じることはございませんが、全体といたしましては、市民サービスの向上に資する改正であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

市民にとって負担軽減になる改正やということが理解をさせていただきました。

次に、議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

まず、歳入についてであります。

第1款市税、第1項市民税及び第2項固定資産税の増額補正についてであります。

市民税のうち、個人の所得割が1億9,600万円、法人税割が1億9,800万円の増額を補正されております。このことについては当初予測できなかったのか、今回の増額補正に至った社会的な背景、環境の変化も含めてどのように分析をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の税関係の補正予算の内容でございますが、まず市民税でご紹介ありました3億9,400万円の増額を計上いたしております。内訳といたしまして、まず個人市民税につきましては、所得割で1億9,600万円を増額し、補正後予算額を29億4,990万円といたしております。

増額となった主な要因でございますが、個人市民税、所得割につきましては、人口異動の増減や令和6年度の実績及び県内の月額給与支給額の伸び率を見込んで令和7年度当初予算額を算出した

しております。その後、令和7年度課税におきまして、定年退職後も再雇用などで働き続ける方の増加や、定額減税の終了に伴い個人市民税全体で1億9,600円の増額となったものでございます。

次に、法人市民税につきましては、法人税割で1億9,800万円を増額し、補正後予算額を9億4,320万円といたしております。

この増額となった主な要因でございますが、主要法人に対して、令和7年度の法人税割見込額の調査を行い、その回答を参考に当初予算額を算出したしておりますが、これらは見込みより業績が伸びたことによるものでございます。

詳細につきましては、法人市民税の確定申告において、自動車部品製造業などの合計で約3,200万円の減となりましたが、電気機械器具製造業などの合計で約2億1,000万円の増となったことから、法人市民税全体で1億9,800万円の増額といたしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

給与所得が伸びた、企業の業績がよかったという分析だと思います。

次に、固定資産税についても、家屋で1,300万円、償却資産で1,700万円が増額されています。これについても、どのように分析しているかをお尋ねします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

固定資産税の補正につきましては、3,000万円の増額となり、補正後の予算額は57億7,240万円といたしております。その内容でございますが、まず家屋につきましては、新增築家屋分の増加が当初見込みを上回ったことから1,300万円の増額をいたしております。次に、償却資産につきましては、主要事業所への見込み調査を参考に予算額を算定いたしておりますが、機械製造業において設備投資が多く見られたことにより増額となっております。

さらに、主要事業所以外の事業所においても、新たに亀山・関テクノヒルズへ立地いたしました食品製造業やボイラー製造販売業などで新規投資や移設などの増加があったことから、償却資産分として1,700万円を増額いたしたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

当初は予測できなかったと思うんですが、そうした中で、それぞれ社会的な環境、あるいは企業、あるいは市民の方々のそれぞれの環境の中で順調に経済が上向いているというふうなことだと思います。

それで、次の項目に移らせていただきます。

第11款地方交付税、第1項地方交付税の減額補正についてであります。

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地

方団体が一定の水準をし得るよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって各地方の自治体に再配分するというものでございます。

今回の1億602万2,000円の減額は先ほどお聞きしました、市税が増収があったから国からの地方交付税が減らされたのかどうか、なぜこの交付税が減ったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

12月補正におけます普通交付税の減額につきましては、国からの通知に基づき減額いたすものでございますが、この減額の要因につきましては、例年1月に示される国の地方財政対策に係る資料を基に、基準財政収入額と基準財政需要額に係る変動を考慮し、それぞれ試算した上で普通交付税額を見込むものでございます。

今回、国から示された額を分析いたしますと、基準財政需要額の見込みにおきましては大きな差はございませんでしたが、基準財政収入額において国の算定額が本市の見込額を上回っているものでございまして、結果的に基準財政収入額と基準財政需要額の差が小さくなり、交付税額が下振れしたものでございます。また、この基準財政収入額における国と当初予算との見込みの差につきましては、国におきましては、令和7年度の6月時点での年間収入見込みなどを参考としていることに対し、当初予算では令和6年度の12月補正を踏まえた税収等を参考に見込みますことから、積算するために参考とする時期と額の違いによるものと認識をいたしております。

普通交付税額の積算は、税収などの変動が大きい場合、精緻な見積りが困難となる場合がございますが、財政運営に影響を及ぼすことのないよう適切に見込んでまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

地方交付税は一定の市の大きな税収の一つ、財源の中心となってくるものでありますから、そこら辺の動向をちゃんと注視しながら、あまり減額とならないことが一番いいんですが、そこら辺の情報もきちっと注視しながら予算の執行をよろしくお願ひしたいと思います。

それで次に、第19款繰入金、第1項基金繰入金、財政調整基金繰入金の減額の補正についてお尋ねしたいと思います。

このことについては、午前中の櫻井議員の質疑でもありましたけれども、今回、財政調整基金繰入金1億5,630万2,000円の減額補正については、当初予算において財政調整基金5億1,600万円を繰り入れているけれども、結果5億全てを使わなくても済んだ、税収もあったということから、1億5,630万2,000円を元の財政調整基金に戻すというものであろうかと思えます。その理由として、これまでのご答弁では、財政調整のためということで職員人件費のアップ、市税の決算見込みによる歳入歳出の収支の均衡を目指すということでありました。

しかし、普通に、ちょっと単純に考えると今回、先ほどもお伺ひしましたが、税収で4億2,400万円がありました、税収の上振れとして。それでそこから交付税1億602万2,000円が減額となりました。残り3億1,797万8,000円、そのうち1億5,630万2,000円を財調へ戻すということ、残りの1億6,167万6,000円については補正で何らかの予算措置をさ

れておるといことことでゼロになったといことですけれども、これはそもそも論として、税収の上振れがあったからこうして1億6,167万6,000円をいわゆる補正予算化されたといことなんです。

それで、もしも税の上振れがなかったら、この財源は確保されていないといことなんです、その点についてはどうい考えをお持ちかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今回の補正におきまして、税収の4億2,400万円ですとか前年度繰越金1億2,226万円などの増額がございました。歳出側で今回計上させていただいております額と差額がございましたもので、財政調整基金繰入金を減額させていただいております。

議員ご説明いただきました、もしこの税収などの歳入がない場合はどうなるかといふことでございます。先ほど議員もおっしゃられましたように、財政調整基金繰入金で調整することになりますので、今回は歳出側が歳入側を下回ったことから財政調整基金は減額といたしておりますが、逆に歳出側が歳入側を上回った場合は、財政調整基金から繰り入れてこの財源に充当することになるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうですね。今回は税の上振れがあったらよかったものの、なかったら財調をまた取り崩すといことなんです、今現在、骨太方針2024に取り組んでいる中で、骨太方針の目標数値である令和11年度末までの財政調整基金残高25億円といふことについて、やっぱりよほど財政の構造を改革しないと25億に達しないと思ひます。そこら辺で、予算が足らなかったら財調を取り崩したらいいやないかといふことなんですけれども、もっとそこら辺はもうちょっとシビアに物事を考えていただければなと思ひます。

次に移ります。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、重点支援臨時交付金の増額補正についてです。

この物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の増額補正額1,623万6,000円は何に使われるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を行う事業に充当できるものでございまして、交付限度額が示されましたことから、第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金に重点支援地方創生臨時交付金1,623万6,000円を計上いたしたところでございます。

今回、この交付金を活用いたしまして、児童・生徒の給食費の値上がり分の補填を行うとともに、公共施設におけます光熱費高騰分の補填を行うため、歳出への計上をいたしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどご答弁でありましたように、給食費の補填、あるいは公共施設の光熱水費等に使うということでございます。

そもそも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー、食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るための対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるように創設されたものでございます。その用途は、生活者支援、事業者支援、そして推奨事業メニューよりもさらに効果があると考えられる支援とされております。

先ほどのご答弁で、今回の補正では、公共施設の光熱費高騰分補填に総額の約80%が充当されております。本来なら、もっと生活者や事業者に向けての支援事業としての使い方を考えてもよかったのではないかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この重点支援地方交付金につきましては、これまでから、生活者支援として民間保育所、公立保育所、小・中学校における副食費などの高騰分に対する補填や、事業者支援として障がい者、老人福祉施設、中小企業等に対する支援を継続的に展開してまいった経緯がございます。また、令和7年度におきましては、当初予算において、民間保育所に通所する児童を持つ家庭や小学校に通学する児童を持つ家庭に対し、給食材料代の増額分の補填をいたしております。

今回の交付金を活用するに当たりましては、生活者支援等について検討を行ったところではございますが、これまでの事業規模や交付限度額などを勘案した中で、市全体としてのサービスの維持も含め、充当事業を検討いたしたところでございます。

その結果、本補正予算におきましては、特に食材高騰による調達費用の増額分の補填を優先して考えたところではございますが、結果として交付限度額に到達しなかったことから、交付金の有効活用のため、公共施設の光熱費の高騰分に充当いたしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

それでは、次に最後の質疑に移らせていただきます。

歳出についてでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費及び第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費の一般職員人件費の減額補正についてです。

給与費明細書を見させていただきますと、一般職員数については7人の減、それと給与額が4、

183万6,000円の増額となっているところでございます。これについては人勸によるものと思いますが、ほとんどの科目で、職員給料については増額補正をされています。

しかしながら、保健衛生総務費あるいは都市計画総務費の職員給料を見ますと、それぞれ801万3,000円、764万9,000円の大きな減額となっているんですね。これについては職員数が減っているのかどうかと思ったんですが、その理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、さきのご答弁で、個人住民税関係の答弁で、増額を1億9,600万円のところ、1億9,600円と申し上げてしまいました。1億9,600万円に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

それと減額補正の関係でございますが、これら予算科目における減額補正につきましては、そのほかにも児童福祉総務費も減額となっておりますが、ほかにもございます。当初予算において算定根拠としておりました配置職員の人数、給与などにつきまして、実際に配置した職員の数に変更、さらには育休に入った職員については給料が支払われないといったこともございますが、それと人事異動等によりまして算定していた給与額よりも給与額が低い職員、例えば若年層と中堅層が入れ替わったりしますと給与額が変わりますので、そういった配置の人事異動に伴ったものにも影響があるものでございます。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございました。

これで質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑を行います。

お断りしておきますけれども、順序を入れ替えさせていただきます。

最初に補正予算、それから2番目に国保税、それから最後に保育ということで順番を入れ替えさせていただきます。

まず、議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

給与費明細書です。8月7日、人事院は国家公務員の給与改定に関する勧告と報告を行いました。月例給は3.62%の引上げ、一時金、ボーナスは0.05月を期末・勤勉手当で等分に引き上げるとしました。

これを受けて、今議会に亀山市職員給与条例と亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正をする条例が提案をされております。給与費明細書には、人勸による給与の引上げに伴う補正予算も計上されております。ところが、正規職員と同じように働く会計年度任用職員については、給与費明細書に補正は全く計上されておられません。

そこでまず、人事院勧告を受けて一般職は給与を引き上げ、補正予算が計上されたのに、同じよ

うに市役所で働く会計年度任用職員の補正がされなかったのはなぜか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

人事院勧告におきましては、会計年度任用職員の給与について勧告は行われておりません。

本市におきましては、会計年度任用職員制度の導入の際、報酬単価を一般職員の給料表を基準とし、その後、勤務形態等を考慮の上、地域の実情と県の最低賃金もそうではありますが、を勘案して、報酬単価の引上げを行ってきたところでございます。

本年4月には、一般職員の給与の引上げや近年の最低賃金の急激な上昇に対応するため、一部の職種において報酬単価の引上げ見直しを行い、直近では11月21日に県の最低賃金が1,023円から1,087円に引き上げられたことから、一部の会計年度任用職員の報酬単価の引上げを行ったところでございます。

今後におきましても、一般職員の給与の状況や地域の実情等を踏まえるとともに、人材確保の面でも会計年度任用職員の報酬単価の見直しを検討していきたいというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

人勧で勧告がなかったからやらなかったという答弁、これはおかしい話なんですね、これはね。

2年前の12月議会で、人事院勧告に準じて市長などの特別職の期末手当、ボーナスを引き上げる議案が出された。これも、市長などの特別職も人勧では勧告をされていません。にもかかわらず、人勧に合わせて改定がされたんですよ。このときに、本来、人事院勧告というのは国家公務員の給与水準を決めるための制度であって国家公務員を対象にしているわけですね。だから、もっと言えば、地方公務員だって別に人勧に準ずる必要はないんですよ、法的には、そういう問題だということですよ。

そのときに今答弁された原田部長は、亀山市は従前から人事院勧告、国家公務員に準拠している、基本的に特別職についても一般職の動向に合わせていくんだという答弁で、人勧にはないけれども、特別職のボーナスアップをしたんですよ。そういうことをしておきながら、今回会計年度任用職員をなぜ上げないんだといったら人勧で勧告されていないから、これは答弁として私は成り立たないと思うんですよ。なぜ特別職は勧告されなくても上げるのに、会計年度任用職員は勧告がないから上げないということになるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

ご案内のとおり、本市の会計年度任用職員の制度は、これは令和2年度から導入をいたしておりますが、その際に全体の制度設計をいたしておりますが、その後、これもご案内のとおりでございますが、最低賃金とか、あるいは最低賃金の上昇で全体が崩れた場合は、本年4月でもそうでありましたが、全体を見直しております。それと、本市の会計年度任用職員はパートタイムの会計年度

任用職員といったこともございまして、基本として、正規職員と全体的には給与体系が違ってまいります。そういったことから、直接的には、人事院勧告によるということはございませんでして、そのタイミング、タイミングに適切に全体のバランスを考慮しながら見直しをしているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これもおかしな話なんです。最賃が引き上げられたら当然これはすぐに変えるのは当たり前なんですよね。別にそれは言うことでもないですよ。それからもう一つ、パートタイムだからという、ところが国は、今回期末手当の引上げがありますけれども、パートタイムであれフルタイムであれ、期末手当、勤勉手当は会計年度任用職員に支給すべきだと言うておるんですよ。だからパートタイムはしなくていいとか、フルタイムはしてもいいというものじゃないんですよ。パートタイムであれフルタイムであれ期末手当も勤勉手当も支給すべきであるというのが国の考え方なんですよね。

ここに私、持ってきました。令和4年12月、総務省自治行政局公務員部長、ここから都道府県知事などに出された会計年度任用職員制度の適正な運用について、通知ですよ、これはね。

適正な給与決定とはどういうものか、会計年度任用職員の給与水準の決定については、引き続き地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定の原則にのっとり、つまり一般職と同じなんですよ。にのっとり、また単に財政上の制約のみを理由として期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で、給料や報酬について抑制を図ることは改正法の趣旨に沿わないとはっきり言うておるんですよ。

さらに、5年6月、地方自治法の一部改正の法律が通りまして、いわゆる会計年度任用職員にも勤勉手当が支給できるようになったんですよ。このときも国から通知が出ているんです。国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするものであると書いてあるんですよ。つまり、国の通知を踏まえてやればこんなことにならないはずなんですよね。

この点について再度聞きたい。

なぜ、こういう国が通知をして期末手当も勤勉手当もちゃんと支給しなさいよと言っているわけです。だから、当然人勧でアップされたらその分もアップしなきゃならないですよ、それをなぜやらないのか再度聞きたい。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員からご指摘がありました期末手当と勤勉手当でございますが、本市におけます会計年度任用職員につきましては期末手当、これは当初から導入をいたしておりまして、それと勤勉手当につきましては、ご紹介いただきました総務省の公務員部長の通知、私どもも当然これは承知をいたしておるところでございまして、法改正によりまして勤勉手当が支給できることとなっております。これにつきましては、さきの本会議でも、答弁でもありましたように今現在、鋭意それについては検討しておりますが、ただ、人事院勧告に伴う給与改定につきましては、これは年度途中で

ので、それについては会計年度任用職員についてはさせていただいていない、そういうふうな状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く納得のいくような答弁ではないですね。さっきから言っているように、会計年度任用職員は一般職の、地方公務員法の規定と同じような扱いをなささいよと言っておるんですよ。期末手当も勤勉手当も支給なささいよと言っておるんですよ。当然期末手当があるんなら、それがアップしたらこれもアップしなきゃならんですよ、これは。それを今回補正でしていないですよん、そうでしょう、職員はアップでしょう、期末手当はね。だから、当然同じように扱わなあかんんですよ、していないですよん。

これはもう大問題ですから、これは早急にやっぱり見直しをしていただきたいと思います。

それからもう一つ、給与費明細書で退職手当についてお聞きしたいと思います。

これは1億1,733万1,000円計上されています。これは補正前の額がゼロになっているんですね。つまり、当初予算とかこれまでの補正では退職手当が上がっていませんよん。1つ聞きたいのは、今回の退職手当が何人分なのかということと、当初がゼロで補正もなかったのがこの段階でほんと1億1,700万も上がる、この辺の背景についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、今回退職手当を計上させていただきました背景でございますが、定年年齢の引上げに伴い、60歳以後の働き方が多様化することになりましたが、本市におきましては、当該年度に60歳を迎える職員に対して、毎年5月に60歳以後の働き方等の意向確認を行っております。本年度におきましては、その意向確認によって退職者が確定いたしますことから、当初予算の段階では退職手当が計上できなかったものでございます。

今回補正予算に計上した退職手当につきましては、その意向確認において、本年度末での退職を申し出た職員の退職手当、それと自己都合による退職等の職員の退職手当でございます。なお、今回の一般会計の退職手当の人数でございますが、合計で7人でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これまでやと60歳定年ということで、いわゆる60になる職員が何人おるのかで大体その年の退職手当が当初で盛れるわけですよん。だから、それがもう延長になってきたと、今は62歳まで伸びてきたんですか、だから60歳で切れないんですよん。そういう問題もあって、非常に当初で見込みにくいという背景があるんだろうなということで理解しました。

次に移ります。

議案第88号亀山市国民健康保険税条例の一部改正の問題であります。

この議案は、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を6

5万から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万から26万円に引き上げるというものであります。

そこでまず、課税限度額を引き上げる理由は何かお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸市民文化部参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

今回課税限度額を引き上げる理由でございますが、厚生労働省では、国民健康保険料の課税限度額の上限を引き上げ、高所得層の被保険者により多く負担をいただくことにより、中間所得層の被保険者に配慮した保険料率の設定が可能となるといたしまして、被用者保険における最高等級の標準報酬月額に該当いたします被保険者の割合を0.5%から1.5%とするルールのバランスを考慮いたしまして、賦課限度額を超過した世帯の割合が1.5%に近づくよう段階的に限度額を引き上げております。

そのような中、令和7年度の税制改正において、国民健康保険税の基礎賦課額と後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を引き上げる改正が行われましたことから、課税限度額を地方税法施行令に規定する額とするため、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

後から言いますけど、この66万円というのが高所得なのかという話になってくるよね。これは後からやりたいと思います、それが1点。

それから、今回引き上げることによってこの対象になる人が何人いるのかということと、それから引き上げたことによってどれぐらいの税収増になるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

影響を受ける世帯と税収の見込みということでございますが、今回の改正によりまして影響を受ける世帯につきましては、令和7年度の課税データを基に試算をいたしますと、基礎課税額が67世帯、また後期高齢者支援金等課税枠分については59世帯でございます、約200万円の国保税の増収が見込まれるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あなた方がいう高額な所得者により多く負担してもらって200万円税が増えるんですね、僅か200万円、そして、これをもって、それじゃあ他の所得の階層の保険税が安くなるのかどうか、この点について聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

医療保険制度では、保険料負担は負担能力に応じた公平なものとする必要がありますが、受益との関係におきまして、被保険者の納付意欲に与える影響や円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度額が設けられているところでございます。

例えば、昨今の高齢化等により医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が十分伸びない状況におきましては、保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引上げだけにより必要な保険料収入を確保しようとしたしますと、高所得層の方の負担は変わらない中、中間所得層の方の負担が重くなります。その一方で、保険料負担の上限を引き上げれば、高所得層の方にはより多く負担いただくことにはなりますが、中間所得層の方に配慮した保険料の設定が可能となりますので、一定の効果はあるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、ここで落とし穴やと思うんですけども、私、もっともらしく聞こえるんですよ。ところが、今の国民健康保険の加入者、いわゆる比較的高い所得の人でも低い所得の人でも、他の医療保険に比べて非常に高い、所得に対して高い保険税を払っているんですよ。だから、高額な所得の人ほどそれが安くなっているかという、そうやないんですよ。高額であれ低くであれ、皆本当にほぼ同じぐらいの所得に対する割合で保険税を払っている、そのこと自体が高いんですよ、他の医療保険に比べてね。よく言われます。国保は10%ぐらい、所得に対して保険税がかかる、あなた方共済は7%ですよ、3%の開きがあるんですよ。

だから、そういう他の保険税と比べて高い負担をしている。高い負担をしている中でも所得が高い人にまたさらにかけるって。税収はほとんど、これ今回200万増えてもその分をじゃあ低い層で下げるかといったら、できないわけですよ、税率を改正していないから。

だから、本当にこれは小手先で、何ら国保の抱えている問題の解決にならないんですよ。私はやっぱり、この問題というのはさっきも言いましたように他の医療保険と比べて非常に国保の負担が重い、こういう問題を解決することなしに、加入者の中でより高い人と低い人とやり取りをしたところでこれは解決しないんですよ。そういう意味では、根本的に、これは全国市長会やか知事会も言っていますけど、やっぱり国保に対して公費1兆円をぼんと入れる、そのことによって全体を下げるということもなしに、加入者の中で高い層により負担を求めてどうというようなこんなやり取りではやっぱりこれは解決しないと思うんですよ、これはね。

その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

私どもも、議員がおっしゃいますとおり今回の限度額の引上げが根本的な解決策になるとは考えておりませんし、また国民健康保険が抱える、被保険者の所得水準が低く保険料負担が重いなどの構造的な課題につきましては十分認識をしているところでございます。

市といたしましても、全国市長会等を通じまして国民健康保険事業の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充、強化に向けた見直しを図るとともに、

必要な措置を講じるよう国に要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の国保の構造的な問題については毎回市長ともお話ししていますが、その辺の認識は一致しておるんですよ。やっぱり国がきちっと公的な負担をしないとこれはもう解決しない問題なんですね。そういうことだけ申し上げて、次に移ります。

最後に、議案第86号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び議案第87号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

この問題については、森 美和子議員が先ほどやられましたのでダブるかも分かりませんが、この2つの議案というのは結局、厚生労働省の省令基準が改正をされて、この2つの事業、学童保育とそれから家庭的保育等のものですが、ここに置かなければならないとされる保育士に地域限定保育士を追加する、こういう改正がされたということで、受けて条例の改正をされたということなんですね。

先ほども質疑の中で出ていましたけど、地域限定保育士というのが非常に耳慣れない言葉なんで、この点については国家戦略特区に定めた地域内での保育需要に応える、保育不足を解消するためということで創設されたということですよ。こういう地域に限って、今までの保育士にプラス地域限定保育士を雇うことができるというような、そんなことやと思うんですけども、それで1点、もう一度、同じこととなりますけれども、地域限定保育士とは一体どんなもので、一般のいわゆる今まで言ってきた保育士と何がどう違うのかという点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

通常の保育士と地域限定保育士での違いについてでございます。

地域限定保育士は、登録した自治体のみで地域限定保育士として勤務することができます。また、登録後3年を経過した者のうち、地域限定保育士として一定の勤務経験がある者は通常の保育士として全国で働けるようになるものでございます。また、保育士資格につきましては指定保育士養成施設を卒業すること、または保育士試験に合格することで取得することができますが、地域限定保育士資格は認定地方公共団体が実施する地域限定保育士試験に合格することで資格を取得できるものでございます。保育士と地域限定保育士は、資格取得の流れと勤務地が限定されるという点では異なりますが、保育の専門性や業務の内容そのものには差異はございません。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今説明をいただきました。今回の国の改正というのは、国家戦略特区内でのみ実施をしておいたのを例えば実技を省略するというようなこととか、そういう意味では受験資格の緩和ですよ。だから、言わば保育士になるハードルを下げるということがやられているわけですよ。

なぜこんなことをやるのかというと、国が言うのは保育士不足を解消するということを言うわけですが、しかし、そもそも、じゃあなぜ保育士不足が起こるのかという問題を考えるとやっぱり、これは大きなところで、他産業と比較しても賃金が著しく低いという問題、これは介護でも一緒ですよ。そういうような問題が今はケア労働の中でいっぱいありますよね。ケア労働者の中で賃金が低い、だから人が集まらない、こういう問題、そういう問題ね。

それから配置基準の問題、国が少しずつ見直しをしていますけれども、保育士1人に対して、子どもを見る数が多いというのが、この配置基準が非常に不十分だというようなことで、保育士としてなかなか働きたいと思えないようなそういうような実態があるという、そういう問題がやっぱりあるんだろうと思うんです。

だから、地域限定保育士を新たにつくったから保育士解消ができるなんていうものやないと思うんですよ。根本を変えない限り、私はなかなかこういうことは難しいだろうというふうに思いますが、地域限定保育士をこういう形で位置づけることで保育士不足の解消につながると考えてみえるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

保育士の確保につきましては、全国的において非常に厳しい状況が続いております。地域限定保育士制度の導入により、従来の保育士試験に加えて地域限定保育士試験が実施されることから受験機会が充実し、資格者の増加が期待できるものと考えております。

また、地域限定保育士は、3年間は登録した都道府県の区域内のみで地域限定保育士として勤務することができることから、三重県において当該制度が導入されることにより県内における保育士の確保に一定寄与することが期待できるものと考えております。しかしながら、この制度が導入されることをもって直ちに保育士不足が解消するものではないと認識しております。引き続き、保育現場での業務負担の軽減などに取り組むことにより、働きがいのある職場環境の充実に向け、取組を進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そもそも保育士というものの考え方がね。何か試験のハードルを下げて受験を緩和するといいかそんな発想では私はないと思うんですよ。

児童福祉法18条の4項でこう書いています。この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者、非常に大事なところか大きな役割を持った、専門的知識、技術をもって、そして子どもの最善の利益のために働くという、そういう職だということですよ。だから、安易に受験資格をどうか、そんな地域限定保育士なんていう訳の分からんようなものをするんやなくして、こういう保育士そのものの不足の大本に切り込むようなことをやらないと本来の解決にはならないということを申し上げて私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。  
会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時01分 休憩）

---

（午後 3時10分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 森 英之議員。

○6番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。

本日の議案質疑、ラストバッターということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は議案質疑としまして、まず議案第83号亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてということで、まず取り上げさせていただいております。

本日の議案質疑でも一部出てはございましたけれども、改めて今回の改正の背景と目的についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

6番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の条例改正の背景と趣旨でございますが、本市職員の給与につきましては、これまでから人事院の給与勧告による国家公務員の給与改定に準じて、いわゆる国公準拠の考え方により対応をいたしているところでございます。

なお、この人事院勧告に準拠した給与改定を本市において実施する場合におきましては、国において国家公務員の給与改定を人事院勧告どおり実施する閣議決定がなされたことを受けて、改正の手続を行っているところでございます。

今回の改正におきましては、一般職の職員の期末・勤勉手当につきまして、支給月数を年間4.6月から4.65月へ0.05月分引き上げるものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当につきまして、支給月数を年間2.4月から2.45月への0.05月分を引き上げるものでございます。給料月額につきましては、採用市場での競争力向上のため初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定とし、平均3.3%引き上げるものでございます。

また、任期付職員につきましても、一般職の職員と同様、国公準拠の考え方により各号給の給料月額の引上げを行うとともに、期末・勤勉手当につきましては、支給月数を年間3.65月から3.7月へ、0.05月分引き上げるものでございます。

なお、給料表の改定については、令和7年4月1日から、また期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定については、令和7年12月1日からの適用といたします。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

国公準拠という国家公務員の人事院勧告における給与改定に準じてということであります。

そうしましたら、次の人件費の伸び率と一般財源に占める割合についてというところなんですけれども、今回の人事院勧告による人件費の伸び率と一般財源に占める割合の過去数年間の推移をお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、人事院勧告に伴う給与条例の改正による一般会計の一般職の給料につきましては、当初予算18億1,467万4,000円から5,659万5,000円の増、補正後予算額は18億7,126万9,000円で、3.12%の増となります。

また、期末・勤勉手当を含む職員手当につきましては、当初予算10億9,311万9,000円から4,206万6,000円の増、補正後予算額は11億3,518万5,000円で、3.85%の増となります。

それと、一般財源に占める割合でございますが、それぞれの当初予算における一般財源に占める給料と期末・勤勉手当等の割合といたしますと、当初予算では18.17%でございましたが、今回の補正予算により18.43%で0.26ポイント上昇することとなります。

それと、過去の数年の一般財源に占める一般会計の人件費の割合でございますが、これにつきましては、私ども一般的に人件費と申し上げますと、共済組合の負担金も含めますので、そういったものを含めた一般財源に占める割合で申し上げますと、令和7年の今回12月補正予算で31.1%、それと令和6年度、令和5年度はそれぞれ3月補正後に31%と、5年度は30.61%で、大体31%程度というふうな状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

僅かでありますけれども、ここ数年も一般財源に対する比率が上がってきているというところがありました。

今先ほど部長が、答弁があったときに昨年は非常に、特に若年層について手厚いというようなそういう内容だったと思うんですけれども、今回については年配の職員等にもその辺の伸び率というのはきちっと確保されているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

昨年度の人事院勧告におきましては、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に給料表の引上げを改定を行っております。全体で、行政職給料表（一）表で3%でございますが、また本年度につきましては、若年層に重点を置きつつ、

その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げということで、行政職給料表（一）表全体で3.3%を行うものでございます。

例といたしまして、高校卒業の初任給で申し上げますと、昨年は13.8%伸びましたが、本年度は伸びは高いんですが、6.3%の引上げ、大学卒業の初任給では、昨年は12%程度でしたが、本年は5.5%の引上げとなります。また、大卒10年目の職員で見ますと本年度3.6%で、20年目の職員では2.9%の引上げとなります。

以上のように、今回の人事院勧告におきましては、中年層以上においても改定差額が大きいところで3%、昨年度は1%から2%程度でしたが、今年は2%から3%程度の引上げとなるものでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

森議員。

**○6番（森 英之君登壇）**

伸び率では、初任給が大分伸びているという印象があるのと、初任給の伸び率とすると見劣り感がありますけど、昨年がすごく上がっているという中では、今回もかなり上がっているんじゃないかというところがあります。

大卒10年、20年という数字をいただきましたけれども、私、感じるのはやっぱり物価上昇に合わせて給与は伸びなくちゃいけないというところの中で、総務省の10月の物価上昇率を見ますと3.0%ということなんです。今回、大卒10年は3.6%、20年は2.9%ということでは、少し年配層についても物価上昇率に見合うような手当がというところで確認させていただきました。

非常に、一般財源に占める率というのが少しずつ伸びてきているというところではあるんですけどその中で人件費の増額に、3つ目に移りますけど、人件費の増額に対応した国の交付税措置の考え方について聞かせていただきたいと思います。

というのは、人件費が上がっていく中で、そういう地方交付税等の交付税措置も、そこは十分配慮されているものなのかというところを確認させていただきたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

佐藤総務財政部参事。

**○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）**

議員お尋ねの人事院勧告によります職員給与の増があった場合の地方交付税への反映についてでございますが、令和6年度に発出されております令和7年度地方財政対策のポイントにおきまして、令和7年度の地方公務員の給与改定等に要する地方財源の確保として、令和6年度人事院勧告に伴う給与改定に要する経費について所要額を計上するといったことや、令和7年度の給与改定に備え、一般行政経費に給与改善費を計上する記載がございます。

また、一般財団法人地方財務協会が発行いたします令和7年度地方交付税制度解説におきまして、地方公務員の給与改定に要する経費について、各算定費目の単位費用等において反映しているとされております。その上で、基準財政需要額を積算いたします個別算定経費のうち、例えば土木費、道路橋梁費の単位費用算定基礎の給与費を見てもみますと、令和6年度の3,847万円、これは職員数が7人分でございますが、3,847万円に対しまして、令和7年度は3,997万円と150

万円の増となっております。

これらの情報から、人事院勧告によります給与の増に対する基準財政需要額への反映額は、具体的には算出はできないものの、地方交付税を算定する上においては一定考慮されているものと判断できるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

算定するのは難しいけれども、一定配慮されているということで確認させていただきました。当然、国としてもそこについてはきちっとやっぱり面倒を見るといいますか、きちっと担保してもらわなあかんというのは当然だと思いますので、ですけども、やはり一般財源というところの中では少し比率も上がってきているということでもありますので、これはもう国に引き続き、地方財源の確保という意味では、市長も、市長会、あるいはその上に要請をしていくということはずいお願いしたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

次、議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

順に質問させていただきたいと思います。

まず、一般職員の人件費の増額補正についてであります。

これについても質問が出ておりましたけれども、一般職員人件費の1億3,775万、うち退職手当が9,794万円余りだということなんです、その内訳は何人なのかという質問しようと思ったんですが、7人ということで服部議員のところでは答弁がありましたんで、これについて60歳を迎える一般職員と自己都合職員という話があったんですが、この内訳はわかりますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

さきにご答弁を服部議員の際に申し上げました7人につきましては事務職と消防職を含めてでございます、今回の総務管理費の増額補正につきましては、9,794万4,000円につきましては事務職等の5名分でございます。その内訳でございますが、自己都合等と、中には60歳を迎えて退職というそういった申出をされた方もおりますので、その中身につきましては60歳での退職の方が5名のうち3名、それと自己都合等が2名ということでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

ということなんですけれども、5人ということで、5人という和多いのか少ないかというのがありますけれども、この5人につきましてはいろんな職種は当然あるかと思うんですが、新年度に向けての採用で補充は可能という理解でよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

退職に伴います職員補充の関係でございますが、毎年度、職員の退職状況を勘案の上、次年度へ向けた採用計画といったものを立てております。そのような中、職員採用試験について、本年度におきましては6月に前期試験、それと9月に後期試験を実施しており、職員が退職の意思を示した時期に応じて採用計画の見直しを行い、人員確保に努めているところでございます。

しかしながら、専門職である技術職につきましては近年応募者数が減少しておりますことから、現在追加募集を実施しているところでございます。引き続き、第5次亀山市定員適正化計画に基づき、職員の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

そこはしっかり進めていただきたいと思います。

続きまして、消防費のこちらは一般職員人件費の増額補正になりますが、こちらについても入れさせていただいております。これは人事院勧告等による給与増だったと思いますが、それは2,600万余り、それから退職金が1,938万円ということであります。

先ほども一般職の方の人数を確認したんですが、ここの対象となる人数は何人なのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

こちらの消防費につきましては、消防職員2名分の退職手当を計上いたしております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

2名ということでありました。

来年度より津市さん、鈴鹿市さんと消防指令の本部が共同運用になるということで、先週でしたかね、その共同運用が施行されたということで認識しておるんですけども、これにつきましては、効率を上げるためにということが目的であったと思うんですが、私が確認するところ、消防指令業務それが運用開始されたとしても、3つの本庁や分署において残務であるとかが残ることも想定されるということでありますので、これについては先ほどお話をいただきましたが、2名については増員、来年の4月で補充されるという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今の消防費の関係でございますが、人件費と関係しますので私のほうからご答弁を申し上げますと、先ほど私がご答弁申し上げたのは、事務職、技術職の採用関係でございますが、消防職につきましては2名の退職に伴い、補充はできていくのか、そういうお尋ねだと存じますが、消防職の採用につきましても、これまでから消防職員の採用関係につきまして、消防部局との協議によりまして、私どもで試験は一括しておるわけでございますが、消防の組織運営に支障がないよう、退職者

が生じた際を含め計画的な採用を実施をいたしております。

現在、先ほど議員からご紹介ありました令和8年度から津市及び鈴鹿市との共同運用による新たな消防指令センターの運用が開始されますことから、職員数と組織体制の見直しを検討しておりますので、これにつきましては消防部局とも協議の上、本年度は退職者に伴う募集は行っておらないところでございます。

また、消防職につきましては、現役の高校生が応募する割合が高い、非常に多いことから、現役の高校生の応募しやすい時期を考えると9月に実施する後期試験での募集が適切というか、行いたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

この2名の退職の方も当然自己都合でしょうから、そこについては、直ちに補充は難しいんでしょうけれども、そこについては消防部局ともきちっと話をして、適切に対応していただきたいというふうに申し上げておきたいと思えます。

それから、3つ目に移らせていただきます。

民生費の扶助費の増額補正についてであります。

これについて問わせていただきたいと思ったのは、生活保護費の扶助費が4,650万と大きな数字になっているというところで、この要因は何かというところ、それから、最近の傾向として生活保護費、この受給者数が増加しているのか、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

生活保護費につきましては、生活保護法に基づく生活に困窮する全ての国民に対し、その程度に応じた必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度となっております。このたびの補正につきましては、日常生活に必要な費用、食費であるとか被服費とか光熱費というようなものになりますが、そういったものになる生活扶助、こちらと生活保護受給者が診察や医学的な処置、薬剤療養上の看護などの医療を受けた場合に必要となる医療扶助、介護認定を受けている方が生活保護受給者であった場合の介護サービスの自己負担分についての介護扶助といったものに不足が見込まれますことから、増額を計上するものでございます。

生活扶助につきましては、当初予算におきまして186世帯、231人という見込みで生活保護受給者を見込んでおりましたものが、現時点、本年10月末現在で202世帯、256人というふうに増加しておりますことから、当初比で16世帯分25人、10.8%の増ということで、当初予算1億6,300万円に対しまして、1,730万円の増額をしております。

次に介護扶助につきましては、少額ではございますが、1,700万円の当初予算に対しまして70万円の増、最後に3点目の医療扶助につきましては、社会保険に継続して加入されている方や、自立支援医療制度によりまして精神疾患等の通院医療に関する公費負担を行う場合を除きまして、ほとんどの被保護者の方が生活保護制度によりまして医療費の全額を負担するという形になりますことから、毎年度変動の幅が大きいというような状況がございます。

そういったことから、当初予算のときには予測が難しい救急の処置やがんの手術、終末期医療などでの入院といった高額な治療が必要なケースが生じたことから、当初予算2億1,000万円に対しまして2,850万円を増額するというものでございます。

近年の傾向といたしましては、令和元年度末に165世帯から令和3年度末150世帯と一時減少傾向がございましたけれども、令和4年度末は164世帯、令和5年度末には182世帯、6年度末には193世帯というような形で、コロナ禍後は少し、失業や電力、ガスの物価高騰などによりまして年金などでの生活が難しいというような理由での生活保護の受給者が年々増加している状況というものがございます。

また、扶助額につきましても、そうした保護世帯数の減少やその後のコロナ後の増加といったことから、同じような傾向で増減をしております。令和元年から4年度までにつきましては、元年の3億5,000万ほどから4年度の3億2,700万ほどというような形で減少傾向にございましたが、その後につきましては増加傾向に変わっております。令和6年度では4億2,183万円となりまして、前年に比較しますと約8%増の3,100万円の増加というような形になっております。

こういった生活保護の事務につきましては、法定受託事務になっておりまして、国に代わって地方公共団体が処理することとされております。本市におきましても、支出した保護費のうち4分の3が国が負担することとなっておりますが、4分の1については市が負担する必要がございますので、扶助額の増加によりまして一般財源での負担も増加するというようなことがありまして、昨年の決算ベースで申し上げますと、1億100万円ほどの一般財源負担という形になっております。

#### ○議長（岡本公秀君）

森議員。

#### ○6番（森 英之君登壇）

生活保護の方をそれで最低限生活を保障するという憲法にうたわれておりますけれども、その行政としての責任があると思っておりますので、その中で一般財源等、25%という話がありましたけど、その負担もあるということもありますので、これにつきましては、国民あるいは市民に税金が大切に使われているということを改めて認識をさせていただきました。

以上で議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### ○議長（岡本公秀君）

6番 森 英之議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第81号から議案第96号までの16件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

### 付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第 8 2 号 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 3 号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 4 号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 9 0 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

#### 教育民生委員会

- 議案第 8 1 号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 8 5 号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 8 6 号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第 8 7 号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 8 8 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

#### 産業建設委員会

- 議案第 8 9 号 亀山市営住宅条例の一部改正について

#### 予算決算委員会

- 議案第 9 1 号 令和 7 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 9 2 号 令和 7 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 3 号 令和 7 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 4 号 令和 7 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 5 号 令和 7 年度亀山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 6 号 令和 7 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

#### ○議長（岡本公秀君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日 10 日は午前 10 時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時36分 散会)

令和7年12月10日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

令和7年12月10日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	大平守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	落合巧君		

---

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書	記	木 戸 将 文	
書	記	西 口 幸 伸	書	記	山 北 康 仁

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は、公務のため午前中は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承を願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第3号）により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

おはようございます。

新和会の深水隆司でございます。一般質問の1番バッターということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして今回は3件用意してあります。濁り水について、自治会支援について、市の情報発信についてそれぞれお伺ひしていきたいと思ひます。

まず、濁り水についてでございます。

先月1日に発生しました上水道の濁り水についてはその影響が2,700世帯にも及ぶ広範囲で長期化したことから、地域住民の方々には大変なご不便とご不安を強いられたと思ひます。また、茶色く濁った水が出るところもあればそうではないところ、薄茶色の水もあったとのことでございました。そのような状況の中で、水を飲んでもよいのかどうか、体に影響はないのかどうか全く情報がなく不安の日々が続いていたということも事実であります。

一方で、市民への対応や給水作業などに従事された市職員の皆さんにもご苦勞をいただいたところでございます。まだ、原因究明がされていないとのことでございますが、今後また同じようなことも、起こり得ぬとも限りません。今回の事案を教訓に市としてどのような対応を講じていくのかという視点で質問をしていきたいと思ひます。

まず、発生時の初動対応についてでございます。

市の担当者にお聞きしたところによりますと、市は濁り水の発生の一報を受けてから、11月1日から3日までは上水道課で対応、11月4日では上下水道部で、その後ようやく11月5日になって全庁的な対応を取ったとのことであります。これまでの一般的な濁り水のように、工事や消火栓からの放水等による局所的な、部分的な箇所であれば通常の対応でもよかったですと思ひますが、今

回は南部地区の広範囲にわたり濁り水が発生していることを踏まえれば、これまでとは違うということを感じなかったのでしょうか。市として緊急事態であるとの認識がどこまであったのか疑問に感じるところでございます。

そこで、初動の対応と、なぜもっと早く全庁的な体制を取らなかったのかについてお伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

3番 深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

松永上下水道部長。

**○上下水道部長（松永政司君登壇）**

おはようございます。

なぜより早い段階で全庁体制への移行を決定しなかったかという点でございますが、水道水の濁り水が発生した初日である11月1日及び再び発生いたしました3日においては、これまでの経験に基づき通常の濁り水対応の範疇であると捉えておりました。そのため、まずは上水道課単独での対応を取った次第でございます。

しかしながら、11月4日にも濁り水が発生したことにより多数の給水のご要望もいただくこととなり、上水道課のみでの対応は困難であると判断いたしました。このため、上下水道部全体での体制を取り、段階的に職員を増員する措置を講じ、併せて上下水道部長から各部長に対し庁内のビジネスチャットにより情報共有を行いました。

ところが、排水作業を続けておりましたが、その後も事態は収束に向かわず今までに経験したことのない状況変化を呈しました。南部地区の広範囲にわたり、住民の皆様から多数の通報が寄せられ市民生活に影響が及んでいることから、従来の局所的な対応では限界があるとの判断に至り、その結果、市長の指示により11月5日に全庁対応へと移行し対応することとしたものでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

深水議員。

**○3番（深水隆司君登壇）**

今まで経験したことのない事案であったという認識でありますので、そうしたからこそ災害対策本部なり全庁的な体制が取れるようなことが必要でなかったのかなと思います。

続きまして、地域住民への影響についてお伺いしたいと思います。

今回の濁り水において何か健康被害があったのでしょうか。また、給湯器、浄水器等のフィルターの交換などの機器の故障についても影響があったのかなかったのかについてお伺いします。あった場合はどのような対応を取られたのかについてもお伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

松永部長。

**○上下水道部長（松永政司君登壇）**

今回の事案が地域住民の皆様にご与えた影響につきましては、第3水源地系にお住まいの皆様、とりわけ実際に濁り水による影響を受けられた市民の皆様の生活に深刻な影響を与えたと認識しております。特に、水の確保という日常生活における基本的な行為が、高齢者や子育て世代の皆様にとって多大な労力と時間的な負担となり、日々の生活の質に影響を及ぼしたものと考えております。

また、水を使用される飲食店や事業所の営業活動にも影響を与えたと認識しております。

これらの影響により、水の安全に対する不安や事態の長期化に伴う疲労など、第3水源地系にお住まいの皆様、とりわけ実際に濁り水に影響を受けられた皆様の心身に大きなストレスをもたらしたと考えております。

なお、健康被害や給湯器の故障については、現時点において確認されておられません。しかしながら、給湯器などの詰まりによる水道の水圧低下などには、水道業者を手配し対応いたしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今後アフターフォローをよろしくお願ひしたいと思います。

それで、次に濁り水が収束に向かっているけれども、水はいつ飲んでもよいのかはっきりとした検査結果の公表を知りたいと思っていた住民の方が多かったと思うんですね。11月7日の全員協議会におきましては、水の水質検査に3週間ぐらいかかると言われましたが、11月13日に検査結果が出たところでありまして、これは担当者のご努力の結果だと思ひますが、市におきましては様々なカテゴリーにおいて業界団体と災害協定を締結しております。今回の濁り水の事案を考えると、事前に検査機関との協定を締結しておく必要があると思ひますが、ご所見をお願ひしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

このたびの経験を踏まえまして、水質検査の専門業者との協定締結も含め、迅速かつ優先的な対応ができる体制を確保できるよう検討を進めてまいります。また、次年度の水質検査業務を委託する際の契約において、緊急時における対応について協力することを追加するなど実効性のある方策を講じてまいります。市民の皆様の安全・安心を確保するため、緊急時の対応能力の向上に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、給水所の開設についてお伺ひしていききたいと思います。

給水所の設置についてですが、11月1日に発生して給水所の設置がなされたのは11月4日に阿野田公民館、南小学校の2か所、それから11月5日に昼生地区コミュニティセンター、樺野公民館、西川運輸に設置されたところでございます。

南部地域の広範囲にわたり濁り水が発生したにもかかわらず、給水所の設置日が異なっていました。ずれが生じていたんですね。それぞれ各住民の方々には飲み水にもご不便を強いられていたと思うんですが、なぜ給水所を一斉に開設できなかったのかお伺ひしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

給水所の設置と運営に当たりましては、多くの人員が必要となり十分なマンパワーを確保することが大きな課題となりました。そのため、当初は給水車による給水活動が最も迅速にできることから、保有している給水車全2台による給水所2か所の設置を限界とし、特に影響の大きい地域を優先して対応することといたしました。結果として、一部の地域では給水所の設置が遅れるという状況が生じ、市民の皆様にご不便をおかけすることとなりました。

今後は、緊急時における人員確保の体制をより一層強化し、全ての影響のある地域へ公平かつ迅速に支援が行き届くよう万全を期してまいります所存でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

尋常ではない事案であったということで、それぞれマンパワーも必要であったということですが、その給水所ですけれども、給水所まで交通手段を持たない方はタクシーで給水所まで水をもらいに来たというお話も聞きました。ある地域では高齢者の方に給水のポリ袋を配達されていたと、各地域内の住民の方々が配達をしたという話も聞いたところでございます。各自治会の集会所に給水所を設置すれば、地域の方の協力が得られ、高齢者や体のご不自由な方や個人で給水所まで来られない方などに対して速やかな協力体制を取ることができるのではないかと考えるところでございます。

今後においては各集会所に給水所を設置すべきであると思うんですが、ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

各集会所への給水所設置についてのご指摘でございますが、現在、上水道課で備蓄しております仮設給水槽は4基でございます。今回の事案におきましては、多数の住民の皆様がご利用されることを想定し、まずは11月4日から亀山南小学校と阿野田町公民館を優先し、その後これを補完する形でその他の拠点を選定したものでございます。しかしながら、給水所の設置は、この仮設給水槽の数に限りがあるという状況でございます。この制約の中で、地域の状況や住民の皆様の利便性も考慮し、より効率的かつ利便性の高い場所を選定するよう努めたものでございます。

今後は、備蓄しております仮設給水槽の増強を図るとともに、地域住民の皆様のニーズに的確に応えることができるよう給水体制の在り方についてさらなる検討を進めてまいります所存でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

さらなる検討を進めるということで、設備、給水所の設置基数もこれからもっと増えてくるということを想定して、資機材の確保に努めていただければと思います。なかなか給水所の開設については、雨の中あるいは雨の降りしきる夜中中職員の方もそこに常駐して対応されておりました。それで、設置場所もなかなか屋根のついてあるところと屋根のないところ様々でございましたし、そこで職員の大変なご苦勞のしているところを目の当たりにしたところでございますが、そうした

地域住民の方々に協力を得るという意味でも各地区には自治会の集会所も公民館もございますので、そうしたところを今後も利用できるような体制を考えていただければと思います。

それでは、次は地域住民への周知についてでございます。

今回のことで地域住民の方が一番不安に思っていたのは情報の少なさだと思います。市の公式LINEでは、最初は濁り水に十分注意してくださいとしか掲載されていなかったんです。それで、濁り水に十分注意してくださいということで、当然注意はしますけれども、どうしたらいいのかというところまでは全然分からず、飲んでもよいのか悪いのか、いつまでこれが続くのか、いつ頃までに解決するのか、そういった分からないことばかりで不安の日々が続いたことと思います。

そして、先ほど言いましたように給水所も設置されたんですが、この給水所がいつどこに設置され、いつから給水されるのか全く情報も届いていなかったというふうな声もありました。それで、広報車も出してくださいという、ある地域では個人で広報車を出していただいたところもあるんですが、市の広報車についても案内をしていただいたんですが、一回きり回っただけで、あるいはなかなか声も聞こえなかったというふうなこともお聞きしたところでございます。聞くところによると、市民文化部には各地域まちづくり協議会とのネットワークを持っておるんですね。市のそういった情報ネットワークを活用した市の情報発信がなかなかできなかったというふうな課題もあるのかなと思ったりもします。

真に正確な情報を今後タイムリーに伝えるために、市としてどのような対策を取っていくのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今回の濁り水事案におけます情報発信につきましては、広報車2台による巡回広報のほか、かめやま・安心めーる、市公式LINE、市ホームページ、防災アプリなどあらゆる媒体を活用し状況を随時お伝えしてまいりましたが、しかしながら、広報車の声が聞こえづらかった方やご年配の方など、インターネット等を使用されていない方には情報が届かなかったというお声があることも事実でございます。この点を重く受け止めまして、今後は、広域断水発生時など緊急時においてより迅速かつ効率的な広報活動を展開できるよう車載用スピーカーの増設、また議員おっしゃられました市の情報ネットワークの活用など、併せて防災部局の連携強化などを図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、各種団体との協力体制についてということで、今回の事案については明らかに行政だけでは限界があると感じたところでございます。先ほどの給水所の開設についてもマンパワーが必要だというふうなところでありますので、各地域まちづくり協議会や自治会あるいは民生委員、消防団、各事業所等の協力を得ることでよりきめ細やかな迅速な対応ができるのではないかなと思うところでございます。

今後においては、そのような協力体制を構築すべきと考えますが、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

地域コミュニティや各種団体との連携体制につきましては、今後の緊急時の対応策を検討する上で重要なお意見として受け止め、改善に生かしてまいりたいと考えております。

今後は、地域の実情を最も把握されているまちづくり協議会や自治会をはじめとする各種団体と平時より連携を強化し、緊急時における給水支援や住民への情報伝達など具体的な協力体制を構築してまいり所存でございます。これにより、行政と地域が一丸となって市民の皆様の安全・安心を守る強靱な体制を築き上げてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、今後の対策についてであります。

新聞にも載っていたんですが、市では漏水の早期発見と予防保全の強化のため人工衛星データとAI技術とを活用し、水道DXソリューション宇宙水道局を導入しており、この宇宙水道局による診断の結果が11月25日に報告されたところであります。

今回の濁り水の発生区域の南部地域が漏水確率の高い箇所、言わば漏水リスクのある場所に入っていたのか、また漏水リスク診断と今回の濁り水についての因果関係があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

AIを活用した漏水リスク調査の目的は、管路の漏水発生リスクを早期に発見し調査を効率化することにあります。この調査は、今回の濁り水のような事象を直接的に予見し評価するものではございませんが、漏水リスクの高い箇所は、今後、漏水により濁り水発生の原因になる場合もありますので、予防保全につながると考えております。また、今回濁り水が発生いたしました第3水源区域の基幹管路につきましては、AIの評価結果では特にリスクが高いと判定された管路は確認されておりません。しかしながら、基幹管路以外の管路におきましては漏水確率が高いと判定された箇所が確認されております。この結果を受け、今後はこれらの判定された箇所を中心に音聴調査などの現地調査を速やかに実施し、その調査結果に基づき具体的な漏水対策を着実に行ってまいり所存でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

直接的な関係はないということですが、漏水箇所の発見については効果的なことだというふうなことなんですが、今後また濁り水が発生するとも限りません。そのようなことも想定される

中、まだ今回の漏水の原因は究明されていないんですが、そういう中で市はこれからどのような対策を取っていくと考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今後の対策につきましては、本市ではこれまでから大規模な断水に備え計画的な管路の更新や耐震化に取り組んでまいりましたが、今回の事態を重く受け止め水道事業の安定供給と危機管理体制の強化を図るため、複数の施策を講じてまいります。まずは、早急なハード対策として今回の濁り水の発生原因が水道管に長年蓄積されたさびた鉄分などが剥離したためと考えておりますことから、同様のリスクを可能な限り抑制するため、今後濁りの発生源と想定している箇所の洗管作業を実施したいと考えております。この洗管作業の実施に当たっては、一時的に水道水に濁り水が発生する可能性があるため、地域の皆様のご理解とご協力が不可欠となります。つきましては、作業時間、影響範囲など、事前に十分な周知徹底を図った上で実施してまいります。また、作業時間中における安全対策のため、必要に応じ交通規制を行うなど、万全の体制で臨む所存でございます。

次に、ソフト対策として、緊急事態が発生した場合に備え、事前に発生後の活動及び緊急時における事業継続の方法などをまとめた水道事業における危機管理マニュアルを新たに作成いたします。このマニュアルでは、緊急事態の規模に応じ、上水道課による初動の第1次体制から上下水道部を主体とした第2次体制、さらには全庁的な応援体制を含む第3次体制と段階的に組織体制を強化する明確な指針を定めることで、事態に即した対応を可能といたします。加えて、施設の老朽化対策を引き続き計画的に進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。今回の事案に関しては全庁的な対応を取られたと聞いていますが、私は全庁といえども部分的な対応であったのかなと思います。例えば、先ほど言いましたように情報発信にしても、市民文化部のまちづくり協議会への情報ネットワークの活用とか、あるいは給水所を設置しても、飲み水に苦労しておる住民の方がおられたときに危機管理が所管している備蓄品の水をこういうときこそ供給してすぐに対応できたのではないかとことを踏まえれば、市の中での横断的な対応はもう少しきちっと考えていかなければならないのかなと思います。それで今回私も濁り水を経験した一人なんですが、ふだん当たり前のように飲んでいた水道水のありがたみが本当によく分かりました。

一方で、給水所に行きたくても行けない人を目の当たりにしたところでございます。行政として、一人でも取り残すことなく速やかな支援体制ができる、あるいはリアルタイムに情報を発信できる、そういった対策を今後は講じていただきますようよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、自治会支援についてお尋ねしていきたいと思ひます。

自治会長事務手数料の廃止と、仮称でございますが自治会交付金の創設が今般提案されているところでございます。このことに至った背景や内容、その影響についてという視点で質問をしていき

たいと思います。

まず、自治会長事務手数料についてでございます。

自治会は、住民相互の親睦の醸成や環境美化の取組等の良好な地域社会の形成に資する活動が行われ、自治会長は市と自治会の連絡調整や広報紙の配付など、市と地域住民のパイプ役として役割を担っています。自治会長事務手数料はそうした自治会長の労力に対しての手数料だと思いますが、自治会長自身に支払われるものと自治会に支払われるものがあるとお聞きしています。ついては、その割合についてはどれぐらいあるのか、またその支払い方法の事務手続についてお伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

小林市民文化部長。

**○市民文化部長（小林恵太君登壇）**

自治会長事務手数料の振込先につきまして令和6年度の実績から申し上げますと、請求をいただきました236の自治会のうち、この制度の基本となります自治会長の口座を指定されております自治会は158自治会となっております、全体の7割を占めるところでございます。また、自治会の口座を指定されております自治会は78自治会で、全体の3割となっております。

一方で、本年6月に実施をいたしました自治会に関するアンケート調査におきまして、自治会長の口座へ支給されるものの実際のところは自治会の活動費として取り扱っているとの回答も一定数ございまして、自治会口座への支給を選択されている自治会を含めると実情としては半数近くが自治会の活動費としていることが分かったところでございます。

また、事務手続の方法でございますが、年に2回、12月と3月に各自治会長の皆様へ手続についてのご案内を送付しまして、担当でありますまちづくり協働課の窓口へ請求書及び自治会の総会資料など自治会の世帯数が確認できる資料、それから並びにご指定の口座が確認できる通帳のコピーを提出いただいております。その後、それら提出書類を精査の上、支出の手続をし、期限までにご提出いただいた分につきましては12月と3月、それぞれの月のうちにはご指定の口座へ振込をさせていただいております。

**○議長（岡本公秀君）**

深水議員。

**○3番（深水隆司君登壇）**

ありがとうございました。

今回の改正につきましては、新たに仮称自治会交付金を創設することではありますが、これまでは自治会長個人へ支払う事務手数料であったものを、今後は自治会という組織を支援するという大きく制度改正するものと理解しているところでございますが、この制度改正に至った理由についてお尋ねしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

小林部長。

**○市民文化部長（小林恵太君登壇）**

今回の制度改正の背景でございますが、世帯数の多い自治会長への手数料が高額でありますこと、また税法上の取扱いなど、これまで本制度に対しまして変更が必要との市民の声をいただいていた

ところでございます。一方で、市が各自治会にご協力いただく業務は多岐にわたっておりまして、自治会長だけではなく、役員をはじめとする自治会員の皆様がそれらの業務を協力し合い、行っているという自治会も多くある実情もでございます。また、自治会に関するアンケート調査の中で、行政の支援として必要なものとして自治会への財政支援を望まれる意見を多数いただいたところでもございます。さらには、本年10月より市広報の発行を月2回から月1回へと変更するなど、各自治会への負担軽減も図ったところでもございます。

これらの現状を鑑み、自治会連合会とも意見交換をしつつ他市の状況も参考に検討した上、現行の自治会長事務手数料を廃止し、自治会に対する新たな財政支援として自治会交付金を創設しようとするものでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

深水議員。

**○3番（深水隆司君登壇）**

それで、新たな財政支援としての仮称自治会交付金はどのようなものか、その概要についてお伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

小林部長。

**○市民文化部長（小林恵太君登壇）**

自治会交付金の概要でございますが、まず廃止するとしましたこれまでの自治会長事務手数料、これに相当いたします本市が発行する広報紙その他行政資料等の配付、回覧及び各種行政施策実施への協力に関する事業、さらには自治会の運営及び自治会活動の推進に関する事業、これらを対象とした交付金とすることを現時点では考えており、例えば、自治会長をはじめとする役員の手当、それから自治会活動に関わる保険料や各種案内通知書の郵送料の費用等を対象経費として交付できますよう、その詳細を現在設計しているところでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

深水議員。

**○3番（深水隆司君登壇）**

この制度改正は令和8年度から実施予定とのことですが先ほども、先ほどのご答弁では1月7日の全員協議会で示された内容と何ら変わっていないところでございます。現在、既にもう市当局では令和8年度の予算編成をされていると思いますので、ほぼ骨子はできていると思うんですね。自治会によっては年明けて1月に初参会や総会を開催するところもあれば3月に総会を開かれるというところもあります。そういった自治会の総会では事業計画の承認や、場合によっては役員手当等の規約改正が必要になるところもあると思うんです。

今現在交付金の詳細が分からない自治会長さんにとっては、不安が募るばかりだと思います。そうした自治会に対して、いつ頃具体的な内容をお示しされるのかをお尋ねしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

小林部長。

**○市民文化部長（小林恵太君登壇）**

議員ご質問のとおり自治会交付金は令和8年度からの交付を考えてございます。現時点でまだ3

月まで来ておりませんので、全体の予算というのはお示しすることはできませんけれども、おっしゃいましたように、自治会によりましてはもう1月から12月までという会計年度で運用しておる自治会さんも多数ありますことから、予算を立てる上で参考となる交付金の算定基準でありますとか対象経費等の詳細、こういったことは自治会長さんからも早く示していただきたいというお声もたくさん聞いてございます。その中で、何とか早急に詳細を取りまとめた上で、当然議会にもお示しさせていただいた上で、今月中には各自治会長へ案内できるよう今準備を進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

早急によりしくお願いしたいと思います。

それで具体的な内容をお聞きしたいと思うんですが、自治会長事務手数料は先ほどご説明いただいたように、世帯数割で計算されています。今後自治会への支援となると、世帯数が多い自治会、少ない自治会であっても、市への連絡調整や自治会運営業務の基本的なところは変わらないと思うんですね。今回考えられている交付金は、世帯数が少ない小さい自治会でも一定の十分な支援ができる制度設計になっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

当該交付金の制度設計については今まさに検討中ではございますけれども、この交付金の一部につきましては単なる人口割だけで算出するのではなく、小規模な自治会にも配慮した設計となるよう、現在考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

もう一つ懸念されるところは、広報配付等事務協力事業と自治会活動事業を対象として各自治会からの申請に基づき交付するというふうなご説明をいただきました。

そこで、地域まちづくり交付金のように事業計画や事業実績などを申請しなければならないのか、これまでよりも事務手続が煩雑にならないよう、自治会の負担にならないようにすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

自治会交付金につきましては、交付金という制度上、議員おっしゃいましたとおり交付申請、それから交付金の請求、実績報告、これらの手続が必要となるところでございますが、自治会長の皆様のご負担を少しでも軽減できますよう、例えば窓口にお越しいただく回数や添付書類を極力減らす、また申請のデジタル化など事務手続の簡素化につきましても並行して検討しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

自治会活動をしている人はご高齢の方が多いですので、デジタル化と言いましたけれども、苦手な自治会長さんもお見えになりますので、そこら辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、自治会の中には組織が脆弱な自治会もあると思うんですね。交付金を受けるためには新たな事業計画や予算編成、規約改正などの事務手続を必要とする自治会も出てくると思うんです。そうした自治会に対して市としてどのような支援をしていくのかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

自治会長事務手数料から交付金への制度変更に伴いまして、各自治会長様には規約変更を含めて自治会員への説明など何かと労をお取りいただく場合も多々あることと存じます。それら様々なケースへの対応にお困りの場合など、各自治会の状況に応じて丁寧にサポートいたしますとともに、自治会長の皆様から寄せられる様々なお声に対しましても真摯にお答えするなど、各自治会のご理解、ご協力が得られますよう担当課におきましても全力を挙げて対応してまいる所存でございますので、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この交付金につきましては、予算のことにつきましては3月定例会で示されると思うんですが、自治会交付金の額については、市はこれまでよりも自治会支援を強化されるということだと思ひますので、これまでの自治会長事務手数料の額を下回ることのないような制度設計をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、最後に市の情報発信についてお尋ねしたいと思ひます。

地方自治体の広報とは、市民に向けて行政の施策や地域の情報、イベントなどを伝える活動であります。広報活動は市民との信頼関係を築くための重要な手段でありまして、地域の活性化や住民参加の促進にもつながります。地方自治体の広報の役割は、地域住民に必要な情報を提供することはもちろんですが、行政の透明性を保ち、地域住民とのコミュニケーションを強化することにあると思ひます。そのような市の情報発信の在り方についてという視点で質問をしていきたいと思ひます。

まず、市民の反応についてでございます。

時代の変化とともに市政情報を広報「かめやま」、紙ベースに加えて、ホームページや公式LINEなどから入手する市民も増えていると思うんですが、これまでの市の情報発信の在り方について市民からの意見や要望はあったのか、あればどのような内容であったのかお尋ねします。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

### ○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市は、紙媒体の広報「かめやま」、デジタル媒体の市ホームページ、ソーシャルメディアの市公式LINE、映像媒体のケーブルテレビ、行政情報番組を主な広報媒体として市政等の情報発信を行っております。これらに対する市民からのご意見、ご要望につきましては担当課の窓口や電話等でお寄せをいただくほか、これまでの市ホームページにおける回答フォームに加えまして、去る4月の広報「かめやま」並びに5月の行政情報番組のリニューアルに併せましてQRコードを各媒体の回答フォームに掲載し、気軽にご意見等をお寄せいただけるようモニタリング機能の充実を図ったところでございます。

こうした中で、最近お寄せをいただきましたご意見といたしましては、広報「かめやま」にはとじ穴のご要望や文字が小さいなどのご意見を、また市ホームページにつきましては、もう少し詳細な情報の掲載をしてほしい、あるいは知りたい情報へアクセスしにくいといったご意見を、またケーブルテレビ行政情報番組には、体操や歴史などの講演動画を短くしてはどうかとそういったご要望をいただいております。

加えて、昨年度実施をいたしました広報等に関するアンケート調査では、市の施策や制度、健康福祉、催し、講座などの情報を充実させてほしいとの全般的なご意見も頂戴をいたしております。これらのご意見、ご要望につきましては、対応の可否や必要性を整理の上、その反映、改善に努めているところでございます。

### ○議長（岡本公秀君）

深水議員。

### ○3番（深水隆司君登壇）

そうですね、広報「かめやま」とじ穴がなくなりましたね。私もいつも穴を開けてとじておるんですが、それでちょっと小さい字も見えづらいというふうな感じもなきにしもあらずなんです、広報「かめやま」についてはこれまで月2回発行でありましたが、本年10月からは月1回の発行となりました。それに対して何か影響が出ているのかについてお尋ねしたいと思います。

### ○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

### ○政策部長（笠井武洋君登壇）

発行回数の変更を含む先般の広報「かめやま」のリニューアルにつきましては、市民等からのご要望や市民アンケートの結果を踏まえて実施したものでございまして、具体的には4月1日号からデザインの刷新や特集記事の充実、様々な分野で活躍される市民等の紹介コーナーの新設、子育て情報の集約化など紙面の充実を図るとともに、10月号からは発行回数を月2回から1回に変更したものでございます。中でも、配付回数の変更に当たりましては、市民への事前周知や掲載記事等の調整、広報「かめやま」と同時配付を行う配付物に係る関係部署との事前調整等を行い、万全を期したところでございます。

今回のリニューアルでは、各自治会における配付の負担軽減や情報の分かりやすさの向上、関係経費の抑制が期待できる一方で、適時性の低下やページ数の増加が懸念をされましたが、関係部署との調整等により影響を最小限にとどめ、幅広い世代の方々に手に取っていただける紙面づくりが進められたと考えております。

加えて、二次元コードの積極的な活用によるデジタル媒体である市ホームページとの連動や、市公式LINEにおける広報「かめやま」の情報配信により、情報の適時性の補完も図れたと考えております。結果といたしまして、現在までに広報担当部署に今般のリニューアルの実施に関する苦情等は入っておりませんので、配付回数につきましても支障はなかったものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

支障はなかったということでございます。

次に、効果的な情報発信についてという項目を上げさせていただいたんですが、地域住民に正しい情報を遅滞なく伝え、自治体の説明責任を果たすことが重要になります。自治体が地域住民に向けまして発信する情報は、行政施策の情報や社会福祉に係る情報、地域の祭り事やイベントの情報、防災や災害情報など多岐にわたります。こうした情報発信は、住民の満足度の向上、行政手続の利用促進、暮らしの中での安心感の醸成につながります。地域住民に対して正確かつタイムリーに情報を伝えられているのか、そうしたことを捉まえていると考えているのかについてお尋ねしたいと思います。これは、内に対してちゃんと情報発信をできているのかという視点でございます。

一方で、これまでの自治体の情報発信は地域住民に向けてのものが中心でしたが、しかしながら、地域の人口減少が進む中において活性化のために地域外の人やメディアに対する情報発信の重要性が増しています。例えば、インターネットやSNSで情報を発信することで、市外の人のみならず海外の人にも地域の魅力をアピールできるようになったところでございます。市外の人やメディアに地域の魅力を十分にアピールできていると考えているのかどうかについて伺います。これは外に向けての情報発信についてどう捉まえているのか、内と外とについて併せてお伺いしたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の広報は、市政情報を分かりやすくタイムリーに発信し、市民のまちづくりへの参画を促進する伝わる広報の推進を目指して取組を進めているところでございます。現状といたしまして、とりわけ行政からの情報発信として取り扱う情報の選択と精査を強化しながら、信頼性や正確性の維持確保に努めることはもとより、即時性や情報量、拡散性など各広報媒体の特性を把握した上で複数の広報媒体を連携させるなど、媒体の強みを生かし、弱みを補完しながら効果的な情報提供にも努めているところでございます。加えて、情報の発信時期につきましても、即時性だけを重視するのではなく、市民等からその情報が求められる適期も考慮した上で広報活動を行うなど、正確かつタイムリーな情報発信に心がけているところでございます。

一方、市の魅力の外向きの情報発信につきましては、特にシティプロモーション専用ホームページによる情報発信に取り組んでいるところでございます。そのページビュー数は、昨年度実績で約23万9,000件と5年前の令和2年度の約2.4倍となりまして、増加傾向にございます。このほか、市公式ユーチューブや公式LINE VROOMへの動画投稿、あるいは報道機関への情報提供等によ

るパブリシティー、「県政だよりみえ みえのいいとこ！動画」との連携による動画紹介など、様々な手法によりまして亀山の魅力の発信に努めております。

さらには、各部署において各種イベント等の機会を捉えて亀山のPRを行っているほか、観光や移住促進の分野ではインスタグラムも活用しているところをございまして、今後も多様な手法によりまして全庁的な亀山の魅力発信に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところをございませす。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時52分 休憩）

---

（午前11時00分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

先ほど深水議員からも質問テーマに上げられていましたが、濁り水について私も質問をさせていただきます。

まず最初に原因の究明についてと上げさせていただきましたが、今回の濁り水の原因は分かったのか、まずお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今回の濁り水の原因につきましては、現時点では特定の一点に絞りに至っておりません。現在のところ、濁り水における直接的な原因は水道管の内部に長年にわたり蓄積し固着していた鉄分などが剥離し、給水と同時に流出したものであると考えております。

水道水には殺菌を目的として塩素剤が使用されておりますが、これが水道管の内部で水の中の成分の鉄を酸化させ酸化鉄を生成し、いわゆるさびとして管の壁に付着を促す原因の一つとなっております。しかしながら、なぜこの時期に剥離が発生したのかという事態を誘発した根本的な要因につきましては、流量や水圧の急激な変化、工事による振動、老朽化の進行など様々な要因が推察され、現時点では特定の原因を断定するには至っておりません。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

先ほど深水議員の質問でもありましたように原因については分かっていないということなんですけれども、では、現在調査もしてもらっているということなんですけれども、いつ頃原因は分かりそうで

すか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

濁り水により影響を受けられました皆様には一刻も早い原因特定を望まれていることは重々承知しておりますが、今回の事象は様々な要因が絡み合っている可能性が高いため、原因究明には困難を伴う状況となっております。そのため、安易にいつまでに解明すると申し上げることはかえって調査を拙速にし、本質的な原因の見落としにつながりかねません。原因究明に関しまして、現在パイプライン工学の専門家など、高度な知見を有する研究者や建設コンサルタント、水道関係の専門事業者にご相談や協力を仰いでいる状況でございます。

また、それに伴いまして、濁り水が発生したと想定される箇所周辺におけるヒアリングの実施や、一時的に使用水量の多い企業における水の動きを検証するなど、地道な現場調査も並行して進めているところでございます。さらには、管路内部の状況を直接確認するためのカメラ調査につきましても、現在実施に向けて発注の準備をしているところです。原因が判明次第、速やかにご報告申し上げます所存でございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

今、原因は何ですか、いつ分かりますかということで、今やってもらっている調査の内容は答弁いただいたんですけども、この辺りで、やっぱり被害地域の市民の方と当局のほうで乖離があるといいますか、一刻も早く原因を追求するもんやろうとか、人によっては、もう本当は亀山市は原因は分かっているけど何か事情があって原因が言えないんじゃないかというようなこともあったりして、本当に解明するつもりがあるのかというようなご指摘はたくさん受けております。

原因が分かっていないということなんですが、収束ということで市の広報から通達があったんですけども、原因も分かっていないのにこれは収束と言っていいのか、なぜ収束とできたのかお伺いをします。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今回の濁り水につきましては、11月12日時点で水道法の水質基準を下回る安全性が確認されております。水質検査の結果、健康に及ぼす数値は検出されず、飲用に供しても差し支えないことが科学的に裏づけされております。そのため、市としては収束と判断し、市民の皆様にお知らせいたしました。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

最終的に水質検査の結果、飲める、利用できる水であるということで収束ということなんですけれども、原因も分かっていないのに、本当に問題というのは解決していないんじゃないかという

ころはやっぱりまだまだ不安に思っている市民の方も大勢いらっしゃると思いますので、一刻も早く原因というのは究明いただきたいというふうに思っております。

2番目の発生時のサンプル採取についてなんですけれども、水とか水質に関する業務に携わっている方からしたらサンプルを取っていないってあり得やんのやけどというような話もあるんですけれども、サンプルの採取、全員協議会などではなかったと思うんですが、改めて採取についてお伺いをします。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

濁り水が発生した場合には一定時間の排水作業を行うことで解消されることが一般的であり、定期的実施している水質検査や原水においても異常が認められていない場合には、改めて水質検査は行っておりませんでした。また、濁り水発生報告を受け、上水道課が最優先した業務は濁り水発生を速やかに抑制し、市民の皆様へ安全な飲料水を一刻も早く供給することでありました。そのため、職員は迅速な排水作業といった緊急の業務に専念せざるを得ず、発生直後のサンプルを入手、保管する作業まで行き届かなかったことが実情でございます。

結果として、残念ながら発生時のサンプルを入手することはできませんでしたが、ある住民の方から水質検査の依頼を受け、11月3日及び11月5日に発生した濁り水のサンプルをいただくことができましたので、水質検査機関に依頼して水質検査を実施したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

さっき深水議員が質問された点にも関わってくると思うんですけど、濁り水が発生してすぐ終わるんじゃないかというふうに当初はみなしていたというところと、上水道部だけで対応していたというところがサンプルの採取にも影響はしているんじゃないかなとは思いますがね。

市民の方からは、今は飲める、使える水かもしれへんけど、発生したときの水ってほんまに大丈夫やったんという話があるんですね。もう流れていってしもうておる水なんですけど、そのときの水を使用を控えてほしいというニュアンスで広報をされていたと思うんですけども、これは本当に正しかったのか、もう使用しないでくださいというふうな強いアナウンスは必要なかったのか、考え方について伺います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

このたびの広報におきましては使用を控えてほしいという表現を用いましたが、これは従来からも、濁り水により影響を受ける方に対し、注意喚起を行い、個々に判断を促すよう使用してきた表現でございます。しかしながら、この曖昧な表現が結果として何をどう控えたらよいのか、飲んでもよいのかといった市民の皆様から多数のお問合せを招き、現場で混乱があったと認識しております。一方で、十分飲める、使えるといったお声もいただいております。ケース・バイ・ケースに応じた表現が必要であり、非常に難しいと認識しております。今後は、より丁寧な表現の仕方について

て検討してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

さっきの問題意識の続きなんですけれども、濁り水、もうまさに発生していたときの水というのを本当に流してしまってよかったのかという問題意識の部分なんですけれども、ふだん、市も下水処理して放流している、放流のほうにも基準ってあると思うんですけれども、濁りが発生したときの汚水というのは、その基準は大丈夫だったのかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

濁り水の水質が放流基準を満たしているかについてでございますが、水質汚濁防止法では、法で定める特定事業上には排水基準がございますが、我々が管理する水道施設はこれに該当しないため、この基準が一律に適用されるものではございません。

しかしながら、これは基準がないから何をしてもいいということではございません。公衆衛生と環境保全を担う行政として、公共用水域への影響を最小限に抑える責務があることは当然でございます。このたびの放流におきましては、あくまで水道水由来の鉄やマンガンといったミネラル分が主体であり、先ほども申し上げましたとおり環境排出基準と比較しても安全な範囲内であったと考えておりますが、放流される側への管理者、道路管理者や河川管理者への事前報告を行うなど配慮が必要であったと認識しております。

今後は、水道管路の洗浄や排水作業を行う際には、排出する水の量、濁りの程度、そして排出先の水路の状況を詳細に検討し、水の濁度が非常に高いと予想される場合には、作業前には環境部署及び管理責任者へ事前に情報提供を行い、水の流れや環境の影響について連携を図ること、また放流後には水路や周辺環境に清掃等の配慮を行うことを徹底し、法令遵守はもちろんのこと周辺環境への影響を未然に防止するための配慮を最優先で実施してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

もちろん、ふだん普通の生活をされている方とかだと、これは飲んでもええんか、料理に使ってええんか、洗濯に使ってええんかというところがもちろん心配になると思うんですけれども、特に水とか水質に関する仕事をされている方だと、巡り巡ってまた災いになってくるんじゃないかというような影響まで心配されている方もいらっしゃるので、そう考えると大変は大変なんですけれども、考えること、やることというのはたくさんある災害なんだなというふうに私も痛感しておるところでございます。

では、3つ目の市の対応及び周知についてということなんですけど、これはあまりにも範囲が大きいですので、私の考える問題点は2つです。広報車と自治会への配付文書というところでした。先ほど深水議員の質問の中で広報車の数は2つというふうに聞いたんですが、もう一度部署として幾つ持っていて当時どういふふうな稼働をしていたかをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

上水道課が保有します広報スピーカーを搭載した車両は、給水車を含めて合計5台でございます。今回の緊急対応におきましては、市民の皆様への迅速な周知が求められる一方で、給水支援や管路の排水作業も必要でありましたことから、2台が広報活動を行い、集中的に11月3日から5日の間に行ってまいりました。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

やっぱりスピーカーがついておる車があるのに、全て広報に回せていなかったというのが問題だったんじゃないかなと思うんですけども、それは理由は何でしょうか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

上水道課が保有する広報スピーカー搭載車のうち、広報による情報伝達専用に戻せなかった残りの3台の車両は排水作業と給水作業の現場作業に充当しており、市民のライフライン維持のための必要性が高かったため、全車両を広報活動に投入することが困難であったためでございます。しかしながら、ほかの車両を排水作業に回し広報車を増強するといった手だても可能であることから、そういった点も踏まえ、今後の活動に生かしてまいります。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

そうですね、結局濁り水対応のほうで動かないかん職員さんが乗る車のほうで広報車が使われていたということなんですけれども、なかなかやっぱり、深水議員の質問の中でもありましたけれども、広報車で呼びかけていてもなかなか市民の方には分からない。今は家の性能とかも、密閉度合いとかも上がっていて、なかなか聞こえづらいとかもありますので、何とか、もう災害だと思うんですけれども、こういうときに広報できる車というのは広報に全て回すべきじゃないかなというふうに考えます。

もう一つ、阿野田自治会から依頼があつて文書配付があつたという話なんですけど、まず前提として、自治会のほうは、自分のところの自治会の人らが困っておる、状況も分からん、だから何か文書を配ってくれへんと自分の自治会のためだけに依頼する、これはもうしようがないと思うんですわ。自分の自治会のこと、自分の近所、身の回りの人たちを守るためにそういうふうな動きになるということだと思うんですけれども、それで、阿野田自治会に文書は配付されたわけなんですけれども、ほかの亀山市南部地域ですよ、広域にわたるほかの自治会には最初の文書というのは配付されていないわけなんですけれども、これは、こういう文書を流す、阿野田自治会に渡すけどという決裁の中で誰かが、そこの自治会に渡すのはいいけどほかの自治会から何か言われへんかなとか、ほかの自治会も欲しくないかなというふうな議論はなかったんかなあと思うんですけれども、

決裁の流れだったりそういったときの議論はいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今回の濁り水における文書配付は阿野田自治会からの依頼があったため、主に給水活動を実施していることと注意喚起を確実に伝達できるものとして、上水道課が緊急で文書を作成し、課長決裁をもってまずは阿野田自治会へ先行して回覧を依頼したものでございます。

この文書は令和7年11月5日付で上水道課長名にて配付されたものであり、市内広範囲での濁り水発生への心よりのおわびとともに、同日19時時点での対応状況を報告いたしました。具体的には、阿野田町や菅内町、天神一丁目から四丁目など広範囲を対象区域とし緊急の給水活動を実施していること、そして濁り水が発生した際にはコップ等に水道水を入れて、赤みがあるときは飲用や洗濯は控えてくださいといった市民の皆様のご生活に直結する重要な注意喚起を確実に伝達するために実施したものでございます。

決裁の過程において、ほかの自治会にも配付すべきではないかという議論は当然ながらございました。しかし、阿野田自治会からの依頼が夜遅い時間であったため、まずは阿野田自治会へ先行して配付したものでございます。翌日6日にはほかの自治会への配付を検討しておりましたが、その時点で濁り水が収束に向かっていたりその他の対応に従事していたことから、結果として配付ができなかったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

よく市が気にすることだと思うんですけども、こっちにはやったけどあっちの人にはやっていないけど大丈夫かなとか、まさにこういう災害時って、向こうの自治会はしてもらったらしいけど、うちはないらしいぞと結構遺恨にもなるんじゃないかとも思うんですけど。

やっぱり、先ほどの質問からも言われていますけれども、これは全庁的に対応をすべき問題であったんだろうなというふうはこの文書配付の点でも思えるんですけども、その後、減免に関する事とか、我々が住んでいる自治会にも配付してもらった文書があったんですけども、今度、それを配付しますという連絡をしてくれたのが下水道課やったんですよね。まだまだ対応が、収束と先ほど言われましたけど、その時点ではまだまだすべき対応ってあったと思うんですよ。だから今度は、紙を配るのってもう上下水道部でやることじゃないのに、わざわざその部署から、何時に配付させてもらいますのってというような丁寧な連絡が来てちょっと複雑な気持ちになったんですけども、この2回目の配付の時点で他部署の協力というのはどうだったんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

情報共有の初期段階において特定の自治会への案内が先行するという形になり、ほかの自治会には十分に対応ができなかった点について上下水道部として深く反省しております。また、その後の最終的な収束の案内についても上下水道部内で処理いたしました。それについて不信感を持たれた

んだとは思いますが、今後は緊急時における情報伝達のスピードと公平性の両立を図るため、事態の初期段階から全庁的な協力体制を求め、市民の皆様へのきめ細やかな情報提供に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私は原因の究明ですとかサンプルの採取ですとか、広報車、文書配付の点で質問を展開させていただいたんですけれども、やっぱりこの濁り水は災害であって、早い段階での全庁的対応が必要やったと、例えば水をきれいにすることが最優先でサンプルの採取がなかなかできていなかったとか、そもそも、文書も配付しようと思っていたけど、ほかにもやることがあってできなかったとか、多分これは他部署の協力があつたらできたんじゃないかなと思うんですけれども、今回の濁り水、私は災害というふうに申し上げておるんですけれども、今後同様な事態が起きた場合についてどのようになさるのか、市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の濁り水は災害である、市長の考えはと、そういう前提でのお尋ねでございます。

まず基本的な認識をお答えさせていただきたいと思います。

ご案内のように、日本全体のインフラ老朽化問題、今回もその一つなのかも分かりませんが、さきの埼玉県八潮市の下水管に起因する陥没事故など、深刻な状態にあることはご案内のとおりであります。とりわけ、上水道の老朽化に伴います水道管の破裂や断水の事故は、ちょうど先月から沖縄県での大規模な断水をはじめ、これは全国で大小合わせまして年間約2万件の発生が報告をされているところであります。また、近年の地震災害におきましては、能登半島地震で断水戸数が14万戸、断水期間が5か月、熊本地震におきましては約45万戸、3か月間半など地震時には管路の損壊によって長期かつ広範囲において生活の基盤が失われることを目の当たりにいたしてまいったところでもあります。

そこで、既にお示しをさせていただいております本市のいわゆる災害、本市の地域防災計画におきまして災害を位置づけておりますが、この災害とは、暴風、豪雨、地震等の自然災害や大規模な事故等によって、市民の生命、財産に著しい被害が生じる事態を想定しているものでございます。

今回の事案は広範囲にわたって濁り水の発生という市民生活にご不便をおかけした事案ではございましたが、その一方で水道管の破裂でないことなどが明らかでございましたことと、さらに電気、下水道のライフライン、併せまして通信、公共交通といった他の公共インフラは全く正常に稼働いたしておりました。また、道路の陥没でありますとかあるいは浸水被害など市民の皆さんが直ちに避難をし、生命を守らねばならないような切迫した状況には至っておりませんでした。こうした状況を総合的に勘案し災害対策本部の設置という判断はいたしませんでした。11月5日でありまして、先ほど上下水道部長からもご答弁をさせていただきましたが、11月5日、上下水道部長を中心に、危機管理監を加えまして全庁的な応援体制をしいて、迅速な排水作業と給水作業、さらには給食とか保育所でありますとか、その他関連する対応を組織的に体制を構築して展開をさせてい

ただいたものでございます。ただ、議員各位というか朝からの、様々な個別の課題、その対応について様々な課題についてはしっかり、これは検証しながら次に活かしていくことは大事であろうと思っておりますが、いずれにいたしましても、全庁的な対応を11月5日以降に取らせていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

確かに正常ではないインフラは水だけではあったんですけども、たくさんの人たちが不安であり、不便を感じ生命や財産に関して不安を覚えた事態なんじゃないかなと思っておるんですけども、全国で見ても珍しいというかなかなかほかに見ないようなケースではあったので、心配なのはこういう事態がまたすぐ起こるんじゃないかというところであります。そのときに、今回の不便であったり、つらい思い、悲しい思いをしたような市民の方々がちょっとでも減るような対応につながっていただければ、私も当事者の一人としてそういうふうな思いで質問をさせていただきました。

では、次のテーマに入っていきたいと思います。

教育行政現況報告において、休日の部活動の地域展開等についてとモデル事業についてという表記がありました。これは一個一個聞いていくんじゃないかと、いきなりこの2つがどういったものかをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

部活動の地域展開でございますが、なぜ行かということにつきましては、まず生徒の多様なニーズへの対応と活動の質的向上のためでございます。全国的に少子化が進む中で、学校単独では部員がなかなか集まらなかったり、特定の部活動の存続が危機に瀕するケースも少なくないような状況が始まっております。地域展開により複数の学校の生徒が合同で活動できる機会を創出し、学校では実施が困難であった新たな種目にも取り組む可能性が広がります。ほかにも、地域には専門家、競技経験者、文化の指導者など専門性の高い知見を有する方々がいらっしゃいます。地域の人材に指導を担っていただくことで、技術の向上や豊かな人間性の育成につながるものと期待しております。また、これらは子どもたちが生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむ素地を育むことにもつながるものでもあるというふうにも書いております。

一方、教職員の働き方改革の視点ということもでございます。

部活動の設置や運営は、法令上の義務として求められているものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられています。現在、部活動は教師の勤務を要しない日、つまり土・日の休日の活動も含め、教師の献身的な勤務によってこれまででは支えられておりました。そのことにより、近年長時間勤務の大きな要因の一つともなっております。特にその先生が指導経験のない部活動を担当する場合においては、教師にとって特に大きな負担となっているという声もあります。部活動の地域展開等の取組が進むことで教師の負担軽減にもつながるものと考えられます。

最後に1つ、大きな理由として、地域との連携と活性化にもつながるということでございます。部活動が地域に開かれることで、地域の皆さんが子どもたちの活動に関わる機会が増え、地域全体

で子どもを育むという意識の醸成につながります。地域の住民の皆さんが指導者として参画したり、地域の施設を活動の拠点として活動したりすることで地域に新たな交流の場が生まれることも期待できます。そうしたことから、部活動の地域展開等は地域の特色を生かしたスポーツ文化活動の活性化にも貢献できると考えているところでございまして、このような理由から国の示す改革実行期間内において、部活動の地域展開を本市においても進めるものでございます。

それに関して、モデル事業というのを当教育委員会では今やっております。

簡単にいいますと、令和9年度、中学校の3年生の最後の大会やコンクール等が終了する夏以降は、原則として部活動の休日における活動を行わないということを決めて、先ほど申し上げましたように国が進める改革実行期間内において地域クラブ活動へ展開していくことを目指しているところでございます。

モデル事業につきましては、現況報告でも述べさせていただきましたけれども、亀山市内の中学校に通う中学校1年生及び2年生を参加の対象者として、期間といたしましては令和7年度の11月から1月の間に月に1回ずつ、計3回を予定しており、現在1回目が実施されたところでございます。今回のモデル事業の運営団体につきましては、現在の中学校の学校部活動の顧問を中心として団体募集をしております。学校部活動が地域クラブ活動に、地域に展開していった際に、亀山市内の中学校の教職員を中心とした地域クラブ活動が運営できるのかどうかといった、検証をする目的も持たせております。ちなみに、指導者といたしましては希望した教員と地域の指導者となっております。硬式野球で10名、剣道では4名、ハンドボールでは5名、陸上競技は6名の指導者が団体に所属しこれらのモデル事業の指導に当たっており、それぞれの競技が1教室ずつ開催しているところでございます。

今言わせていただいた種目につきましては他のクラブもあるわけですが、現在休日に活動している実績のあるクラブに全部お声をかけさせていただいて、その中から今言った4つの種目において申請があったためこのモデル事業を実施して、その活動の成果や課題について他の種目とも共有をしながら、今後の地域展開に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

ごめんなさい、硬式ではなくて軟式野球でございました。申し訳ございません。

#### ○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

#### ○7番（今岡翔平君登壇）

私の認識なんですけれども、まず中学校の部活を指導している教員の先生方に声をかけて、休日部活動指導のモデル事業をやってくれませんかという話になります。やってくれれば手を挙げてくれた競技が野球、剣道、ハンドボール、陸上で、そういう手を挙げてくれた方々は団体を形成して、その団体が土・日ですかね、さっき言った月1回のモデル事業として子どもたちを指導するという形だと認識しております。ポイントは、中学校の先生から募集をしたけれども、指導をしているのは形成した団体であるというところかなと思うんですが、まずは部活の地域移行ですね。さっき教育長も言われたとおり、少子化による部活動の維持困難の解消と教員の働き方改革というのが大きな目標だと思うんですけれども、まずモデル事業に手を挙げられた方というのは皆、希望した者なのかお伺いをします。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

今回モデル事業に手を挙げられた団体に所属する方々、教員、これは皆、自らお手を挙げていただきまして、希望していただいた方々に指導をいただいているというような状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

希望された方ということなんですけれども、さっきの教育長の話の中でもあったように、このことによって、例えば、平日に部活の顧問をしておるけど本当は別の競技が教えたくて、土・日はそういう団体をつかって本当に教えたい競技を教えようというようなことができたりとか、あるいは地域の方という表現だったのが、募集をしたのは教員の中だけだと思うんですけれども、指導をする団体を形成するに当たって、向いている方、地域の仲間に当たる人だったりほかの学校の先生だったりを呼んできてという体制を取れるというところがあったと思うんですけれども、では、今回のこのモデル事業、指導者への報酬というのはどのようになっていますか。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

今回のモデル事業に関する指導者の方々への報酬はということでございますが、報酬でありますとかそのほかにモデル事業実施に関する必要な消耗品など、こういったことに関しましては、今回のモデル事業では、活動していくに当たり必要な費用が発生する場合は各団体で徴収金などを定めることを手挙げの一つの要件としておりましたので、こういった必要となる経費等は受益者負担ということとなっております。一番多い団体で、今回11月から来年の1月までの3回分でございますが、3回分で合計で3,000円というふうに伺っております。したがって、今回、指導者への報酬等につきましては、例えば市からの財政的な支援等があったかということではないというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

市から財政支援もなくこのモデル事業は走り出してしまったというようなことだと思うんですけれども、モデル事業はこれでやってみるけど、部活の地域移行になったときに、本当にならりと変えて、財源というのは用意できるんですかね、それが心配になるんですけれども、このモデル事業の形のままずるずる行かないですか。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

今後の財源等のご質問かと存じますが、指導者の手当でありますとか参加費用など部活動の地域展開等については受益者負担を基本としながらも、持続可能な体制を築いていくために、国や県が

らの支援の動向でありますとか県内の他市町の状況、こういったことを十分に注視しながら検討のほうは進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

市長にもお伺いしたいんですけれども、亀山市における部活の地域移行における財源への考え方、多分これはいつ聞いたとしても同じ考え方になると思いますので、ご所見を伺えればと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の地域展開については、この機に至ってはやっぱりこれをいかに機能させていくかということなんですが、そもそもというところでは私個人としては様々な思いを持たせていただいているところでもあります。

しかしながら、今の流れの中で部活の地域展開を進めていく過程での必要経費の財源はどうしていくのかということについてでありますけれども、悩ましいところではあります、指導者の手当や参加費用など部活動の地域展開等については受益者負担を基本としながら持続可能な体制を築いていくために、やはり国・県からの支援、ここが不可欠であろうというふうに、特に国においてはこの政策判断をされた責務において、しっかりこれは手当をすべき政策領域だというふうに認識をいたしておるところであります。しかし、この状況の中で、今後の国・県からの動向、流れや県内の他市町の状況を十分に注視をしながら検討をしてみることになるかというふうに現時点で考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

もう時間があまりないんでしっかりとはいれないんですけれども、昨日の例えば鈴木議員の質疑の中でもありましたけれども、部活の地域移行、これは全庁的に行う必要のある大がかりな事柄なんではないかというふうに述べられていましたけれども、私もそういうふうに思います。

まず、モデル事業として走り出したとはいえ、受益者負担という前提で財源が見えない状況であるというのを非常に危惧しております。やりたいと言って手を挙げたやんか、やりたいと言うてくれたやんかという方々に対して、そのまま財源もなく報酬もなく、多分受益者から集めたお金って本当に消耗品とか実際に部活を回していく目先のことで消えていってしまうと思うんですよ。なので、モデル事業の時点でこういった報酬の面から大分不安の残る走り出しになったなというのが私の所感です。

少し時間と通告を残しましたが、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

---

(午後 1時00分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問、通告に従い、させていただきます。

まずは長期に及ぶ濁り水に対する市の対応についてということで上げさせていただきました。今回の濁り水に対する市の対応について、ここで、中間となるんでしょうけれども、検証という形で私なりにお聞きしていきたいと思えます。

まず1点目に上げさせていただいたのが、市民への周知についてということをお聞きしたいと思っています。いろいろ重なる質問があるかもしれませんが、私なりに伺っていきますので、そのことに対してもう端的に、全部読んでいただかなくてもその部分だけ言っていただいたら、足らなかったらまた聞き直しますので、よろしく願いいたします。

今回、周知のことで1つ私の気になっていることは、濁り水の一番初めのお知らせが、夜、注意してくださいというお知らせをいただいたと思っているんですね。そのときにはもう既にお風呂にもお水を入れた後であり、夕飯も済んだ後だったんですね。もう少し早く分かっておるのであれば、知っていればできたことがいろいろあったのではないかという、私もそういう思いがあるし、そういう声をいただきました。あのとき、たしかまだ明るいうちに濁り水の事案が発生しております。そういうときに知らせるということが可能でなかったのかどうか伺いたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

もう少し早く濁り水の情報を教えてほしかったということについてでございますが、11月1日の午後1時頃に山下町において局所的な濁り水が発生しておりました。発生当時は、これまでの経験に基づき、局所的かつ一時的な現象であり、通常の水対応の範疇であると捉えておりました。その際はすぐに濁り水が収まったことを確認できたため、市民への周知は行いませんでした。しかしながら、その後、濁り水が午後3時半頃、天神二丁目、四丁目へと拡大し、午後7時には多数の通報が寄せられたことを受け、市民に対して午後9時30分頃にかめやま・安心めーる及び市公式LINEにて周知を行ったところでした。また、翌日の11月2日については、濁り水の発生はございませんでした。その翌日、11月3日に再び濁り水が発生していることを午後6時頃に確認した後、前回拡大した経緯を踏まえ、午後8時30分頃に再度かめやま・安心めーる及び市公式LINEにて周知を行い、それ以後は状況の収束に至るまで随時情報を更新し、継続的な周知に努めてまいりました。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

## ○11番（福沢美由紀君登壇）

お話を要約すると、いつものとおりの部分的な濁り水であって、すぐに解消したなというふうに認識したのであえてお昼の間にはお知らせしなかったということだったんですけれども、今回、この経験を通してということなんですけれども、やはりいろんなお知らせをいただくと、何か洗濯とか、エコキュートと言うてええんかどうかわかりませんがお湯を沸かしたりするものにさびが入らないように、例えばこういうときにはその元栓を閉めて、外の流しで流してそういうものが濁りがないかを確認してから使うであるとか、コップで見るであるとかそういうこともできるわけですよ。あと、赤ちゃんのミルクとか沐浴とか、療養に係る薬や飲み水とか、あるいは濁りというのが見えない、目が見えない方も見えます。安全だろうと、部分的やっただけでも直ったし、安全だろうということでも、やはりその人によってはそこを注意して1日ぐらい置いておきたいという方もいらっしゃるかも知れないということもあるし、たしかお聞きしたのは、深水議員が言ってみえたと思うんですけれども、車とかを洗浄してから出すというお仕事の中で、さびとかがあったらそれで傷がつくかも知れないのでお仕事にならなかったというようなことも、もちろん食料、食べ物のところは特にそうなんですけれども、前もって知っていれば注意ができるということがあるので、多分、狼少年みたいに、濁ったよ、でも直ったんで大丈夫だと思いますけどこういう事案がありましたということは何回も何回も言うてもらうことに対する、また苦情というのも心配されているのかもしれないけれども、私の思うところでは、ここで濁りがあって、一旦収束はそのところではしたんだけど、こういうことがあったよということは聞かせていただいたほうが十分に日常生活で注意ができるなと思いました。また、そういうことについて考えていただきたいなと思います。

紙媒体とか放送をもっと使うべきだという話は全員協議会でも大分させていただいたのでそれなりに、先ほども質問がありましたけど、一部だけしたのはどうやったんやとか、もうちょっときちんと紙媒体でももっとみんなに知らせるべきやったんやないかということがありました。この濁っているという周知は、全ての人に知らせるということがとても大事だったと思うんです。全ての人です。亀山市は、幸いにも自治会さんに下ろさせていただければ紙を配るという、まだ習慣があるまちです。これもほとんどないところも日本全国を回るとあるんですよ。もう広報も、そんな自治会が配るとか全然やっていない、業者に配ってもらっておるとかそういうところもいっぱいある。そんな中で、まだ亀山市は自治会さんを通して一軒一軒手渡すという習慣がまだあるまちですので、これで全ての人に知らせる。知らせたときに声かけられるということがあると思うんですけれども。それで、このことを先ほどの答弁でやっていきたいと、きちっと紙媒体でもお知らせすることやっていきたいとおっしゃったので、そこはそうようにしていただきたいと思うんですけれども、一つ言わせていただくなれば、そのときに紙媒体の必要性を、例えば全員協議会でたくさんの議員から言われてお分かりになったのかもしれないけれども、それがどのように、いつどんなふうに紙が行ったのかということが、私はきちっとお知らせがなかったなと思っているんですね。市民に伝えるということは、議会でこれだけ問題になったんだから議会にも丁寧に伝えていただきたいなと思いました。

もう一つの周知という問題でありますのは、市民から、濁り水が出たときにどこに連絡すべきかという周知をしていただきたいということです。

今回は、夜に亀山市役所に電話が殺到しました。何も知らない当直をしておられる方は本当に大変だったと思います。本来、水道は関支所にありますので、日常的にはお昼だと関支所に連絡が行くのかも分かりませんが、それでもやっぱり皆さん、電話番号が覚えやすいので亀山市役所に電話する方がたくさんいらっしゃると思うんですね。これを例えば連絡網、これぐらい濁ったら連絡しますよ誰でも、誰でも連絡します。でも、実は後々聞いてみると、10月中にも何回か濁っていたときがあったよというお話がご近所でもあったんです。お風呂を真っ白いものに替えたので日々色がすごく分かるんだけど、10月中にも何回かあったけど、一々それを言うことでご迷惑をかけてもいかんし、次の日は直っておったし、何も言わなかったわというようなお話がありました。でも、そういうことが皆さんのお仕事の中で大事な情報だから教えてほしいというのであればお伝えしたほうがいいと思うし、そこら辺も含めてどのようにしたらいいのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

市民の方から水道の濁り水、漏水、水質に疑問が生じた際の連絡について、電話で一報をいただくということになると思うんですけども、そういった場合には、休日や夜間の連絡先については、平常時と同じく上水道課の代表番号であります0595970621に連絡していただければ対応させていただきます。この番号にお電話をいただければ、当直職員が従事している亀山第2水源地に電話が自動的に転送され、当直職員から上水道課の職員に連絡が入るという緊急態勢で対応させていただきます。

今後は、このような事態においても分かりやすく確実に連絡が取れるよう、上水道課の代表番号の周知方法について検討してまいります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

電話番号も言っていただきました。夜でも休みの日でも同じ、水道のほうに電話をしたらきちっとそこへつながるということを伺いました。

先ほど言いましたが、もう一回聞きたいんですけど、ちょっと濁ったなということがあったらそれは別に、それでどうこうしてくれということじゃなくてもお知らせしたほうがいいんですか、お電話させてもろうていいんですかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

連絡いただきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

それから、先ほど言いましたが、もし濁りが出ているときには、外のエコキュートなどの元栓を

閉めて外流しを出してからどうこうしてとかという情報とか、こういうところに、今みたいに電話はここにしてくださいというような情報は、今、何にもないうちにこの経験を通して、早いうちに市民全体にするべきでないかなと思うんですけども、それについてはいかがですか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

連絡をいただいた件数とか規模にもよるとは思うんですけども、どのような周知方法がいいか、例えばホームページにそういったことをアナウンスしていくということも一つだとは思いますが、その規模にもよりますので、ちょっと検討をしていきたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私が周知したほうがいいと言っている内容は、今回の件を受けて、どこに皆さん、こういうことがまた起こるかも分からないので、例えば濁りが出たときには、自分の家庭の中でこういうことを注意したほうがいいですよとか、ここに連絡したほうがいいですよとか、水の備えですよとか、いろんなことを含めた、国民にもそれは責務があるわけですから、市役所にも責務がありますけど、みんなで気をつけて何とか命の水を守ろうという意味でも、周知を何にもないときにしておいたほうがいいんじゃないですかという意味なんですけど、それは何でしていただいてもいいんですけど、すべきだと思うんですけど、いかがですか、全ての人に。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

繰り返しになるかも分かりませんが、規模にもよりますので検討してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

何の規模のことを言うてはるんか分かりませんが、次に行きたいと思います。

早期に全庁的な対応というか、災害時並みの対応とならなかったなというのが、私も思いましたし、先ほどの質問の中にもありましたし、全員協議会の中でも、そこについては皆さんが割と腹に落ちた部分だったなと思っているんですけども、そのことについては市長にお聞きしていきたいんですけども、まずはこのことについて、どういうことが起こったのかご存じだったのか。ご存じだとすれば、現場を回らなかったと伺っているんですけど、そうだったのか。そうだとすればなぜなのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずは今、先ほど今岡議員にもお答えをさせていただきましたけど、ちょっと経過を時系列でお

伝えさせていただきたいというふうに思いますが、まず11月1日に天神二丁目で確知をいたしました、これは一旦収まりました。この報告はいただいておりますけれど、従来の赤水発生の対応ということでございました。翌、3連休の中日の2日は赤水の発生がなかったんですが、3日の夕刻から赤水の発生がありましたので、夜8時頃でしたか、この報告を頂戴いたしておる、これも全体的なものというよりも局所的な赤水の発生という理解をいたしておりました。

3連休が明けました4日の日の朝7時半ぐらいだったと思いますが、この3連休で起こった状況、対応について、私と副市長が上下水道部長から報告を早朝にいただきました。その対応につきまして、配水の作業、それから原因の究明について指示をさせていただいたところでありまして。これが4日も、今もありましたが、3日に引き続いて赤水が発生をしておりました。

翌5日でありまして、5日の、これも朝の7時半前後でしたけれど、これは同じく副市長と共に上下水道部長から状況の報告を受けまして、ほぼ収まりつつある状況の、収まりつつあるという報告を頂戴いたしております。引き続きまして給水活動やその他必要な対応をするようにその時点では申し上げたんですが、当日の10時過ぎ、10時半頃でしたか、再度上下水道部長のほうから報告がありましたことは、状況はかなり広範囲で収まっていない状況というか、この報告がありました。よりまして、これは副市長、それから危機管理監も含めまして全庁体制で、連休中は上水道課が対応しておりましたものを一段上げて、部として対応をしてくれておったんですが、5日の段階で全庁体制への移行を決定し、上下水道部長を現場の責任者として、それに危機管理監を加えて関係部局との連携を図る体制を取ったところでありまして。

何か状況が正確に伝わっていないことは大変遺憾ではございますけれども、組織的な対応をさせていただいたものでございまして、同時に、これは当初から、庁内におきましてはビジネスチャットを活用して情報の共有がなされておりましたので、教育委員会、あるいは健康福祉部の子ども未来部、あるいは関係する部局もこの状況を共有しながら組織的な対応を図ってきたところがございます。しかしながら、6日、7日で全体として収まりつつあったわけでありまして、7日の日が全協であったというふうに認識をいたしておるところでありまして、この間、全庁的というかこの第3水源系で起こっております状況の報告、それからこれへの対応、全庁的な情報共有とか指揮命令につきましては組織的に対応させていただいたものというふうに考えております。ただ、朝からいろいろご指摘がございました広報もしかり、あるいは様々な方法論について、給水活動の方法論とか実務的な様々なご指摘をいただいております部分というのは当然、今後には生かすべく、しっかり受け止めて対応していくことは当然であろうというふうに考えているところでありまして。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私の質問の何をもって正確に伝わっていないとおっしゃったのかがよく分からないので、もしあるんなら言っていただきたいんですけども、私が伺いたいのは、例えば道が崩れたとか石垣が崩れたとか何かそういう大きなことがあったら現場を見ないと分からないということがありますやんか。それと一緒に、今回の水はもう見ないと分からないすごだったんですよ、濁り水と言っていますけど、濁り水という言葉の中には基本が水という感じがありますけど、水ではないという感じがやっただすよね。血の池地獄やという人もおるし、コーヒーみたいやっただすという人もおるし、そ

んな濁り水という優しい言葉では表現できないような状態で、次の日に収まったといっても、収まったから飲めるねといって安心して飲めるような心情にはなれないような状況だったわけです。だから、どのように私は報告がされて、どのように市長が受け止められたんか私は分かりませんが、あれは本当に一遍そういう水が出たというところに見に行くべき大変なことやったと思います。命の水ですから。それで見に行かれたんですかと聞いたんです。それだけです。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

1日から3日にかけての状況という中で非常に、報道機関に流れたような写真等は出ておりました。非常に、かなり濁った水が、バスタブにつかっておったというのはありましたけど、それ以外にもそれこそ今回の様々な状況で現場が捉えておった状況、あるいは写真、私自身はそのお宅へ行って把握はさせていただいておりませんが、それこそそれぞれの現場の状況は把握をさせていただいておったところであります。

今申されました今回の非常に衝撃的な写真が全国放送等々で流れることによって、かなり、これも記憶に新しいところでありますと、5日の日に初めて某、在名古屋のテレビ局が取材に入られました。あの時点ではほぼ収まりかかっておったというふうに考えておりますけれど、しかし、薄い水が流れたりとか、とごりが末端で流れておるといふこの情報、状況も把握をさせていただいておりましたが、そこから報道合戦が始まっていく中で、少し様々な誤解が伝わっていくということもあったかもしれません。しかしながら、市長が現場の水を見たかどうかというのは、写真や様々な手法で確認をさせていただいておりますことと、その経過につきましては当然理解をさせていただいておる。ただ、私はこの5日、6日の日が実は上京しておりましたので、今の給水活動における現場、配水の活動は当然ずっと各所で展開しておりますのでそれは確認をさせていただいておりますけど、給水活動の現場につきましては、当時上京しておりましたので、副市長に各給水場所を巡回していただいたということで、それにつきましても、報告をその後受けているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

現場で見るといふことはなかったということはおっしゃいました。

全庁的な対応をしたということですが、私たちが見ている中では、給水活動に携わる職員が広がったとか、電話対応で、電話をすると水道じゃない方が出ていただいているので応援していただいているんだなということは分かりましたけれども、上下水道部長をトップにやるということで、全庁的なということで、私はこの市役所の中で上下水道部長じゃない人も一緒になってトップになって全体をどうかして下さっているのかなと思ったんですけれども、あまり状況として変わらないんだなという印象は受けました。ここをちょっと時間を取ってもあれですので、次に移りたいと思います。

市民が一番心配していたのが水質のことでした。日常の水質管理についてもお聞きしようと思いましたが、時間がありませんので、3か月に一遍きちんと水質管理をしていただいているということの中で、今回、7日に濁り水の水質管理をするべきだということで、全員協議会でみんなが申し

上げて、そのときに、もう一日でも、一刻でも早くしてほしいと言っただけけれども、来週にでもしますとおっしゃったのがすごく違和感があったんですけれども、そこについてもいろんなご事情もあるんか分かりませんが、やっぱりこういうことがあったときには、きれいになってからこの水は飲めますよという水質検査をしてもらうことも大事なんですけれども、濁っているときに実は飲んでしまった人のために、この濁っている中身は本当に外から何かが入っているわけではなくて、本当にさびとかそういうものだけで、体にはそう心配ないんですよとおっしゃるのであればそれを証明するためにも、その安全性を確認するために濁っている水の安全性も水質検査をしていただくことが大事じゃないかなというのが私の感じるところなんですけれども、先ほど、午前からも話を聞いておると、やっぱりまずは現場でその水がきれいになるよという対応を優先していて、それでうまいこといったらそれでいいかなという感じの受け止めだったんですけど、まず濁っている水をさっと取っておくというのは、そういうことはないわけですか、これからも。今まではなかったようなんですけど。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

濁り水が発生したときのサンプルなんですけれども、ふだんはそういったことはしてございませんでした。ただ、今回こういったことがありまして、私らもそうやって共通認識したのは、やっぱりサンプルだけでも取れば、水質検査、出す出さないはその後の経過にもよると思うんですけども、サンプルを取るようなことは心がけていくべきだなと思っています。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

必要な量もあるでしょうし、それはもう市のほうで責任を持ってやっていただきたいと思います。原因を追求しております。これはずうっと、今も追求しておりますということで、分かりましたというお知らせはないわけなんですけれども、まずはこの管の耐用年数は大丈夫だったのかということと、どのように原因を追求したのかということについて、しているのかも含めて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

原因究明のために今までどのような調査を行ってきたのかということでございますが、濁り水発生から現在まで原因究明を進めるに当たり、本市だけでは解決が難しいと判断し、当初は公的機関に協力を求めました。現在は、パイプライン工学の専門家など高度な知見を有する研究者や建設コンサルタント、水道関係の専門業者に相談や協力を仰ぎ、科学的かつ専門的な見地から濁り水発生の根本的な原因究明に全力を尽くしているところでございます。それに加えまして、濁り水が発生したと想定される箇所周辺におけるヒアリングの実施や率的に使用水量の多い企業等における水の使用を検証するなど、地道な現場調査も並行して進めているところでございます。

また、A Iの漏水リスク評価では、特にリスクが高いと判定された基幹管路は確認されておしま

せんが、基幹管路以外の管路におきましては、漏水確率が高いと判定された箇所が確認されております。これらの判定された箇所は、今後漏水により濁り水発生の原因になる場合もありますので、漏水防止対策に取り組んでまいります。今後、原因が判明次第、速やかにご報告申し上げる所存でございます。

耐用年数のことですが、濁り水が発生したと想定される場所の管路は、最も古いもので昭和54年から55年に布設されたものでございまして、既に約45年が経過しております。水道管の耐用年数は40年となっておりますが、法定耐用年数というものは減価償却を算出するための基準として地方公営企業法施行規則で定められているものでございます。この年数までに更新することが理想ではございますが、直ちに使用できなくなるものではございません。

この法定耐用年数とは別に国土交通省が更新基準として定める実使用年数がございまして、ダクタイル鋳鉄管では60年から80年でございます。

市といたしましては、この実使用年数を目安とし、管種の特長や重要度に基づき、適切な優先順位を見極めながら計画的に管路の更新を進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

市内で原因を追求するだけでなく、全国、また専門機関にも問い合わせながら今もやっただいているというのをお聞きしました。

一言でいいんですけど、こういう事例って全国にじゃああったんですか。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

私も日本水道協会とか国土交通省とかいろんなところに照会をかけたわけなんですけれども、こういった連続して発生するようなこのような事案は知見として持っていないということでございました。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

全国にも例がないということで、これからも亀山の調査の仕方も注目される場所かもしれません。

それでは、給水活動について伺っていきたく思います。

まず市民の皆さんからお電話いただいたのは、給水車をよこしてくれと、丸一日以上水がないのは困るということで、いっぱいいただきました。でも、給水車は2台しかないとか、車だけあっても人が要るということが出なかったと思うんですけど、それでその後、それも何か貸出ししてもらえないんじゃないかということも市民から言われたんですね。いろんな他市町から借りられる、そういうことができるはずだと、何としても早く水のことをやってほしいというようなことも言われました。それができなかった理由と、あと仮設給水施設というんですかね、4つ、1トンだけ入れてそれをずっと給水車で、お水を入れて回っていただいたんですけども、効率としてはいいと思い

ますけれども、4つしかなかったんですかということと、場所的にいろんな検討も必要だったんだらうなあと思っています。

まずは数だけ、今4つで最大限だったのか、これから増やしていくのかということをお聞きしたいと思います。

すみません、全部まとめて聞いていきますけれども、6リットルとか5リットルとか入る袋ですので、私も独り暮らしの方とかのところは持っていったんですけれども、持ってこられても重過ぎて動かせない、台所でもうまくお鍋に入れるとかそんながもう難しいからいいわと言われてたんですね。そうしますと、先ほども質問でありましたけれども、防災で持っているペットボトルがやっぱり一番使いやすいので、そういうことも全庁的に、高齢者とか障がい者とかのところには配るといことも判断としてあったのではないかなと思うんですけど、これについて見解をお伺いしたいと思います。

#### ○議長（岡本公秀君）

松永部長。

#### ○上下水道部長（松永政司君登壇）

まずペットボトルを配ったほうがよかったということについてでございますが、本市が備蓄しているペットボトル飲料水は、大規模な災害が発生して水道が完全に断水し、市民生活が極めて逼迫している状況下での生命維持を主たる目的として備蓄しているものでございます。

今回の事案におきましては、既に市内最大5か所で給水所を開設し、給水袋や持参された容器を用いて1人当たり1回最大10リットル程度の水を供給できる体制を整えておりました。このように給水所においてまとまった量の水が供給できている状況下におきましては、1.5リットル程度のペットボトルを配布することは水の必要量を賄うという点では効率的ではないと判断いたしました。こうしたことから、今回は給水所方式を基本的な供給手段として選択し、小学校、保育園、福祉施設など、特に配慮を要する施設への戸別配送を優先しておりました。

しかし、今回のような長期にわたる事案に関しましては、給水車の早期手配に心がけるとともに、地域における給水体制の在り方について、給水所への移動が困難な高齢者や水が不可欠な乳幼児のいるご家庭に対して個別に対応することも含め、改めて検証を深め、今後の緊急時対応に生かしてまいり所存でございます。

次が、仮設給水槽の数でしたよね。本市が持っている仮設給水槽は全部で4基でございます。

それを他市に借りる考えはなかったのかということなんですけれども、先ほども言ったとおり、というか、基本的には他市の仮設給水槽を借りるところまで考えが至らなかったというのが現実でございます。それが、今回の濁り水発生に伴う給水対応におきましては、11月4日から2か所で給水所を開設し、11月5日には5か所、11月6日からは4か所にて給水所を設置し、給水車により各給水所に設置した仮設給水タンクに水を補充して給水しておりました。これらの体制により当面の生活用水の供給は確保できると判断したため、近隣市への給水車や仮設給水槽の協力要請を行わなかったものでございます。一方で、給水袋については不足が見込まれたことから、近隣市である鈴鹿市、四日市に協力をお願いし、必要な資材の確保を行ったところであります。

しかし、今回の事案を踏まえ、今後は備蓄しております仮設給水槽の増強を図るとともに、地域住民の皆様のニーズに的確に応えることができるよう、仮設給水槽等の支援や給水体制の在り方に

ついてさらなる検討を深めてまいり所存でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今後にぜひともつなげていただきたいと思います。

市民の補償についてということの一つ上げたんですけれども、収束宣言の文言の中に、機器の故障などの二次的な影響につきましては、原則金銭的な賠償や補償は行いませんのでご理解いただけますようお願い申し上げますと書いてあるんですけれども、水道法に準じてきれいで安心して安全な水を供給する責務がある亀山市として、お聞きしていますと、洗管作業という管の中をきれいにするという、昔はやっていたようなことがやられていなかったということも聞いておりますし、そんな中でこういう濁り水が出たということがある中で、何も補償しませんよということだけが何かばーんと書いてあるふうに見えます。もう一度このことについてお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

一般的に濁り水は水道管の老朽化に伴う突発的なもので、水道の性質上、予見することが難しい不可抗力的なものもあり、それによる損害の補償はできませんが、水道事業者の故意や過失、あるいは水道施設の瑕疵に起因する損害については責任を問われる場合もございます。さらに、給湯器等の特殊器具については、設置時等に障害や故障等の処理について異議申立てをしない旨の誓約書をいただいているため、今回の事案における洗濯物や給湯器等の存在に対する補償につきましては行わない考えでございます。しかし、特殊器具等のストレーナーなどに異物が詰まり、水の出が悪くなった場合においては、市民生活への影響を最小限にとどめるため、市に連絡をいただければ、業者に連絡し、清掃を行わせていただいている状況でございます。

しかしながら、こうした対応に関する周知が不十分でありましたので、今後は市民の皆様の利便性を高めるため、周知方法を改めて検討し、改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ストレーナーの詰まりというのを市民みんながよく分かるのかも分かりませんので、そういうことも含めて周知をお願いしたいと思います。何もやらんという意味ではないということは分かりました。

時間を大分と取ってしまったんで、本当は教育委員会にも給食のこととかをちょっとお聞きしたいなと思っていたんですが、すみません、委員会で聞かせていただきますので割愛させていただきます。

今回、私は質問を通じて、ああ、これで大丈夫だと思ったからこう行った、次の次の段階に行っている市の方向性であるとか、市長も特に直接見に行かなかったであるとか、そういう状況と市民の本当の困り具合との間に乖離があるなあと思ったんです。そうしますと、これは市民の状況を市が知るということの間に何かが必要ということで、議会もやらなければいけないことがあるんだなということも理解しましたし、市民の声を聴取する何かもきちっと考えていただきたいなと思いま

す。

次の質問に移りたいと思います。

時間がなくなってしまったんですけど、公共施設への授乳室設置についてということで、児童センターの質問を以前にしたことがあるんですけども、児童センターに授乳室がないということを行ったことがあるんですけども、児童センターばかりか市役所にもどこにもないですということで、本当に困っていますという声をいただいたんです。

ちょっと写真を出していただきたいんですけど、通告として授乳室と書いてしまったんですけど、今は室としてみんなで使う、何人かで使うと男性が入りにくいという、何かそういうマイナスもありまして、一組一組の個室というのがいいんじゃないかということが言われているそうです。こういう授乳スペースというか、そういうことも含めての授乳室であることを言いたいと思います。

これは授乳するだけじゃなくて、おむつも替えられて、ミルクも作れて、お着替えしたりとかいえるようなことができるある程度のスペースがあって、それで鍵が閉められて、内から、それで電気がついていると使っているなど分かるというようなもので、全国の公共施設とか道の駅とかに置かれている、いろんなメーカーのものがあります。亀山のエコーの2階の階段を上ったところにも、もっと簡素な感じですけども、授乳室が設置されているのを見たことがあります。こういうものについてお伺いしますが、亀山市の公共施設にあんまりないと思っています。お聞きしようと思いましたが、私から言いますけど、今私があるなど認識しているのは、図書室にきちんと新しいので授乳室が造ってもらってある。亀山の図書館、あそこは本当にいい授乳室で、いい感じのお湯も出てきます。あいつの2階の遊ぶところにもありますけれども、カーテンなのでそこで遊んでいる子どもがさっと、おっぱいをやっているときに開けてしまうみたいなことがあって安心して使えないと聞いています。ほかにはないと思うんですね。私は、やっぱり手続をしに来たときとかに授乳室は必要だと思うので最低限のものは進めるべきだと思いますが、市の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市の公共施設全体として、私のほうからご答弁を申し上げますが、さきに議員のほうからご紹介がありましたように、亀山市の公共施設で授乳室が設置されているところは、総合保健福祉センターあいつと図書館でございます。

そういった中で、公共施設における授乳室の必要性につきましては、施設を利用される子育て世代の安心や利便性の向上につながると考えておりますことから、その必要性につきましては十分認識はいたしております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

赤ちゃんにとって、おっぱいが欲しい、ミルクが欲しい、だっこしてほしいなど、満たされないときに泣きますよね、不快やから。それで、泣いてむずがるからすぐに対応しますよね。そうしたらそれが解決されて心地よくなります。この快と不快を繰り返すというのが赤ちゃんの仕事で、それで感情がどんどん分化していくと言われてます。そして、ちゃんと解決してくれるという人間

がいるということで基本的な人間への信頼というのを獲得していく本当に大事な仕事なんです、この時代。お母さんにとっても、特に母乳の方にとっては、おっぱいが張ったときに、ああ、おっぱいあげたいなと思ってもそこがないということで、そのまま放置しておく次の授乳に差し障るんです、体として、すぐに出なかったりとかね。ですから、ミルクを張ったときにあげるということが大事なんですけれども、こういうことを保障しないということは子どもの発達を支援しないということで、本当に大切なことだと思うんですよね、これ。やらなくちゃいけないと思うんです。トイレしたいときにトイレがなかったら皆さんも困ると思います。それと一緒に大変なことなんです。一刻も早く、お母さんは小さい子を連れてでもいろんな手続をしなくちゃいけないことがありますので、ぜひともその保障をしていただきたい。さっきみたいな小っちゃい部屋でいいので、研究していただいて置いていただきたい、その考えはあるかどうか、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

子育て世代が特に利用されるケースの多い公共施設においては、おっしゃるように望ましいであろうと思っております。設置につきましては、スペースやコストに加えまして利用しやすさを含めたセキュリティーの問題も指摘をされておりますので、こういうことも含めて、これは現時点におきましては、利用ニーズも踏まえた上で、施設の更新とか改修、そういう折をうまく活用して設置についての検討をしてみたいと思いますし、据置型みたいなものもご紹介いただいております。こういうものもありますので、それらも含めて可能性を検討させていただきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

一応必要性については認識してもらっているみたいですけど、望ましい程度ではなくて必要です。本当に必須です。人間が育っていくためには大事なんでぜひとも検討していただきたい、やっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時49分 休憩）

---

（午後 1時59分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 森 美和子議員。

○12番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。

昨日に引き続き、一般質問を今日はさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、フランス発祥の認知症ケア技法「ユマニチュード」の導入について、健康都市を宣言している亀山市における予防医療の推進について、地籍調査について、大きく3点質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

認知症基本法が昨年1月に施行されました。基本法に基づく基本計画では、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症の人を含めた共生社会の実現をすることが示され、認知症になったら何もできなくなるのではなく、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らし続けられるという新しい認知症観を提唱しております。

今回提案をさせていただきますユマニチュードは、人間らしさを取り戻すという意味を持つフランス語の造語であります。認知症の人にあなたを大切に思っていることを表現する技法であります。認知症は、記憶力、判断力の低下を招いていきます。当事者は日常生活をこなせなくなって大きな不安や恐怖を感じ、介護者らに暴力的な言動をしてしまう場合があります。認知症で脳の機能が衰えても、好き、嫌いといった感情記憶などは失われにくいとされております。ユマニチュードは、こうした感情記憶などに働きかけ、相手に安心感を与え受け入れてもらい、信頼関係を築くことを目指しております。家族や介護者は、どんなに優しく接しても伝わらないことで自分には思いやりが足りないと落ち込み、モチベーションが下がり、介護に影響するなど悪循環もあります。介護者側の優しい思いの届け方、伝え方をユマニチュードで学ぶことによって、相手が劇的に変化するとされております。

では、講座の中では、ユマニチュードの基本的な考え方を説明した上で、見る、話す、触れる、立つの4つの基本技術を学びます。このケア技法の取得によって、当事者にとっては寝たきりの防止や身体機能の維持などQOLが向上し、ケアの質の向上や介護者の負担軽減になると言われております。認知症ケアの研修にユマニチュードの導入をすべきと考えますが、市の見解を求めたいと思います。

#### ○議長（岡本公秀君）

12番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

林健康福祉部長。

#### ○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

議員ご提案のユマニチュードにつきましては認知症ケア技法の一つで、認知症の方と接する上で大切な考え方、技術であるというふうに認識しております。

現在、本市におきましては、認知症を早期に発見し、適切な対処をすることによってその人らしい充実した暮らしを続けられるように、地域包括支援センターやカナリアチームなどによる相談、家族支援、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターの育成を図るなどの施策を進めているところでございます。

また、医療、介護等の専門職への研修機会といたしましては、相互の役割、機能を理解し、高齢者などの総合的なケアにつなげられるよう、認知症に関する亀山市多職種共同研修会を年に1回程度開催をしておるところでございます。

ご提案のユマニチュードにつきましては、認知症の方とそのご家族の支援をしていくに当たって

重要な考え方の一つというふうに思っております。介護者の方の負担軽減にもなりますし、見守る方にとっても自分の見守り方を学んでいただくためにも大切なことだというふうに思っておりますので、今後のそういった研修の機会などを通じまして、その具体的な導入についても検討させていただきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

亀山市は、本当に認知症に関する様々な施策も充実をさせていただいておりますので、ぜひこのユマニチュードの技法も取り入れていただきたいと思います。

2016年から導入している福岡市では、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象に実証実験を実施、介護者の負担感が20%軽減できたとして、2018年から講座などを本格実施しております。

ユマニチュードの根底には、人間の尊厳を守り、維持させるという考え方があることから、認知症ケアだけにとどまらず、幅広く市民が学ぶ機会を確保すべきだと考えます。デジタル技術が向上し、さらにコロナ禍以降、メールやLINEなどの活用で対面での対話の減少、ネットをはじめ、様々な情報で社会の分断を助長する風潮が見られます。

先ほどの福岡市では、病院、介護施設のみならず、消防職員を含めた市職員、企業、小・中学校、公民館講座など市域全体に広げております。多様性の時代において、亀山市でも、認知症ケア研修にとどまらず、このユマニチュードの考え方を多くの方に伝えていくことが必要だと考えますが、見解を求めたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

幅広い方に対しましての認知症への理解を深めていただくような機会といたしましては、社会福祉協議会で行っております認知症サポーター養成講座がありまして、認知症に対する正しい知識の啓発を図るなど、地域の中やご家族の中で見守っていただくための取組を進めております。また、介護者同士の交流や情報交換などを行う介護者の集いの開催に合わせまして在宅介護の専門職の方による講座を実施するなど、認知症高齢者の方を支えるご家族や介護者の支援を行っているところでございます。

ご紹介にありましたように、福岡市における小・中学校のユマニチュードの普及啓発の取組につきましても、認知症を見守る世代を広げる上で大切な考えであるというふうに認識をしております。本市におきましても、現在取り組んでおります小・中学校での認知症サポーター養成講座なども実施をしておりますので、そういった機会なども活用しながら、ユマニチュードも含めた意識啓発について検討してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

認知症ケアだけでなく根底にある人間の尊厳を守るという、その考え方を習得することによって、私は認知症の方だけでなく、対面での対話の減少とか、そういうことによる疎外感とか、あんまり話ができないとかそういったことを解消していく一つのツールになるんじゃないかなというふうに思いますので、認知症にこだわらない、まずは認知症ケアとしての研修を受けていただく中で、多分これは広がりを見せていくことができるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いをしたいと思います。

次に移ります。

健康都市を宣言している亀山市における予防医療の推進についてお伺いをしたいと思います。

1点目のCOPD（慢性閉塞性肺疾患）についてお伺いをしたいと思います。

このCOPD（慢性閉塞性肺疾患）は、主にたばこの煙やPM2.5などの有害物質が原因で肺胞が徐々に呼吸しにくくなる病気で、通称たばこ病とも言われております。40歳以上で喫煙歴がある方は要注意と言われております。重症化すると呼吸不全に陥り、酸素ボンベを持ち歩かなくてはならないなど生活に支障が出ます。

厚生労働省の調査では、2021年の死亡者数は1万6,384人で、70歳以上が死亡者の約9割を占めています。せきやたん、息切れといった症状が現れますが、初期段階では病院に行かない人が多いのが現状であります。国内の患者は推定530万人ですが、治療を受けているのは約36万2,000人とどまっております。生活習慣病の一つで、2024年から国の健康づくりの指針にCOPDによる死亡率を減らす目標が盛り込まれました。まずはこのCOPDに対して普及啓発を行うことが必要だと考えますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

議員ご指摘のCOPDにつきましては、議員にもおっしゃっていただきましたように、たばこなどの有害物質を長年にわたって吸い込むことによる肺などの病気になりまして、国内で530万人以上の患者がいるというふうにされております。そうしたことから、現在運用されております健康日本21におきましても、循環器疾患や糖尿病と並ぶ主要な生活習慣病として取り上げられております。そのため、その重症化予防などの総合的な対策を行うことが重要というふうにされております。

こうしたことから、本市におきましては、COPDの原因として主なものになっております、50%から80%関与する喫煙について、ホームページ上での喫煙のリスクや受動喫煙防止対策について情報を掲載させていただいておるところでございます。また、毎年度発行しております「健康づくりのてびき」の中でも、健康習慣を身につける取組の一つとして禁煙についてのお知らせをしているところでございます。

ご指摘いただきましたCOPDにつきましても、認知度の向上や予防、早期発見については市民の皆さんの健康づくりにとって重要であるというふうに考えておりますことから、引き続き、これまで行っておりましたような周知の中に新たに、健康づくりのてびきやホームページなどの媒体も活用しまして、その必要性などについての周知啓発を図りますとともに、禁煙支援の取組について

も併せて研究してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

普及啓発、非常に大事だと思いますので、喫煙率が云々とか禁煙をやりましょうではなくて、こういう病気になるんだということの周知はしっかりと行っていただきたいと思います。

次に、COPDは早期発見、早期治療が必要であります。早期発見のためのチェックリストを活用することで本人の気づきや治療へつながる率が高くなると言われております。また、医療機関でスパイロメーターという機器で罹患しているか調べることができるというふうに聞いております。早期発見のためのチェックリストの配布や治療につなげるためのスパイロメーターの活用を市の健康診査に盛り込むことができないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

チェックシートとスパイロメーターの導入ということですが、まずチェックシートにつきましては、先ほどの周知の中でも申し上げましたとおり、今後COPDの周知、啓発というのは重要であるというふうに考えておりますので、その中で、現在研究しておりますのは、ホームページなどにそれを載せさせていただいたりすることによって、市民の方に気づいていただくような機会の提供をしていくことがまず大事だろうというふうに思っておりますので、その準備については進めさせていただいております。

市の健診の中へスパイロメーターを活用した健診項目を追加するというにつきましては、現時点では具体的な研究はしていないところではございますが、市内の医療機関、例えば医療センターをはじめとしまして、気管支系を専門とされているような医療機関が幾つかございますが、そういったところにはその器具も備え置かれておるといふようなことはお聞きしておるところでございますので、我々のほうとしましては、周知啓発を図ることによりまして、チェックリストを活用して知っていただいて、自分にリスクがあると感じられた方がそういう健診につながっていくような周知というふうな形で取り組んでまいりたいというふうに存じます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

チェックリストをホームページに載せていただくというのはありがたいことだと思いますけど、ホームページを見られない方もいらっしゃいますので、また違った形で市民に周知ができるような工夫もしていただきたいと思います。

次に、高齢者のRSウイルス感染症ワクチンの費用助成についてお伺いをしたいと思います。

このRSウイルス感染症は、ほとんどの人が感染し、気づかぬうちに何十回と感染を繰り返している本当に身近な病気だということでもあります。大人が感染しても風邪かなということで済んでいくそうです。ただ、免疫機能が衰えた高齢者や小さな子どもは重症化しやすいと言われております。

厚生労働省では、令和8年4月から妊娠28週から36週の妊婦の対象者にRSウイルスワクチンの定期接種を始めると聞きました。妊婦が接種することで胎児に抗体が移る母子免疫ワクチンを使い、新生児や乳児が肺炎などで重症化することを防ぐ効果が期待できるとされております。

このように、国では妊婦接種を通して新生児や乳幼児に対して助成が始まりますが、リスクが高いとされている高齢者は現状のままとなっております。このワクチンはかなり高額というふうにも聞いておりますが、免疫機能の衰えた高齢者に対して費用助成を行うことで重症化予防になると考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

林部長。

**○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）**

議員ご指摘のRSウイルス感染症につきましては、議員にもおっしゃっていただきましたように令和8年度から定期接種化がスタートすることになっておりますが、一方で、高齢者のRSウイルスワクチンにつきましても、国のほうでも一定の議論はされておりますが、今のところは、疾病負荷が論点とされてはいるものの、具体的な定期化というところにはまだ議論が進んでいないという状況でございます。

また、日本の各自治体の中には任意の助成制度を導入している自治体の一部であるということにつきましては承知をしておりますが、本市においては、現時点では具体的な検討はしていないところでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

森議員。

**○12番（森 美和子君登壇）**

健康都市を宣言しております亀山市においては、ぜひとも私はやっていただきたいなと思っております。この次の次に出てきます带状疱疹に関しても県内でいち早くやっていただきましたので、またご検討をお願いしたいと思います。

次に3点目、子宮頸がんワクチンの男子児童・生徒への費用助成についてお伺いをしたいと思います。

以前でもこの議会で取り上げましたが、HPV（ヒトパピローマウイルス）は、性交渉によって感染するウイルスであります。男女を問わず多くの方が感染し、ほとんどの方には問題が起りませんが、一部は子宮頸がん、肛門がん、尖圭コンジローマに罹患するリスクがあります。

このワクチンは、以前、接種後の副反応等で国の積極的勧奨が控えられておりましたが、現在は接種を控えていた期間の女性に対してのキャッチアップ接種も行われております。亀山市でもしっかりと取組をしていただきました。主に小学校6年生から高校1年生相当の女子に今、定期接種がされております。

まず、女子のほうの現状についてお伺いをしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

高宮子ども未来部長。

**○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）**

子宮頸がん予防に有効なヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンは、現在、議員がおっしゃ

いますように、予防接種法に基づく定期接種となっており、対象は小学6年生から高校1年生相当の女子です。

接種状況といたしましては、令和7年9月1日現在の調査における定期接種対象期間を終えた年齢に当たる17歳女子における2回接種済者は233人中81人で、接種率は34.8%となっております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

233人中81人ということで、初めにこれを取り上げさせてもらった頃は1人とか2人とか、接種者がもうほとんどいないような状態でありましたが、テレビなんかでも報道されておりますので、接種率は上がってきているんだなということを確認させていただきました。

近年、男子への接種をすることで、肛門がんや尖圭コンジローマなどの原因と考えられているHPVの感染予防が期待できるとされております。またさらに、性交渉によるHPV感染から女性を守り、子宮頸がん予防の可能性がります。実際にHPVワクチンは80以上の国と地域で男女共に定期接種の対象となっており、G7諸国の中で男性への定期接種がされていないのは日本のみとなっております。

また、全国的に見ても費用助成を行っている自治体が増えております。がん等への罹患を防ぐためにも男女に関係なく接種しやすい環境をつくる必要があると思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

HPVワクチンは、女性の子宮頸がん予防に加え、男性においても咽頭がん、肛門がんなどの関連疾患の予防に一定の効果があることに加え、男性への接種で女性の子宮頸がんリスクも減らすことができることが示されております。

近年、男性の任意接種に対して費用助成を実施する自治体があることは認識しております。一方で、国におきましては、男性への定期接種化に向けて、接種回数や安全性についても議論が進められているところでございます。

本市におきましては、今後も国の動向を注視しながら、助成の必要性等を含め、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ぜひ国の定期接種化を待たずともやっていただくようお願いをして、次に移りたいと思います。定期接種となった带状疱疹ワクチンの啓発についてお伺いしたいと思います。

带状疱疹は、日本人の90%以上が発症する可能性があり、特に50歳代から発症率が高くなります。80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。私の周りでも罹患した方が多くいらっしゃいます。

带状疱疹ワクチンの接種費用助成については、先ほども申しましたが、亀山市は50歳以上の方を対象に、令和5年より県内で初めて半額を助成して市民から本当に評価をいただいております。

そのような中で、今年度から定期接種が始まりました。これは65歳から5歳刻みの方が対象で、テレビ報道や市のホームページにもきちっと掲載をいただいております。定期接種は5年間の時限措置で、費用助成が受けられるのは一生に一度、つまり、私は今64歳で、来年65歳になるんですけど、多分その定期接種の対象者になります。私が来年その接種をしなかった場合、70歳、5歳刻みですので、70歳になったらまた受けられるかもしれないということがないんですよ。亀山市が今、健康診断でやっています骨粗鬆症、女性の方にやっていますこれは40歳から5歳刻みで、40歳で受けなくても45歳で受けることができます。そういうことがこの带状疱疹の定期接種にはありませんので、そのことが載っていないんです。友人と話をしていても、えー、受けられへんという声を聞くことができましたので、これはホームページを調べましたらそういうことは一切載っていませんでした。もう一生に一度、定期接種ですので費用が少し抑えられております。今、半額助成もしていただいておりますが、それよりも抑えられた費用となっておりますので、ぜひここら辺の周知はしていくべきだと思いますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

带状疱疹ワクチンにつきましては、7年度から、議員にご紹介いただきましたように、主に65歳以上の方を対象とした定期接種化となりまして、11年度までの5年間に限って、5歳刻み年齢となる方を対象として実施をされております。

本市では、他市に先駆けて5年度から実施をさせていただいた費用助成についても、他市が令和6年度限りで廃止されるところもある中ではございますが、本市におきましては、本年度につきましては、経過措置というような形で費用助成の対象者をそのまま継続をさせていただきながら、打ちたい方について、打てる機会を提供させていただいておるところでございます。

ご指摘の内容で、生涯一度きりしか定期接種としては接種ができないということにつきましては、今のところちょっと不十分な周知である部分はあるかもしれませんが、今後も引き続きホームページなどにおいて周知は続けていきたいと考えておりますので、その中でより分かりやすいような形での周知ということも含めて考えさせていただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

今、少し部長も触れていただきましたけど、亀山市は今回の定期接種が開始されても、半額助成については継続をしてやっております。本当に、それは県内の各市町の議員に確認しましたら、もうすぐやめたというところも、助成をしていたのにやめたというところも結構出てきておりますので、本当にありがたいと思いますが、もう一回確認をしたいと思っております。

亀山市は、今後も継続して半額助成していただけるのか聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

半額の費用助成につきましては、今年度につきましては、定期接種が急に決まったということもありますので、全ての年齢の方という形で、定期接種の年代だけを除いた形で実施をさせていただいております。来年度以降につきましては、本年度定期接種が既に始まって事業が進んでいるということも踏まえまして、令和8年度からにつきましては、定期接種の対象年齢となる65歳以上の方につきましては助成の対象とはさせていただきませんが、50歳から64歳まででより早い段階から带状疱疹のワクチン接種を受けて身を守りたいというお考えをお持ちの方につきましては、引き続き費用助成をさせていただく方向で検討しております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

そうしますと、定期接種が始まった65歳以上の方はもう対象から外れるということでもありますので、そうであるならば、ぜひとも啓発をしっかりとさせていただかないとあかんのじゃないかなと思いますので、ぜひその点をお願いをしておきたいと思います。

最後に、地籍調査についてお伺いをしたいと思います。

私たち国民が持つ出生から死亡に至るまでの情報や親族関係などが記載された戸籍と同様に、土地にも詳細な内容が記された地籍があります。現在登記所にある公図は明治時代に作られたもので、測量技術の精度が乏しく、土地の境界が不明瞭で正確な図面でないことから、一筆一筆の土地を調査し、正確な図面を作成する事業が地籍調査だと認識しております。

この地籍調査には5つの効果があると言われております。

1点目が、境界争いの防止や相続等が生じても土地の所在が明確であるということ、それから2つ目としまして、災害等による復旧事業が円滑に進められる、3点目としまして、土地を売買する際に安心して土地取引が可能になる、4点目としまして、各種公共事業の計画、設計、用地買収が可能となるということ、5点目としまして、課税の適正化と透明性に役に立つというふうに言われております。

1点目の現状についてですが、9月の決算審査で会派の新議員から令和6年度に関して確認をしてもらいましたが、改めて現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

三重県の地籍調査の進捗率は、平成6年度末時点で全国平均の53%に対し10.06%となっており、京都府の8%に次いで、大阪府と並ぶ全国で2番目に低い進捗率となっております。本市におきましては1.94%の進捗率で、29市町のうち25番目でございます。

また、昨年度の実績につきましては、東町地区で5ヘクタールの一筆地測量を行い、東台地区2ヘクタールと北浦地区2ヘクタールの合計4ヘクタールの測量成果の閲覧及び中町地区で3ヘクタールの地籍簿と地籍図の作成を実施し、事業を推進しております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

現状についてお伺いをしました。

次に、進まない理由についてお伺いをしたいと思います。

国交省のウェブサイトを見ますと各市町の状況が掲載をされております。亀山市1.94、2%にも満たないような状態で、県内でも29市町中25番目、14市町中13番目、非常に低い状況であることが、これはもう前から、亡くなった坊野議員がこの地籍調査を進めろ進めろと何度も議会で質問されていたことを本当に思い出します。

これは、平成22年に坊野元議員が質問されていた当時、進捗率が0.37%、亀山市は平成14年から、その当時、14年から地籍調査を開始したと言われておりましたので、8年後である22年で0.37%でありますので、8年たってもそれだけぐらいいか進まなかったという、今1.94ですので、15年たっても1.57%プラスされたぐらいで、非常に時間がかかる。その当時100年たってもできないだろうというふうに言われていまして、市長の答弁では、亀のようにゆっくりとしっかりとやっていくというふうに言われておりました。なぜ進まないのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

三重県の地籍調査の進捗率が低い原因の一つとしまして、昭和26年に国土調査法が制定され、全国で取組が開始された当時、県内市町においてその必要性の理解が十分に進まず、昭和30年代に着手した市町は29市町のうち6市町にとどまり、着手が遅れたことが上げられます。

また、三重県が県内の市町に対し地籍調査事業の状況調査を行った結果によりますと、人員不足や予算が十分でない、また土地所有者等の協力や合意を得ることに苦慮するなどの課題により進捗率が低い状況であり、29市町中8市町が現在調査を休止しております。

本市におきましては、先ほど議員は平成14年からとおっしゃったんですけれども、確認いたしましたところ、平成6年度から地籍調査を実施しております。そして、先ほども申しましたとおり、他市町では昭和30年代から取り組んでいるところもあり、早くから取り組んでいる他市町に比べますと進捗率が低くなっております。

また、国の交付金が要望額に対して満額の内示がいただけない状況であり、限られた予算の中で効率的、効果的に実施するために、D I D地区を中心に実施をしております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

平成14年から始まったというふうに当時の議事録を私読み返したらそういうふうになっていましたけど、調べてみたら平成6年からやっていたということで、それにしても全然進んでいないということが改めて確認できたんじゃないかなあとと思います。

地籍調査に関しては、いつもD I D地区を中心にしっかりと取組をするということが言われておりますが、このD I D地区というのは、改めてどんな地区なのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

D I D地区は、国勢調査において設定される統計上の区分であり、人口が特に集中している市街地を示すものでございます。具体的には、1平方キロメートル当たり4,000人以上の人口密度を有する基本単位区が連続し、その地区の人口が5,000人以上となる場合に人口集中地区として指定されるものであります。

なお、D I D地区は一度設定されれば固定されるものではなく、5年ごとに実施される国勢調査の結果に応じてその範囲が変動するものであり、本市のD I D地区の変動といたしましては、平成27年から5年後の令和2年度と比較しますと、竜川から西側の野村町、南野町、また鈴鹿川から県道鈴鹿関線までの天神地区が区域から外れ、国道306号線から東側に区域が広がっております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

つまり、D I D地区というのは固定されるものではなくて移動していくという、人口の密集具合によって、高齢化とか、それから新たな団地が形成されて人がわーっと集まった地区というのがD I Dになったりもするというこの理解でよろしいのでしょうか。

D I D地区、一生懸命亀山市は取り組んでいただいておりますが、D I D地区の進捗率についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

本市の地籍調査の対象区域面積は約1万8,227ヘクタールであり、そのうち森林が約1万2,000ヘクタールを占めております。森林以外の約6,200ヘクタールのうち、令和2年の国勢調査に基づき設定された現在のD I D地区は199ヘクタールであります。

このD I D地区における地籍調査の進捗率につきましては、199ヘクタールのうち59ヘクタールが完了しており、進捗率は約30％となっております。これは、全国平均の27％及び県平均の約24％を上回っております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

明らかになったのが、D I Dに限って見てみると結構頑張っておるんやということが今明らかになりました。そうはいえ、進捗はそんなに進んでいないので大変なのは大変だと思いますけど、全体からいうとなかなか進まないという、2％ぐらいの亀山市の進捗率ですけど、D I Dに限って調査してみると30％行っておるということで確認をさせていただきました。

次に、官民連携の考え方についてお伺いをしたいと思います。

結構人が足りないとか、それから県から予算がなかなか満額は下りてこないとかという課題があるようにお聞きしましたが、これだけ近年災害が頻発し、地震だけでなく大雨、それから先日の

大分の佐賀関の火災、結構D I D地区やったということ、でも、D I D地区じゃなくて空き家が多いところだったというようなどころもありましたけど、人口というか、家が密集しているような地域でありました。それから、一昨日の青森県東北沖を震源とした地震、これも地震の被害が結構見えてきておりますが、こういったことが結構頻発をしているということが一つ上げられます。

現在、行政の取組として、道路とか水道、そういうところが民間のノウハウを活用したような、バージョンアップしたような取組を今、亀山市でも行っております。その中で、この地籍調査に関しては、県内でも土地家屋調査士さんと一緒になって進めているとか、工夫をされている自治体があると聞いております。官民連携の考え方についてご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

地籍調査の進め方につきましては、他市町の状況を確認いたしましたところ、一部の市町では、公図が混乱している地域などより専門的な知識を要する場合には、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ委託していると伺っております。

また、委託のメリットとしまして、地籍調査における様々な工程がある中で、主に一筆地測量と言われる境界立会いを含む現地調査を委託することにより、円滑に現地調査を進めることができる一方、同協会への委託は、委託費用の増大や土地家屋調査士と測量会社との密な連携が必要であること、責任の所在が不明確となるおそれがあるなど、デメリットもあると伺っております。

本市におきましては、これまで一般社団法人日本国土調査測量協会会員のうち、同協会が認定する地籍調査管理技術者資格を有する者が在籍する地籍調査に精通した事業者へ委託をしております。その結果、事業を円滑に進めることができいております。今後、より専門的な知識が必要とされる場合には、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会への委託についても検討し、事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

メリット・デメリットについてもお伺いをしましたが、何せ早うやらなあかんというのが一つはあるのかなと思いますので、様々なことを考えながら前に進めていただきたいと思います。

次、最後に市としての決意についてお伺いをしたいと思います。

もう現場は本当にご苦労されて調査していただいていると思いますので、代表して市長に決意を述べていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この地籍調査は、ご紹介をいただいておりますように、災害復旧、復興の迅速化、さらには土地利用、公共事業の円滑な促進といった観点からも重要な事業であって、これは推進していかなくてはならないものというふうに考えております。

また、県の交付金なんか配分されて、支援をいただいておりますけれども、その中

身ってなかなか、県の判断によるもので把握はできておりませんが、本市におきましては、平成30年度からこの事業規模をそれまでの約3倍から4倍に拡大をさせていただいて事業進捗を図っているところであります。

それから、今もご紹介がありました本市の182ヘクタールの中で、やはり森林面積が63%ということでかなりを占めておりますので、なかなかさっきの1.94%ということで、ここはしんどいところであります。しかし、南海トラフ地震などにより被災した際に早期に復旧、復興ができますよう、DID地区を中心として効果的に地籍調査を進めてまいりました。このため、これも先ほどご紹介がありました本市のDID地区におきましては、全国平均の27%及び県平均の24%を上回る約30%の進捗率となっておりま

す。その一方で、三重県は遅れておられるということもありまして、昨年度、県がその現状を踏まえまして、進捗に影響を及ぼしている課題を明確にし、課題解決に向けての対応方針などを検討することを目的に三重県地籍調査推進検討会を設置されました。この検討会におきましては、市町対しまして技術的支援や予算の確保などの国への働きかけ、また被災想定区域を優先的に推進する区域選定の検討などが行われておりますので、特に三重県南部地区とか、沿岸部は特にそうであろうと思いますが、しかし、本市としても引き続き三重県と連携しながら地籍調査を推進してまいりたいと考えております。

今後につきましても、効果的に地籍調査を推進するため、人口が集中をいたしますやはりDID地区を中心に実施をして、土地境界の明確化や災害対応力の強化等につなげてまいりたいと考えております。

ウサギと亀のお話がございましたが、最後に亀は勝つという思いで進めてまいりたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ウサギと亀は市長がおっしゃったことですので、しっかりと取組をしていただきたいと思います。質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

12番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時45分 休憩）

---

（午後 2時54分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

通告に従い一般質問をいたします。

まず1つ目、太陽光発電施設の適正な導入と規制に向けた独自条例の早期制定についてとつけさ

せていただきました。

令和7年度産業建設委員会において、太陽光発電施設とまちづくりに関する所管事務調査を行いました。増加する太陽光発電施設の中には景観や環境への影響、防災の問題など様々な課題も生じているという問題意識の下、委員全員で議論を重ね、地域住民との意見交換を行い、報告書及び提言書をまとめ上げました。今回は委員会と地域住民の皆様の意見を代弁するつもりで質問に立っております。

去る10月、調査の過程で意見交換をさせていただいた地域の皆様の下に、完成した報告書をお持ちしました。その際、住民の方々からは、報告は分かったがいつ状況が変わるのか、一刻も早く対応してほしいという待たなしの切実な声をいただきました。そのため、提言書に対する行政側の回答をただ待つのではなく、早急にこの本会議の場において、市長に直接政策方針を問う必要があると判断して、今回の質問の項目に入れさせていただきました。

そこで1つ目、まず現状の確認です。

太陽光発電施設の設置状況と現行制度における指導の限界についてでございます。

まず、市内の設置状況とそれに伴うリスクについての現状把握ですが、資料1をご覧ください。

直近の令和6年を含めた推移を入れさせていただいております。件数（赤色の線）ですが、これが急増して過去最高水準にある一方で、面積（青色の棒）ですが、これは減少しているという、ということかということ、小規模化の傾向というのが全体的に見てとれるということでもあります。

最大の問題は、こういった小規模施設に多いんですけれども、国の固定買取価格制度、いわゆるFIT制度と言われますけど、これの認定を受けない太陽光発電施設、いわゆる非FIT設備の増加の傾向もあるということです。

これはどういうことかといいますと、この非FIT設備は国の認定が不要でありますので、行政が設置の事実を把握するような法的なルートというのが存在いたしません。つまり、先ほど提示したグラフに表れていない、カウントされないような施設が水面下で相当数増加している可能性があり、当然ながらこれらは行政の指導権限というものが及びません。さらに、市が把握できている太陽光発電施設、先ほどグラフに上げたようなものでも行政の指導権限というものが及んでいない現実もございます。

資料2をご覧ください。

令和6年の全設置件数140件に対して、三重県の太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン、この対象が僅か3件、亀山市景観計画届出対象も7件、環境保全条例届出対象も僅か3件でございます。つまり把握できている施設ですら95%から98%が指導権限のほとんど及ばない空白地帯で建設されているということが見てとれます。ましてや実態把握もできない非FIT施設に関して、行政は完全に無力であると言わざるを得ません。

こうした行政のチェックを経ない既設が現場に何を引き起こしているかといいますと、報告書にも記載しておりましたが、小規模施設は専門的な技術審査を経ずに設置されているケースが多く、防災上の脆弱性が懸念されると指摘しております。特に深刻なのは排水やのり面の問題で、大雨のときには下流域での越水被害や、傾斜地では構造計算に基づかない簡易な造成が将来的なリスクを高めている、一部でこういったものが見られるということでもあります。

こういった現状をどのように認識をしているか、市の認識を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

4番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まずFIT制度でございますけれども、議員も申されましたように、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社は固定価格で20年間買い取ることを国が約束する制度でございます。また、FIT制度以外にもFIP制度というものがございまして、こちらのほうは再生可能エネルギー発電事業者が電力市場で売電した収入に加え、国が補助金を上乗せして受け取る制度でございます。

ご質問の把握できる太陽光発電施設につきましては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、FIT・FIPの認定を受けている出力50キロワット以上の施設並びに農地法や森林法の対象となる施設でございます。

一方で、こうした施設に該当しないFIT・FIPの認定を受けていても出力50キロワット未満の施設や、農地法、森林法の対象にならない施設については把握できてございません。また、把握できている野立て太陽光発電施設につきましても、設置に伴うのり面保護や排水対策等の指導については、農地法や環境保全条例に該当する場合を除き行ってございません。

現在も農地法、環境保全条例、こういったものに該当するものの、施設の一部においてのり面のそういった危険性、のり面崩落のおそれのあるような施設があるということは把握してございます。

一方で、太陽光発電施設の不適切な管理状況の把握につきましては、市民の方から管理に関する問合せがありました場合について現地確認を行い、管理状況を把握しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

把握できていないところに関しては、個別で連絡があったところに関してはできる限り対応しているということでありますけれども、やっぱり把握や指導が困難になっている施設が増えているということ、この危機感というところに関しては共有されているかなというふうに思います。

次でございますが、地域住民の皆様の懸念として、太陽光パネルの進め方に対して、まず入り口段階でのトラブルとして、事業者からの事前相談がほとんどなく工事直前に紙切れ一枚で通知が来るだけであったりとか、事業者によって対応に雲泥の差があるだとか、草刈りなどの対応ができていないだとか、こういった実被害に関しても意見交換会で出てまいりました。こういったところに関してもなかなか是正させるのが困難という現状がございます。

さらに深刻なのが出口に当たる、転売等であったりとか将来の責任の問題であります。覚書を交わしても施設が転売されたらほごにされるのではないかとか、所有者が不明になり将来パネルが管理されずに放置されるのではないかとか切実な声、こういったところが指摘をされております。

こういった一部の悪質な事業者に対する住民の不安や懸念というのは法的拘束力のない国や県のガイドラインで十分に払拭できるのか、見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

地域住民との不十分な合意形成、転売による事業者不明などをガイドラインにて払拭できるのかというご質問でございますが、資源エネルギー庁が2024年2月に策定しました説明会及び事前周知措置実施ガイドラインによりまして、再エネ特措法による出力10キロワット以上の施設では事業者が住民説明会を開催することが義務づけられております。しかしながら、出力50キロワット未満の野立て太陽光発電施設につきましては、説明会以外の手法での事前周知でも可能となっておりますことから完全な合意形成に至らないケースもございます。

また、転売による事業者の変更が生じた場合は、県のガイドラインに基づき、出力50キロワット以上の施設について、事業者は県と市に事業概要書を提出する必要があることから、市は新しい事業者を把握することができます。しかしながら、いずれもFIT・FIPに該当する施設が対象であり、該当をしない施設につきましては、地域住民との合意形成及び施設の転売による事業者把握をすることはできていない状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

やはり亀山市内で増えている小規模なものや、FIT・FIPに該当しない施設に関する問題があるということを確認させていただきました。

現状把握の最後なんですけれども、行政の権限の限界についてでございます。

これまで指摘してきた防災や住民トラブルといった課題に対して、現状では指導しても是正させる権限がないという制度の欠陥について、報告書にもあるとおりガイドラインには法的拘束力がなく、あくまで事業者に対する協力をお願いするということにとどまっております。特に法の網にかからない非FIT、FIPも含めて、こういった施設に対してはまさに丸腰に近い現状です。

抑止力が働いていない状況と考えますが、現状のルールの限界をどのように認識しておりますでしょうか。市民の安全を守るためにより強力な抑制手法というのが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

大規模な野立て太陽光発電施設の設置につきましては、防災や自然環境等に大きな影響を及ぼすおそれもあり、全国的に設置事業者と地元住民とのトラブルが増加しております。こうした中、国において、自然破壊や災害リスクのある大規模太陽光発電施設の規制を強化するため、関係法令の改正や監視体制の強化などが検討されております。

一方、三重県におきましても、現在本市が運用しております三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインを見直す方向で検討すると伺っております。

本市といたしましても、国・県の動向を注視いたしますとともに、自然破壊や景観、生活環境に影響を及ぼすような野立て太陽光発電施設を規制するような条例についてはその必要性を認識しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

#### ○4番（草川卓也君登壇）

国や県の動向もごさいますが、やっぱり亀山市は亀山市の実情に応じた条例が必要であるということだと思います。

そこで、項目2つ目ですが、市独自条例の早期制定と執行体制についてに移りたいと思います。

先ほどのご答弁で現行の限界というものも分かったと思いますし、市独自の条例制定に向けて前向きな姿勢をお示しいただいたことについて評価したいと思います。しかし、単に条例をつくれればよいものというものでなくて、産業建設委員会が提言書で求めたのは現状を打破できる実効性を伴う強い条例でございませう。

具体的に大きく分けて、次の3つの要素を紹介したいと思います。

まず1つが、先ほどから出ておりますFIT・FIPに該当しない設備を含めた全設備に対する規制対象化でございませう。これは視察にも行った山梨県北杜市の事例のように、トラブルが起きがちな50キロワット未満の小規模施設や非FIT施設にまで網羅して簡易届出許可制とし、罰則規定も含む市独自の条例というものを求めております。

第2に、禁止区域の明確化です。災害リスクの高い急傾斜地や守るべき重点景観エリアなどについて条例で明確に抑制区域、つまり事実上の禁止区域として指定し、設置をシャットアウトする必要性というものを訴えております。

そして第3に、住民合意と維持管理の徹底、撤去費用の担保です。住民説明を義務化するだけではなく、将来の放置を防ぐために維持管理の徹底や撤去費用の積立て、保険加入などを条例で義務づけることを求めております。

市長の政治判断、政治決断として、これら委員会の提言内容をしっかりと踏まえた市独自条例の制定を早期に実現していただきたいと考えますが、市長のご所見を伺いたいと思います。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

太陽光発電施設に対する条例の制定につきましては今議員がご紹介いただいたような、全国的にも事業者の問題、あるいは各地域、まちとのトラブルの増加、あるいは今後想定される様々なリスク等々が、これが非常に大きな問題となっておりませう。

亀山市におきましては、以前から行政関与による法的拘束力を持たせていわゆる地域住民と事業者のトラブルを未然に防止できるよう、三重県において条例を制定するよう強く要望をいたしてまいりました。また、知事と市町長との円卓会議でございませうけれども、この中で私のほうから、野立て太陽光発電施設につきましては景観や生活環境上の問題、林地開発による土砂流出など防災面での不安等からトラブルになる場合が起こっており、また、これもご紹介いただきましたけど売電終了後不要となった太陽光パネルの設置とか廃棄費用を抑えるための不法投棄等の問題がかなり問題視をされているところでもございませう。こういうことから、三重県知事に対しまして、将来にわたる様々なリスクを解消するための新たな仕組みの構築を一緒になって考えていくようお願いをいたしたところでもございませう。

一方で、国におきましても関係法令の改正や監視体制の強化などが検討をされております。前政権時代のグリーン・トランスフォーメーションの様々な施策から少し、太陽光発電に関わる問題に

対して従来の仕組みを抜本的に見直すべしというような取組が始まったと理解をいたしておりますし、これは与野党合わせて、全部ではありませんけれどもそういう問題意識が高まっており、その中でぜひ今回、国における仕組みの展開というか、これはぜひ期待をいたしたいと思っておりますが、国・県の動向もしっかり見極めて、今議員からお話がありました、既に議会からも提言もいただいております。3つとおっしゃられましたこれらも踏まえまして、市独自の考え方を盛り込んだ条例につきましても、来年3月議会での提案に向けまして現在検討をいたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

これまでの市長の取組や意気込みというものも確認、理解をさせていただきましたし、来年3月議会での提案ということに関しても明言をいただいたことを非常に感謝申し上げます。ぜひとも議会の提案を踏まえた実効性ある条例の策定に期待したいと思います。

そして、すみません、資料3までわざわざ用意したんですけど、1項目飛ばさせていただいて、推進と規制の組織体制の在り方について伺います。

最後に、これらを実行するための組織体制なんですけれども、報告書の中にも記載させていただいておりますが、再エネの推進と規制の双方を環境課が担っているという現状があるため、行政内部での牽制機能がなかなか働かないという、こういった構造的な課題を指摘しております。推進のアクセルと抑制のブレーキを同じ部署が踏むことは困難だということでもあります。建前上はそうなんですけれども、現実にはもう規制もなかなか機能していないということも先ほど紹介をさせていただきました。

来年度の条例制定、提案を見据えて、規制や指導の権限については環境課以外の部署が担い、行政内部でのチェック機能を確保することができるような体制の見直しというものを行う、そういった考えはないか、最後に確認します。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、太陽光発電施設を含む再生可能エネルギーに関することにつきましては環境課が推進をいたしておりますが、野立て太陽光発電施設の適正な設置に関する審査につきましては、農地法や環境保全条例に該当する場合はそれぞれの個別法に照らして実施しておりますけれども、それ以外の施設につきましては行っていないところであります。

その一方で、環境保全条例に基づく開発行為につきましては、環境課が条例を所管し、建設部の建築住宅課が窓口となって関連する法令や条例を所管する部署と連携をして開発指導を行っているところであります。今後の野立て太陽光発電施設の設置につきましても、関連する法令や条例を所管する部署が多部署にわたりますことから情報共有や関連部署間の協力体制をさらに強化をして、開発行為と同様に連携して指導を行うことが望ましいというふうに考えているところでございます。

私ども、随分、県内でも有数の環境保全条例を運用しながら亀山市内の環境と土地利用、様々な開発をコントロールしてきた経緯がございます。若干、今は産業立地とか商業とかいろいろなものも、あるいは他所からの本市への人口の転入を促進するという意味合いもありますが、しかし守る

べきものはしっかり守っていけるような、この環境保全条例を軸にして、先ほどの新たな条例も含めて制度をしっかり構築していくという中で今おっしゃられた推進と抑制をちゃんとコントロールできるような仕組みを組み込んで運用していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

亀山市の独自のといいますか、条例をつくっていく中で、体制においても亀山市のこれまでのそういった取組、経緯を反映して環境課も含めて連携しながら抑制を進めていくということ、そういったものだというふうに理解をさせていただきました。いずれにしても、推進と抑制を適正にしっかりと行っている体制というものが必要だと思いますので、それに向けた検討をぜひ進めていただきたいと思います。以上でこの項目を終わらせていただきます。

次の項に移ります。

A I サーバー生産等の産業構造転換を好機とした市内産業の活性化についてでございます。

11月7日、そして12月4日もありました日経新聞の報道によりますと、鴻海精密工業（シャープ）がシャープ亀山第2工場を活用し、A I サーバーの生産を1年以内に開始するという報道がされております。これは国策であるソブリンA I、いわゆるA I 主権とも言われております。この国策の一翼を担うものであり、本市産業にとっても極めて重要な好機であるというふうに考えております。

A I サーバーの生産には、半導体チップだけではなく大量の熱を処理するための高度な冷却、省エネ技術であったり、また安定稼働を支える電源ユニット、精密な金属筐体など極めて裾野の広いサプライチェーンが必要であります。ものづくりにおける地元の既存産業、企業が参入できる余地も大いにあるというふうに考えております。

この巨大な産業集積、クラスターというものを市内に取り込むことができるか否かというのは、本市の将来を決定づけるものと思っております。もし、このサプライチェーン全体の誘致に成功すれば固定資産税や法人市民税の大幅な増収が見込め、本市がかつてそうであったように再び不交付団体へと返り咲くことも夢ではないというふうに考えております。今回の動きは単なる一企業の事業転換ではなく、まさに亀山市の未来を左右する極めて重要な局面だと考えますが、市長の認識を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、近年はA I 技術の急速な進化に伴いまして、国や企業が自国、自社のデータや技術基盤を活用して、外部への依存を最小限に抑えつつ自国の中でA I システムを賄うというソブリンA I の重要性が高まってきてございます。

そういう中で、ご紹介がありました、先月シャープ株式会社からは親会社の鴻海精密工業が亀山第2工場で世界的に需要が高まるA I 向けサーバーを生産することを検討しているとお聞きをいたしてございまして、これが実現されることを願っておりますけれど、現時点におきましてはその計画の詳細については伺っていないところであります。

また、これは本年6月でありましたけれど、シャープ亀山工場におきまして、半導体後工程自動化・標準化技術研究組合、通称SATASと呼ばれる米国インテルを軸にした28社がこれを構成しておりますが、2027年度中の稼働開始を目指しまして半導体後工程の実証ラインの整備が既に始まっているところでございます。

このように、様々な事業展開によりましてシャープ亀山工場が今、日本がもう一度1980年代の半導体の復活に向けて国を挙げて頑張っている最中であろうと思っておりますが、シャープ亀山工場が半導体分野をリードするイノベーションの拠点として近い将来、そして未来に発展するとともに地域の躍動につながることを大いに期待をいたしたいと考えているところでございますし、そういう意味では本市にとりまして、静かでありますけれど、既に新しい未来に向けた次世代、あるいは新しい次の産業の種がまかれたものというふうに認識をいたしておきまして、今後大いに期待をいたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

AIサーバーに関してはまだ詳細は伺っていないということなので、発言をとどめられたなという感じもしましたけれども、ただ、それでも新しい産業の種がまかれたという表現をいただきました。ぜひ、水面下ではしっかりと準備を進めていただきたい。

亀山市はこれまでも、新たな産業団地の開発を喫緊の課題と位置づけて令和7年度、今年度には概略図面の作成や地権者への意向調査など検討を一段引き上げた事前調査を行っているというふうに認識をしております。また令和3年度には工業用水の安定供給に関する調査も実施済みであります。このタイミングの一致というのは、私はまさに運命的な巡り合わせであるなというふうに感じています。これから計画する新たな産業団地を単なる汎用的な工業団地とするのではなく、本市の強みである豊富な水資源に加えて、AI関連産業が最も必要とする受変電施設といいますけれども、こういった増強、強靱な電力インフラも完備したAIサーバーのサプライチェーン特化型の産業拠点として、明確にコンセプトを打ち出していきたいと思っております。そのビジョンを持って市長自らが企業の経営層に対して亀山市にはAI産業を受け入れる準備があるんだと、そういった直接訴えかけるトップセールスというものが私は不可欠だというふうに思っております。市長が描く地域の躍動というのはこうした具体的な戦略の先にあると思いますので、ぜひ期待をしております。よろしく願いいたします。

次の項目に行きたいと思っております。

太岡寺町地内開発事業における土地利用の方向性とコストコ誘致の実現についてでございます。

令和7年10月22日でしたけれども、太岡寺町地内の開発事業、これはコストコの予定地のことでありますけれども、北村組・長工・北栄アセットマネジメント特定建設事業共同企業体との官民連携協定が締結されました。

本協定では事業目的として、産業関連施設（物流を除く商工業等）という書き方をされておりますけど、この開発に当たり、相互に協力し役割を分担することで事業の円滑な推進を図るとされておりますが、この地区は先ほど申し上げたみたいにコストコ建設予定地でありまして、令和4年の都市計画変更において広域からの集客を目的とした商業施設の立地を前提に用途地域を商業地域へと

変更した経緯がございます。

今回締結された官民連携協定に基づき、仮に一般的な製造業や工場等が立地することになれば、当時議会や市民に説明された商業地域への変更理由の根底が崩れるのではないかと思うんですけども、なし崩し的に工場等の立地を容認するというところは都市計画の整合性という観点から問題がないかというところから見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

当該地区の都市計画決定の経緯、内容といたしましては、立地協定を締結し、太岡寺地内に店舗進出を計画しております企業の出店候補地となるよう商業地域の用途地域指定を行い、当該企業による商業店舗の立地を可能とするよう令和4年8月30日に都市計画決定をしたものでございます。

当時の都市計画決定における方針は現在においても変わりはありませんが、今後につきましては企業誘致担当部署とも連携し、企業立地をめぐる動向を注視し、また当該地区に係る亀山市都市マスタープランの土地利用の設置方針におきましても、高速交通網を生かしたサービス施設なども含め、多様な産業の立地誘導や既存企業の維持、事業拡張など産業集積を進めるとしてありますことから、用途地域の変更等も含め適切な土地利用を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

あくまでコストコを優先するものの、今後の誘致状況次第では用途地域変更をやる可能性はあると、ただ都市マスにちゃんと準じたものにしていきますよ、そういう答弁のかなというふうに認識をいたしました。

もう一つ伺うと、協定では民間事業者と提携を結んだ共同企業体が企業誘致を行うというふうにされていますけれども、市として、商業施設を優先する誘致方針というのは相手方と完全に共有できているのかどうかというところ、というのも、この場所というのは大型商業施設の立地に伴う交通混雑を避けるためであったと思いますけど、市が右折レーンの設置を行うなど既に公的投資が行われてきた場所であるということは強調しなければいけないかなというふうに思っています。なので、市としては相手方に対して当初の目的であった大型商業施設の誘致を優先的に求めると、ただ、仮に産業系企業となった場合であっても、先ほど述べたようなAIサーバー関連産業とか高い経済付加価値を持つ次世代産業に限って認めるとか、その土地利用の質の担保というところをどう行っていくのかというところ、その辺りを確認したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の官民連携を協定いたしました事業用地につきましては、コストコホールセールジャパン株式会社と立地協定を締結し、店舗の誘致を進めている土地でございますが、現在コストコが建設事業を見極めており造成工事に着手できない状況が続いておりますことから、事業が早期に進むよう

市もディベロッパーに協力し、早期に造成工事を終え産業用地として完成させるものでございます。

この事業用地につきましては商業地域であり、誘致する企業はコストコが最優先であることには変わりございませんが、コストコ誘致が困難になった場合には他の大型商業施設や物流以外の企業の進出も視野に入れ、市の都市計画や用途地域との整合も図りつつ企業誘致を進めてまいりたいと考えております。その際の企業誘致につきましては、持続可能な財政運営を行うための安定した税財源の確保や雇用の拡充という観点からも、これまでの産業構造がさらに厚みを増すような次世代先端設備や高付加価値製品の製造業も含め、できる限り市の意向に沿った業種の誘致となるよう協定の相手方と連携を図ってまいります。

#### ○議長（岡本公秀君）

草川議員。

#### ○4番（草川卓也君登壇）

これに関しては様々意見があるかなと思いますけれども、とにかく強調しておきたいのは、公的投資を行った、それとの整合性がちゃんと取れるものがその場に来ないといけないんじゃないかというところ、ここはしっかりと強調しておきたいというふうに思います。

次、項目2つ目です。

コストコ出店の実現に向けた誘致戦略についてであります。

先ほど来の答弁で、太岡寺町地内の事業用地については誘致する企業はコストコが最優先であることには変わりはないという話であったと思います。確かに先ほど述べたみたいに大型商業施設を優先すべきだと私も思います。

一方で、考えようによっては、今回の協定の一つの意味といいますか、当該用地への企業誘致においては必ずしもコストコである必要がなくなったという認識をされているというふうに私はちょっと受け止めるんです。裏を返せば、コストコ誘致戦略においても、この事業用地だけに限定する必要がなくなったということ、裏返しではそういう意味になるんじゃないかなというふうに認識をしているんです。

現状、資材価格や労務費の上昇によって建設工事費が高騰していて、コストコは当初計画しておられた建設コストを大幅に上回っているため出店時期を見極めている状況である、これが今までの議会答弁の内容です。であれば、現状の停滞を打開するためにはコストコの出店条件である敷地面積や広域からの集客性というのを満たし、かつコストコ側にとって建設コストの採算の合う市内のほかの地域の候補地というところにも視野を広げるべきではないかなというふうに考えております。

具体的に2つのエリアをここでは提案したいと思います。

1つは、以前から私も言うておりますけれども、管内の交差点周辺、ここは既に産業集積が進んでおりながらも開発可能なまとまった土地の確保が見込めます。また、国道306号線と県道鈴鹿関線が交わる要衝でありますし、人口の多い鈴鹿市や津市からのアクセス時間は現状の事業用地よりも短縮されるため、商圈人口の確保という観点で有利であるというふうに考えています。

もう一つは、事業が進められている川崎町地内の鈴鹿亀山道路のインターチェンジ設置予定地周辺です。ここは高速道路のネットワークと直結するインターチェンジになるということと、その周辺には現在広大な農地が広がっているため大規模商業施設に必要な用地確保は十分可能であると思っております。

こういったコストコの市内操業を確実にするため、市長自らコストコに対して、亀山市には太岡寺町地内の予定地以外にもアクセスや用地確保の面で有利なこのような適地があるという新たな選択肢を売り込むようなトップセールスも必要じゃないかと思うんですけども、市長のご所見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどの企業の産業立地の話もそうではありますが、コストコにつきましても、コストコに限らずですが、企業立地に関わる情報でありますとか、極めて様々利害が絡んだりという中での本当にデリケートな問題でございます。

議員のご所見というかそれは今聞かせていただきましたが、建設場所の判断というのはあくまで事業者であるコストコが行うものでありまして、こうした企業判断、企業戦略というものは非常にデリケートなものでございますので、こうしたことから、今も建設場所についてのお話がありましたが、コメントについては慎重を期す必要があるかというふうに考えております。

現在は様々な社会経済情勢によりまして、コストコが建設時期を見極めている状況であります。本市といたしましては、繰り返しになりますけど、三重県とも連携して早期の事業推進について申入れを行っているところでございます。引き続きまして、これまでから協議を重ねております太岡寺町地内への誘致を進めてまいりたいと考えております。

議員ご提案のコストコに対する市内他地域への立地の提案ということでありましたけれど、そこはどうかということは申し上げられませんが、しかし、この企業立地につきましても前段の話も含めましてあらゆる選択肢を排除せず、本市の将来に向けた産業立地、地域の経済、それから雇用の拡大にしっかりつなげていけるように最善の努力を市としてはさせていただくという考え方でございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

デリケートな話であるということは認識をしています。引き続き太岡寺町地内の誘致を進めたいということですが、私の受け止め方ですけども、市内他地域、ほかの地域への立地についても可能性は否定するほどのものではないというような話かなというふうにも認識をしました。私としても太岡寺町地内へ誘致できることにこしたことはないんですけども、誘致困難となるくらいなら市内のほかの地域で適地を探すべきだということを最後に強調して、産業振興奨励制度の拡充については、これはもう従前から申し上げているようにこういった大規模商業施設に関してもその対象に加えてもらえるように、次年度改正に向けてしっかりと検討を進めていただきたいということを強調してお願いをしておきたいと思っております。

次の項目に移ります。

大規模濁り水問題に関するテーマでございます。

これに関しては、もう既に3名の議員の方がたっぷり時間をかけて既に質問をされておりますので、できるだけ重なることに関しては省いて伺っていきたいと思っております。

まず1つ目に伺いたいのが、去る11月に発生して2,700世帯に影響が出た濁り水問題に関して「収束宣言」というのが11月12日に出されました。ただ、先ほど来から議論されておりますように、原因が完全に究明されていないこともあり、被害を受けた市民の生活感覚としてはこの問題はまだ完全には終わっていないということかというふうに認識しております。本当に安全なのかと、透明に見えてもまたいつ茶色い水が出るか分からないという、そういった市民の不安の声というのが今なお寄せられることがあります。

市民が抱える見えない不安を払拭するために、科学的根拠に基づいた継続的な情報の開示というものが必要であるというふうに認識しております。影響をした地域においては当面の間、月に1回の水質検査における水質データを市民に分かりやすく、見える化をして公表していただきたいというふうに思います。市民が安心して蛇口をひねることができる日が来るまで責任を持って安全を証明し続けていただきたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

本市では水道法施行規則に基づき、検査回数や検査項目を毎年度水質検査計画として策定し、厳格に実施しております。具体的には、色、濁り、消毒の残留塩素効果を毎日検査とし、さらには一般細菌をはじめとする9項目を毎月1回の検査、水質基準項目である51項目を3か月に1回実施しているところでございます。

水質検査の公表につきましては、法令上、毎年1回以上を定期的に情報提供することが定められており、本市におきましては、上半期と下半期の年2回定期的な公表を行ってまいりました。しかしながら、今回の事案を契機とした水道水の水質に対する市民の皆様の注目度の高まりを重く受け止め、公表の頻度について改めて検討を進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

少なくとも完全に原因が究明されるまでは情報というものの、検査結果というものをしっかりと公表、市民の方が分かりやすく見られるようにしていただきたいというふうに思っております。

次に、これは重なりますけれども、補償に関する話です。

資料4をご覧ください。

これは、私が独自で調査した収束宣言が出る頃に行った濁り水被害に関する緊急アンケートの結果であります。短期間のアンケートでしたけれども、52件の回答が寄せられました。

この結果から注目すべきは、金銭的な負担を伴う二次的損害の実態があるということです。回答者の約4割の方が洗濯物の汚れや変色の被害に遭われています。さらに給湯器や浄水器などの機器トラブル、これは約3割弱の割合で発生、また故障の予兆といった不安の声も報告されています。これらは市民の財産が侵害された明確な実害であるというふうに認識しています。

数字だけではなく、自由記述欄にも幾つか意見が出ていました。

給湯器を買い換えてまだ1年もたっていない、今は動いているが内部にさびがたまって故障の原因にならないか心配だ、洗濯物の吸水ホースから異音がするようになったというような声、またお

子様への影響として、子どもが水道水を怖がり精神的な不安で水分補給や食事に影響が出て体調を崩したというようなこういった報告も届いておりました。

市が決定した水道料金の一律減免については、迅速な対応として一定の評価をしております。ただ、このような減免だけではカバーし切れない被害というものがあるのも現実かと思えます。

1月7日の全員協議会で、ここでは副市長が答弁されていましたが、どのような被害が出ているのかしっかり把握した上で市としてどのような対応ができるか検討させていただきたいと答弁されておりました。

まさに今ここに、一部ではありますが、被害の実態を示させていただきました。こういった濁り水に起因する給湯器の故障や点検費用、浄水器のフィルター交換、衣類の汚れなどといった被害に対して、どのような被害状況をこれまで把握してきて、そしてそれらに対する補償についてどのような対応を行うのか、方針を伺いたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

まず今回の被害というか実害、それについては電話等で報告を受けております。その中ではやはり給湯器の詰まりとかそういったものがあるということで、健康被害とかについては報告を受けていないところでございます。

繰り返しになるんですけども、一般的に濁り水は水道管の老朽化に伴う突発的なもので、水道法の性質上、予見することが難しい不可抗力的なこともありそれによる損害の補償はできませんが、水道業者の故意や過失、あるいは水道施設の瑕疵に起因する損害については責任を問われることもございます。給湯器等の特殊器具については、設置時に障害や故障等の処理について異議を申し立てない旨の誓約書もいただいております。そういったことで補償については行わない考えでございます。しかし、特殊器具のストレーナーなどに異物が詰まり、水の出が悪くなった場合においては、市民生活への影響を最小限にとどめるため、市に連絡をいただければ業者に依頼し、清掃を行わせていただいている状況でございます。しかしながら、こうした対応に関する周知が不十分でありましたので、今後は市民の皆様の利便性を高めるため、周知方法を改めて検討し、改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

現状の把握の仕方でも少し甘いんじゃないかなというふうにも感じましたけれども、一定の対応をいただいていることも評価いたします。

ただ、この状況に関して、洗管作業に関しても市のほうでは今まで行ってこなかったという、そういった事実も伺っておりますので、その辺りを含めて老朽化の状況も含めて市として一定の責任、瑕疵ということの認識というところはまた伺っていかなければならないかなというふうに思っております。

あと最後に、時間がないのもう意見だけになりますけれども、午前中に議論がありました災害かどうかという話、私もこれはもう災害だというふうに改めて感じております。そういった地域防

災計画における災害対策本部の設置基準の抜本的な見直しも含めた危機管理体制の再構築をお願いして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

4番 草川卓也議員の質問は終わりました。

これにて、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日11日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時43分 散会）

令和7年12月11日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和7年12月11日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療部長	小森達也君	教育長	中原博君
教育部長	大平守君	代表監査委員	上田寿男君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合巧君

---

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	書	記	木 戸 将 文	
書	記	西 口 幸 伸	書	記	山 北 康 仁

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

おはようございます。

新和会の櫻木でございます。

通告に従い、自然保育・体験の総合計画との関わりについて、市民活動支援の強化と協同労働の可能性について、太陽光発電に関わる市独自の規制・指導体制の構築と条例整備について、以上3項目について一般質問をさせていただきます。

今日は、亀山の未来を形づくる、今考え、今動き出すべき課題を将来に見据えながら提案する姿勢で臨みたいと思います。

人口減少、価値観の多様化、地域コミュニティの変化、エネルギー政策の転換など、私たちのまちを取り巻く環境は急速に変化しています。こうした変化を受け身になるのではなく、政策的な判断、市民との協働によって持続可能で活力ある亀山市をつくる視点が重要と考えます。

それでは、まず初めに、自然保育・体験の総合計画との関わりについて伺います。

その前に、質問の項目の中で、この要旨の中を入れ替えさせていただきます。2つ目と3つ目を入れ替えて、自然保育・自然体験の必要性と今後の方針を先に持ってきて、次期総合計画への反映を後に持っていくしますので、よろしくをお願いします。

まず、亀山市には、山と川と里山、農地など、子どもから大人まで自然と関われる貴重な環境があります。令和6年6月議会、そして令和7年3月議会において、私は自然体験の重要性について質問をしてまいりました。市からは、幼児期の自然体験が知的好奇心、感性、社会性、自己肯定感を育むものであり、亀山らしい体験活動として今後も充実させると答弁いただきました。

また、今年度は、みえ森と緑の県民税を活用し、自然体験アドバイザーを保育園やこども園などに巡回派遣する現場への助言や活動支援が始まっていると伺っております。これは大変評価できる取組です。

そこで、亀山市として自然保育・自然体験の現状評価とどのように受け止めているか伺います。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

おはようございます。

市内の保育園における自然保育の展開につきましては、主に加太保育園を中心に展開されている現状がございます。加太保育園において展開されております地域の豊かな自然を活用した保育は、子どもたちの心身の健やかな成長を促す取組として県内外からも注目を集めており、この保育に共感し、加太保育園を選んで通園されている方もございます。さらに、活動を通じて子どもたちと地域の方々との交流が深まり、子どもたちにとっては地域への愛着を育む大切な体験となるとともに、地域の方々にとりましても生きがいや喜びにつながる機会となっているものと承知しております。

また、本市におきましては、加太保育園以外の各園においても、豊かな地域資源を活用し特色ある体験活動を実施してきたところです。特に本年度は、議員が紹介いただきましたみえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、自然保育に関する知識を有する方を自然保育コーディネーターとして招き、公立全園において各園の実情に応じた活動内容を検討するとともに、園周辺の活動フィールドを開拓し自然野外体験活動を実施いたしました。子どもたちは、自然の中で自ら感じ、考え、行動し、トライアンドエラーを繰り返しながら、遊びの中で心と体と頭を使い活動いたしました。これらの実践を通じて、子どもたちが生きた学びを獲得していくことの大切さを保育士等も学んだものと認識しております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

トライアンドエラーということで、子どもたちというのは失敗をしてどんどん成長していくというところが非常に大切なところだと思います。先ほど来答弁ありました自然保育コーディネーターということで、ちょうど今現在、ケーブルテレビのほうで和田保育園のほうで放映されているということを見まして、非常に子どもたちの笑顔がすばらしいなというふうに思っています。やはり自然の中での体験は、子どもたちの成長を根本から支える力となり、教育、福祉、地域活性への好循環をつくる可能性があります。こどもまんなか社会の実現に向けて、市の豊かな自然環境を戦略的に生かして、全ての子どもが自然体験から得られる仕組みづくりを進める必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、この自然保育・自然体験の必要性と今後の方針について、市の見解をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

人格形成期である幼児期における体験活動の重要性については十分認識しておりまして、第2次亀山市総合計画後期基本計画におきましても、亀山市ならではの自然、歴史、産業等の地域資源を活用し、豊かな体験を通じた活動を推進することとしております。

また、第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画の基本目標に、地域資源を生かした亀山らしさのある魅力的な幼児教育・保育を展開すると掲げており、保育所等におきましては、園庭の活動はもとより、地域の公園、里山などに出かけて自然の中で遊んだり、植物や生き物を探したり、見つけた植物を使って制作活動をしたり、地域の方の協力によりサツマイモ掘りを体験したりなど、地域の特色を生かした教育・保育の充実を目指しているところでございます。

子どもたちが自ら挑戦しながら経験を積み重ねることは、知的好奇心や豊かな感性、社会性や自己肯定感など、将来にわたって生きる力を培うことにつながるものと認識しております。したがって、現在策定を進めております亀山市こども計画（仮称）におきましても、幼児期における多様で豊かな体験活動を位置づけ、取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻木議員。

**○2番（櫻木善仁君登壇）**

私もすごく自然保育にはこだわっていて、やはり子どもたちの健やかな成長を支えるだけではなくて地域の魅力向上だとか学びの循環づくり、そして未来への投資という多角的な価値を持つ重要な施策だというふうに私は受け止めています。

今こそ、計画的に強化して市の総合計画、子育て支援政策の柱として位置づける必要があるんじゃないかなというふうに感じています。

そこで、次期総合計画への反映についてということで市長に伺っていきたいと思うんですけど、令和6年6月議会で、私はこの自然保育・自然体験の重要性について質問をさせていただきました。そのとき、市長も幼児期の自然体験は人格形成に寄与すると明確に答弁していただいております。自然の中での遊びや体験は単なるレクリエーションにとどまらず、子どもが非認知能力、自己肯定感、主体性や協調性などこれからの社会で求められる力を育む土台となります。特に、今の子どもたちは生活空間の都市化や安全面の配慮から自由に自然に触れる機会が減少しています。これは亀山市だけじゃなくて全国的な傾向です。自治体の施策として、意図的に自然環境との接点をつくらなければ、自然体験の格差は拡大していくと指摘されております。

こどもまんなか社会を目指す国の方針とも自然体験は極めて親和性が高く、子どもの最善の利益を重視する自治体であれば、教育、福祉、地域資源の活用を一体で考える戦略の柱となり得ます。

また、市長がマニフェストに掲げられています子どもの生きる力を育む体験活動の充実というような公約があると思うんですけど、この重点項目との整合性の観点からも、自然保育や体験活動が次期総合計画に明確に位置づけられ、部分的ではなく全庁一丸となって推進すべき方向性を示すことが必要だと思います。次期総合計画への反映について、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻井市長。

**○市長（櫻井義之君登壇）**

おはようございます。

幼児期は、ご紹介がありましたけど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期でございますし、この時期に自然を活用した体験活動を通じて育まれる意欲や探究心、豊かな感性やたくまし

さは、将来、今、社会を生き抜く大きな力になると確信いたしております。また、今は世の中が非常にデジタル化思考になっておりますので、自然や地域、仲間との触れ合いを通じた直接的な体験活動の重要性、必要性が一層高まってきていると認識いたしております。

私ども、緑の健都を目指します亀山市におきましては、ご紹介ありましたが、従来より学校や園において地域資源を生かした亀山らしい体験活動を継続して実施いたしてまいりました。さらに、里山公園のみちくさでありますとか、加太のやまびこなどを活用した森と木材に触れる機会を確保することで、郷土の豊かな自然に触れ親しむ体験活動を展開いたしてまいりました。さらに、先般の、例えば自然科学を楽しむ実験とか工作など、体験を通じてということで、県内では亀山市だけになってしまいましたが、科学の祭典をずっと続けてきておるわけであります。さらに、先般の野登小学校の植樹祭、これは野登小学校を舞台にということとさせていただきます、加太小のみどりの少年隊なんかもそうであろうかと思えます。いわゆる幼児期から学童期にかけてのこの体験を重視していこうというのは、随分、関係者それから地域の皆様、各種団体の方々の本当にご協力やそういう認識の下に、本市の強みとして培われてきたものと考えております。この力をぜひとも今後でも継承、発展させていく必要があると思っております、亀山らしいというお話でありましたが、まさに教育のまち亀山らしい力を教育や保育活動の一層の充実を図ることができるよう、現在策定を進めてきております次期総合計画におきましてしっかり位置づけをさせていただくということ、それから分野横断的で、かつ重点的に取り組むべき重要な施策の一つとして位置づけながら次の段階へ進めていく必要があるというふうに考えておりますので、総合計画案を議会にお示しをさせていただいておりますが、いろいろご意見もいただきながらさらに充実できればというふうに、次の段階へ入れればというふうに考えているところであります。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

#### ○2番（櫻木善仁君登壇）

非常に前向きな答弁をありがとうございます。やはり、先ほどの科学の祭典という話もあったんですけど、科学というのは自然界の中から生まれたものがたくさんあって、例えばディンプル加工とかいうのもそれぞれ植物だとかそういうところから発想しているので、そういうところを子どものときからしっかりと身につけるといことが大事なことでないかなと思っております。

亀山市の子どもたちが幼い頃から自然の中で多様な経験を積んで、このまちが好きだ、将来もこのまちで暮らしたいと感じられるような教育環境を整えることは今後、将来の人口、定住の課題にも直接つながる最大の未来投資だというふうに考えています。

亀山市が持つ豊かな自然を最大の教育資源と生かして、自然保育・自然体験を総合計画においても明確に位置づけていただき、未来を担う子どもたちに生き抜く力を育む環境をつくる、そしてまち全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを強く求めるとともに、亀山市から全国に広がる、このような自然保育が広がることを期待して、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次に、市民活動支援の強化と協同労働の可能性についてです。

市民センターぷらっとが始動し、半年が経過しようとしています。市民の力を引き出し、地域の課題解決に向けて主体的に取り組む市民活動はこれからのまちづくりに不可欠です。市民活動支援の強化と協同労働の可能性についてなんですが、市民ボランティアセンターぷらっとの半年間の成

果と課題について伺ってまいります。

市民活動とボランティア活動が集約されて、中間支援機能、亀山市市民活動ボランティアセンターぷらっととして設立されて半年が経過した現在、利用状況、来所件数とか相談件数、そして支援した団体の実績、マッチング等の成果をどのように評価をしているか、また、相談対応の内容や市民団体からの声を踏まえて、半年間の運営で見えてきた課題や今後改善する必要があるところにあるのかということをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

本年4月から新たに市民協働センター内に設置をいたしました市民活動ボランティアセンターぷらっとでは、市民活動やボランティア活動の中間支援業務としまして、相談支援、それから団体支援、情報発信などに取り組んでございます。

その成果といたしましては、昨年までの月平均3件程度の相談件数でございましたけれども、今年度上半期の実績としましては、月20件へと大幅に増加しているところでございます。これにつきましては、社会福祉協議会との連携といった効果が出ているものというふうに考えてございます。

その中で、ボランティアを始めてみたいという方が子ども食堂のスタッフに就任をされましたり、地域まちづくり協議会からのご相談を受けまして、市民活動応援制度の登録団体がまち協の事業に参加をするなど、上半期におきましては38件のマッチングが成立しているところでございます。

さらには、これから何かを始めたいという方の活動のきっかけづくり、また団体同士のつながりの機会としまして、この10月より「ぷらっとカフェ15（いこう）」を毎月15日に開催することといたしました。10月及び11月のぷらっとカフェ15では、活動する上での困り事でありますと情報発信につきまして、ワークショップ形式で参加者同士が話し合うなど活発な意見交換が図られたところでございます。今後につきましては、活動に役立つ講座の開催や企業と団体の情報交換など、様々な手法を取り入れつつ、新たな交流の創出を図ってまいらなければならないものというふうに考えてございます。

一方、大きな課題につきましては、長期的なぷらっとの事業計画の策定に向けまして、今後社会福祉協議会とも協議の上、そういったところを検討していく必要があるものと認識しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

半年間で38件のマッチングということで、幸先のいいスタートだなというふうに思います。そして、長期的なところが課題ということで、そこで、次にこの協同労働に対する市の認識とぷらっとの連携について伺いますが、その前に、協同労働という言葉はこの議会で初めて出る言葉ではないかなということと、亀山市内でもなかなかこの言葉って聞かれる方は少ないかなというふうに思います。

まず、令和4年10月1日に労働者協同組合法が施行されて3年となります。厚生労働省では現在176の法人が設立されたと発表されています。そのうち8割に当たる134法人は、この法施

行後に新規に設立されています。ほか42法人はNPO、あるいは企業組合から組織変更を行ったという内容になっております。

資料1をお願いします。

説明するとすごく長くなってしまいますので、このページだけ抜粋をしてきました。労働者協同組合は、3人以上の組合員が出資して、全員対等な立場で意見を出し合って事業に反映させることができる、そして組合員自らがその事業に従事するのが基本原理です。最低賃金や事故、病気などの労働者として保護される枠組みも確保されています。労働者派遣事業を除くあらゆる事業成立が可能です。NPOだと20の事業しか対応できないんですけど、この労働者協同組合ではあらゆるものが、派遣以外やったら何でもできるというような形です。例えば、高齢者や障がい者支援、子育て支援のほか、空き家管理、荒廃山林を整備したキャンプ場経営、家事代行、カフェ運営など多様な取組が展開されているようです。

私は先ほど、ふらっと15という話をしたんですけど、そこで頂いたチラシが1枚あって、その中に、ああ、これはすごい、何か協同労働って今の中間支援にマッチングしているなということで、先月11月19日に名張市で開催された協同労働を学ぶワークショップに参加してきました。その中では、事例紹介や意見交換会を通じて、地域の人手不足、支え手不足、担い手不足といった課題を協同労働が解決し得ることを実感しました。人口減少や支え手不足が進む今、協同労働は地域を持続可能にし、活力を生み出す新たな働き方です。亀山市としても活用の可能性がすごくあると強く感じて帰ってまいりました。

そこで伺います。市として協同労働をどのように認識し、中間支援機能として設立した市民活動を支えるふらっととどのように連携して取り組むべきか、考え方をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

議員ご説明のとおり、この協同労働というのは令和4年10月に施行をされました労働者協同組合法によりまして、働く人が自ら出資をし、組合員として事業の経営に主体的に関わりながら地域に必要な仕事をする働き方でございます。その理念に基づいて設立が可能となりました労働者協同組合法人は、NPO法人とは少し異なり、労働者がお金を出し合いながら子育て支援や高齢者介護などを仕事にできることから、多様な働き方を実現しつつ地域や社会課題解決に貢献できるメリットがあるものと認識をしております。今後は、ふらっとの中間支援機能を生かして、協同労働の普及、啓発や事例の紹介などを行ってまいります。それから、多様な分野にまたがる仕組みでもございますので、協同労働への支援を含めた関わり方につきましては、今後全庁的にも協議や検討を行った上で、その体制整備を図ってまいりたいというふうにも考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

研究するというので、ちなみに三重県内で、5か所で今活動を行っております。

まず一番最初に、全国で一番トップでやったのが四日市市になります。その後、最近12月に配

られた、皆さんの自宅にも行っていると思いますけど、三重県の県政だよりの最終ページ、下には亀山市の図書館の内容が載っているんですけど、その上に協同労働の鈴鹿市の事例が掲載されています。ここはコモンウェーブさんの長太にある施設がここに載っております。ここも非常に協同労働として、今までNPOでやっていたところを変更してきたということで、フリースクールだとか不登校の皆さんを受け入れるだとか、そういうネットワークをつくりながらやっている事例がありますので、ぜひ参考にしていただければなというふうに思います。

次に、この地域課題に向けた協同労働の可能性と「幸齢者」の活力について伺いたいと思います。資料2をお願いします。

この資料は、要支援者・要介護別認定者数及び認定率と高齢化率の推移を表しております。棒グラフはこの人員を表しているんですけど、この折れ線グラフ、上の赤が高齢化率です。高齢化率は平成30年からこのように1.2ポイント上昇しております。ちょっと字が間違っているんですけど、青が認定率で19%から17.9%ということで、1.1%下がっています。ということは、これは何を示しているかということ、それぞれの元気な高齢者がたくさんいるということになります。私は「幸齢者」ということをこういうふうに思っています。これからは幸せに暮らしていく年代だということで、こういうふうに意識をさせていただいております。生きがいだとか社会参加は、健康と幸福を大につなげるといことが多くの研究でも明らかになっています。地域の課題解決に向けて、この「幸齢者」の活力こそ、大きなポテンシャルがあって、協同労働の取組にも直結するというふうに考えています。

そういうところを踏まえて、亀山市としてはこの状況をどのように受けて、どのように展開を考えられているかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

協同労働を理念に掲げる労働者協同組合法人は、地域や行政の多様なニーズに対応しながら自立した運営ができ、社会的な課題解決に貢献する多様な働き方や自由度の高い事業展開が期待できますことから、ボランティアで活動している市民活動団体やちょこボラなどの地域で活動される方々にとりましては、この法人化をすることによって地域課題を解決するための活動展開がしやすくなる可能性が考えられるところがございます。議員ご提案のように、元気で活力のあるシニア世代の方々、幸せな高齢者が活躍できますよう、福祉をはじめとして、環境や労働を所管する商工観光などの部署とも連携をしながら、普及、啓発等の支援を行ってまいりたいと考えているところがございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

非常に、今は高齢化、人生100年時代というような中で寿命がどんどん延びてくる中で、今まで企業で働いていた人だとか学校で働いていた人だとか、いろんな方がいて、自分たちが今まで培ってきた能力をそのまま生かせるという、協同労働の中にはそれがあります。それらの目的をちゃんと持った人たちが固まるというのが一つの大きなメリットになります。今までのNPOだと、

理事長がいて、理事長の考えの下でいろいろ事が進むんですけど、この協同労働に関しては、それらの目的をやるうとする人たちが集まって、集まった人たちが出資をしてやっていくというところに非常にポイントがあって、それぞれ、例えば会社の中で、機械なんかを修繕する人たちが各家の修繕をするだとかそういうところにも行きますし、例えば学校の先生たちが退職された後に子どもたちを放課後に見るだとかいうところもあろうかというふうに思います。

特に、やっぱり協同労働の考え方としては、共に生きて共に働く、誰一人取り残さない社会、協同労働の力は仲間同士の協同にとどまらず、地域とも協同して新たな地域課題にそれぞれ解決する仕事を協同で起こすということが中身にあります。だから、本当にこれから私たちも、今もうすぐ65になると高齢者に入ってきますけど、そうなる、やはりそういうところに力を注いでいくということで、働く仲間と利用する方々と地域の皆さんとつながっていくというすごくいい活動だというふうに私は踏んで、今日ここで皆さんにご説明させていただいております。

最後に、この普及啓発・連携支援の強化についてを伺います。

現在三重県では、モデル事業として、国から委託を受けてシンポジウム、ワークショップの開催、相談窓口の設定、アドバイザー派遣などを今であれば無料で実施していただけます。本市としても、市民活動の中間支援拠点であるぷらっとが県と連携し、この制度や支援の周知を積極的に進めることが重要だと考えます。これは市が全部やれというわけじゃなくて、今の協同労働の皆さんがそれを担っていくということで、費用も今まで補助金だとかいうふうな形でやっていたことをそれぞれの団体でやっていただくというようなことも含めて、そういうところをぜひ普及と啓発に力を入れていただきたいなと思いますので、市としてどのように取り組んでいくか見解を聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

協同労働に関する普及、啓発につきましては、既に議員もご出席をいただきました11月15日開催のぷらっとカフェ15におきまして、三重県が実施するワークショップのご案内をさせていただいたところでございます。今後におきましては、三重県の相談窓口のご案内も含めまして、年明けにはぷらっとカフェ15の機会を利用しまして、県の担当職員とともに普及、啓発を行う予定をさせていただきます。また、三重県のアドバイザー派遣を活用するなど、県との連携によります普及促進活動を行うほか、労働の窓口でございます商工観光課との連携も図りながら、協同労働という理念の理解増進にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

中間支援拠点ということで、私も15日に伺ってそこで初めてつながりというのができましたし、中間支援機構としては、人と人をこういうふうにつなげていくということで新しいことがどんどん生まれてくる。すばらしい今回のぷらっとだと思っておりますので、続けていただきたいと思います。

昨日も部活の話なんかも少し出ましたけど、この活動も、ちょっとまだ誰も日本では展開していないんですけど部活の地域移行というものもこの中の視野にすごく入るなというふうに私も感じています。やはり目的がしっかりしていてそれらをやっていくということで、これを一番に亀山市でや

るとすごいなというふうに感じている次第です。ぜひこれを継続しながら、県の担当者もすぐにも協力させていただき、説明に行くと言っていますので、ぜひ利用して来月早速やっていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

3つ目、最後は太陽光発電施設に係る市独自の規制・指導體制の構築と条例制定についてです。

再生可能エネルギーの必要性が高まる一方、環境保全、安全性、景観、地域合意など多面的な課題が顕在化しています。全国では自治体独自の条例による管理体制が進む中、本市としても適切な規制と指導體制を整え、持続可能で調和の取れたエネルギー政策を進めていく必要があると思います。

私も令和5年12月の定例会の一般質問で、太陽光発電の設置について質問させていただきました。適正な促進について質問をしましたのでその継続確認と、これも同じように、市長がマニフェストに掲げられています六策にあるように、太陽光発電に対する規制強化ということがしっかりと明記されていますので、その辺の進捗を確認させていただきたくものです。

まず、太陽光発電設備の状況からご覧ください。

資料3をお願いします。

これは今まで、平成28年から、ちょっとデータがそこからしかなかったんで、ずうっと積み上げてきたデータを集計させていただいたものです。9年間で約44万平方メートル、大体、私はサッカーをやっているんですけど、サッカーコート62面分の農地が太陽光発電施設へ転用されています。ただし、これは農地に限ってやっていますので、農地以外のメガソーラーだとかいうことは含んでおりません。

そこで、太陽光に設置する規制強化と条例化の検討状況について伺っていきたくと思うんですが、私が令和5年12月の定例会において質問をしたときに、答弁では、太陽光発電施設の設置については条例制定も一つの選択肢として調査・研究を進めると答弁されて、2年が経過したわけなんですけど、その間には調査・研究はどのように進められたかというのを具体的にご説明をお願いします。

**○議長（岡本公秀君）**

富田産業環境部長。

**○産業環境部長（富田真左哉君登壇）**

これまでから全国自治体の野立て太陽光発電の規制に関する条例の制定状況について調査をしてみました。具体的には、新たに単独条例を制定したのか、景観条例や自然環境保全条例など既存条例に含めた形での条例制定をしたのかといった、そういった制定の方法、それから条例の対象となる発電出力であったり、届出制か許可制かなど規制の内容についても調査をしてみました。さらに、先進地視察や県内自治体との意見交換を行うなど情報収集にも努めるとともに、関係各課から野立て太陽光発電施設の課題について洗い出しを行い、どういう制度にすることで問題解決につながるか、重点プロジェクトチームの課題として研究も行ってきたところでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

櫻木議員。

**○2番（櫻木善仁君登壇）**

全庁横断的に、重点プロジェクトでいろんな意見を聞きながら固めてきたというような説明だっ

たと思います。

先ほども出しましたが、このマニフェストの中で第六策の中の太陽光発電施設に対する規制強化の具体化について伺います。

市長は、公約の中で太陽光発電に対する規制強化を明確に上げられております。公約は、市長が市民に約束した必ず実行する政策というふうに思います。公約として上げた規制強化について、現在どのような具体策を検討して進められているのかということと、先ほど答弁のあった条例制定を選択肢とした調査・研究の結果をこの公約の規制強化とどのように整合をして、どのように連動して進められているのか、市長の政治的判断を伺います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

太陽光発電に対する政策の今後、私の公約も含めてどういう考え方かということのお尋ねでございます。

昨日も草川議員のほうからもご質問がございましたが、ちょっと重複する部分があればお許しいただきたいと思いますが、基本的な考え方を申し上げたいと思います。

太陽光発電施設に対する条例の制定につきましては、全国的に設置事業者とそして地元住民とのトラブルが増加をいたしております、地域社会におけます環境保全、それから景観保護、そして住民の生活環境の維持に対する意識が高まってきております。亀山市といたしましては、野立ての太陽光発電施設につきまして早くから問題意識を持っておりまして、昨日のご答弁で申し上げましたとおり、従前から行政関与によります法的拘束力を持たせて地域住民と事業者とのトラブルを未然に防止できるよう、三重県において条例を制定するよう要望いたしてまいりました。

また、知事と市長、いわゆる首長との円卓対話の機会を通じまして、野立て太陽光発電施設につきましては、景観や生活環境上の問題、林地開発による土砂流出などの防災面での不安等から住民と事業者との間でトラブルになる場合もございますので、さらに、これは全国で問題となっておりますが、売電終了後不要となった太陽光パネルの放置、廃棄費用を抑えるための不法投棄等の問題が大きな問題であります。このことから、三重県知事に対し、将来にわたる様々なリスクを解消するための新たな仕組みの構築を一緒になって考えていくようお願いをいたしたところでございます。

現在、ご案内のように、国におきましても、FITの制度等々の大きな制度の見直しについて、これは与野党を問わず、全部ではないとは思いますが、様々な議論が始まっているところでございまして、さらに県のほうにおきましても、今日の朝刊ではガイドラインの見直しの方針が示されているところでございます。

私どもといたしましては今日まで様々な、内部で議論を重ねてまいりました。昨日も申し上げましたが、条例あるいは制度の運用によりまして本市がこれからも、この豊かな環境が保全されて市民生活や農業の振興、林業の振興にも通ずる部分があるかと思っておりますけれども、持続可能な土地利用とか環境施策が適正に展開できるような仕組みをしっかりとこの機会に組み込んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

環境保全条例に基づく開発行為につきましても、昨日も申し上げましたが、環境課が所管をし建設部に置きます建築住宅課が窓口となって、関連する法令とか仕組みを運用しながら開発指導を行

ってきておりますが、今後、これらも含めてさらにこれがしっかり機能し、未来のリスクを適正にコントロールできるような仕組みをぜひとも、市の条例でどこまでできるかは分かりませんが、国・県の動向等をにらみながら本市として独自のものを積み上げてまいりたいと思います。議会からもご提言をいただいておりますので、そういうことも踏まえて、昨日も申し上げましたが、来年の3月議会での提案に向けまして、今現在検討を進めさせていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

しっかりと公約を実行していただけるということで、ありがとうございます。

今回、所管事務からもいろいろ提言したんですけど、その中で最も重要なことがあって、この亀山市ならではのところがありますので、ちょっと資料4をお願いします。

これは昨日もよく似た資料が出たと思うんですけど、このグラフは太陽光発電の設置面積と件数の推移を表したものです。先ほど来ありましたけれど、9年間で44万平米ということで742件あります。そのうち1,000平米以上が110件で、令和6年は140件の申請で、1,000平米以上は11件、出力50キロワットに相当する500平米以下が90件と65%を占めています。ということは、すなわち小規模な案件が多いということが特徴になります。

これは今条例の制定に向かっていると思うんですけども、現在のガイドライン、出力50キロワット以上の基準ではこれは規制できません。したがって、条例の対象は出力10キロワット以上、全ての太陽光というふうにすることが亀山市に適した規制の基準であると私は考えます。市の見解をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在、三重県におきましても三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの改定が進められており、今までは出力50キロワット以上のFIT・FIP認定施設が対象でございましたが、非FITも含め、出力10キロワット以上まで対象を広げることを検討されていると伺っております。本市におきましても、同様の案件について規制対象となるよう検討しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

持続可能なエネルギー政策というところもありますので、やはりこの推進と規制を明確に分けながら適切な役割を果たす行政体制が必要だと思いますので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

一般質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、市道についてということと開発行為についてという2点を通告させていただいておりますけれども、2番目の開発行為についての3番目はちょっと時間的に行けるかどうか分からないので、駄目だったら、またほかの案件も含めまして産業建設委員会でお聞きするかもしれませんので、よろしくをお願いします。

まずは市道についてということで、路線の変更及び区域の変更についてということで通告させていただいております。

市道の中で当然路線の認定、廃止、変更とかいう、議決案件としてあるんですけども、実際議会でもこういったことに対する審議は行われているわけですけども、もう一つ、路線変更に似た話で区域変更というものがあります。この区域変更、路線の変更と区域変更、それぞれ一体どのようなものなのか、市の認識をまず確認したいということと、あと同時に、過去にこの路線の変更、区域の変更、それぞれどれぐらいの件数があったのか。その点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

路線の変更につきましては、道路法第10条第2項に基づくものであり、路線の全部または一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合において、これらの手続に代えて路線を変更することができるものです。路線の変更の手続によることができるのは、廃止する旧路線と認定する新路線との間に代替性があることが必要です。一方、起点もしくは終点またはそのいずれもが変更する場合、2以上の路線を合わせて1の路線とする場合、または1の路線を分割して2以上の路線とする場合には路線の変更の手続ではなく、旧路線の廃止及び新路線の認定の二重の手続が必要となります。

次に、区域の変更につきましては、道路法第18条に基づくものであり、道路の幅員を拡張するなど従来の道路区域に新たな区域を追加し、または道路の区域の一部もしくは全部廃止をし、これに代わる新たな道路区域を決定する一連の行政手続であります。

したがって、道路の付け替え等により道路の位置が変更され、公示された路線の起点、終点または重要な経過地の変更が必要となる場合には路線の変更として取り扱い、それ以外の道路の部分的な、軽微な変更をしなければならない場合は区域の変更として取り扱うこととなります。

また、路線の変更、区域の変更の件数でございますが、平成27年から令和6年までの過去10年間に於いて、路線の変更が7件、区域の変更が244件の合計251件でございます。その内訳につきましては、開発行為によるものが73件、狭隘道路後退用地整備事業によるものが75件、亀山駅前及び市道と賀白川線等の道路整備事業によるものが67件、寄附等によるものが36件でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと説明していただきました。市の認識を確認したという形ではあるんですけども。

それで今回、路線の変更と区域の変更についてをお聞かせ願ったということで、区域の変更に関しては一言、部分的な、軽微な変更の場合は区域の変更で行くんだということではありました。

それで、資料を皆さんのところにお配りしておるのを見ていただきたいんですけども、これに関しまして、ちょっと市民の方から指摘があったんですけどね。平成28年、市道川合31号線に関してなんですけれども、椋川の河川改修がありまして、河川改修に伴って市道川合31号線は、河川改修の堤防の上に乗っかっている形ですけども、その一部が通行止めになったということです。

お配りしている資料に照らし合わせますと、市道川合31号線が黄色い線として、一部通行止めになるのが赤い仮設迂回路と書いてありますけど、この仮設迂回路と黄色い川合31号線が交わる場所から川合31号線の起点という部分、この部分が改修によって通行止めになってしまうということで、赤い部分の仮設迂回路が設置されたということで、平成28年10月の公示でこの仮設迂回路を区域変更ということで公示されたということなんです。

ただ、先ほどの区域変更、部分的な軽微な変更ということでしたけれども、実際は支線を作るような形になっています。この仮設迂回路、これがはっきり軽微な変更と言えるのかどうか、これはやはり、仮設迂回路はやっぱり、平成28年からですんで結構長い期間ですよ。大体10年間ぐらいにわたってこれが利用されていたということなんで、これはもうこの部分を新規路線として認定すべきやったんじゃないのか。あるいはこの起点を仮設迂回路、これは実際に国道306号線両方とつながっておるわけですけども、306号線に変更するという形の路線変更をするべきではなかったのかとかそういうふうな考え方があるんですけども、この点は一体、区域変更でよかったのかどうか、この点を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道川合31号線につきましては、国道306号を起点として川合町字若桜989地先を終点とする市道として認定されております。三重県による椋川改修工事に伴い道路線の起点付近の一部区間が通行止めとなることから、工事期間中に隣接住民の皆様に安全にご利用いただけるよう、三重県の費用負担及び施工により、市道川合31号線に代わる仮設の迂回路が設置されたものでございます。この迂回路は長期間の使用が見込まれることから、三重県より当該区域の区域変更手続について依頼がありました。これを受け、本市では、平成28年10月31日告示第218号により、

該当迂回路区間を市道川合31号線の道路区域に含める区域変更を行ったものでございます。

今回の取扱いにつきましては路線の変更または新規の路線ではなかったのかとご指摘でございますが、本来の趣旨からすれば、当該迂回路は道路の付け替えによる市道川合31号線の代替的性格を有する路線であるため、新規路線の認定ではなく路線の変更に該当するものと考えます。しかしながら、当該路線は一時的な仮設道路として整備するものであり、工事完成後には撤去される計画であり、恒久的なものではありません。また当該市道につきましては、通行止め区間が解消された後には、従来と同様に市道川合31号線として復旧されるものであります。このような一時的な仮設道路は道路法上の道路の付け替え等には該当せず、原則として当該道路の設置者による管理となります。したがって、当該迂回路が恒久的な路線であった場合には、道路法に基づき議会の承認を得た上で路線変更の手続を行う必要があると考えます。

一方、当該迂回路は、椋川改修工事の進捗に伴い、地元住民の利便性及び安全確保の観点から一時的に設置した仮設道路であります。安全に通行できる構造を備えており、地域住民の生活道路としての機能も果たしております。このため、市道の管理者として、仮設の迂回路が長期にわたることを踏まえ、道路法上の道路区域にすることで管理責任を明確にし、適切な維持管理を実施することにより地域住民の利便性と安全確保が図られるため、該当迂回路を市道区域に含める区域変更を行ったものでございます。

なお、仮設迂回路の撤去に伴い、本年7月18日付亀山市告示第144号により、当該部分を道路区域から除外する措置を講じております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

恒久的な性格を持っているんだったら路線変更であって、今回のような一時的な仮設道路であれば区域変更で行くと、実際にそういうふうにやってくれというふうに三重県からの依頼もあったということではありますけれども、ただ、これははっきり言って、一時的とはいえ、今年の夏まで、平成28年10月ぐらいからですかね、もう10年近く、これは一時的とは言えないぐらいの期間ですよ。でも、その期間は長期的なものやから市としてしっかり責任を持たなあかんということで路線の一部としたと。

そうするとやはりこれは一時的なものとは言えない、幾らいずれ撤去されるとは分かっているけども、でもはっきり言って、言われるとおりですよ。長期的であって、でも一時的なものやけど長期的であるという、どっちなんやというふうな、二重なんですよ、見解が。さらにいうと、区域変更を行った以上はそれはもう完全に市道の路線の一部なんですよ。道路台帳の上では区域変更をした部分も書かれているんですよ。さらにこれは道路法上で、赤いさっき示した区域は適用が変わるんですか、その辺はどうなんですか。道路台帳にはこれは仮設道路やから一時的なものであるというような記述がなされるんですか。その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

議員ご指摘のとおり、仮設道路であっても公共性を有し、一般交通に供している道路であれば、

道路交通法の適用は対象となるものと認識しております。道路台帳につきましては、通常の扱いとしております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それはそうですね。だからはっきり、区域変更であってもこれは一時的なもんとかそういうのは関係ないんです。もうあくまでも法的には、区域変更を行った以上は責任を持たなあかんわけですよ。

今回一番問題やったのは、こんだけ大きな、言ってみれば、事務的な路線変更じゃなかったとしても、大幅な変更が行われているわけですよね、市民の目から見たら、これを議会が知らなかったということなんですよね。やはり、こういったケースは今後も起こり得る可能性があるとする、区域変更が行われた場合でもですよ。議決案件ではないですよ、区域変更やったら、でも議決案件かどうかとは別にしても、やはりこの区域変更というものの自体は議会に何らかの形で報告すべきではないのか、示すべきではないのかと思いますけれども、その点について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

区域変更につきましては、道路法第18条第1項に基づき、道路の区域を変更した場合はこれを公示し、かつ表示した図面を市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならないと規定されております。本市におきましても、区域の変更内容につきましては、公示の上、一般の縦覧に供しておりますので、今後も従来どおりの対応を継続してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

はっきり言っておかしな話ですわ。これははっきり、聞き取りのときにいろいろ聞いていたら部長も課長もそれぐらいの報告やったらできそうですみたいなことを言うていたのが、何か突如としてこういうふうに答弁が変わってしまっておるんですよ。どこかから圧力でもあったんでしょうかね。

はっきり言いまして、でもこれはとにかく、そういうので見られるかもしれませんが、これをあえて議会に出しなさいよということを言うているわけです。予算決算委員会の資料とかでは、今年度の舗装予定箇所とか、あと下水道をここまで広げますとかいう、そんなのが事細かに報告されるわけですよ、予定が、資料で。それやったら予算決算委員会での資料か何かで、今年度こういうふうな区域変更を行いましたと、拡幅とかもあってこれははっきり言って市の功績なんですよ、ようやったと言われる内容なんですよ。それを、もちろん中には問題があるものもあるかもしれないけれども、それを議会に示すこと自体は何も問題ないんじゃないかと思えますけど、市長、どうなんですか、これ。これぐらいのことを議会にあえて示してもいいんじゃないですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今ご質問いただいております区域変更の取扱いについては、これが例えば恒久的な道路の認定をしていただくような議決案件であれば当然議会にお示しをさせていただいてご議論いただくということはあるかと思いますが、今回の市道川合31号線の代替的性格を有する路線であって、この一時的な仮設道路につきましては、いわゆる道路の付け替え等には該当せず原則として当該道路の設置者によって管理をしっかりとさせていただいた。したがって、当該道路が恒久的な路線であった場合には、道路法に基づいて議会の承認を得た上で路線変更の手続を行うのがこれは筋だというふうに思っておりますが、私どもの考え方としては今部長が申し上げたとおりでございます。

それと、二百数十件の路線変更の取扱いが、冒頭で過去10年間においてあるということでご報告をさせていただきましたけれども、そもそも、道路法第8条の第2項によりまして、路線を認定する場合にはあらかじめ議会の議決を得なければならないと規定されている。さらに道路法第10条第3項によって、路線の廃止または変更の手続は路線の認定に準じて行うこととされておりますので、路線を廃止し、または変更する場合にも議会の議決を要するものであると。

その一方で、区域の変更につきましては、道路法第18条第1項に基づいて、道路の区域を変更した場合はこれを公示し、かつ表示した図面を市町村の事務所におきまして一般の市民の皆さんへの縦覧に供しなければならない、このように規定をされているものでございまして、以上のことから、今後もこの法令の趣旨にのっとりまして、従前の取扱いを継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

やる気はないということですね。

当然見られるのは分かっておるんです。でも、見られるのをあえて、自分たちの功績でもあるんやから、ほかの舗装予定箇所とかと同様に示したらどうやというふうに言っているだけなんですけれども、それもできやんというのはどんな手間なのかよく分かりませんが、次に行かせていただきます。

続きまして、開発行為についてということで通告させていただいております。

まず、1番目の関町小野地区の開発行為についてということで通告させていただいておりますけれども、これにつきましては、関の町並みの東の入口というふうに一般的に言うています。大規模な農地があったんですけども、そこがちょっと、しばらくずうっとほったらかし、荒廃農地のような状況になっていた。これは実は過去にも開発の話があって、何かいろいろ頓挫しておった部分があったんですけどね。

具体的にいいますと、国道1号線と町並みと、小野古里線、小野鷲山線、この4つの区域に囲まれたところではあるんですけども、ここが現在大規模な造成工事が行われております。これにつきまして、一体どういう内容のものなのか、市の把握している内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

土地利用の関係でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

関町小野地区の開発行為につきましては、現在民間開発事業者が工場施設用地の造成を目的として敷地造成を行っております。

また、当該開発行為による敷地造成工事につきましては、都市計画法第29条の開発行為に該当することから、事業者より亀山市を經由して三重県に対し令和7年6月6日付開発許可申請の申請がなされ、令和7年8月8日に開発許可となり、令和8年10月31日の造成工事完了に向けて現在工事を進めている状況であります。

その概要につきましては、開発総面積が約4万1,000平米、その内訳といたしましては、約3万2,000平米の工場用地、約5,500平米の調整池、約3,000平米の緑地、約600平米の道路後退用地となるんですけれども、道路となっております。

また、開発区域には、先ほど議員からもご紹介ありました国道1号線、小野川沿いの市道小野鷲山線及び市道小野古里線に接道しております。市道小野鷲山線につきましては現道幅員が約6メートルから9メートルに、市道小野古里線については現道幅員約4メートルから6メートルへ、それぞれ拡幅されることとなる予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

工場用地ということで、これにつきましては商業施設が来るとか娯楽施設じゃないかとかいう話もいろいろありまして、そのときはそれでいいのかとかいう話もあったりしたんですけどね。

工場用地ということで、それは分かったんですけど、ただ、過去に頓挫したことがあるもので結構制限が出てくるんやろうかという話もあるんですけれども、工場やったら特に問題はないのかということ、あえてほかの制限とかがかかってこないのかという点について、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

制限があるのかというところでございますけれども、当該開発行為は三重県で都市計画法第29条第1項の許可を受けておりますが、その許可条件といたしましては、予定建築物等の用途が工場施設となっておりますことから、原則工場施設を建設することになります。

都市計画法によります用途地域の制限では、当該開発場所の用途地域が無指定であるため、例えば店舗、飲食店等、遊技場、展示場等でその床面積が1万平米以内のもの、その他事務所や倉庫などが建築できるものとなります。また、工場の中でも産業廃棄物処理施設は、その他の規定による許可や市からの同意等が得られればそれぞれ建築することができますが、開発許可の要件として工場施設として許可しているため、原則それ以外の建築物用途については建築することができないものとなっております。

しかしながら、進出企業の状況によりましては、事業者の手続により、一定条件の下、環境保全上支障がないと認めて県が許可したときは変更も可能であるというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

状況はよく分かりました。

今、関地区で最大の関心事じゃないのかという、しょっちゅう私らも何ができんのというふうに聞かれますんで、まだ決まっておらんけれども原則工場やということで、ほかのもあり得るといような感じですね。

それでは、2番目に行かせていただきたいと思います。

コストコ進出予定地についてということで通告をさせていただいております。

これにつきましては、昨日も草川議員のほうからお話があったところではありますけれども、その前に、産業建設委員会協議会にて、これはコストコ以外の施設もあり得るといことで、そんな話が出ておりました。これに関して、コストコ以外という話ではあるんですけど、そもそも当初コストコとの間に三重県も含んで結ばれた当初の協定は一体どういう扱いになっているのか。これはもう、コストコ以外が来るというという話だったら、これは断念ということになるんじゃないのかという、コストコの誘致は。その点についてお聞かせ願いたいと思います。まず。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

昨日の草川議員のコストコに関するご質問の答弁でも申し上げましたとおり、建設場所の判断はあくまで事業者であるコストコが行うものであり、こうした判断は企業の事業戦略に基づいた非常にデリケートなものでございます。こうしたことから、建設場所のコメントにつきましては慎重を期す必要があると存じます。

議員ご質問の当初のまず協定は、扱いがどうなるのかということでございます。

令和4年2月28日にコストコホールセールジャパン株式会社と締結しました協定につきましては、太岡寺町地内における店舗設置計画を進めるための協定であり、コストコとの協議が継続している現時点におきましては、これまでと同様店舗の設置に必要な許認可の取得、不動産の売買契約の締結及び決済の完了後効力が発生するものであり、扱いに変更が生じるものではございません。

それから、議員が申されました断念したのかということでございます。

今回、令和7年10月に北村組・長工・北栄アセットマネジメント特定建設事業共同企業体と締結いたしました官民連携協定は、太岡寺町地区において、物流を除く商工業等の産業関連施設の開発について相互に協力し、役割を分担することで、事業の円滑な推進を図り、もって地域経済の振興に寄与することを目的としております。

この協定はコストコ誘致を断念したのものではなく、建設時期を見極めているコストコに対し、店舗建設が可能となった際に速やかに建築工事に着手できるよう、造成工事を先行させるものでございます。つきましては、協定の内容は、コストコ以外の物流を除く商工業等の産業関連施設の進出も可能である内容となっておりますが、コストコが最優先であることに変わりはなく、引き続きコストコの誘致に取り組んでまいります。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

コストコが最優先であることには間違いがないということではありました。

ただ、その中でさっき言われたような物流以外のという話もあったんですけど、昨日も草川議員が指摘されていたんですけども、都市計画との整合性という部分ですよ。これ、やはり基本的には用途地域として商業地域にしてあるわけですよ、都市計画の中で。その中で、私がかかなりひっかかっておるのが、建設事業体との協定の中ですよ。先ほど言った北村組・長工の建設事業体ですけど、この協定の中で、市の役割として産業振興奨励金の交付というふうにあるんですよ。

これなんですけど、商業地域に進出できる企業で奨励金の対象となる業種があるんですかね。まず、それは一体どういう業種なのか、まずその点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現行の産業奨励制度につきましては、対象地域が工業専用地域、工業地域、準工業地域であり、商業地域は奨励金の対象ではございませんため、現在の現行制度において対象となる業種はございません。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

そういうことなんやと思います。

そうすると、昨日も、これって状況によっては、今商業地域やけれどももう一度違う用途に変えることもあり得るかという話で、ちょっと亀渕さんのほうからもあり得るということは言われました。当然あり得ることは結果としてあり得るとは思いますけれども、やはり基本的に都市計画で商業地域というふうに定めて、ここに商業施設、物流は除くと言われましたけれども、それを誘致する、誘致じゃなく進出でもいいや、そういう地域にした以上は、違うのが来たから変えますと。都市計画というのはそういうもんじゃないはずなんです。ですんで、やはり原則まず商業施設を誘致しなければならない。物流以外のと言われましたけど、物流でも構わへんわけですよ。商業地域になっている以上はね。

ただ、それ以外のものを想定するのは、もう基本的にその想定自体がおかしいということなんですね。やはり、まずはこの都市計画の商業地域であることに従ってください。これはもう、何かいろいろ言われましたけれども、そこがまず明確になっていないなという気がしましたんで、ちょっとここで指摘させていただきましたけれども、もう一つ、その産業振興奨励金の交付、商業地域ではもうできないということやったんで、こんなことを協定に書く必要なんかないんですよ。そもそも産業振興奨励金の交付って。もし結果的に産業振興奨励金の交付に該当するような企業が来た、もうそこしかなかったという場合、それはもうそれが進出してきたんで、やっぱり商業施設でいくと言ったけど工業地域に変えざるを得ませんわとなるんやったら、やはりそのときは結果として商業地域にした判断が間違っていたんやというふうなことになるだけの話なので、それはある意味やむを得ないと思うんですけども、最初から商業地域を変えるかもしれないという前提で臨んだら

駄目だと思います。これに関しては。

いろいろ言いましたけれども、やはり原則コストコが駄目やったとしても商業施設を誘致するという、そういうふうな考え方で間違いはないのかと。

その点をもう一回、これは市長にお聞きしたいと思います。その姿勢で間違っていないのか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当該地区におきましては、当初コストコ、県、市の3者による立地協定を結ばせていただいて、誘致が可能となるよう商業地域の用途を指定いたしましたものでございます。今回の、先ほども触れていただきました事業者、北村組・長工・北栄アセットマネジメント特定建設事業共同企業体と市の協定につきましては、商業も含む産業関連施設として締結をさせていただきました。

このことは、昨日も草川議員のご質問のやり取りでも申し上げましたけれども、企業立地に関わる様々な情報、あるいはここは、先方企業の企業戦略とかいろんなものとも関わる話でございますので非常にデリケートな問題として取り扱わなければならないというのが前提ではございますが、このことは当該地区への進出企業の幅を広げて誘致を進めるものでありまして、コストコが最優先ではありますけれども、亀山スマートインターチェンジ隣接地として利便性の高い優良な産業用地であること、あるいは昨日もお話がありましたが、この産業用地の可能性につきましても様々な可能性が、多くのニーズが今あろうかと思っております。事業者においてなるべく早く着手をして、造成がなされておられませんのでなるべく早く着手をして、この用地の供用を図るという趣旨が今回の協定の意味合いでございます。

都市計画との関係でお触れいただきましたが、その用途地域につきましては進出企業との整合を図るべく変更を行い、これはやはり市の発展に寄与する産業の立地をしっかりと進めていく必要があるかと思っております、あらゆる選択肢を排除することなく目的のためにしっかりと最善の努力をするということが大事ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

何回も言いますけれども、産業立地はいいんですけれども、あそこは商業地域で、都市計画で決めた以上はそれをしないといけない。市長が今そういうふうな感覚になっているんだったら、もうはっきり白地に戻すべきなんですよ、それやったら。

でも、そもそもが都市計画、法律ってそういうもんじゃないんですよ。もともと都市計画法というのは都市部における乱開発を防ぐために成立してきた法律なんで、これは規制なんですよ絶対に、進出企業はここにどンドン来てくださいというものじゃなくて用途地域、ここやったらこの用途は許してやろうというような、そういうふうな代物なんでね。それを規制、もともと規制なんですよ、都市部における規制やから、本来亀山みたいところでそぐう法律じゃないんで。ただ、それに対して補助金の関係とかで多分導入しておるんでしょうけれども、あと都市計画税を取るためのネタにしかなっていないなと私は思うんですけどね。都市計画ってそういうもんじゃないです。

これはたしか、コストコが来るからというて商業地域に変えると言うたとき、そのときにも都市

計画審議会の会長さんが、本来都市計画というのはこの企業が来るからここに変えるなんてそういうもんじゃないんだというふうにくぎを刺されたと言われてます。もうそれははっきり言って法として守らなあかん話なので、そこはちゃんと、コンプライアンスって言うんやったらそこは守ってくださいという指摘です。

じゃあ、もう次へ行かせてもらいます。

3番、白木一色の入口付近の開発行為についてということです。

今、名阪・関工業団地とかあります。テクノヒルズとかありますけれども、その西側、県道四日市関線の西側で結構大規模な伐採が行われていまして、山林の、その下に土砂をいじくっているような、そういうふうな場所があります。造成かな。ここに関しては一体何ができるのか、この点について市の把握している内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

白木一色地区入口付近の開発行為につきましては、現在民間開発事業者によります太陽光発電施設の整備工事を行っているものでございます。

また、当該開発行為の手続につきましては、市環境保全条例第2条第2項の1,000平方メートル以上の土地区画形質の変更に該当いたしますため、事業者から令和6年2月26日に市へ届出書が提出され、令和6年3月21日に承認を行ったところであります。

その概要につきましては、当該開発場所は関町鷺山地内で県道四日市関線と石場川の間に位置し、開発造成面積は実測値で約1.2ヘクタールの太陽光発電施設、約1,900キロワットを建設するものでございます。

なお、先ほど議員おっしゃいました当該地区の西側の森林につきましては、この開発行為とは別で事業者により森林伐採が行われたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

メガソーラーですね。太陽光ができるということであります。

一応今回も太陽光の規制みたいな話もありますけれども、これは一応環境保全条例とか照らし合わせて市も許可を出されたということでもありますけれども、その民間の業者さんが今釧路湿原でちょっと地元と対立してしまっている、名前は出しませんがそういう事業者さんで、名前を出したらすぐに、ああ、あそこというふうに言われるような事業者さんなもので、そういうふうな、当然色眼鏡で見るべきではないとは思っておるんですけども、ただそういう何か問題出てこうへのという懸念はあるかもしれません。

何かそれに対して問題は発生しているのかどうかと、あと、これは大規模伐採をされていまして、砂防法の届出の関係で県から一応指導を受けているというふうなこともお聞きしたんですけども、これは一体どういう状況であるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど理事から答弁ありました太陽光発電施設設置工事でございますけれども、その工事場所の西側の森林の一部が伐採されております。

この森林につきましては、一部が北伊勢地域森林計画区域に該当しており、該当する区域につきましては、森林法第10条第8項に基づき伐採届を提出する必要があるがございます。本案件につきましても、樹木の更新のための伐採、いわゆる皆伐という理由で届出が提出されておりました。

しかしながら、現地確認を行いますと、届出面積を超過して伐採が実施されていることが発覚し、市としまして、当該事案に関わる各法令に対する市への届出について、事業者に対し、てんまつ書及び必要な手続の実施等指導を行ったところでございます。具体的な森林法に関する指導につきましては、届出以上に伐採された箇所について、当市の森林整備計画に基づいた適切な樹種の植栽を行うよう造林計画の提出を求めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

当該地区の景観法に係る手続につきまして、太陽光パネルの造成面積が1,000平方メートル、または土地の形質の変更面積が3,000平方メートルを超える場合においては、景観法に基づく届出の対象行為となっております。

令和6年3月14日付で届出を提出され、同18日付で事業者に対し受理日を通知したものでございますが、届出書の事業地範囲外での伐採が行われたため、事業者に対しててんまつ書及び変更届出書の提出について指導したところでございます。

あわせまして、議員から質問がありました砂防の関係でございますが、砂防法に基づく砂防指定地内行為許可につきましては、土砂災害を未然に防止するため、砂防法により指定された砂防指定地内において掘削、盛土など土地の形質変更や土地の採取等の一定の行為を行う場合に、三重県知事が許可するものでございます。

当該地における樹木の伐採につきましては、事業範囲の一部が砂防指定地内に含まれておりますが、当初事業者が1ヘクタール未満の伐採を予定していたことから、砂防指定地内行為許可申請を必要としない適用除外であると三重県より伺っておりました。

しかしながら、その後事業者において伐採予定区域を大幅に拡大し、1ヘクタール以上の伐採が行われたことから申請が必要となり、三重県が事業者に対し指導を行い、事業者から三重県へ砂防指定地内行為許可申請を提出いたしまして、現在三重県の許可を受けていると伺っております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

太陽光は適切な当然建設なり運営なりが必要ではある行為で、ただ、これは市もそれなりに関わっている話ですんで、引き続きやっぱり注視はしていただきたいなということを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時44分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問します。

まず、亀山市の産後ケア事業についてであります。

少し私の体験談を聞いていただきたいと思えます。

秋に、生まれて間もない双子の孫とその両親と1か月ほど暮らしました。双子の子育ての大変さを身をもって体験いたしました。子育ての経験のある人には分かるんですけども、赤ちゃんはとにかくよく泣きます。何で泣いているのか分からない、ミルクが欲しいのかおむつがぬれているのか、眠くても眠れないのかとか、ただ機嫌が悪いだけなのか、こういうことが分かりません。

双子の場合というのは同時に泣き出すことがある。これは本当にすごいですよ。同時に2人がうわっと泣くというのはね。アパート住まいだと、やっぱりこういう形で夜中に泣かれたら隣近所に聞こえて虐待でもしているんじゃないかと思われるというんで、そういう住まいのことから心配になるようなことがあると言うていました。

それから3時間置きに、この子はまだ生まれて間もないんで3時間置きにミルクを飲ませるんですけども、夜中でも飲ませなきゃならんというんで、結局夜中に起きて飲ませてまた寝るという、そういうことの繰り返しなわけです。

ある晩、私がたまたま夜中の3時頃に、私2階で寝ているんですけども1階のリビングへ行ったときに、息子がソファで子どもをこういうふうに抱きながら寝ているんですよ。結局後で聞いてみると、ぐずったんで寝ているところから連れ出してあやしていたんやけれども、やっぱり仕事をしながらのあれなもんで眠たくなるんですよ。ほんでそのうちに寝ていってしまっているというようなこともありました。翌日は朝から仕事に行きましたけど、本当にそういう意味では、子育てって本当に大変なんだなあというのを改めて、昔はそんなことあったなあというように思い出しながらやっていたけれども、こういう大変な育児をサポートするのが産後ケア事業というものです。

これは調べてみますと、令和元年に国が母子保健法の改正で産後ケアを法制化した。令和3年4月から施行されて、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として都道府県の負担の導入がされて、それ以前は国が2分の1、市町村2分の1という負担だったんですけども、国が2分の1で都道府県4分の1、市町村4分の1ということで、市町村の負担が軽減されるということもありました。そういうことで、どんどん事業に取り組む自治体も増えてきています。

この事業はどういう事業かという、出産後自宅に帰っても手伝ってくれる人がいない。そういうことで不安であるとか、授乳がうまくいかないとか、赤ちゃんの世話の仕方が分からない。こういうような育児不安や負担を軽減するために、母子のケアや授乳指導、育児相談等を受けることが

できるというようなものでありまして、事業の種類として3つあって、宿泊型、通所型、訪問型ですね。宿泊が泊まるというものです。通所は通うというものです。訪問はヘルパーさんが来てもらうというような、こういう3つの事業があるわけです。

うちはたまたま、市外に息子たちが住んでおるんですけども、医療機関で産後ケア事業宿泊型を利用しました。桑名市の場合は7泊できるという制度なんです、自己負担は1回3,000円で大体3万円ぐらにかかると。そのうちの1割負担ということらしいです。

これはどういうことかということ、宿泊型を利用すると母親も子どもも一緒に泊まるんですよ。そうすると、子どもと一緒に過ごすのもいいし自分のことだけをするのもいい、病院で見てもらえるということですね。だから24時間子育てに本当に忙しいそういう親にとって、リフレッシュする非常にいい時間になったということなんです。その間に、例えば宿泊の中で子育ての悩みを相談したり、どうもうまくミルクを飲んでくれないんだとか、泣いているんだけど何で泣いているのか分からない、どう見分けたらいいのか、そういうような相談とかですね。それから沐浴、離乳食等の育児に必要なことを専門家に相談したりとかいろんなこと、成長についても相談できる、こういう非常にいいメリットがあるんですよ。

もう一つ付け加えると、私のようなじいじですわな。それから連れ合いのばあばにとっても、この宿泊型を利用して孫がいなくなる時間があるというのは本当にリフレッシュできるんですよ、これは。私たちも本当に緊張感を持って孫と接していて、たとえ4泊でもその間子ども、孫がいなくなって元の静かな生活に戻れるというのは、そういう意味でも私自身の要望でもあるのかなあというふうに感じています。やっぱりこの宿泊型というのは、ぜひとも亀山市でもやっていただきたいなというふうに思います。

この問題というのは私だけではありません。今までに何人かの議員さんが取り上げてもらっています。私はたまたまこういう経験をしたので、ああ、これは私、体験した者として言わなきゃならんということで今回質問をさせていただきました。

まず最初に聞きたいのは、県内29市町の産後ケア事業の実施状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

産後ケア事業の県内他市町の実施状況についてでございますが、宿泊型と通所型は29市町中28市町、訪問型は26市町が実施している状況でございます。本市におきましては訪問型のみ実施しているところです。

また県におきましては、広域的な通所型の事業として妊産婦のほっとスポット構築モデル事業を実施しており、本市からも希望者が利用されているところです。この事業の利用希望があった際は、利用日や利用場所などの調整について、県と市が連携を取りながら進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁を目で見ればと分かるようにちょっと表にしてみました。表を出していただけますか。見て分かってもらえると思う。

一番上が、これは亀山市だよ、そうやね。もう一目瞭然で、宿泊型、通所型については亀山市以外の市町は全部やっているということですね。それから、訪問は亀山市もやっているんですけども、全体でほとんどの市町がやっているという、こういう状況なんですね。非常に櫻井市長、どちらかというところ、こういう施策は重視されるほうの市長だと思えるんですけども、だからこれがこんな状況にあるというのはちょっと何か不思議な感じが私はしています。

予算的にいっても1,000万もかからないだろう。つまり、生まれた子どもが年間300人ぐらいですか。そのうちで、いわゆるこういうのを利用するという方が何人見えるかということで考えていくと、そんなに大きなお金がかからない事業だということもありますので、それがなぜできないのかというのは非常に私は不思議に思っています。

この間の議会での議論ということで、例えば3月議会のほうで予算決算委員会で福沢議員が取り上げたときには、早期の実施に向けて検討を重ねていきたい、こういう答弁をしています。それから6月議会で草川議員が取り上げて、このときには、今後につきましては通所型及び宿泊型の拡充に向けて、事業の受皿となる実施機関の確保や制度設計等に向け取り組んでまいりたい。非常に具体的な、本当に実現の一手手前ぐらいのことも答弁されています。

そこでお聞きしたいのは、こういう議会での答弁以降どんな検討がされて、今どんなことになっているのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（岡本公秀君）**

高宮部長。

**○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）**

まず初めに、現在本市がこれまでから実施しております訪問型産後ケアの事業の実施状況も含めて、その後の進捗状況についてお話をさせていただきます。

訪問型産後ケア事業につきましては、個別のニーズや育児に関する不安に対し丁寧できめ細かい対応を行っており、こちらの利用者も年々増加傾向にございます。

一方で、本市においては、宿泊型や通所型の受皿となる入院可能な産婦人科の診療所や助産所といった施設が従来より市内に1か所しかなかったこともあり、事業の実施が困難であった経緯がございます。さらに、その市内唯一の産婦人科の診療所も今年度から無床診療所へ転換されたため、市内に現在事業を担っていただく実施機関が存在しない状況でございます。このため、近隣市における実施機関や事業の制度設計などの状況調査を行い、委託先の検討なども含め、早期の実現に向けて進めているところでございます。

**○議長（岡本公秀君）**

服部議員。

**○16番（服部孝規君登壇）**

亀山市なりの事情もあるというのはよく分かりました。

ただ、それも状況が変わってきている、変化してきているということもあるようですので、やっぱり、今は6月の答弁、3月の答弁よりも実現に近づいているのかなあというような気がします。

それで、今ちょうど来年度の予算編成の時期に来ているんですけども、もう来年度から実施で

きる状況が生まれているのではないかというふうに思います。

そこで、最後に市長に、令和8年度から産後ケア事業の宿泊型と通所型が実施できないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずは双子のお孫さんの誕生おめでとうございました。ふだんあまりお目にかかれないような穏やかな議員の体験談、これはなかなかふだんないんですが、その中でご紹介をいただきました。

この産後ケア事業であります。産後1年未満の母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援することを目的としている事業であります。

本事業の通所型・宿泊型の受皿となります入院可能な産婦人科の診療所等が、今も答弁いたしました。市内に1か所しかないという状況もございまして、事業の実施が困難な状況が続いてきておりました。

そういう中にありまして、近年少子化や核家族化による育児環境の変化や産後の母親の心身ケアの必要性の高まりなど、産後ケア事業の需要がますます高まっていることから、私自身も今期の政策公約として、母子保健の拡充の一つとしてこの産後ケアの拡充を掲げさせていただいたものでございます。

議員各位からも、今までにも、それ以前からも、状況の課題とかご提案とかをいただいていたものでございますが、この宿泊型・通所型産後ケア事業につきましては、市内事業を担う実施機関の存在しない状況ではございますけれど、今も答弁いたしました近隣市の医療機関等との提携を視野に入れまして調整を図ってまいっている段階であります。早期実施に向けまして本市としてはしっかり取り組んでまいりたいと現時点で考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

早期というと8年度という理解でよろしいですか、市長。あえてそこは言いませんか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

早期実現に向けて、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

8年度の予算に計上されることを願ひまして終わりたいと思います。

このことを私がニュースに書いたら、最近結婚した若い人が、服部さん、ぜひ私たちの子どもができるまでに亀山市で何とかこの制度をつくってほしいというふうに言われましたので、やっぱり早期は8年度からなんだろうなということを申し上げて、次に移りたいと思います。

それでは、次に亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想について。

これは11月27日の産業建設委員会協議会で基本構想の骨子案が報告をされました。

そもそも骨子案というのは、辞書を引きますと提案や計画の全体像を示す大まかな案と書かれています。ところが、この骨子案を見ると、6章の建設候補地の比較検討と評価、第7章の施設整備に係るスケジュール案の作成、第8章の財政計画案の作成という肝腎な部分が全て基本構想最終案で提示とあるだけで、骨子案であるべき全体像を示す大まかな案すら何もないという、これはやっぱり骨子案とは呼べないんじゃないかという。建設候補地も分からない、スケジュール案も財政計画も全く分からない、最終案は来年1月に出る、こういうことなんですよ。こうなってくると、なぜ議会が市の計画案を最終案だけでなく中間案、骨子案で報告を受けるようにしたのかということをやっぴりもう一遍遡ってみなきゃならんというふうに思います。

というのは、昔は本当に計画の案がまとまった段階で議会が報告を受けていたというね。もう決まってしまうから議会が意見を出してもなかなかその議会の意見が計画に反映されない、そういうことがあったもんで、議会改革の一つとして、じゃあ中間の段階でまず意見を聞こうやないかと、そこで出した意見を最終案に、計画に反映させようやないかということでやられてきたのが、中間案の時点で意見を聞いてそれに対して議会が意見を出すという、こういう仕組みなんですよ。

ところが、今回こういうやられ方をすると、この仕組みが壊されてしまうわけですよ。最終案まで意見が出せないような形になっていますよね。これは私たち、基本条例をつくった者としては基本条例を大事にしていきたいし、基本条例を生かしていきたいという立場からすると、これは見過ごしできないなというふうに思っています。

これは2018年の議会改革推進会議の会議録なんですけれども、この当時はこういうことを書いています。議会改革推進会議検討部会では、議決を要しない各種分野別計画への議会の関与について検討を重ね、2016年、平成28年から各種分野別計画については、パブリックコメントを実施する計画について中間案と最終のパブコメ案の2回関与し、それぞれに意見を提出しますというもの、つまり中間案の時点、最終案の時点で議会として意見が出せるような、そういう仕組みをつくってきたわけですね。ところが今回はそういう形になっていないという問題ですよ。

質問になりますけれども、今回出された骨子案というのは、特に5章から8章は最終案で提示というだけで何ら書かれていないんですよ。やっぱりこういうのでは骨子案とは言えないと思うんですけれども、骨子案をこのままで済ませるつもりでしょうか。お聞きしたいと思います。

#### ○議長（岡本公秀君）

村田産業環境部参事。

#### ○産業環境部参事（村田 博君登壇）

先般、産業建設委員会協議会に提出させていただきました亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想骨子案につきましては、基本構想の全体像と整備基本方針や次期ごみ処理施設に必要な施設の処理能力、破碎粗大ごみの施設規模の算定まで現時点で策定済みの項目まで、骨子案としてご説明させていただきました。

最終案につきましては、現在基本構想を取りまとめており、令和8年1月下旬頃には産業建設委員会協議会へ提出させていただき、ご説明させていただく予定でございます。その後議会の皆様のご意見をいただき、基本構想をまとめさせていただいたものを最終案といたしまして、パブリック

コメントを実施する予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱりこんな骨子案と言えないようなものを出して、次は最終案ですというのはおかしいでしょう、これは。今まで本当にずうっと執行部と議会とで進めてきた仕組みなんですよ。だから、これは骨子案が最終案で提示しますという形にしかなくなっていかなかったんで、やっぱり本当の意味での最終案を出す前にきちっともう一度議会に示すべきだと思うんですよ。そうでないと、次はもう最終案を説明させていただきますではあかんと思うんですよ、これ。だから、最終案を出す1つ前に、再度議会に対して5章から8章の骨子案なるものを示すべきだと思うんですよ。その点はどうか。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

先ほども申し上げましたとおり、現在一番肝となる最終案を取りまとめておりますことから、1月下旬に出させていただきます最終案で提示させていただきますして、議会の皆様にご意見をいただいて、パブリックコメントを実施していきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、これは大きな問題ですよ。こんな形で通ってくるとなれば、今後また計画が出てきたときに、骨子案が最終案で提示させてもらいますみたいなことで、結局最終案だけしか議会が関与できないことになるんですよ。

市長どうですか、これでいいんですか。議会との関係で、こういうやり方でいいんですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、議員さっき紹介いただきました長期の個別計画について、この中間案それから最終案のパブリックコメントということについては、現在他の個別計画もそうですが、中間案につきましてはパブリックコメントはいたしてございませんでした。最終案につきましては議会にお示しをさせていただき、その上でパブリックコメントをして、最終的にまたこれが案として成立するという手続を踏んでいるところであります。

今回の総合環境センターの取扱いについては、本市の様々な政策ありますけれども、極めて大きな政策課題の一つということで、この作業を複数年にわたって進めてまいりました。今回議会にお示しをさせていただいたのは、確かに基本構想の全体像、そしてこの整備に関わる基本方針や次期ごみ処理に必要な施設の処理能力とか破碎粗大ごみの施設規模の算定まで、現時点で策定済みの項目までを骨子案としてご説明をさせていただいておるものでございますが、ここからそれこそ具体的な最終案につきましては、現在急ぎ基本構想の取りまとめを進めているところであります。

3月にはしっかりこの基本構想が一定のめどで動いていきますように、そういう意味では、年末年始も含んで庁内では最善の努力を重ねて、今村田参事のほうからもご答弁いたしましたけれど、1月の下旬には、ぜひそれも含んだ案として取りまとめを議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただきたい、この時期になっておりますが、急ぎ、年末年始を挟んでではありませんけれど、この取りまとめを進めてまいりたいと思っております。その上で議員の皆様のご意見をいただいて、基本構想をまとめさせていただいたものを最終案とさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長は本当に認識が私はないと思うんですね。

今、総合計画を策定していますよ。この間中間の時点のやつを示していただいて、我々も意見を出しました。こういうことでやっているわけですからね。だから、この施設の整備基本構想もそういう形でやられるべきなんですよ。真ん中の時点で骨子案を出して、最終でまたするというこのことが壊されているということを私は言っているんで、これはやっぱり承知できない部分だと思いません。

ただ、私も時間が限られていますので、先へ進んでいきたいと思えます。

この基本構想を考える場合に、やっぱり2011年3月に策定された長寿命化計画まで遡る必要があるんじゃないかと思えます。資料をお願いします。

これが長寿命化計画なんですけども、一番右側ですね。施設を更新する場合というのと、その隣、その左ですね。延命化する場合というふうに分けて、いつまで稼働していつから新施設に移るのかということが書いてあるわけですね。右側の施設を更新する場合のところは、部分補修や部分更新による部分的な機能回復措置は取っても、その耐用年数は通常20年程度。20年で稼働を終えるということですね。これが要するに2019年に稼働を終えるという、令和元年ですよということになっておったんですね。当初はね。

ところが、それを一つ左側を見てほしいんですよ、これを延命化措置を取るということで稼働年数を30年までに延ばしているわけですよ。これでいくと2029年、今から4年後ですけども、令和11年度に稼働を終えて2030年度から新施設で稼働する、これが現在の長寿命化計画なんですよ。

この長寿命化計画がある中で、今2025年の段階で基本構想を策定するというんですけども、残り新施設の稼働まで延命化しても、新施設の稼働まで2030年ですから4年しかないですよ。この4年で果たして本当に間に合うのかどうか、長寿命化計画は2030年度から新施設で稼働するというこのスケジュールで間に合うのかどうか、この基本構想がね。お聞きしたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

平成23年3月に策定いたしました亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画におきましては、平成24年度から令和7年度までの間に基幹的設備改良工事と大規模整備工事を実施し、令和

11年度まで稼働することとしております。

一方で、令和7年2月に取りまとめた大規模施設整備事業の基本的な考え方では、令和15年度に次期ごみ処理施設の供用開始と位置づけました。このことから令和14年度まで現有施設を稼働させる必要がございますことから、長寿命化計画の改定を行い、設備機器の整備を実施し、現有施設の延命化を図ってまいりたいと考えております。

また、次期ごみ処理施設につきましては、現在策定中の次期ごみ処理施設整備基本構想に基づき、令和15年度供用開始に向け、施設整備を進めていく予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは順番がおかしいんですね。長寿命化計画では、2030年以降はストップなんですよね。ところが、これは計画でも何でもない大規模施設整備事業の基本的な考え方、いわゆるこれは市の考え方を示した、これでそれを2033年というふうに延ばしたんですよね。これは私は勝手にやることではないと思うんですよ。今聞いたら長寿命化計画を見直しするんだという、逆やないですか、長寿命化計画を見直して延命策をさらに延ばすということがあって、それでこの大規模施設の基本的な考え方に出てくるんやと思いますよ。

ところが、あなた方がやったのは、長寿命化計画がそのままなのに、考え方などというもので勝手に延ばしておいて、これがまた合わなくなったら長寿命化計画を考え方に合うように計画を直すというんでしょう、おかしいでしょう、これは進め方が、違いますか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、総合環境センターが平成12年に稼働。

（「聞いていない」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

いや、これは大事なところですので、その中でのご理解をいただく必要があろうかと思えます。

平成12年に稼働いたしました。これは当初耐用年数大体15年がめどでございました。ですから平成27年度にはこれの建て替えが、あるいは更新が必要であるというのが一番スタートでありました。

しかしながら、今ご紹介いただきましたように平成23年に、その4年後にはもう更新が必要だという中でどうするかという議論の中で、私どもは23年3月に溶融施設の長寿命化計画によりましてさらに15年延命をさせる、長寿命化をさせるということで、2029年度、いわゆる令和11年度に稼働終了を迎えるんですけれど、当時としてはそこから、23年度から15年延ばし2029年度に稼働終了を迎えるという中で、設備機器の状況から、令和11年度、2029年度までを大規模設備工事を実施することで令和13年度まで稼働させることが可能であり、次期ごみ処理施設供用開始までは民間処理事業者にごみ処理を委託することが、トータルコスト、経費的に安価であると試算をさせていただいたところであります。

ごみ処理施設を新設する場合の標準的な工程では令和19年度の供用開始となる見込みであった

ことから、令和6年5月に取りまとめをいたしました「大規模施設整備に伴う財政負担規模試算の検討について」におきまして、新ごみ処理施設整備に係るスケジュールとして令和19年度、2037年度供用開始と位置づけをさせていただいたものでございます。

しかしながら、大規模施設、これは庁舎もあります。それから学校等の施設、それからし尿処理施設、4つの大規模施設の整備を、これは議会でも議論をいただいてまいりましたが、この整備を検討するに当たりまして、将来にわたる財政的負担を可能な限り軽減する整備スケジュール等について改めて検討をいたしましたものでございます。その結果、市民生活に大きな影響があるごみ処理施設の整備を早期に行うことで最も経費縮減が見込めるため優先して事業を進めることとしまして。

(「質問と違うよ」の声あり)

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

令和7年2月に取りまとめました大規模施設整備事業の基本的な考え方において、令和15年度、2033年度に供用開始と位置づけたものでございます。

いずれにいたしましても、順番が違うということではありますが、他の大規模施設との関係、トータルコストとの関係の中で位置づけておりました計画の中でよりベストな状態を考えていくという中で長寿命化をさらに追加することで当然、ごみ処理施設がしっかり更新ができ、さらに全体としてのトータルコストとか他の事業とのバランスが円滑に取れるように、そういう中での判断をさせていただいたものでございますので、そこはご理解いただく必要があろうかと存じます。

#### ○議長（岡本公秀君）

服部議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

居直りですよ、それは。

もしあなたの言うように別に、基本的な大規模施設整備の基本的な考え方で変えたんだからいいと言うんだったら長寿命化計画を見直す必要はないやないですか、そのまま行けばいいやないですか。ところが、さっき参事は長寿命化計画を見直しすると言ったんですよ。ということはやっぱりベースに長寿命化計画があるということですよね。そこが分かっていないんなら、もうこれは議論しても仕方がないですよ。

進んでいきますけれども、この一番の問題は2011年なんですよ、このときの長寿命化計画、ここが今から14年前ですよ、2011年という。14年前の時点で延命化しても2029年度に稼働を終えるというふうに市は決めておったんですよ。2029年には稼働を終えるんやというふうにやっておったんです。だから、その時点から整備計画を立てるということをしていれば、2030年には間に合ったんですよ。ところが、今の話もう間に合わないですよ、今から基本構想を立てて2030年から新施設が稼働するかといったらないんですよ、たった4年では。だから、またこれは延ばさなきゃなんですよということが起こってくる。

だから、これを本当に根本からいうと、2011年の時点でも2029年度には稼働を終えると自分たちが決めておきながら、そのためのことをちょっともしてこなかったということですよ。それで今になって、今年になってから整備基本構想を出してきた。間に合いませんよ、これはね。だから何でもっと早く、14年前に2029年度までしか稼働できないとしておきながら、なぜもっと早く整備計画を立てなかったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これも随分議会でも議論をいたしてきたと思いますが、いわゆる公共施設等総合管理計画とも関係いたしますけれど、ごみ処理の環境センターに係るコスト、かなり大きなものでございます。一方で、市民生活にとりましてはこの事業は地味ですけど極めてまた重要な事業でございますので、これが市民の皆さんの生活に影響がないように、そしてそのコストも、他の事業との絡みもあります中でしっかりそれが担保できますように、そういう中で事業を進めてまいりました。

しかし、この整備の更新の手法として、これは議員各位からもご提案が多々あったかと思いますが、亀山市が単独でやっていくべきかそうでないのかということで、私どもは広域の可能性につきましても随分この間調査をし、そして働きかけをし、そういう作業もこの間にあったことはご理解をいただきたいと思います。

しかし、なかなかこれはやっぱり私どもだけの考え方ではいきませんので、整備のスケジュールが合うかということもありますし、手法もあろうかと思っておりますのでそれが実現に至ってこなかったというのは、現実の検討のプロセスの中にはあったということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

どんな言い訳しても、14年前にもう、延命しても2029年までしかもたないと分かっておったのに何をしておったかということですよ。

これは市長自身が決断力がない、困難なことを先送りするという、そういう姿勢が今回これに表れているんやと思うんですね。

これはやっぱり市長が言われたようにコストなんです、大きなもの、私がなぜこれを問題にするかということコストなんです。後でごみ処理のコストを言いますが、例えば、ごみ処理経費が亀山市とそれから、以前に2022年3月議会でやりましたけれども亀山市と津市と四日市市と鈴鹿市と近隣4市の市民1人当たりのごみ処理費、維持管理費を計算して、もちろんこれは環境のほうとも話をさせてもらって出した数字ですけども、この当時、鈴鹿市が市民1人当たり1万5,417円、四日市市が7,695円、津市は1万4,632円に対して、亀山市は1万8,687円、近隣市の中で一番高かったんですよ。

だから、こういうもともと高い、その上にまだまだ施設を延命化して修繕なんかを重ねていったら、こういう状態を長く続ければ続けるほど、延命化させればさせるほど、亀山市民のごみ処理経費は高いままで維持されていくわけですよ、新しい施設になったらこれは落ちるんですよ、少なくとも修繕やそんな費用はなくなりますから。

だからそういう意味では早くこれは手をつけるべきだったということで、コストの問題としてもこういうふうに14年も前から2029年に稼働できないと分かっているながら具体的な施策を立ててこなかった、この責任はやっぱり重大やと思っております。

それと関連して、最後にコストの問題を出すんですけども、市民1人当たりのごみ処理の経費、推移というのがこの整備基本構想の中で出ています。亀山市の令和4年から6年までの3年間、こ

れの数字の市民1人当たりのごみ処理経費の年の平均を取りました。そうすると2万7,980円なんですね。参考としてついておるのが、愛知、静岡の人口が5万人程度の市4つのごみ処理経費が出ています。この4つの市の年平均は1万5,590円なんですよ、何と亀山市は1万2,390円も多くごみ処理費にかかっている、こういうことがこの整備基本構想の中で出ているわけですよ。

だから、例えば市民1人当たり1万2,000円とすれば、5万人の市民ですから年間6億ですよ。年間6億、これがごみ処理費以外のところに使えたら大きいですよ。今財調が枯渇というようなことも言われていますけれども、どうでしょう。毎年6億円こういう形でほかの事業に使えたら、これは本当に随分状況が変わったんじゃないかなと。

だから本当に、建て替えを延ばし延ばして、その間修繕をしてそして経費を増やしてきて、こういうことがやっぱり大きな問題になってきているんじゃないかなというふうに思うんです。

ここで聞きたいのは、市民1人当たりのごみ処理経費が今、こういう他の市と比べて1人当たり1万2,000円高い、この要因が何なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市の処理経費につきましては、近隣県の同規模の自治体と比較した場合、議員おっしゃるとおり1人当たりごみの処理経費が約1万2,000円高くなっているのは事実でございます。

ごみ処理経費については環境省等々で調査結果も出ておりますが、うちが高い要因、考えられる主な要因であります。本市のように市単独での処理ではなくて近隣市町との広域によりごみ処理を行っておるとするのは非常にコストが下がる要因であろうかと思っております。

あわせて、処理方式は、私どもはガス化溶融方式でありますので、今近隣市でいくと焼却方式、ストーカとか流動床みたいな方式などの違いはございますけれども、やはり先ほども申し上げました広域処理による処理対象人口が多いことから炉の規模も決まってくるわけではございますが、そういうことで処理経費に対するスケールメリットが働いて安くなっているんだというふうに考えることができようかと思っております。また、施設によっては竣工から10年以内の比較的新しい施設もありまして、なかなかこの経費がかかっていないということも考えられると思っております。

ただ、今おっしゃられるように本市の市民生活に密着をしたごみの処理の対応をどうしていくのか、本市にとりましては今最重要の政策課題の一つと認識いたしておりまして、その中でトータルコストをどのように下げて、そして市民の皆さんの満足度、日々の生活をしっかり担保していけるか、このことを今しっかり精査をいたしているところでございますので、そういう意味では、さっきの大規模施設との優先順位を変えた中にはこれによって市民の皆様、二十数億のトータルコストを下げるができるというこの判断もいたしましたので、長寿命化を入れつつこれを実現しようということで今日に至っておるところであります。

いずれにいたしましても、今、年末年始を挟んで具体的な作業を現在進めておりますので、おっしゃるようなトータルコストをどうしていくのか、あるいは市民の満足度や今後の持続可能性をどうするのか、このことについてもしっかり中に加えて検討させていただく、こういう基本的な考え方でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あのね、私がちょうど初当選したのが1999年なんですよ。2000年から溶融炉が動き出して、私はその選定の時点では議員ではなかったんですけども、当時のことをいろいろ考えてみますと、40トン2基、80トン、これが亀山市のごみ処理に必要な炉のはるかに大きなものを造ってしまった。つまり40トンから50トンあれば亀山市の1日のごみの処理はできるんですよ、炉としてはね。それを倍の80トンの炉を持ってしまった。つまり、大きなものを持ってしまって、それなりにお金はかかるけれどもごみはそれだけはないという、こういう問題がやっぱりこれが高くなった原因の一つであると思うんです。

それからもう一つ、近年でいえば、先ほども言いましたけれども、本来なら稼働を終えて新施設に移行していなきゃならないのを延ばしに延ばして、20年を30年延ばして、30年をまたさらに延ばすというんですよ、これ。そんなことをしている間に、結局炉自体はもう古くなっていますから、どうしても大規模修繕をせんならん。このための費用がかさんできているというんですね。だから、近年のごみ処理経費の高さの一つの要因としては、そういう炉を長く持たすための修繕費用というのか工事費用というのも入っているわけですよ。だから、そういうものを含めた1人当たりになるんで高くなるという、こういうことがあるんですよ。

だからこそ私が言うのは、もっと早い段階で新施設に移行するという決断をして進めていけば、ここまで高い市民にごみ処理費を負担させることはなかったんだということ。80トンを導入したもののこうのは、それはもう前の市長の責任ですからそれはもう言いませんけれども、少なくとも櫻井市長にとっては、早く新施設に移ったら、その分余分なお金をかけなくて済むわけですから、その点が延ばし延ばしにし過ぎたということがやっぱり大きな私は問題だと思います。

反論があればどうぞ。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

更新を今までの間にしてくるとか、この二、三年の間にやると、これには80億から100億というような当時試算がされておるわけでありまして、これをやった場合、他の様々な政策事業がなかなか手当てできないということ、あるいは将来にいろいろ影響を及ぼすことはあったかと思いますので、全体のバランスの中で、それから今だけではなくて時間軸の中で判断をさせていただいたものというふうに思っております。当時の80トンの溶融炉の選定は、当時としては一定の見識と判断をいただいたものと思っておりますし、市民の皆様もそれに対して理解をいただいたものというふうに思っております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう余分なことを言わんといてください。要は本当に延ばし延ばしにしてきた、このことは問題だと、このことだけ申し上げて、早期に新施設に移れるように急がなあかん。これはやっぱりごみ

処理経費を一刻も早く下げる、このことが大事だということだけ申し上げて終わりたいと思います。  
ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時49分 休憩）

---

（午後 1時58分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 古田吉昭議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

会派結の古田です。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、空き家対策についてですが、確認のために空き家の今現在の状況について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

1番 古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

全国の空き家数等の状況でございますが、総務省統計局が令和5年に実施いたしました住宅・土地統計調査の集計結果によりますと、空き家は約900万戸存在しており、平成30年の同調査と比較して約51万戸増加となり、空き家の総住宅数に占める割合は13.8%と、平成30年の同調査と比較して13.6%から0.2%上昇した過去最高となったところです。また、三重県の空き家数の状況でございますが、県内の住宅約87万4,000戸のうち約14万3,000戸が空き家となっており、住宅総数に占める空き家率は16.3%で、全国の空き家率13.8%と比較すると2.5%高い水準となっております。なお、空き家率の16.3%につきましては、全国47都道府県で19番目に高い数値となっているところです。

続きまして、本市での空き家数等の状況でございますが、市内全体で14%であり、そのうち、一般住宅の空き家率は6.2%と、平成30年の同調査の7%と比較いたしますと0.8%改善され、三重県内では鈴鹿市に次いで2番目に低い数値となっております。一般住宅の空き家率は、三重県平均9.5%に対し約3%低い水準にありますが、今後本市におきましても、少子高齢化や人口移動の変化等を背景として、全国的な傾向と同様に空き家の増加が見込まれているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

確認させていただきました。

全国的にも三重県内でも空き家数はもちろん今も増えていて、亀山市においては少し改善されたものの、今後やはり増加していくだろうということで理解しました。これは総務省統計局による住宅・土地統計調査の集計を基に出た数字だと思うのですが、亀山市においての空き家調査、現場の実態も含めて、現場の状態も含めて、どうやって把握しているのか、どういった形で行っているのかについて聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市内の空き家調査につきましては、昨年度、市が平成30年度に空き家と判断した物件を中心に、市職員によるパトロールや自治会、市民の方からの相談と合わせて合計1,363戸を対象として、約4か月間にわたり一斉調査を実施いたしました。その結果、市内全ての空き家を網羅した調査ではございませんが、おおむね1,200戸が空き家であると認識しております。今後につきましては、空き家の増加が見込まれることから、令和5年住宅・土地統計調査を参考に、来年度予定しております亀山市空家等対策計画の改定に併せて、市内全域の空き家調査を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

住宅・土地統計調査を基にパトロールや自治会、市民からの相談を基におおむね1,200戸の空き家があるということですが、これは数字的に理解するとともに、市民の方からの相談とかもあって、明らかに危険のある特定空家に限られてしまうと思います。

実際の状態を把握するために、秋田県でも実施されていて、県内では玉城町が空き家調査を日本郵便に委託するという事例があります。この内容については、地元をよく知る郵便配達員が集配業務の際に空き家と疑われる物件について、多分配送する間に分かると思うんですけども、マニュアルに沿って草木の状態や門扉、家の住宅の破損状況、傾きや雨のときの雨どいの排水状態をチェックし、写真を撮って報告書を提出するという事業のようです。これは、空き家の現場での状態を詳細に把握するために有効だと思います。人員が限られている中なので、全体的に網羅することができないといった答弁がありましたけれども、こういった調査委託についても一考してもらえればと思います。

次に、空き家の管理についてですが、放置されている空き家について、市としてどういう管理を行っているのか確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

空き家の管理につきましては、亀山市空家等対策の推進に関する条例第5条において、空き家の所有者または管理者は適切に管理されていない空き家等が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、自らの責任において所有または管理する空き家等の適切な管理を行うと規定されております。しかしながら、遠方にお住まいであるなどの理由により適切に管理されていない空き家

があることから、自治会や市民からの情報提供や市職員によるパトロールにより、管理不十分な空き家を把握した場合は速やかに所有者または管理者を調査の上、文書や訪問により適切な管理をお願いしております。なお、適切な管理がなされていないことにより、人の生命、身体に対する危害や財産に対する甚大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ公共の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合は、緊急安全措置として建物に対する防御シートによる補強や瓦等の落下防止対策など、必要最小限の措置を講じております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

空き家の管理は基本所有者が管理することが当たり前なんですけれども、所有者が近くにいないなど適切な処理がされておらず、人の命、身体に対する危害や財産に対する甚大な損害を及ぼすおそれがあるものについては、必要最小限の処置をしてもらっているということですね。

私が聞いた中で、空き家にスズメバチの巣ができていて、所有者とは連絡がつかないし、危険で何ともしようがないとか、隣の空き家の樹木がかなり弱ってきていて、枝が折れてテラス、テラスというか物干場やったみたいなんですけど、トタンの屋根を突き破ったということを知りました。トタン屋根については、たまたまそこにいなくて危害もなかったということなんですけど、これは僕は修繕工事といって行ったんですけれども、連絡がつくなら隣の人に直してもらうように言えばと言ったんですが、これは付き合いもあるみたいで、結局自己費用で修理しておりました。細かい調査をして対処していれば、木の状態とか、今言った委託とかしてしっかり写真も撮って対処していれば防げたのではと思いますし、スズメバチの巣については命の危険があると思います。私も自分の家にスズメバチの巣ができたときは、ハチジェットというんですか、こんな鉄砲みたいなやつで挑んだんですけれども、ちゃんと刺されて病院に行ってきました。子どもや通行人がスズメバチに刺されたらえらいことになりますので、こういった緊急の対応が必要の場合においてはすぐ対処できるような形をつくってもらいたいと思います。

次に、空き家情報バンクのホームページの充実について、2年前にも伊賀市を例に聞きましたが、現在の空き家情報バンクの情報の充実についての取組状況について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

先ほど議員もおっしゃっていただいたとおり、令和5年12月の定例会におきまして、議員より空き家情報バンクのホームページの充実についてご質問をいただきました。その際、取組の課題といたしまして、本市への移住希望があるものの、市内の空き家数に対して空き家情報バンクへの登録物件数が年間5件程度と少ないことから、まずは空き家情報バンクへの登録目標件数を年間10件とし、各種関係団体への働きかけ等により登録件数の増加に努めているところでございます。

また、昨年度から昼生まちづくり協議会主催の空き家の勉強会や空き家情報バンクの説明会及び相談会に出席するとともに、広報「かめやま」8月号において空き家の特集を掲載するなど、空き家情報バンク制度を中心に市の空き家対策について周知に努めてきたところ、今年度の空き家情報バンクへの登録件数は12月1日現在で9件と目標件数に達する見込みとなっております。今後

つきましては、先進的に取り組まれている伊賀市やほかの市町を参考に、ニーズやPRの方法を含め改めて検証し、ホームページの充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今年度は10件の目標に対して9件までいっているということで、順調に進んでいることを確認しました。

空き家情報バンクについて、前に紹介した近隣自治体のホームページを見ましたが、伊賀市は2年前に紹介したとおり、360度VRカメラというんですか、バーチャルリアリティーカメラを使ったバーチャル内覧ができます。もうスマホで360度全部見られるやつですね。津市も同じようにバーチャル内覧ができます。鈴鹿市はバーチャル内覧はできませんが、写真を15枚から20枚ぐらい掲載していて、主要な部分は全部確認できるようになっていました。それらに比べると、亀山市の空き家情報バンクのホームページでは、写真が1枚、あっても2枚という状況です。これでは移住・定住を考えている人の初見で心をつかむことはできないと思います。360度VRカメラ、僕もアマゾンで調べてみたんですけども、プロ用の球体型の360度カメラが25万円から30万円、もうちょっと安いのは5万円から10万円とあったんですが、まあ確かに高価なものですので、せめて今できる対策として写真を増やして初見の印象をよくしたり、全国的に見ると畑や農地付きの物件が成約につながりやすいとあったので、経費をかけずにアイデアで勝負できる部分もあると思います。ホームページの充実はもちろん、ほかにはないアイデアで移住や物件成約につながるよう、せっかく9件まで増えたわけですから、つながるよう引き続き努力をお願いしたいと思います。

最後に、これは空き家全体の管理やこれからの活用について対策があれば聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐美智代建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、新たに空家等管理活用支援法人制度が創設されました。本制度の目的、内容としましては、空き家問題の解決を促進するため、市が実施する空き家等の管理、活用に関する業務を補完する役割を担うものです。特定非営利活動法人や一般社団法人、財団法人などの民間法人へ空き家に対する所有者への情報提供や相談対応、委託による定期的な管理や改修、普及、啓発活動やその他空き家の活用に必要な事業など、業務を委託することで、公的な立場で民間法人の特性を生かしたより円滑な空き家対策が期待されております。今後、本市といたしましては、国への聞き取りや相談、県及び近隣市との情報共有を図りながら、本制度の活用について研究、検討してまいりたいと考えております。さらに、空き家を所有している方を対象に活用や処分の方法について、無料の空き家相談会の開催なども考えているところです。

一方、空き家活用に関する取組としては、引き続き固定資産税等の納税通知書にチラシを同封し、空き家情報バンクへの登録を促すなどのPRを行うとともに、不動産関係団体などに対し、空き家情報バンク制度の案内等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

空き家の管理活用については、無料の相談会を行ったり、説明会を行ったり、今もありましたが納税通知書に空き家バンク制度のチラシを同封したり、努力を続けてもらっている中、民間委託の話もありました。人員が限られている中で、民間の専門者に委託するのなら管理や改修方法、活用についても実績や経験に基づいた効果的な提案があると思いますので、提案を参考に今後さらに増えていく空き家の対策を効果的に進めてもらうようお願いして、次の質問に移ります。

次に、防犯対策についてですが、12月2日の新聞に亀山市での特殊詐欺被害が掲載されていました。年々被害額が増えているようですが、まずは今現在の被害状況について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

特殊詐欺の現状でございますが、特殊詐欺とは、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺など、電話やはがき、メールなどを悪用し、親族や公的機関の職員などを装って現金やキャッシュカードなどをだまし取る犯罪の総称でございます。亀山市内における特殊詐欺の被害では、令和5年は19件、被害額約1,120万円、令和6年は12件、被害額は約5,690万円であり、前年から7件減少はいたしました。被害額は約4,570万円増加しております。さらに、令和7年の1月から10月までの状況を見ますと、件数は14件、被害総額は既に約8,290万円に達しており、依然として被害の高額化が深刻な状況になっております。また、三重県全体で見ましても、令和5年中は274件、被害総額約7億760万円、令和6年中は367件、被害総額は約11億9,870万円、本年令和7年1月から10月までは408件、約14億2,820万円と県内全域においても被害が急増している状況でございます。

こうした被害拡大の背景には、手口の巧妙化がございます。昨今、報道などでも取り上げられております偽警察官詐欺などがその典型でございます。主な手口といたしましては、警察官を名のる犯人が、あなたが逮捕されるなどと不安をあおり、スマートフォンのビデオ通話機能を使って偽の警察手帳や偽の逮捕状を見せつけ、信用させた上で、口座の資金を確認する必要があるとだまし、多額の現金を振り込ませるといったケースが増加しております。このように犯行手口が年々巧妙化、多様化しており、それに伴い被害額も高額化しているのが現状であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

亀山市でも、今年10月までで8,290万ですか、8,290万ってえらいことです。頑張ったためにお金をだまし取られるというのは本当に悔しいですし、あり得ないことだと思います。

今まではその対策として、今までも質問していたんですけども、警察と協力して特殊詐欺防止の啓発活動も続けてもらってきておりましたが、それしかないのかなとも思っておりましたけれども、今回松阪市が市民を特殊詐欺から守る条例を来年1月から施行、松阪警察署管内の明和町、多気町も同様に1月から条例を制定して、1月から始めるようです。これは携帯電話を通話しながら

A T Mの操作を禁止というところが大きいところで、市民も事業者もそういった詐欺を疑われる状況とか、そういった場面で声をかけやすいですし、条例があることで被害者が疑われたらすぐに警察に通報することもできます。今まででも、コンビニの人が言っていたんですけど、怪しいなと思って声をかけたら逆に怒られたということもあったようで、条例があるとそういったことも、警察に通報することができると思いますし、声もかけやすいと思います。加害者を牽制する意味もあると思います。

亀山市においてもこういった条例の策定はできないのか。あわせて、市としての今まで警察との協力といった対策を聞かせてもらいましたが、これからの対策として考えを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

議員ご説明いただきましたとおり、スマートフォンで通話しながらA T Mを操作することを禁止する松阪市における条例化の動きにつきましては、現在同市議会において審議が進められると承知しております。この条例案につきましては、A T M操作中の通話を禁止することで、現場の職員や市民がちゅうちょなく声をかける、あるいは警察へ通報するための法的根拠となり、被害防止に向けた有効な手だての一つであると認識はしております。本市としましては、まず同条例の施行後の運用状況や実際の抑止効果といった成果を先行事例として注視し、しっかりと研究してまいりたいと考えております。その上で、本市における現段階の対策としましては、条例化による規制をというわけではなく、まずは技術的な対策や人の目による見守りの強化を優先して進めてまいりたいと考えております。具体的には、近年特殊詐欺の犯行手段として国際電話が悪用されるケースが急増している現状を踏まえまして、警察と連携し、国際電話の利用・休止・手続の周知徹底や自動通話録音機の普及促進など、市民の皆様を物理的に犯人と接触させない環境づくりに注力してまいりたいと考えております。

また、人の目による見守りにつきましても、既に市内の金融機関やコンビニエンスストアなどの事業者の皆様におかれましては、三重県警が推進する「STOP！A T Mでの携帯電話運動」などの一環として、啓発物の掲示や通話中の利用者への声かけにご協力いただいているところでございます。今後は、こうした事業者さんのご協力に加えまして、防犯協会との連携をさらに深めまして、地域ぐるみの見守り体制の強化を図って、多様化する特殊詐欺の手口やその対策について、市民の皆様にご理解を深めていただく啓発活動を推進してまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

1月から施行ということでしたので、松阪市を参考に効果的な特殊詐欺防止の、これ以上被害を何とか増やさないための取組をお願いしたいと思います。

次に、防犯対策として令和6年から防犯カメラ設置事業を進めてもらっていますが、この事業の現状について確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防犯カメラ設置事業の現状でございます。

地域防犯カメラ設置支援事業ですが、犯罪発生の未然防止や事件の早期解決を図り、地域の体感治安を向上させることを目的に令和6年度から開始したものでございます。本事業の現状につきましては、令和7年度当初予算200万円、約20基分の設置を想定して進めております。各自治会から設置に関するご要望、ご相談はいただいておりますが、12月1日時点の実績としましては、3自治会より6基の申請を受け、既にその6基全てが設置が完了している状況でございます。なお、これにかかる執行額は52万3,000円となっております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

これについては、200万の予算に対して6基完了ということで52万3,000円ですか。思っているより少ないという印象を受けますけれども、これだけ進まない、設置数が伸びない理由について聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

設置数が少ない主な要因としまして、大きく2点あると分析しております。

まず第1に、本事業は令和6年度から開始した新規事業でございます。防犯カメラの設置には、機種にもよりますが高額な費用を要します。多くの自治会様におかれましては、単年度1年単位で予算を管理、執行されております。そのため、新規事業の周知から合意形成、そして実際の予算措置までが整うまでには、どうしても年度をまたぐなどの期間を要するものと考えられます。

また、第2の要因としまして、防犯カメラの設置に当たりましては、プライバシー保護の観点から、撮影範囲内にお住まいの方々の同意を得たり、撮影データの適切な管理方法について取組を行っていただいたりと自治会内で慎重な合意形成を行っていただく必要がございます。こうした手続には相応の期間が必要となるため、年度内に申請に至らなかったケースが多かったものと分析し、設置数が少ない要因と考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

設置を考えていても、いわゆる1年間の、要するに予算やプライバシーの問題など、合意に至るまでに時間がかかると説明いただきました。

これは、既に設置した自治会があるということで、自治会の事例を参考にして、自治会の同意の取り方、この設置したところが効果的であると判断すれば増えてくると私は予想するんですけども、今後この事業は広まっていくのか、併せてこの事業について対策があれば伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

今後に広がる可能性があるかということでございますが、事業に関する自治会からのご相談やお問い合わせにつきましては、今年度も約10件ほど寄せられておりまして、地域の防犯に関する関心は非常に高いものと認識しております。特殊な詐欺など犯罪が年々多様化、巧妙化する中では、地域の安全を守る防犯カメラの重要性はますます増しておるということから、より多くの自治会にご活用いただけますよう、今後も引き続き市ホームページでの情報発信や自治会長様宛てに案内チラシの配付などを行うんですけども、そのときに例えば先ほどおっしゃいました先行自治会の設置事例の紹介なども折りませながら、防犯カメラ設置事業の周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

先ほど言ったとおり、初めは自治会での予算、プライバシー問題なども出てくるとは思いますが、将来的に防犯カメラ、防犯対策はもとより、僕が考える中でも獣害対策や交通安全対策、いろんな場面で効果が出る事業だと思いますので、今後も防犯カメラの設置の推進をお願いして、次の質問に移ります。

次に、防災対策についてですが、12月8日夜に東北で震度6強の地震が発生しました。被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。災害時の水の確保については、皆さんが質問された濁り水の件もあって、改めて大事なライフラインだと痛感したところでございます。そこで、改めて確認しますが、亀山市の飲料水の備蓄は今どうなっているのか、生活用水などは取りあえず今回飲料水を配付したということなんですけれども、生活用水についても分かっている範囲でお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市の災害備蓄状況の飲料水の件でございますが、国や県からの大規模なプッシュ型支援が到着するまでの初動対応に重点を置いております。基準としましては、亀山市備蓄調達基準により市民の1割に当たる避難所想定者数5,000人の方が最初の2日間を乗り切れる量を確実に確保し、3日分を目標として備蓄を進めているところでございます。

飲料水につきましては、1人当たり1日3リットルが必要になりますことから、2日分の6リットルで5,000人分の約3万リットルの飲料水を備蓄しております。それに加え、民間事業者2社と災害時における飲料水等の供給に関する協定を締結しており、備蓄分を補完する形で供給体制の確保に努めております。

一方、生活用水につきましては、本年8月に白川建設株式会社様と災害発生時の緊急時における生活水の支援、協力に関する協定を締結いたしましたところでございます。この協定を先行事例として、現在新たな市内事業者様と協定締結に向けた協議、検討を進めているところでございます。また、市の施設で亀山市関B&G海洋センターには、河川水を水源とした上水道を利用されておりますが、この施設のプール水なども生活用水として市民の方に提供できるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

飲料水の備蓄が約3万リットルですか、あとは民間業者2社と災害時の飲料水の供給に関する協定を結んでいて、飲料水については十分な量が確保されているということですね。生活用水についても、災害発生時の緊急時における生活用水の支援協力に関する協定を白川建設様と締結したほか、これは初めて聞いたんですけれども、関B&G海洋センターの河川水源の上水道、そのB&Gの中のプールの水も、状況によっては生活用水として使えるということで、生活用水の確保も十分できていると理解しました。これは、自分たちで取りに行くというのは前の質問でも聞きましたし、あとはそのタンクとかいろんなポンプ、そういったものの補助金もあるということを知りましたので、それを利用してもらいたいと思います。

その生活用水について、災害時協力井戸の登録を開始しましたが、これはいわゆる個人の個人宅にある井戸のことになると思うんですが、この登録制度の現在の状況を伺います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本年8月に災害時協力井戸登録制度を開始し、市ホームページに掲載いたしております災害時協力井戸の取組についてでございますが、9月議会におきましては制度の内容をご説明申し上げましたが、その後の状況としまして、まず公助の面では先ほど申し上げましたとおり、新たな事業者様との協定締結に向けた協議、検討を進めております。

一方、共助となります災害時協力井戸の登録につきましては、現時点では実績がございません。この要因としましては、制度の開始時期が自主防災組織への給水タンクなどの補助金交付申請の時期とずれておりましたため、自主防災組織への周知や検討いただくタイミングが合わず、登録に至らなかったものかと推察しております。このため、現在まず各自主防災会に向けた制度概要のお知らせ、文書の配付準備を進めております。さらに、新年度におきましては各自治会長へ各種補助金制度をご案内するタイミングに合わせて、改めて災害時協力井戸の登録の協力依頼を行うこととしております。今後は、こうした機会や窓口対応などあらゆる機会を捉まえまして、本制度の周知を図って登録の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

公助となる井戸を使っている事業者とは協定締結を増やすべく進めていく、共助となる個人で井戸を所有している場合は、今のところゼロ件ということですが、災害時協力井戸登録制度を利用して登録、協力をしていただくということです。案内のタイミングもあったということもあり、要するにゼロという数字になっていると思うんですが、まだ今は、広くまだ伝わっていないところもあると思います。しっかりと周知がなされれば、来年以降には徐々に登録が増えていくのではないかと期待をしています。今後も災害時の水の確保に努めてもらうようお願いして、次の質問に移ります。

次に、公有資産の活用についてですが、市内外に大小たくさん市の市有地、公有財産があると思

ます。中には建物が残っているところもあると思います。そういった形でいろんなたぐさんの市有地があると思うんですが、これは放っておいても維持管理費がかかってくると思います。この土地や建物の今現在の管理状況をどのようにやっているか伺います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

公有財産の管理状況ということでございますが、私ども総務財政部におきましては、活用見込みのない未利用地を検討しているところでございますので、その状況をご答弁申し上げますが、現在活用見込みがないことから売却の方針を決定しております市が保有する未利用地は、市営住宅跡地が5か所、これは若草住宅跡地の一部、新所住宅跡地、亀田（落崎）住宅跡地、野村住宅跡地、それと和田住宅跡地でございます。現在の状況といたしましては、若草住宅跡地の一部と新所住宅跡地については昨年度末に、また亀田（落崎）住宅跡地については、本年4月に売却に係る入札公告を行っておりますが、いずれも入札参加の申込みはなく、現在は先着順により購入希望者を募集している状況でございます。

一方で、さきにもご案内させていただきましたが、本年6月には県内の宅建業団体、三重県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会三重県支部でございますが、と未利用地の媒介に関する協定を締結し、民間のネットワークも活用しながら、継続して情報発信を行っているところでございます。

また、野村住宅跡地と和田住宅跡地につきましては、和田住宅跡地につきましては現在も建物が残っておりますが、この2か所につきましては、敷地内に市道や埋設された水道本管を含み、隣接する住居も多数あることから、これまで売却に向けた課題整理を進めてまいりました。野村住宅跡地については、現場立会いを経て、現在市道部分に係る分筆手続を進めているところでございます。また、和田住宅跡地につきましては、境界確定や分筆手続に先立ち、関係部署との協議や不動産業者等へのヒアリングを行い、引き続き売却に向けた整理を進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

市営住宅跡地、一応入札は出したんですが売れなかったということで、先着順でやってもらっているということで理解しました。

次に、市有地の売却や活用方法、今は官民協働のお話もありましたけれども、これは売る部分の問題かなと思うんですけれども、売却や活用方法、仕分もしてもらっていると思います。売却や賃貸、いわゆる和田住宅も建物を解体して活用を考えてもらっていることもあると思いますが、そういった計画について、どのような計画を持っているか聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今後の未利用地の売却計画についてご答弁申し上げますと、先ほどご答弁申し上げました未利用地の売却関係でございますが、現在先着順により購入希望者を募集している物件、これは若草住宅跡地の一部、新所住宅跡地、それと亀田（落崎）住宅跡地の3か所でございますが、これにつま

しては本年度内に改めて売却に係る入札を予定しております。この入札につきましては、自治体や国税庁などの公的機関のみが利用できるインターネットサイトの利用を予定いたしております、当該サイトの直近の入札スケジュールに従い、来年1月中旬に物件を登録し、来年の2月下旬の入札を予定いたしております。

また、現在、用地整理等を行っております野村住宅跡地及び和田住宅跡地についても早期の売却に向けて取り組んでまいりますが、一定の市場性が見込まれる物件でもありますことから、最適な売却条件の設定などについて、民間事業者からの情報収集も行いながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

利用していない遊休資産をどう生かしていくかというところなんですけれども、これを言ったらいろんなノウハウを持っておるところもあると思うんですけれども、専門の民間に委託して、これはどうする、あれはどうするとか、官民連携で進めていくのもあるかと思います。未利用地の活用を民間の専門のたけた事業者に委託して活用して進めていく、こういったものについての考えを聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

未利用地の売却や貸付けにより歳入の確保となる、これは当然行革大綱でもそうでありまして、今取り組んでおります財政構造改革の骨太方針でも歳入の確保というのは上げておるところでございますが、そういった歳入の確保のほか、維持管理にかかる人件費や草刈りなどのコスト削減にもつながることから、公民連携による手法を含め、効果的な取組により積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。民間等の活用といいますか、協力という視点からいきますと、市が土地の市場性を判断することは困難でありますことから、現在、売却方針を決定した未利用地に限らず、具体的な活用見込みがない土地を未利用地として整理した上で、対象物件を市ホームページ等で公表するなどにより、積極的な活用を進めてまいりたいと思っておりますし、また先ほど申し上げました5件の物件以外にも貸付けが可能な土地もあろうかと存じますので、そういったところも整理をしていきたいと思っております。

それと、現在も普通財産の中では貸付けを行っている物件も多数ございまして、売却いたしますと、先ほども申し上げました売った歳入の確保以外にも、市から手を離れますと税収の確保、そういった歳入というふうな面もございまして、これについては一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。民間に頼んで、これは市長にもちょっと聞いてみたいんですけれども、未利用地、遊休資産の活用方法を民間事業者とともに考えていく、協働でもいいですし委託でもいい

いですし、メリットとしては、専門事業者の実績やノウハウを基に、経営能力、人材、設備、技術も取り入れられる、知識による提案、例えば小さな土地であるが主要道路に面していてそこに、考えてくれる企業、例えば看板とか自販機、民間企業とやり取りをしてそれを設置したり、例えば市民にアイデアを募集してみるのも面白いかなと思いますし、ここは絶対借手があるだろうと思うけれども将来は市民が集う場にしたい。でも、それまでの間は定期借地権を利用して、整備をして民間事業者にも有効活用してもらおう、ほかにも考えればいろいろあるかと思いますが、こういった市有地の活用方法について、市長としてどう考えているか、所見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

遊休の市有地、公有財産を有効に活用、あるいは財政的な視点から今は取扱いを進めておるところであります、議員ご提案の民間のアイデア、あるいは民間との協働を踏まえてそれをさらに進めることはできないかというご趣旨につきましては、公民連携による手法も含めてしっかり効果的な取組や積極的な展開を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。あと、狭隘な土地だとか不整形な土地でありましても、やりようによってはそれが利用ニーズに合えば展開できるケースもあるということは議員ご紹介のとおりでありますので、一定基準以上の整形した土地に限らず、そこらも含めた民間のノウハウの活用は今後も研究しながら展開できればというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

1 番 古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時48分 休憩）

---

（午後 2時58分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井です。一般質問をさせていただきます。

順番を変えさせてもらいますので、お許しいただきたいと思います。

まずインフルエンザ予防接種ですけれども、10月の頃に1,000円が1,500円になったけど、これはいつ、一体誰が決めたのか、市長の判断かな、これは。市長はちなみに職員1人当たりで毎日500円にすると、そんな話をしていたけれども、65歳の者は年金がだんだん少のうなって500円負担になっているけれども、どういような考えで市長は、1,000円が1,500円になったのかな、ちょっと教えてください。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

実務的な部分もございますので、私のほうからご説明させていただきます。

定期予防接種の自己負担額につきましては、おおむね委託料の3割を目安に、県内他市の状況なども見ながら、医師会との協議や庁内での予算調整の過程を経て決定をさせていただいております。市議会の皆様に対しましては、本年2月の予算決算委員会協議会において、詳細な額まではお知らせはしていませんが、予防接種に係る自己負担率の整合を図るという旨でご説明をさせていただきました。考え方につきましては、これまでは県内で最も安い1,000円となっておりました額につきまして、医療保険の自己負担割合を参考に、委託料の3割程度を負担いただくという考え方で、他市の状況も見ながら今般1,500円に設定をさせていただいたという状況でございます。なお、この金額につきましては、県内で金額の低いほうから数えまして4番目という状況になっております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ちなみに、鈴鹿市は1,200円、四日市は1,200円、津市が1,300円、それで亀山市が1,500円。2月に言うたか分からんけれども、広報が1枚、ここに広報があるんですけども、10月の、ここに1,500円になりましたよとある。私もインフルエンザ予防接種を受けていたけれども、女房が苦言というのか、1,000円と違うのと言われましたわ、いつ上がったんやなと言われた。

これは市長の判断やろうと思うけれども、やっぱりそこら辺はもっと事前にですな。あらゆる機会があったんだから当然議会にも知らせてほしかったと私は思います。

これは議論をやっているともう時間がありませんから、極力自己負担が少ないように、恐らく委託料が、4,347円やと思うんですわ、医療機関では。そして自己負担が1,500円やと残りの分は市が負担するんだと思うけれども、こんなことは早急に、値上げをした場合には議会にも通知してほしい。

次に、JR亀山駅の待合所及びトイレの整備についてですけども、櫻井義之市長が就任直後、平成21年3月の定例会のときに、一般質問で私はさせてもらいました。2番、3番ホームに待合所を設置したらどうやろうかというようなことを提案したら、そのときの答弁は亀山の駅長さんに相談しますと、それから16年経過したんですけどいまだに、まだない。確かに、各ホームに対するエレベーター、田中亮太さんが市長さんをやっているときから、1番ホームから順次、2、3番ホーム、4、5番ホームをそれぞれ造ってきましたけれども、4、5番ホームは待合所があります。なぜこんな寒いときに、2番、3番ホームに待合所を造るぐらいのお金は亀山市にはないんですかな。

ちなみに、市立図書館の管理組合に年間1,400万、無料駐車場に350万、文化会館に年間400万、ざっと計算しても2,150万を毎年この中に突っ込んでおるんですよ。あなた、駅前再開発事業で新図書館を建てはったけれども、駅の中のホームに建てるのに何千万もかからんと思うんですよ。

そして、リニアとかそんなことでいろんな期成同盟会があるもので、JR東海の社長や誰かに亀

山市は建てるでね、そんな話をしたんかなあ、あなたは、駅長にも。もう16年やから、亀山の駅長は何人も替わっているはずやわ。

あなたが汽車に乗られるかどうかは知りまへんで、そうだけど、この間の「かめやま」の12月号に観光列車「はなあかり」というんですかな、こんなことをやっている。それから直通電車ができましたというようなことを言うておるんですけども、待合所というのは西日本の交通利便が悪いもんで、1時間に1本ぐらいの時間帯で運行しておるんですよ。正直名古屋から帰ってきましたと、それで関のほうへ帰っていく、あそこで最低40分から1時間も待っていたら大変なことになりますよ。そのことを申し上げたときに、あなたが就任早々にこの質問をさせてもらったときに亀山の駅長さんに相談させていただきますと言った。それから16年たっておるんですよ、16年何をしておったんですか、市長、いかがですか、聞かせてください。16年間の活動の方針、待合所一つもよう造らんのか、そこら辺をちょっと聞きたいです。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鉄道施設を含めた利便性の向上につきましては、これまでからもJR東海のみならずJR西日本に対しても、県の期成同盟会等を通じて継続的に要望活動を行ってきておりますが、私からもJR各社に対して、機会あるごとに駅利用者の利便性の向上については要望をいたして、お願いをいたしてまいったところでございます。

こうした結果、これまでも亀山駅での乗り継ぎ利便性の改善やICカードの利用環境整備、JR関駅や加太駅への簡易情報端末の設置、加太駅舎整備に向けた駅舎の無償譲渡などを行っていただくとともに、様々なお取組をいただいております。

以前から、16年前とおっしゃられました、議員よりご要望をいただいておりますJR亀山駅の2番、3番ホームへの待合室の設置につきましては、申し上げるまでもありませんが、待合室は駅構内施設でございますので、議員から一般質問等をいただいた平成21年度以降、三重県をはじめ県内市町で構成をいたしております三重県鉄道網整備促進期成同盟会が毎年度実施をいたしてきておりますJR東海への要望活動の中で継続的に本市からの要望事項として、待合室の設置についても要望させていただいているところでございます。しかしながら、JR東海のご見解といたしましては、待合室の設置は、駅構内のスペースや混雑状況、利用者数を考慮して判断をいたしており、亀山駅の状況におきましては設置の予定はないという見解をいただいております。

なお、これも以前にも申し上げましたが、JR亀山駅におかれましては、列車接続の時間待ち、随分、ダイヤは東海、西日本さんの努力で縮小されてきておりますが、夏場あるいは冬場、この時期におきまして、待っていただく皆さんの状況も承知をいたしておりますが、現時点におきましては、待ち時間が長引く場合、4番線、5番線の待合室をご利用いただくなどの対応をお願いできればというふうに考えております。こども空調の整備をいただいておりますので、4番、5番の待合室をご利用いただくということが一つの現実的な解決策ではないか、そのように思っております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

簡単に教えてくださいよ。

それなら、加太駅を改修しましたやんか。あなたは今乗る人の数が少ないもんで利用者が少ないので、そんな見解やったやろう。加太駅は、去年、おとしぐらいに加太のまち協の人らと加太駅の改修をやりましたんやんかな、待合所もトイレもきれいにしましたわ。それなら、加太駅と亀山駅と比べて加太駅のほうが多いんですかな、利用者が。井田川駅は平成25年やったと思うが、私が議長をさせてもらうときに井田川駅は改修されましたよね。

だから、そんな理由にならんですやんか、JRの施設であっても加太駅はできておるんでしょ、あれもJRの施設ですよ。

それで改めてお聞きしたいんですけども、トイレ改修についてもそうです。亀山駅、以前草川君も質問されたが、下庄駅、それから関駅のトイレ、あの加太駅もこれでトイレを改修しましたやろう、きれいなトイレになっていましたよ、井田川駅も改修されていますやろう。

なぜ亀山駅集客を求める中で、やっぱり玄関ですやんか。以前、亀山駅のトイレを質問したときには、使い勝手が悪かったら図書館を使うてもらうたらよろしいやんかという答弁もあったんですよ。ただ図書館は午後9時で閉館なんですよ。ちなみに今、私のところのトイレは、私は掃除しませんもんであまり言えないけれども、玄関口へ入り玄関の掃き掃除はしてあるか、靴が並べてあるか、まず訪問したときに私は確認します。それでトイレを貸してもらうときにはトイレの状況もどんなんやったというような形で、玄関口のトイレが使い勝手の悪い状況だったらこの人は一体何をしておるんやと。

前にある立派な図書館は81億ものお金をかけて、道路整備もしてやったけれども、肝腎要のトイレが改修されていない、それをどう思われますか。

先ほども言ったみたいに組合に、図書館の駐車場、文化会館の駐車場、これに2,000万円以上のお金を毎年投入しているんですよ。それにもかかわらずそのトイレ改修に、全部直しても2,000万もあれば十分できるですやん、それがなぜできやんのですか、そんなことも。

そうでしょう、あなたの指示一つですやんか、造るかどうかって、その考え方はないんですか。今のままでいいというんやったら今のままでいいと思っていますと言ってください。ごたごたと言わないでよ、後の質問がありますもんで。ちょっと教えてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

JR亀山駅構外に設置されているトイレにつきましては、駅舎の一部を市が無償で借り受け、整備をし、管理を行っているものであります。このトイレを改修するに当たっては、バリアフリー対応など現行の基準に適合した指標とする必要がありますが、そのためにはスペースの拡張などが不可欠でございますので、現状の構造では対応が難しい状況でございます。なお、駅周辺のトイレ整備を求めるとご意見は従来からも、議会でも多くの議員の皆さんから、あるいは私自身も様々な市民の皆さんからも頂戴をいたしておることは把握をさせていただいておりますが、今後につきましても、この利用状況やJR亀山駅舎の改修計画などを注視をしながらこれに対応する必要があるかというふうに考えております。

なお、先ほどご紹介いただきました加太の駅舎につきましては、加太駅舎の整備をいたしましたけど、これは駅舎自体をJR西日本から当市へ無償譲渡をいただいた、その中でこの対応をさせていただいたものでございます。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

いろんな言い訳はできる、言い訳はできるけど、やる気のない者がやっておいたら困ったものやと思う。

次の本題に入ります。

11月1日から発生した第3水源地域の濁り水の件ですけれども、私以外に4名の議員が質問しました。それぞれの観点からそれぞれ質問をされて、私も市長の答弁を聞かせてもろうたんですけども、まずもって、これは災害対応ではないという答弁をされておる、災害に値せんと。というのは、福沢君のときにこういうふうに言っているのや。

本市のいわゆる災害、本市の地域防災計画におきましては、災害を位置づけておりますが、この災害とは暴風、地震等の自然災害や大規模な事故等によって市民の生命や財産が著しく被害を生じる事態を想定したものでございますということで、災害対応をしなかった。だけど、いろいろ話を聞いていますと、11月1日に濁り水が発生して、11月3日に天神地域からまた濁り水が発生したと、そして、上下水道部長を本部長として、危機管理監も交えて対応に当たらせた。

ここに服部さんの新聞がありますけれども、市長は一度も現場へ行かずということで、確かに、山本副市長は行かれたのかもしれない。そうだけど、これって、基本的にこの第3水源区域は2,654戸、ここに木下、山下、野村町及び海本町以外の和賀、天神一、二、三、四丁目、阿野田、菅内、楠平尾、安知本、田茂、三寺、中庄、下庄と。2,654戸の大体2.5人としても7,000人ぐらいの市民が蛇口をひねったら濁り水が出たと、これは一体何やと、えらいこっちゃと。

そうして、全協でも、サンプルを取ったんかと聞いたらサンプルは取っていないと。そうだけど、これは自然災害、これは人災なのかというたら人災だとは言えまへんと。

明らかにこれは災害なんですよ、7,000人の市民が、生活に、11月12日に収束宣言を出されたけれども、2週間、7,000人の市民が困らされたんですよ。これは災害なんですよ、山崩れとかそんなと違うんですよ。

なぜ、災害対策本部を市長として設置していなかったのや、対策本部長として市長が各部局に指示を出すと、それで上下水道部の職員は給水活動等に専念せよと、危機管理の部署は、今も古田君が聞かれたけれども、災害時のときに3万リットルの備蓄があると、その中で3万リットルの備蓄品のあれをなぜ放出せんだのかと。

これは上下水道部長の指示ではなかなか判断しにくいです。市長が本部長として各部署に例えば、危機管理監を派遣するのはええ、派遣した段階で備蓄品の放出をやって、そして各給水所及び交通手段を持たないところの方々に届けるという手段をするというのが、本来あなたの仕事やんか。それを放棄して、ただ指示を出して、現場にも行かん、11月6日はほかの用事でよそに行っておったと思う。12日間の間にいろんなことが起こって、その指示をするのがあなたの仕事やんかな、長としての、違いますかな。

そして、学校給食もそうですよ、4日から6日に提供したのがパンとヒートレスカレーと牛乳。6日はご飯、カレー、レトルトカレーらしいですよ。それで7日から関給食センターで児童、教職員140人分の給食を調理をしたと。恐らくこれは教育長の判断なのか。これは市長が、教育委員会での給食センターが140人分の給食を作ることができる施設であるので、そこであんまりレトルトばかり食べてもろうておったら子どもさんに気の毒やで何とか作るようにと、これはあなたが指示せなあかんやろう、教育委員会の判断でやったんかどうかということ。

それからもう一つ、保育所ですよ。

保育所も自園でやっておっいたらしいけれども、食器類は家庭から持ってこさせておっただけ、コップは通常も持っておるといふ。副食の皿、非常用の皿、これではしばらくやっておっただけれどあかんかったもんで家から持たせた、そのように要請をしたと、これも子ども未来部の判断でやったと思うんですよ、あなたの判断ではないんですよ、どうですか。

これは、あくまでも災害として位置づけた中で市長の判断によって各部署、各部署にはそれぞれ人員配置をしておりますから500人ぐらい職員がおります。例えば教育委員会は学校給食でやってください、子ども未来部はこういうふうにしなさい、上下水道部は給水関係で徹底的にやれ、こういうふうには指示を出すのは、人員配置も各部署から何名出せ、それをするのはあなたの仕事やないかな。それをしておれば、服部さんみたいなこんな新聞は出されることはないと思う。

これは災害ですよ。もし、給水をするタンクが亀山市には4基しかない、それを使い回したと、給水車は2台しかない、恐らく近隣の市町との中で災害協定というのを結んでいるはずやわ。災害協定を結んで、例えば津市なり鈴鹿市なり四日市市から給水車をお借りして、そして私やったら市の持ち物の2台プラス6台を借りて8台で各給水施設にピストン輸送させると。

答弁にもありましたように、給水の袋、何リットル入りのそれを四日市と津から借りたと、鈴鹿ですか、借りたと。なぜ袋は借りられるのに何で給水車が借りられへんだのか、鈴鹿市は2万ですよ、亀山市は5万人で2台ですよ、なぜそれができなかったのかな。

これはあなたの指揮の下、市長の指揮の下、各部署に指示を出して状況判断をして対応するという姿勢があなたにはなかったんですよ。その反省はしてるの、どうも答弁を聞いておると反省がないんですよ、その対応に対する。2週間ですよ、まだそれで原因も分からん、その中のあなたの対応に対する反省はありませんか、あるんやったらやっぱりその反省点を述べてください。なかったらいいですよ、私はもう関係ない、部下にみんな任せてあるのやで私はもう言うておることだけをやったんだと、そうやで私は関係ないんやと、ちゃんと言うことは言うたんであとは部下任せやというんやったらそのように言うてください。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

7点ほどご質問をいただいておまして、市長の反省はないのかということでございますので、少し昨日も何名かの議員の皆さんからご質問をいただいてお答えしていますが、基本的なところを私がお答えをして、残りは担当部からお答えをさせていただきます。

まず1点目に、今回の濁り水は災害であるところおっしゃられました。これも基本的な考え方を申し上げたんですが、水道管の老朽化、下水道管の老朽化の問題は全国で大変な問題であります。

これも踏まえまして、私どもは本市の地域防災計画におきまして災害の定義、災害とは暴風、豪雨、地震等の自然災害や大規模な事故等により、市民の生命・財産に著しい被害が生じる事態を想定している。

しかし、今回の事案につきましては、広範囲にわたる濁り水の発生という市民生活にはご不便をおかけした事案ではございましたが、一方で全国で起こっておるような水道管の破裂とか断水ということではございませんのが明らかであったということ。それから、電気、下水道のライフライン、それから通信、公共交通といった他の公共インフラは全く正常に機能いたしておりました。こういうこともありまして、直ちに地域防災計画に基づくような災害という対応の中で、避難とか、あるいは避難行動を取らずとか、生命を守れないような切迫した状況には至っていなかったというこういう状況がございました。こうした状況を総合的に判断いたしまして災害対策本部の設置という判断はいたしませんでしたが、昨日もお答えさせていただきましたように、11月5日、上下水道部長を中心に、危機管理監を加えまして全庁的な応援体制をしいて、迅速な、まずは排水作業を進めるということでありまして、少し触れられました給水の作業とか広報の作業とか、これは全庁的な対応が必要でしたので、その応援体制をしいたところでありまして。

2点目は、市長自らがその指示を取るべきではなかったかというご趣旨でございました。当然、11月5日に、これは昨日も申し上げたんですが、上下水道部長から報告を受けた後、副市長と危機管理監も入りまして、これは全庁的な対応を取る全庁体制の指示をいたしました。これは5日の10時半でございました。

(「聞いていないことは答えないで」の声あり)

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

たくさんおっしゃられたので、質問をね。事実関係をやっぱりしっかりこれは。

(「分かった、分かった」の声あり)

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

ここを加えまして体制をいたしました。その中で、各部署はそれぞれの職責に基づきまして連携をしながら対応させていただいたものでございまして、市長は職務を放棄したとか、そういうことではないことは全庁組織的にこれを対応させていただいたということでございます。

それから3点目に、なぜ備品の水を使わなかったか。備品である先ほどの備蓄の水を使わなかったかということでありまして、これは危機管理監とも相談をし、本当に中枢に関わる話ですが、こういうケースでもし何か災害が生じた場合、そのための備蓄の水をここで使うということじゃなくて、従来の赤水対応でやっております給水活動で対応させていただいたということでございますので、そこは、そういう方針決定をしてその対応をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

4点目、市長、それぞれそれを放棄したということですが、1日、3日、4日、5日、4回の赤水が発生をいたしました。これにつきましては、1日、3日の段階では局所的な赤水の発生でしたから、それは多分担当部として、その状況の中で対応を精いっぱいしてくれたと思っておりますし、4日、5日の状況につきましては、私は昨日も福沢議員にお答えをいたしました。赤水の状況というのは本当に、それこそ写真であろうかあるいは市内の現場の報告であろうか全て把握をさせていただいておりますので、寄らせてはもらっていませんけれど、そのことは理解をさせていただいて把握

をいたしてございました。

6日の日にどこか別の用事で行かれた、おらんだということでしたけど、6日は実は下水道の老朽化に対する国への要望、この作業のために上京いたしておりましたので、まさに上水道、下水道の老朽化に対するこれの国への支援要望をいたしてきたということでご理解いただきたいと思えます。

5点目に、給水等の話がありました。それから、6点目、7点目に、教育委員会と保育所の取扱いについてご質問がございました。これらにつきましては、担当部のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

まず学校給食では、日常業務として、毎朝調理前に水道水の濁りや塩素濃度、匂いとか味も含めてですけれども、水質を点検、確認しております。教育委員会といたしましては、11月1日土曜日からの当該地域での断続的な濁り水の発生を認識しておりましたので、授業が始まる11月4日火曜日の始業前に、亀山南小学校と昼生小学校の水の濁りについて確認いたしましたところ、両校ともしばらく放水した後も少しの濁りが残っている状況でございました。そうしたことから、同日11月4日の給食調理を取りやめ、給食用備蓄食と使い捨ての食器による簡易給食に変更したものです。教育委員会では、まずその翌日以降の給食用備蓄食の手配を進めるとともに、復旧の見通しが不明で、濁り水の影響が継続する可能性もあると判断し、並行して給食用備蓄食での対応ができるだけ短期間に済むよう、両校に他校等からの給食配送ができないか早急に検討を行い、その準備作業に着手をいたしました。どの給食施設にどのぐらいの余力があるとか、調理時間や配送ルートに無理はないか、食材の納品場所を変更できるか、関係法令の問題はないかなどについて、県教育委員会や鈴鹿保健所など関係各所へ確認を行いつつ、臨時の措置として関学校給食センターから配送を行うこととしたものです。

なお、手順の打合せや食材の納品場所等の変更等の作業に時間を要したため、11月7日金曜日から市内同一小学校の献立で給食を配送となりました。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

まあね、それは市長は責任はないと。多分私もこれを見せてもらったんですよ、どないなっておるんや、櫻井さんよと私も怒られたんですよ。それは福沢君らもみんな怒られておるんやと思う、どないなっておるんやと。基本的にこういうような事案が起こることは、そもそも水源地、貯水池の配置基準をもう少し見直さないかんわけや、ちょっとパネルを出します。ちょっと映してもらえませんか、見えるように。

これは関地区です。関地区の旧関町というところですが、旧関町は3,053戸について5つの貯水池があるんですわ、5か所。加太、坂下、市瀬、富士ハイツ、関ヶ丘、5か所あるんですよ。それで3,053戸の給水事業をやっておるんですよ、水道事業を。ちなみに旧亀山市、1万8,207戸の中で8か所です。ここに工業団地のところにもう一つ貯水池があるんですけれども、これ

は工業用水用の貯水池です。

亀山市、今回問題になったこの第3水源地、ここは山下にあって、そして和賀に貯水池がある、当然水道の老朽管、老朽管で耐用年数が80年という話ですけれども、基本的に40年、よくもって50年。旧関地区は石綿管で、簡易水道でやっておるんですけれども、下水道工事によってほとんど換えています、老朽管を。だけど、亀山市の設備改修はほとんどやっていないんですよ。首を振っておるけど、やっていないものはやっていないの、あんたはね、一部しかやっていないの、その都度。だから、ちなみに第2水源は5,000戸ですよ、第1水源は2,960戸ですよ。確かに、野登水源は安坂山と両尾町で275戸ですよ。

こういう形で、やっぱり今後水道行政の中で、水道管のループ化というのがあるんですよ、ループ化。支障を起こしたときに仕切り弁を止めることによって、汚れた水が出たときにそこで遮断をするというの。だから当然ここで、ちょっと市長、あなたはあと3年あるんやでもう少し、下水道、上水道に指示してもいいし総合計画の中で考えていくのもいいけど、第3水源地にはもう一か所貯水池を設けること。

以前に、能褒野地区では水圧が低下しているので能褒野神社のはたにもう一個造ったんですよ。これは東邦ガスがガスを引っ張ったときに推進工法で3億で抜いているはずですよ、当時も、6億かかったんですよ。そのとき3億を亀山市が負担をして、能褒野・川崎地区の水圧低下を調整したんですよ。

こういう形で、水道の全体の在り方をもう少し考えていかなあかん。またこれはたまたま第3水源で、山下、木下、野村、海本町は今回の泥水がなかったみたいですが、仮に第2水源の区域だったら大変なことですやろう。それから第4水源、太田、長明寺、田村、みずき、みずほ、みどり、川崎、能褒野でこういうようなことが起こったら大変なことなんですよ。そんなことも基本的に入れるべきところに金を入れよと、そうせんことには、蛇口をひねって真水が出てくるというのは当たり前の今、日本の社会なんですよ。確かに、ウクライナで戦争をしている、ウクライナの国民の方々は蛇口をひねっても水が出てこないところもようけあると思うんですよ。だけど、日本の社会において、蛇口をひねったら濁り水が出やん生活が当たり前なんです。当たり前でなかったのが今回の事案なんですよ。この事案を防止するためには水源地の拡充、それをすべきやと私は思うの、それによって、濁り水が発生したときにも対応を。

もう一つ、言い忘れましたけれども、自治会連合会、自治会、まちづくり協議会、民生委員の皆さん方にもご協力をいただいて、全てのことをやらないかん。備蓄の保存水も3万リッターあるんですけど、2リッターで225円かな、これは放出すべきだったやんか。3万リッターが、2リッター225円だったら300万ぐらいですやろう。市民の方、第3水源の方々に、それぞれ薬局のところまで飲料水を買いに走ったと、子どもたちのために、その費用はどうされるんですか。それも含めて一遍、市長の今後の在り方、今後の水道行政の在り方、こんなことが起こったときにはどうすべきか、首長を中心に物事を進めていくという市政運営をやってくださいと思いますけど、いかがですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

時間がないので簡潔に言ってください。

## ○市長（櫻井義之君登壇）

まさに議員ご指摘のような、今回、昨日あまりこの議論はありませんでしたが、こういう問題に対してどう昭和の時代に布設した管路を更新していくのか、あるいは安定的な供給のためにどのような仕組みやどのような財源を求めていくのか、こういう議論が実は今後に向けて大事であろうと思います。今回の様々な濁り水の問題については、今回の対応については昨日申し上げましたが、幾つか改善すべきものはたくさんあると思うので、これは今後に反映させていただきますが、まさにそういう更新のコストに私どもも水道ビジョンで亀山市としては年間4億、10年間で40億を、景気が悪くても財政が厳しいときでもそれを今まで維持をしてきた、これが市民の皆さんに本当に高い評価をいただけるようなおいしくて安全な水であると、水価も比較的安いと、こういう状況をつくってきたんですが、そうやってきた本市におきましても、赤水はあんまり出ないまちなんです。

しかし、今回の事案も踏まえまして、もう一回この水道管の老朽化の問題を議員の皆さん、市民の皆さんにも考えていただきながら、更新をどうしていくのか、新たに第3水源系にもう一つ水源を掘ってはいかがかというご提言ですが、これを掘るために数億のお金がかかりますけれど、じゃあその数億、あるいは更新の費用、今のレベルを上げようとするときには、やはり財源をどう担保するのか。水道料金に全部跳ね返るわけでありまして、そのバランスをどうしていくべきなのかというのが今回の本当に大事なポイントの一つというふうに認識をいたしております。

様々な課題は今後に反映させていただきますけど、以前にも、豊田議員はじめ、公共施設のマネジメント、あるいは水道管の老朽管の対応、そういうご指摘をいただくケースというのはありました。亀山市もそれは従来から努力をしておりますが、さらにこれをどうしていくのかということについてこの更新、それから中身、財源、市民の皆さんにどう考えていただくかも含めて、大事な局面であろうというふうに認識をしながら努力をいたしたいと思います。ぜひとも議員各位、市民の皆様方も、これを機会にさらに水道事業のご理解とご関心と、今後に向けたまたご協力をお願いしたいというふうに思います。

## ○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

これにて、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時47分 散会）

令和7年12月12日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

令和7年12月12日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	大平守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	落合巧君		

---

●事務局職員

議会事務局長	大 泉 明 彦	議事調査課長	新 山 さおり
書 記	木 戸 将 文	書 記	西 口 幸 伸
書 記	山 北 康 仁		

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第5号）により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

6番 森 英之議員。

○6番（森 英之君登壇）

おはようございます。

結の森 英之でございます。

一般質問を通告に従いさせていただきます。3点取り上げさせていただきます。

部活動の地域展開についてというところと、それと小・中学校への空調設備設置について、それから中学校全員喫食給食についてという、3点について問わせていただきたいと思います。まず1点目、部活動の地域展開についてでございます。

これまでも何度か各議員から質疑もされておりましたし、それから今回も取り上げられておりました。この部活動の地域展開について、課題がやっぱり山積しているということもあるかと思っておりますので、取り上げさせていただきたいというふうに思っております。

まず、地域モデル事業の選定とその活動内容についてということなんですが、今岡議員からの質問の中で答弁もありましたけれども、改めて、この秋から冬にかけて3回ほど行うということなんですがこの種目は、選定に当たった理由と、それと選定に当たって資格要件のようなものはあったのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

6番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

おはようございます。

モデル事業のまず目的からでございます。

目的につきましては、現在実施をいたしております休日における亀山市中学校部活動の地域展開に係るモデル事業につきまして、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を構築し、

持続可能な活動の実現に向けた体制の整備に資することを目的といたしております。

このモデル事業は、国が進める休日の部活動の地域展開等に向けた課題を整理するために実施しているものでありまして、今やっているモデル事業、形態がすぐさま地域展開後の休日の活動形態となるものではないものでございます。

教育委員会といたしましては、令和9年度、中学校3年生の最後の大会やコンクールなどが終了する夏以降は原則休日の学校部活動は行わない、こういったことを決定いたしまして国が進める改革実行期間内、これは令和8年から令和13年までございますが、期間内における地域クラブ活動への展開を目指しているところでございます。

要件等でございますけれども、要件につきましては、地域の多様な人材等から質・量とも十分な指導者を確保することが大切であるでありますとか一定の要件は備えていただくことをお願いしまして、そこについて教育委員会のほうで承認もさせていただき、4団体決定させていただいたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

一定の資格要件というところなんですけど、私、ちょっと聞かせていただいているところによると複数の指導者がいるとか、その辺りかなという認識をしておるんですけど、4つのモデル事業の種目については、特に軟式野球については早期から休日の活動をされておりましたので、また私も一定そこに関与している部分もありましたので十分認識はしていたんですけども、その中で、モデル事業のそれぞれの団体の活動回数というのは、この秋、11月から3回ということをお聞きしましたけれども、参加人数はどのようになっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

参加人数でございますが、種目といたしましては、軟式野球、剣道、ハンドボール、陸上、この4種目でございます。

軟式野球につきましては、第1回目を11月23日に中部中学校で実施し、20名の生徒が参加しております。剣道に関しましては11月4日でございますが、これを中部中学校で実施を既にいたしておりまして5名の参加、それからハンドボールに関しましては、11月9日に亀山中学校で実施をいたしまして7名の生徒が参加、それから最後、陸上競技でございます。こちらは11月23日に亀山中学校で実施をいたしまして、19名の生徒が参加しておるといような実情でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

軟式野球はやっぱり人数も多いですね。20人ということなんですけれども、特に軟式野球なんかは、たしか活動場所については関中学校、中部中学校、亀山中学校が対象ですので3つの会場をうまく輪番制のような形で回しながら活動しているというのを私も認識しているんですけども、

やはり活動場所が一定の場所になってくるところが1つあるのかなというのが分かりました。

それと、今回のモデル事業についてなんですが、今後にどう生かしていくのか、これが非常に大事かと思うんですが、今後にどう生かしていくのかということと、今回は軟式野球、剣道、ハンドボール、陸上競技だということなんですが、他の種目についても実施する予定はあるのか、それを聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

今後にどう生かしていくのかということでございます。

今回は4種目手挙げいただきまして、ある一定の生徒の方たちに参加もいただき、地域の方にもご協力いただいてやっております。

今後、令和8年度に向けて、また今回の実証的なモデル事業の結果を検証いたしまして、令和8年度以降、そして令和9年の本格実施に向けて当然生かしていきたいというふうに考えております。したがって、他の種目につきましても、令和8年度以降は当然想定に入っておるといふようなところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

今回、昨日の今岡議員の一般質問でもありましたけれども、既に休日に活動の実績あるようなところに学校を通じて呼びかけをしてということで4種目ということになったと思うんですが、後は他の種目についてということでありました。当然ながら今後については十分検証をしていただき生かしていただくというのが大事だと思いますので、そこについてもよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、来年度の新生の対応についてなんですけれども、来年度の新1年生、現小学校6年生への周知はどのように対応したのか、お聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

来年度、新生への周知、現在の6年生でございますけれども、につきましては、これら児童でありますとか保護者への周知につきましては、各中学校が実施をいたしました新生説明会におきまして、亀山市教育委員会が作成をいたしました亀山市における休日の学校部活動についてという文書を配付させていただいたところでございます。

この文書の内容でございますけれども、来年度入学生の学校部活動の参加について、休日の活動は令和9年度、つまり中学校2年生の夏までは休日の学校部活動に参加できますが、夏以降、3年生最後の大会、それからコンクールなどが終了した学校部活動からになります。休日の学校部活動を行わないこと、また平日の活動については継続はすること、部活動の加入については、当然でございますが任意性となっていることを周知したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

そういう形で徹底をしていただいたということでありました。

非常に大きな変化点ですので、その辺りについては丁寧な説明、そういうところが必要かと思っておりますので、そのような対応をいただいたということで認識させていただきました。

在校生、今の中学校1年生、2年生は新年度で対象になりますけど、当然モデル事業が始まった中でそういう周知をされたと認識しておりますので、その辺り、特に生徒も当然そうなんですけど、保護者に対しても、きちっとこれからも丁寧に説明をいただくようお願いしたいと思います。

それから、次の質問に移らせていただきます。

指導員の育成についてであります。

私は非常に、今後部活動の地域展開の中で、指導員の育成というのが重要なファクターになってくるというふうに認識しています。

昨年だったと思いますが、三重県から広く指導員を募る折り返しが入られていたと認識しています。このようなチラシが入っていたと認識をしております。そのように、やはり人材を広く募らなくちゃいけない、大変大切だということとされているということと認識しておるんですけども、このような形を取っていただいて、意思ある方に積極的に手を挙げていただきたいと思うんですけども、指導員になるには一定の何か資格というか、要件というか、そういうものが必要じゃないかというふうに思うんですけども、今後何か要件とかあるいは資格とかそういうことの取得、取った人に対して認定をするような、そういうようなお考えがあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

指導員となられる方の資格等の要件でございますけれども、こちらにつきましては、現在国のほうで有識者会議によりましてガイドライン等が出されてまいっております。その中で、様々な資格要件でありますとか、人材を育成するための研修に係るような部分も書き込まれておりますので、その辺りを注視しながら、市のほうでどこまでできるかということもございしますが、検討は必要になってくるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

当然文科省、スポーツ庁が主導してやっているものなのでそこからの指導というか、そういった方向性がないことには、なかなかうまく推進できないというのは重々理解しておるんですけども、部活動地域展開については非常に重要な1つ、地域資源であるスポーツ少年団である場合には、例えば指導者は櫻木議員も当然指導者でありますので十分認識されていると思うんですけど、その資格を取るには一定の研修を受けて、そういったものがないとベンチに入れないとかそういった要件があるわけですね。そういうものがやはり、資格というまでではないにしても、そういったものが必要ではないかなというふうに思っています。

というのは、部活、スポーツ、これは文化でも変わりませんが、心、精神的なところを養っていくというか、そういう教育も十分担っている部分だと思うんですね。

申し上げていいかどうかちょっと分からなかったんですけど、悩んだんですけど、実は部活動以外の地域クラブのところについて、懸念があるということをおっしゃる方がいらっしやいまして、部活動については当然学校教育なので人格形成を含めてきちっと教育もさせてもらっているつもりだと、ところが、多くの今地域クラブで活躍している生徒さんがおるんですけど、ちょっとなあとというようなことを感じる部分があるというようなことをご意見いただいております。当然勝ち負けなんで、目的はそうなんで必要なんですけど、やはりそういったところの指導というのも大事なかなと思いますし、今言われているハラスメント問題もありますので、そういうところからの指導者の育成、資格要件というのは、これは大切なことというふうに思っています。

そこについて何か教育長、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

部活動の地域展開ということで、私たちがこれまで子どもの頃から部活動に当然のように入って、そこで様々な経験や体験を繰り返し、そして高校へ行って、また同じクラブ、または違うクラブ、大学へ行ってとかそういうふうに人生のとか人格の形成上、非常に重要な、部活動は位置を占めていたと思います。これが大きく今、大転換ということで変わろうとしています。

そんな中で、これからできる地域展開というのは、部活動のよさを地域に展開して、地域のよさをさらに地域力を上げていくというような捉えでいくと、指導者というのは非常に大事な要素となってきます。指導者が適切な資質や能力を備え、保護者、生徒から信頼される、そういった指導者の中で指導が行われることが非常に重要であると教育委員会も考えております。

これらの資質を育成していくための地域クラブ活動の指導員の方への研修会の実施であるとか、資格というのがどういうライセンス、研修を受けたらもらえるとか、そこまでは国の方針にも準じながら検討は行っていきたいと思っております。

いずれにせよ、地域クラブ活動においても、学校部活動と同様に事故であるとか暴力であるとか、そこにおけるハラスメント等であるとか不適切な行為等の防止を、これは子どもたちの人権を守る上でも徹底していかなければならないというふうに考えておりますので、生徒が安全・安心に活動に取り組めるような環境づくり、これを教育委員会としても指導者の確保という面の両面から、地域展開に向けた準備を進めていきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

今教育長から人格形成とかいう言葉をいただきましたけど、人間形成、そうですね、そういったことが本当に大切だと思っております。

私が言えることでもないんですけど、私も中高と部活動に注力してきた一人として、その大切さというのを本当に認識してしまっていて、その上で私が今いるというのも過言ではなくて、そういったところで部活動を私としては続けていきたいという部分はある中で、今の少子化であったり教

職員の働き方改革だったり、それはやむを得ない部分かと思しますので、そこを少しでも担保できるような地域展開をぜひしていただきたいなというふうに思っています。

続いて、4つ目に移ります。

市職員（消防職員）の兼職の扱いについてということなのですが、ちょっと私、括弧書きしてしまったので、消防職員というわけではなくて市職員あるいは消防職員等という言い方が正しいと思っておりますが、その兼職扱いについてお聞かせいただきたいと思っています。

既に教職員については、国の指導もあってこの兼職扱いについては認められているという形になったと、負担にならないようにということは書かれてはおりますけれども、そういったことになっていると認識しています。

市職員あるいは消防職員等の、公務員に係っていくと思うんですが、兼職扱いについて、こちらは今後そういった部活動の指導員となられる方についての兼職は要件を認められるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

#### ○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

#### ○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市職員の関係でございますので全体的に私のほうからご答弁申し上げますが、地方公務員の兼業、いわゆるアルバイトとか副業に関しましては、地方公務員法第38条、営利企業への従事等の制限により、1つとして営利団体の役員等を兼ねること、2つ目として自ら営利企業を営むこと、3つ目として、報酬を得て事業または事務に従事することは許可なく行うことができないこととされており、いわゆる公務員のアルバイトの禁止でございますが、しかしながら、職員からの営利企業等従事許可申請書に基づき、任命権者において許可基準を満たしていることが確認できた場合は勤務時間外に従事すること、市の業務と併せて十分な休暇日を確保した上で従事することを条件に許可をしております。

このようなことから、職員が報酬を得て部活動の指導員をすることにつきましては、申請内容を許可基準に照らし合わせ、条件を満たすと判断することができれば従事ができるものと考えております。

#### ○議長（岡本公秀君）

森議員。

#### ○6番（森 英之君登壇）

申請をして許可が下りればということで確認させていただきました。

指導員という、資質という話を先ほどもさせてもらいましたけど、種目を特別に特化して経験をされてきたという中では市の職員もたくさんいらっしゃると思いますし、消防職員なんかもたくさんいらっしゃると思います。

私も記憶に新しいのは、関の野球のスポーツ少年団で、長年消防職員の方が携わられたということを知っていますし、そういった形で、資質を問われる指導員ですからそういった形の見識ある方についてはどんどん手を挙げていただいて、兼職扱いということを知っていただければというふうに思っています。

続いて、地域展開における行政支援についてなんですが、今岡議員からの質問もありましたけれ

ども、残念ながらこのモデル事業においては報酬というものはなくてということでありました。

私が部活動改革の現状と展望という有識者会議による中間取りまとめというのを見させていただいたときに、内容を見ると費用負担の在り方等についてということで、公的負担については、国、都道府県、市区町村で支え合うことが重要と明記されています。ただし、いまだにそういった財源が示されていません。そういった中で、ただし、改革実行期間というのがもう来年からという、何かちょっと違和感を感じるころはあるんですが、国のそういった方向性の中で財源はまだ示されていないということ、苦肉の策で中学校の部活動の中で休日に活動、実績があるところに手を挙げていただいたというそういったモデル事業、苦肉の策だというふうに認識しているんですけども、今後国の動向は当然見極めが必要かと思うんですが、やはり何らかの報酬というのは亀山市においても必要かというふうに認識をしております。

財源というところについては、例えば、私、ちょっと提案させていただきたいんですけど、基金なんかを活用するのはどうかなというふうに思っているわけです。ただし、基金というのも、これは目的がないということとは当然認識しておりますので簡単なことではないということなんですけど、例えば文化振興基金があったというように思います。そういったものを、文化部もあるわけですからそういったものを要件として、目的にも合致するというように持つていくということとはなかなか難しいかもしれませんが、そういったものの活用ということはどうなのかということで、副市長どうでしょうか、お聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（岡本公秀君）

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

今、部活動の地域展開における財源の問題ということでご質問をいただきました。

まず、指導者の報酬につきましては、これは昨日もありましたが、受益者負担を基本としながらも持続可能な体制を築いていくためには、やはり国と地方が一定の支援をしていくという考え方は望ましいものというふうに認識をしております。そうした意味におきましては、全国市長会や全国市議会議長会などの地方6団体が協働、連携して国へ要望していくことは極めて重要であるというふうに考えております。

また、基金の活用につきましては、これも議員お触れいただきましたが、それぞれの基金がその目的に応じて設置をされている現状においては、今すぐ現時点において活用していくのは難しいとは存じますが、今ご提示いただいた文化振興基金とかそういった基金の中には関連する基金もございますので、何かの改正等を行いながらやるということについては一定可能性としてはあるものとそのように認識をしておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

財源については必要だということは認識していただいているということもありましたし、基金についての考え方も一定可能性はあるということで答弁いただきました。

やっぱり、受益者負担が基本だといいいながらも全て賄うことは到底できないと思うんですね。

亀山市については活動拠点についての負担というのは非常に安価に抑えられていまして、既にそ

こについては、私は活動が本当にしやすい環境は整っているというふうに認識しています。ですので、あとは指導員の話を見せてもらいましたが、その報酬等をどうやって賄うのかというのが非常に重要になってきますので、そこについては国・県の動向も本当に見極めながらなんですが、要望していただきながら、ぜひ財源確保に努めていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

実は、文化という話をさせてもらいましたが、今、私が取り上げたのはスポーツを中心に、運動クラブを中心に取り上げましたが、1つ大きな課題というのは、鈴木議員等も一緒に検討してきた中で、例えばブラスバンド部なんですね。これなんかは当然楽器がたくさんありますので、それを学校で保管している中で、地域に持ち出そうと思ったときにどうするんだということもありますし、土・日等に、休日にやるとしても校舎に入らなくちゃいけないという問題もあるわけですね。管理上の問題というのがあります。そういった観点で非常に難しい問題というふうに認識していますので、これは運動クラブだけの問題ではありませんのできちっと、部活動の地域展開というのは私も注視していきたいと思ったり、新しいことが展開されるようなことがあれば当然こちら、議会のほうにも周知をぜひお願いしたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきたいと思ったり。

小・中学校体育館への空調設備の設置についてであります。

こちらについて取り上げさせていただきましたのは、9月議会においても、市長から特別教室の未設置の場所を含めて、全室への設置の方向性が示されたという認識をしておるんですけども、体育館への空調設備の設置というのは今後ということだったというふうに思います。

ただ、やはり私がもう一度ここで取り上げさせていただいたのは、もう今般の夏の気象を考えたときに何と申しますかね、本当に暑いというか、異常だなどというほどの暑さを感じております。

ただ、設置率を見ますと、中学校が全国でいうと25.4%、小学校でいうと22%にとどまっていますし、三重県においてはその半分以下なんですね、まだ。中学校は11.5%、小学校は三重県で15.9%なんですけれども、そういった形でまだまだ低率になっていると認識はしていますが、これは私も本当に気象条件から待たないじゃないかなと思ったり、これは多数の方から何とか設置できないのかという要望を受けております。

私も先ほど部活動の地域展開という話をさせてもらいましたが、実は既に学校開放の中で、小・中学校の体育館を使っている団体がたくさん見えます。あります。そこが空調がないという悲痛な訴えを受けているわけです。

ですので、私は地域展開がもう実行期間へと移っていく中では、これは絶対必要じゃないかというふうに思ったり、改めてここで質問で取り上げさせていただいているわけですので。

そこで質問に移らせていただきますが、第3次総合計画においては特別教室については明記されるという認識をしておるんですけども、そこについての今後について、体育館にも空調設備の設置が必要やないかと思うんですけども、考え方について改めてお聞かせいただきたいと思ったり。

#### ○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

#### ○教育部長（大平 守君登壇）

お触れもいただきましたように、前回の市議会9月定例会の一般質問におきましても、教育委員会のほうからも答弁させていただいておりますが、体育館への空調設備整備につきましては、特別

教室と同様に近年の、お触れもいただきました全国的な平均気温上昇の中で、児童・生徒や教職員などの健康面の観点から、また誰もが安心して学べる環境づくりの観点から、必要性を十分認識をしておるところでございます。少しでも早い整備が望ましいというふうには考えておるところでございます。

しかしながら、整備工事については、電気設備の改修工事など相当の費用を要することが想定されます。したがって、教育委員会の考え方といたしましては、前回の市議会開催時から変わりはなく、様々な教育課題がある中で、まずは特別教室への空調設備整備を優先いたしまして、併せて体育館への空調設備についての検討は進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

まずは特別教室からということでありました。

この特別教室への設置については、体育館も含めて、いろんな財源措置であるところが国から方向性が示されているところなんですけれども、併せてお聞きしたいんですが、先ほど今答弁いただきました、亀山市の考えについてはお聞かせいただきましたが、まず特別教室からというところの考え方は国の指針等と考えが合致しているのかということと、それとちょっと資料を準備したんですけれども、資料1をお願いできますか。

3つ目、断熱性の確保は今年度実施が可能にということになっています。断熱性を確保するのが必要だということ、要件があると思うんですけれども、その中で、断熱性の確保については後になってもいいよということが要件になっています。

この資料は少し令和6年度ということ、これは新議員もたしか一般質問で示されたものなので、新しくはないんですけれども、改めて確認させてもらっている中で示させていただいております。こういったものがあるということ。

それともう一つ、資料2をお願いできますか。これは、体育館の断熱・遮熱対策についてということで具体的に示されているものです。屋根・天井、それから建具、壁、床、その辺り具体的にこういった施工をするということを示されております。ただし、それ以外のもので有効な対策工事を除外するものでないということは当然書かれてはおりますけれども、こういったものが示されております。

こういう断熱工事が、整備がないと財源措置がされないということかと思うんですけれども、その中でやはり空調設備の設置については難しいという、そういったことになってくるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

議員に今お示しいただいた文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金につきましては、補助単価の増額改定や補助要件となる体育館の断熱・遮熱対策など、断熱性確保に係る運用の柔軟化などが図られた旨は我々も把握をいたしております。

しかしながら、体育館への空調設備の設置につきましては、補助要件となる断熱性の確保に関する改修などを柔軟化の趣旨も踏まえ、今年度を実施をいたしましたとしても、国がお示しされておりますように、断熱・遮熱の性能に関して経済性に配慮が行える比較的安価なものでも対象となるとの意味合いであろうかというふうに考えておりますけれども、こういったものにしましても効果的な対策をすとなれば、昨今の社会情勢を勘案いたしますと、やはり相応の性能は求められるものであって、それにはやはり相当の工事費、こういったことが必要になってくることが想定をされるものでございます。

また、学校施設の長寿命化の取組も進めてまいります中で、空調の設置についても検討していくこと、こういったことも必要であると考えているところでございます。

したがいまして、教育委員会の方向性といましては、繰り返しの答弁となりますけれども、様々な教育課題の中、体育館への空調設備についても検討を進めながら、まずは学校長寿命化の改修、それと特別教室への空調設備整備を優先して進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

いろんな優先課題があるのでということの中で、まずは特別教室からということなんですけれども、例えば、例えですみません、鈴鹿市では令和5年度からモデル校を設けながら、既に今年度中に小・中学校合わせて40校全てに空調設置というような方向性になっています。ただし、これはすごいことだなと思って確認したところ、断熱整備工事もしているのかなと思ったら、それはもう考えずに取りあえず全校設置するという方向性を示されまして、思い切ったことをされているなと思うんですけれども、その分電気代がかかるということになってくるのかなというふうに思っています。

国の方向性も当然、環境をとるところを考えると当然断熱構造が要るんじゃないかという、そこも理解はできるところがあるんですけれども、何か隣の鈴鹿市さんとの差を感じるたびに、私の胸がすごくざわついて、何とかならんのかなというふうな思いが正直なところであります。

その中で、今般市長の現況報告でもありましたし、いろんなこれから財源が見込めるような工業進出もあるというようなこういう、そういう期待もあるということがありましたし、国の指針等が、今教育長からありましたけれども、大きく転換を私も期待しておるところなんです、そういったところを含めて、財源が確保されれば来年度、第3次総合計画というところなんですけれども、大きな方針転換もそこは可能かとお考えなのか、市長、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

先ほど教育部長が答弁いたしましたとおり、体育館への空調設備の整備につきましては、子どもたちの健康面や学習環境などの観点から、必要性を十分に認識いたしているところでございます。特別教室もしかりであります。

したがいまして、現在、次期総合計画策定に向けましてその手続を進めておりますが、その中で、児童・生徒の教育環境の改善に向けて、学校施設の長寿命化の改修事業もしっかり進めていかなくてはなりません、そのほかに特別教室や体育館への空調設備の計画的な整備や検討を進めて、そうした教育環境の質の向上を目指したいというふうに考えてきているところでございます。

議員ご指摘のように、例えば予算に限りがなければ、当然手法等に関する調査検討が同じように必要となるわけですが、より速やかな事業実施も視野に入ってくるのではないかというふうにも考えます。ただ、市の財政状況を鑑みますと、また市全体の状況、さらに課題等を踏まえますと、やはり事業実施の優先順位をしっかりと検討した上で進めていくということが、これも全てに言えますけれど、極めて重要なことであろうと思います。

ちょうど過去にも少し申し上げ、今正確な数字を持ち合わせておりませんが、当初特別教室、これは議会でも随分長く議論いただいて、要望いただいてまいりましたが、この整備に大体2億から3億かかるんだらうというふうに想定を従来しておりましたが、検討の中でキュービクルの導入とかこういう整備も含めますと、現在特別教室の整備が7億から8億と、14校、全校の残りの部分を、それぐらいが想定されるということです。あわせて、これに合わせて小・中学校の14校の体育館、整備手法はいろいろあるかと思いますが、これを入れますと、さらに8億から10億ぐらいの予算が必要になってくるということにならうかと考えております。

ご紹介ありました鈴鹿市さんや四日市市さんも、実は五十数校を同様の手法で整備されるというふうに伺っておりますが、果たしてその手法がどうなのか。長期で見たときの部分もしっかり見極める必要があるかというふうに考えておりますけど、空調整備につきまして、学校現場における使用頻度等を考慮して、まずは特別教室への整備を目指して、併せて体育館への整備の在り方を検討していくというのが私どもの考え方でございます。

いずれにいたしましても、現在、構造改革の集中期間の中にございます、これに基づきまして持続可能な財政構造への改革を実施している段階でございまして、その中で従来の事業の見通しや業務の効率化、合理化を行う一方で、併せて必要な事業につきましては少しでも速やかに、着実に、適切に進めてまいる所存でございますのでご理解を賜りたいと存じます。

#### ○議長（岡本公秀君）

森議員。

#### ○6番（森 英之君登壇）

財源というところでありました。

そこについてはぜひ、必要性は認識しているんだけどもというところ、我々も当然要望を受けた段階では説明はする責任はあると思いますけど、そういったところの難しさも含めて、きちっと認識をしてもらうというのが必要かなと思いますので、お願いしたいと思っています。

1つ、私、市長がどこかでお考えを述べられたときに、特別教室が全室設置される中では、そこは避難所という使い方もできるということだったと思うんですけど、そういった考え方はあるのは理解しておるんですが、そこを安易に避難所といって使ってしまうと教育が止まってしまうということがありますので、そういった関係からもぜひ体育館への空調の設置という、指定避難所もたくさんありますので、そういったところを視野に入れながら今後ぜひ検討をお願いしたいというふうに思っています。

ちょっと時間が短くなってきましたが、最後の質問に移らせていただきます。

いよいよこの来年の4月から中学校の全員喫食が始まります。

その中で、中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画というのが令和5年11月に策定されたということを認識しております、その前の令和5年9月の議会で新議員が栄養教諭などの配置について質問されております。その中で、教育部長が栄養教諭あるいは給食調理の専門職につきましても、アレルギー対応の管理等を想定しておるということで答弁があったと認識しています。これについてどのようなお考えがあるのか、教育長、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

亀山中学校と中部中学校における給食の実施に伴い、学校現場で新たに必要となる主な事務といたしましては、欠席やアレルギー等の食数の管理、生徒への手洗い、配膳、食事マナー等の給食指導、全体の食育指導、配膳室等の衛生管理、食物アレルギーへの対応等があります。

このように、専門性が求められる業務をはじめとした取組がいろんな場所で増えてまいりますので、両校の現在いる教職員を対象に、まずは給食指導や食物アレルギー対応等についての研修について事前に行ってまいります。加えて、その内容について、現状の教職員だけでこの業務全てを担当するのは少し難しい、無理があるなど考えられます。そこで新規に市費で、先ほど栄養教諭という言葉が使われましたが、管理栄養士とかそういう専門的な知識、ライセンスを有する人員の配置について、亀山中学校と中部中学校に配置をしていくことについて、現在調整や検討を行っているところでございます。引き続き学校給食の安全・安心な提供に向け、丁寧に準備を進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

6番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

---

（午前10時56分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

会派結の鈴木です。

一般質問、行政経営の改善と財政構造改革についてというテーマで一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、財政構造改革骨太の方針2024の実践についてという項です。

行財政改革大綱と財政構造改革骨太方針2024との位置づけについてという質問ですが、以後、行革大綱と骨太方針という形で呼ばさせていただきます。

私の理解ですと、行革大綱は行政サービスの向上と財政健全化の両輪を持ち合わせていると、成

り立っていると考えます。それから、その中で骨太方針については財政運営に特化した重点方針、手法が示されていると。どちらかという于行革大綱の中に骨太方針は包括されていると、包括できるのではないかと、そんな認識の中で質問をしていきたいと思います。

そこで、まずこの行革大綱と骨太方針の位置づけをどのように考えているか、見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず、財政構造改革骨太方針2024は、持続可能な財政運営を行うため抜本的な財政構造の立て直しが急務となりましたことから、財政調整基金残高の回復に向け、歳出の削減に重点を置き、全庁挙げて短期集中的に取り組むものでございます。

一方、行財政改革大綱は、現在の社会状況の変化に対応した自治体の構造の転換を図るため、次期総合計画を効率的かつ効果的に実現する上で、実効性を確保するための行財政運営の指針として、行政としてのシステムそのものを効率的、効果的に進めるものでございます。

この財政構造改革骨太方針2024と亀山市行財政改革大綱は連携、補完しながら、持続可能な財政基盤の確立を目指すものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

骨太方針は抜本的に立て直しを短期集中にやるということ、それから行革大綱については、市の指針とかシステムを効率的あるいは効果的にやっていくと、両計画は連携、補完し合いながら進めていくというような答弁でしたが、先ほどくどいようですが、行革大綱は行政サービスの向上と財政の健全化の両輪から成っていると思うということを言ったんですけれども、行革大綱の4つの目標のうち2つの目標がどちらかという行政サービス面、行政システムの改革、市民総活躍によるまちづくり、一方、もう2つの財政運営の強化と既成概念からの脱却、これが財政面からと私は理解をしているんですけれども、さらにですよ、さらに4次の行革大綱をこの前示していただいたんですけれども、この重点方針は事業再編の断行、徹底した歳出削減、歳入の確保・強化、公共施設の統廃合・有効利用、特別会計・企業会計の経営健全化、これら行革大綱に上げた目標あるいは重点方針は、まさに骨太方針の取組と私はほぼ同じだと思うんです。ほぼ同じ。

そんな中質問を繰り返しますが、私自身整理する意味で、行革大綱での財政健全化と骨太方針での重点方針、取組の違いがあるとしたら明確にさせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員お尋ねの骨太方針における具体的取組は、市の財政状況を早期に回復するため、短期集中的に行う項目を各所属が進める事業に当てはめ、個別具体的に取り組むものである一方、行革大綱における各重点方針は、財政的側面だけではなく、また各重点方針にひもづく施策レベルの実施計画

について進捗管理を行い、一定期間で成果につなげるものでございます。

したがいまして、骨太方針と行革大綱には取組のレベル感や目指す目標、成果の評価に違いがあるものと考えています。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

分かん。レベル感とか目標とか、あるいは評価が違うんだというような答弁、ちょっと整理がつかないんです。

また別の視点から、計画期間と推進体制の視点から質問をしたい。

骨太方針が令和6年から令和11年の6年間、さらに行革大綱にこういう書き込みがあるんです。

私、非常に注目したんですけども、計画期間は第3次総合計画の前期基本計画の期間が令和8年から令和11年までであること、及び財政構造改革骨太方針2024の終期が令和11年であることから、これらの計画の取組を検証した上で次期大綱の策定を行うということです。つまり、ここは骨太方針をいわゆる行革大綱の中で検証して、次期の大綱につなげるんだということですね。つまり、もうこの書き込みの中で骨太方針は行革大綱に包括されているんですよ、これは。行革大綱の中で骨太方針を検証しながら次期の行革大綱を作成する。これね、私は包括をもうしていると思うんですよ。

それから、もう一つ、推進体制においても、この2つの大きな計画の進捗管理が総務財政部が2つとも進捗管理をやるという。同じ部署がこういう形で、同じような計画の中でPDCAを回していく、どうも私は腑に落ちないんです。これは事務の効率化が図られていないということだと思います。

そこで今まで質問の中で、繰り返しますが、行革大綱に上げた目標、重点方針は、財政健全化の視点では骨太方針の取組とほぼほぼ同じである。なおかつ計画期間もほぼほぼ同じであって同じ部署が進捗管理をしている。これはまた後でも質問しますね。

あわせて、骨太方針では令和7年から具体的な取組もまだ示されていないんです。そんな中では、もろもろ考える中では、この機会にこの大きな2つの計画を抱き合わせをして、行政行革大綱の中に骨太方針も包括できないのかというようなふうに思います。行革本部の指揮官を担う、いわゆる類似事業の統廃合を率先して断行すべきだと、中へ入れていけど。そうでないと我々も分からんけれども、市の職員はもっと分かりにくいと思いますよ。これは統合といいますか、断行できませんか、お願いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、財政構造改革骨太方針2024は、市の財政状況を早期に回復するために短期集中的に取り組むものでありますこと、行革大綱は掲げた各重点方針の成果を達成するための取組であることなどを考えますと、財政構造改革と行財政改革大綱はそれぞれについて取り組みつつ、補完、連携しながら進めるものと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

やはり別物だということですね。別物だと、補完、連携し合ってやっていくという、私は腑に落ちない答弁かと思います。

それでは、次にこれまでの取組と成果について、これはもう簡単にやりたいと思います。

まず完全に、令和5年、6年に実施した事務事業点検は、もうむしろ事業費の削減をもくろむということでスタートした事務点検だったと思いますが、成果はどうだったでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和5年度及び令和6年度に実施いたしました事務事業点検につきましては、事務事業の有効性や費用対効果を見極めた上で、事業の選択と集中を実行し、財政健全化と政策推進の両立を図るため、客観的に事務事業を点検するため実施いたしましたものでございます。

令和5年度におきましては6事業、令和6年度におきましては17事業に対して事務事業点検を行ったところでございますが、経費削減につながった効果額は、財政構造改革の取組と合わせますと、事業費ベースで約8,000万円でございます。

また、これ以外にも、これまで従来どおり進めてきた事業を改めて整理し、外部委員の皆様からの意見を参考にしながら事業の見直しにつなげるプロセスそのものが、他の事業を見直す上において参考となるものと認識いたしましたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

令和5年に6事業、6年に17事業を見直したと。

先ほども言ったんですけども、点検時には、ある程度削減がもくろめる事業を1つチョイスしたというような案内があったんですが、そのときでもいいんですが、その後でもいいんですが、行革担当として市の例えば主要事業、百幾つあるんですね、110か120ぐらい。それから標準事業が400弱、400ぐらいだと思うんです。これを全部全てをチェックした経緯はあるんですか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

この事務事業点検に先立ちまして、令和5年度の事務事業点検につきましては、令和4年度に実施した事務事業評価対象事業の中から、外部点検を行うべき事務事業の提案を職員から募るとともに、事業に対する一般財源の大きさ、施策体系上の事業分野のバランスなどを総合的に勘案し、選定したところでございます。

また、令和6年度の事務事業点検につきましては、当初予算における一般財源がおおむね1,500万円以上の事業及びそれに関連する事業のうち、予算削減効果の可能性が高いと考えられる事業を選択いたしました。これらの選定基準をあらかじめ選定し、主要事業、標準事業に関わらず点検事業を選定したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

1,500万円以上の予算、効果が高いという判断をしたというならば、ほぼほぼ全事業をチェックしたというような捉え方でいいんですか、ちょっと確認の意味で。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

先ほどのご質問でございますけれども、令和6年度の事務事業点検におきましては、1,500万円以上の事業として効果の高い事業を選定いたしております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

逆に言いますと、1,500万円以下のものについてはまだチェックが済んでいないという理解をさせていただき、これやりましょうよ、これね。400近い標準事業でもつぶさに当たっていけば、1日にどのくらいできるか差異はありますけれども、もうやっつけていきましょう。

具体的取組の4に企業会計への繰出金の見直し、当然これは特別会計も含めないかんと思うんですけど、繰り出しの見直しができたんですかと。あるいは繰出金総額の削減について、一定のもくろみができたんですかというような質問を用意したんです。

実は、これは前議会で下水道の料金の質問と答弁の中で、それでは一般会計の繰り出しを担当部としてどのくらい抑えるというような目標とか数字はあるのかというような答弁の中で、上下水道部長は、使用量アップに伴う収入が、いただいた分が一般会計からの繰り出しの減であると、繰出金の目標は持ち合わせていないという答弁を私はいただきました。当然これはもう骨太が始まった中でできているのか、繰出金の基準、見直しができたか、あるいは繰出金総額の削減のもくろみができたのか、質問したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

企業会計への繰り出しにつきましては、総務省から示される繰り出し基準に基づく出資金及び負担金と基準外の補助金を合わせ、繰り出しているところでございます。

そのうち、基準外の補助金につきましては、財政構造改革の取組といたしまして、令和7年度当初予算におきましては、下水道事業会計で前年度比約4,500万円減といたしましたほか、病院事業会計につきましては、前年度比約3,000万円減といたしたところでございます。

企業会計につきましては、自主財源の確保と経費削減に努め、効率的な運営が求められるものでございまして、令和8年度の予算編成に当たっては、特別な状況がある場合を除き、総額を前年度以下の要求とすることとして予算編成方針に明記したほか、状況に応じて繰入額の削減について検討を進めるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

4,500万、あるいは病院については3,000万の結果であったという報告、令和8年度予算では現状よりも下げるという金額。基準ができたのかということをお聞きしたんですけど。

もろもろ聞かせていただきましたが、やはり骨太の成果というのは進捗が遅いというか、非常にやはり具現化できていないというのが私の感想です。

どうなんですか、これ、庁内的にもう絞り切ったんだというような空気と申しますか、職員のあれてあるんじゃないですか。その辺の印象と申しますか、手応えみたいな感想がありましたら。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

財政構造改革の進捗が遅いとのこと指摘でございますが、これまで事業の再編や補助金の見直しなど、各所属において様々な取組や調整を進めているところでございます。

あわせて、例えば4つの大規模施設整備事業について、財政負担を軽減する整備スケジュールを整理したことや、新たに設置された起債を活用することでトータルの財政負担を軽減したこと、包括的民間委託、官民連携方式の業務委託など公民連携の実現に向けた検討を進めたこと、さらに地域公共交通ネットワークの再構築に向けた事業へ着手するなど、将来の財政負担軽減に向けた取組も進めているところでございます。

この財政構造改革の取組は、事業の効率化などにより、即効的に経費削減につながるものもございまして、例えば団体への補助金や事業の縮小や廃止のように、これまでのサービスを削減する場合は丁寧な周知を含め、一定の期間も必要となる場合がございます。そのような意味からも、集中改革期間を3年間として、全庁一丸となって取り組んでいるものでございます。

また、この取組による成果は各年度の当初予算に反映することといたしておりますので、そのタイミングで具体的な取組の内容をお示しすることになるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

私は進捗が遅いんじゃないかという指摘をしたんですけども、検討はかなり進んだんだと、中には関係の方への周知期間も必要、その意味で進捗が遅いという感もあるかもしれんけれども、今、令和8年度の予算の中で一定の進捗は示せるということですね。分かりました。

総じて、次の質問になりますが、先ほども言いましたけど、令和7年度以降の具体的な取組手法と実施プロセス、これはなぜ今、私、5、6とは見たんですよ、7年度こんな取組をしますよというのを全く見ていない。スタートは威勢よく、聖域なきとか待ったなしと威勢のいいキャッチフレーズで始めたんですけども、なぜ7年度以降の取組に対して示されていない。理由があったら、もう集中期間は令和8年で終わるんですよ。7年、8年が示されていないこの実態についてはどう考えるか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和7年度の財政構造改革の取組のプロセスやスケジュールにつきましては、令和11年度末財政調整基金残高25億円以上の数値目標に向け、まずは各所属において財政構造改革の具体的取組を進め、次年度の当初予算に反映するもので、これまでと同様のプロセスやスケジュールで進めておりますので、同様の内容についてはお示しをいたしていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

具体的な取組については議会に示した、同じようなプロセスで進んでいるんだと、新たな取組方や手法については示さなくても、継続してそれについて当たっているという答弁である。

これは、次の令和7年度定期監査結果報告に対する措置の対応についてという項も設けました。当然これは執行機関でもなく、独立した監査室みたいな質問はできないわけですがけれども、同じ、全く監査委員にも指摘をされた内容なんで、私、読んだんですけどもね。財政構造改革骨太方針2024の具体的な取組において、令和7年度以降の具体的な取組手法と実施プロセスを明確にされたいということですね。これについては今のご答弁あったもの、指摘があったもの、こういう措置をしたというような返答をするということで承りました。

それで、定期監査において様々な指摘あるいは意見がなされています。

例えば、公共施設等総合管理計画を見直し、将来の施設管理の考え方を整理されたいという指摘、意見もございました。管理計画はもう平成28年から変わっていないよと、そろそろしっかり見直さないといけないね。大きな4つの施設については、財政的な視点から順番を含めてあるけど、ほかの施設に対しては何にも示していないねというような意見かなと私は思います。

あるいは、市民文化部に対しては、まち協あるいは自治会に対しての支援の在り方にも指摘あるいは意見が出されています。

それでは、ここでは例示的に1つ指摘、意見を取り上げて質問をさせていただきます。

産業環境部の商工観光課と農林振興課には同じような内容の意見であります。事業内容や事業規模が変化してきている団体への補助金については、基準と照合するとともに補助金の効果についてチェック体制を強化し、見直しを検討されたいといった意見が出されています。1つだけ取り上げて申し訳ない、富田部長、すみませんけれども、団体への補助金の効果のチェックの強化や見直しはできたのか、あるいは今後予算編成時期を、今予算編成時期かもしれませんが、迎えますが、この見直しが次年度の予算に反映できるのか、そういう視点で質問をしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、商工観光課所管のうち、販売促進活動に対して交付しております亀山ポイントカード会に対する補助金につきましては、加盟店舗数並びにポイント販売収入の減少、さらには現在使用しているカード機器の生産中止もあり、現行方式での継続が困難となる見込みでございます。このことから、以前より見直しの検討が必要であるということは認識しており、市独自のポイント付与について庁内で協議を重ねたほか、ポイントカード会や事務局を担う亀山商工会議所に対しては、市で

行った店舗へのアンケート調査結果の提供やデジタル化を行う業者紹介など、新たな制度検討について支援してまいりました。今年度中には、ポイントカード会の今後の方向性が決定すると伺っておりますので、補助金の見直しにつきましては、その方向性を踏まえつつ、効果的な支援の在り方について引き続き検討してまいります。

続きまして、農林振興課所管の補助事業のうち、景観作物を一団の面積に栽培し、農地の保全や田園環境の維持を目的とした亀山市田園環境保全事業につきましては、一団の面積要件や3年以上の継続栽培などの要件があったため申請者が減少しており、事業の見直しを検討してまいりました。こちらの田園環境保全事業補助金交付要綱につきましては、今年度末に失効いたしますので、景観保全作物の栽培による農地の保全や田園環境の維持を行う新たな取組について、来年度から実施できるよう進めてまいりたいと存じます。

また、亀山サステナブル農業奨励事業につきましても、これまでの事業目的である持続可能かつ高付加価値な農業を行う農業者支援を継承しつつ、事業のさらなる推進に向けて、認定農業者や新規就農者等の創意工夫や主体性を支援する内容に見直しの検討を行っております。こちらの事業につきましても、来年度から新たな内容で実施できるよう進めてまいりたいと存じます。

#### ○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

#### ○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。ちょっと意外な答弁でした。

私、先ほどの佐藤参事の令和8年度という話ですよといいながらも、今回、富田部長は具体的な事業名を上げて答弁いただけるとはちょっと思わなかったです。しかし、総じて今言った事業は今年の定期監査によって指摘されたものではなく以前からずうっと長く引きずっているという失礼ですが、ですよということだけ。

少し余談になるんですけど、約1か月前に私がテレビを「いまからサイエンス」という、僕、番組が大好きなもので見ているんですけども、加藤浩次さんがMCを務めているんですけども、2050年までに豪雨制御という甚大な被害を防げということで、熱波や干ばつによる影響を最小限にとどめるという国家プロジェクトができたわけですね。座長に就かれた千葉大学の小槻先生のコメントが非常に私は印象的で残っているんです。

加藤浩次さんがこういう質問をしたんです。これだけの国家プロジェクトですと綿密な計画とかチェック体制、経過管理はちゃんと整っているんですかねというような質問だったんです。そうしたら小槻先生は、よく国当たりはPDCという言い方をしますが、日本ではPとDに費やす労力が多過ぎる。私どもはP・プラン、C・チェックよりもDとアクションを重視していくと。アクションからすぐまたDに移る場合もあると。ちょっとした休憩の中で計画やチェックをするときはあるけれども、基本は実行と、それから次のアクションだということなんです。それくらいをしないと私自身の熱量、熱波が冷めてしまうんですというコメント。その後で熱波をなくすことが私の仕事ですがねという笑いが入ったんです。

それはいいんですけども、結局今見ているといろんな指摘、もちろん監査委員もそうですけど、議員からの指摘があったらすぐに次のアクションに移す、このスピードが物すごい遅いような気がするんですね。例えば補助金なんかも、そういう指摘をしたら市の考えを整えて、関係の団体ある

いは個人に対して意見聴取したりアンケートを取ったり、こういう作業を、あるいは今の市の真摯な状態を、考え方を伝えるというアクションが私、足らなくてしょうがないと思うんです。これは全庁的にぜひ意識づけが必要かなという思いをしました。

時間が足らなくなりそう、余分なことを言っておりますけれども、骨太の方針、聖域なき、待ったなしの視点で具体的取組の中の公共施設の統合に関し、今タイムリーな、みずほ台幼稚園と井田川幼稚園の統合について質問を用意しました。

特に保育ニーズが非常に高まってきて、それに対する対応というのはもう本当に大変な思いを原課はされていると思いますが、しかしながら、それであるからこそ、今までに保育環境計画については長い間いろんな計画を立て直して、時には計画が、事業が頓挫したり、何度となく再編計画を繰り返してきたという経緯があるんです。

それで、令和6年11月にいわゆる統合が決定された、認定こども園にはしないが2つの幼稚園を統合すると、これは令和6年と言いましたが、ここに令和2年の亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づく事業化というのがあるんです。これは同一小学校の再編をしなさいと、これは令和2年なんですね。それで、そのときにもしっかり示されているんですね。同一小学校の複数施設の再編、井田川幼稚園とみずほ台幼稚園の統合による認定こども園化と、隣接する公園の一部を活用するというふうなのがあるんですけれども、そこで質問をさせていただきます。

令和6年に統廃合が決定されて、それではいきなり令和7年から統廃合をしなさい、統合しなさいというのは、無理があるのは分かるんです。ただ、令和8年、来年からでなく、なぜ令和9年までこれを延伸したか、その理由を伺いたい。どんな理由で令和9年まで延伸しないといけないか、お願いします。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本市における幼稚園ニーズにつきましては減少傾向にあり、平成29年度と令和6年度を比較いたしますと園児数は半数以下となっております。

特にみずほ台幼稚園においては、令和6年5月1日の全園児数が17人であり、令和7年度には10人を下回る可能性がございましたことから、対応を検討し、令和6年度の時点でみずほ台幼稚園の令和8年度以降の園児募集は行わないこととし、令和9年度に井田川幼稚園とみずほ台幼稚園を統合するという方向性を決定したところです。

議員がお尋ねの統合の時期につきましては、令和6年度に両園に入園していただいた方が途中で転園することなく、それぞれの選んでいただいた園で卒園していただくことを基本として令和9年度としたところです。

なお、本年度より急激な環境変化を避けるため、両園において全クラスを対象とした合同保育を実施し、園児が活動を共にすることで交流を深め、環境に慣れることができるよう統合に向けて進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

入園された園児の方がほかの園に転園することなく、卒園をさせたいという先生の温かい気持ちなんですね。それは承ります。例えば、別の視点からいえば、令和7年にみずほ台幼稚園を閉園して8年からやれば、私は年間管理費約500万くらいは削減できると確認をしております。そういうこともあるんですけども、それに対するコメントは求めません、財務にね。

これはもう一つ、2週間ぐらい前に、私、みずほ台幼稚園の園長さんとお話することがあって、ちょうどそのときは合同保育をされていたんですね。子どもたちの様子はどうですかと言いますと、合同保育によりたくさんの園児が集団の関わりの中で生き生きと元気よく活動していますよみたいなコメントをいただいたんです。これね、部長、そりゃあ入園した人を最後まで、そこで卒園を迎えさせたいというのも分かるんですけども、やはり現在の7人、8人のみずほ台幼稚園の子が一定の集団の中で、時にもまれ、あるいは刺激し合って共同作業をしたり遊びや学びをする、これこそが私が統廃合の第1の目標であっていいと思うんです。その辺どう思いますか。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

議員がおっしゃいますように、合同保育により多くの園児が共に活動することによって様々な関わりが生まれ、集団の中で活動することによって様々な気づきであるとか、友達との関係性の中で折り合いをつけるとか、そのように学ぶべきことや成長する内容は非常に多いものと考えております。ですので、今年度につきましては、このように合同保育を実施させていただいているところでございます。

一方で、保護者の方の思いというものもございまして、保護者の方で各園を選ばれて、そこに入園されました園に対する思いや園の方針に対する思いというものがございまして、その辺も大切にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

あのね、あんまり突っ込みたくないんだけど、例えば保育園なんかは、今ちょうど保育園の募集をして12月の末に内定をして、園によって違いますけれども、1月に面接があって最終決定が3月なんです。学童保育なんかもうやっていますよ。抽せんで落ちた人が、あそこは狭いから迎へに行くときも軽自動車を買わないかんですよ。保護者の意向とか言いますけれども、その温度差って何なんですかと私は思うんです。それはまた最後の機構改革のほうに結びつけたいと思います。

それから、次の令和8年度行政重点方針を用意したんですけど、もう8分しかない、どこをやろうかな。

1つだけ、160億の壁、これについて説明をさせていただきます。

これはいろいろ質問していた、例えばもう具体的な数字を見ますと、令和6年の決算から性質的な歳出を見ますと、人件費、扶助費、これは社会保障に係る扶助費、それから物件費ですね。これは例えば大きいのはごみのあれですね。本当にこの3つ、極めて減額が難しいこの3つの消費的経費が175億もあるんです。現実にはね。もう全体の76%が、消費的経費の中でですよ、それでこの消費的経費の中にいわゆる国の特定財源、これをどれくらいはめ込むかということを見たら、例

えば今年度の予算を見た限り、歳出の236億6,200万のうち、一般財源からの支出を見ると159億9,996万、もうこれは160億の壁をまさに突破をしているという。あわせて、例えば扶助費なんかも年によって違うけれども、年間10%から12%くらい上がるんです。それからごみのあれもしばらく安くならないですよ。またもちろん人件費も上がっていくんで、下がることはない。そうしてみますと帳面づらと申しますか、会計的にこの150億の壁を乗り越えるためには、まず予算書の1から13款の総予算を少なくすること。

それから、もう一つは、地方債での発行で賄う分を多くしないかん。それから、もう一つは、市民等からいただいているいわゆる手数料とか、あるいは使用料、これをもうアップしないとできないと思うんです。160億。それで、なおかつ市民からいただく使用料、手数料、もう完全に市民への大幅なサービス低下につながるという環境の中で、唯一光と申しますか、やはりずうっと言っています今ずうっとやってきた事業の再編の断行とか市の保有施設、これは行政施設もそうですよ、文化施設もそうですよ、ひょっとしたら学校施設もそうなんです。これらの統廃合。あるいは特別会計、今言った企業会計の繰り出しをつくる、これぐらいしかないんですね。そんな中で、本当にこの160億の壁というのは実現できそうなんですか。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今議員申されました160億の壁につきましては、令和7年度当初予算編成において取り組んだ削減分を維持した上で、12月補正にもございますとおり、上昇が著しい人件費や扶助費、また物価高騰による影響も含め、令和7年度と同程度以下とすることは非常に高い目標であると認識しているところでございます。

その中で、令和8年度予算、当初予算の一般財源を160億円以内とすることは非常に高い目標であると考えておまして、この壁を越えることで、現在進めております財政構造改革の取組を一層加速させることにつながるものと考えております。

したがいまして、現在進めております令和8年度当初予算の編成におきましても徹底した歳出の削減と積極的な歳入の確保を図るとともに、事業の統廃合や再編などあらゆる取組を進め、早期の財政状況の回復を目指しておまして、この160億以内にするというふうな目標を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

組織改編についてもちょっと触れたいものですから、4分の中で。

結果的に私は行革大綱の中で、会派の意見としてこう申し上げたい、こんな意見を添えまして、大綱の実効性を確保するには一定の組織、所管の変更が必要であると。行革大綱の推進は財務課や政策推進課ではなく市長直属の政策課とすると、そういう工夫が必要である。答弁は組織・機構の改編と併せ検討を進めますということなんですけれども、残念ながらどうもそういうふうになっていない。

先ほどのみずほ台幼稚園と井田川幼稚園の統廃合については、片や担当部の子ども未来部に対し

ては入園した子に最後まで卒園を迎えてやらせたい。あるいは財政の面からでは、1年500万円も要するものを一年も早く、削減につなげたいという意見がある。結果的には、もちろん現実的には令和8年にしろというのは無理というのは分かるんですけどね。じゃあ、今のプロセスを見るに総合調整をした箇所があったかという疑問なんです。原課子ども未来部と財政をつかさどる財政課の中で見ていく中でこれはもう、やはり、どうしても政策推進課といいますと当然これは政策調整機能も持ち合わせた所管だとは思いますが、推進だけでなく時に歯止めをかけたり制御したり、財政面やほかの先ほど紹介した幼児教育の環境を鑑みながら的確に判断を下すそんな組織、私は政策課と言ったんですけど、必要だと思うんです。そういうことを決定するところがないんじゃないか。

もう一つ、例えば、歳入の確保の面からでも、これは総務委員会からも、企業版ふるさと納税にしろ、あるいは未利用の市の土地にしろ、あるいはコミュニティビジネス、あるいは人材確保、やはりそういう優秀な人材をよくタスクフォースとかというんですけど、そういうことも合わせてい合わせる、推進をまとめ上げる責任を持つ部署が必要じゃないかという提案をしたように私は思います。ちょっと説明があれで、もろもろ意見を申しましたが、市長のお考えがあればちょっと。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

本市の行財政改革を、特に骨太に関わります集中期間においてしっかり答えを出していく、このことが令和11年度に示した目標の達成に向けて着実に前へ進めるということが、おっしゃられるD oとアクションというか、チェック、アクション、ここが大事であるというのはもう当然のことです。しっかり答えを出していきたいと思っております。

ちょっと誤解があったのは、昨年度から始まったこの骨太の改革は毎年の取組の中で翌年度の予算編成に反映をさせる。それは6年度にやったことが7年度予算に反映をしました。7年度でやるのが8年度に答えが出てくる。8年度にやったことは9年度の予算に編成をさせて答えを出す。この結果が、いわゆる25億の財調、令和11年度にしっかり担保できるように取り組むということでもあります。そこは徹底して、幾つかの視点でご指摘いただきましたが、答えを出す実行を進めていきたいと思えます。

そのためには、今ご質問がありましたが、組織の体制をどうするのかということについては極めて重要なことだと思って、かつて本市はこの行財政改革部門を政策部門に置いてきた時期がございました。これは私が就任してから、行財政改革大綱を立ち上げたあの時期にはその体制を取ってきました。しかし、現在、今行革の部分を総務財政部門のほうへ切替えをしながら、政策と財政の部門、コントロールを組織全体で進めるという体制を取ってきているところでございます。

したがって、この体制は基本的に置きますが、これもご指摘ありました今回の第3次行財政改革大綱の具現化と、それから骨太方針でいく集中改革期間における目標の達成に向けては、タスクフォースも含めてしっかり組織を機能させて実行していくという考え方でございますので、今回の組織改正条例の中には、これは部の大きなところの議案でございますので、そこでは表現をいたしておりませんが、今申し上げたような考え方に基きまして組織を機能させていく、これを実行していくという考え方でございます。

○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため、午後から欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

次に、8番 高島 真議員。

○8番（高島 真君登壇）

高島でございます。

質問をさせていただきます。

今回は空き家のこと、ガソリンの暫定税率廃止に伴う件についてのこと、高速道路管理者との協議についてのこと、通学路のことについてをお伺いさせていただきます。

その中で、昨日古田議員から空き家のこと、空き家の戸数とか現状のことは聞かせていただきました。亀山市やと約90棟あるのかなというような感じですがけれども、私の肌感覚でもっと多いんじゃないかな、空き家というのはあるのかなと思っております。

それで一番最初は聞きましたのもうよろしいですがけれども、最近、5年間で日本全国で51万棟となっております。一方、本市での亀山市の空き家率は令和5年に比べて一般住宅で6.2%、前回の調査に対し0.8%減少したものと数字上に考えます。

しかしながら、空き家対策というのは結構微妙でして、何かめっちゃ多いような気がするんですけども、私の在所のほうも結構空き家が増えてきたなという肌感覚でおります。それも傷みのない空き家、まだ住めるやんという空き家もありますし、もう朽ちてきておる空き家もあると思います。どちらにせよ空き家は空き家ですので早急な対応が必要と感じていますが、今後の展開、どうしていくのかというのをお聞かせ願えればと思います。

○議長（岡本公秀君）

8番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

今後の展開につきましては、引き続き令和元年度から実施しております固定資産税等の納税通知書と併せて、空き家に関するPRチラシを同封するとともに、管理が不十分な空き家を把握した際は、所有者などに対し改善に向けた助言、指導を行ってまいります。

また、木造住宅耐震補強等事業における耐震性がないと判断される家屋につきましては、除却補助制度の周知を図るとともに、利活用につきましては、空き家情報バンクへの登録件数の増加を目指して、所有者だけでなく住宅、建築、不動産関係団体などに対し幅広くPRを行い、引き続き登録された空き家の成約や利活用に結びつくよう、補助制度の周知を積極的に進めてまいります。

さらには、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、新たに空家等管理活用支援法人が創設されました。本制度の導入によるメリットといたしまして、空き家を放置することで生じる不安や衛生、景観などの問題の解決を促進するため、空家等管理活用法人に市が実施する空き家等の管理活用に関する業務を委託することで、公的な立場で民間法人の特性を生かしたより円滑な空き家対策が期待されております。

本制度の活用につきましては、国への聞き取りや相談、県及び隣接市との情報共有を図りながら研究、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

しっかりと引き続き管理とか指導なりをやっていただきたいと思います。

それで一番この項で言いたいのが、空き家の対策の専門部署の設置についてというところに移っていくんですけども、先般大分佐賀関での火災がありました。大変な災害がありました。170棟のうち4割に当たる70棟ぐらいが空き家だったということで大変な、人がおろうがおらなからうが火災については、だけどそういう地域だったんだということを分かってもらえればいいと思います。

本市は、空き家に対して危機感はあるにせよ、そこまでのかなというの私は私も思いますが、その辺について聞かせていただきたいと思います。先ほども青森のほうで津波警報などが出ておりましたが、青森も地震で28棟ぐらいが倒壊してそのうちの半分ぐらいは空き家だったという話ももろもろ聞こえてきていますので、それに特化した部署の設置についてお聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

空き家対策に特化した専門部署の設置についてどうかということでございますが、本議会におきましては、組織・機構の見直しについて、行政組織条例の一部改正において、部につきまして提案をいたしておりますが、各部に属する課・室及びグループの見直しについては現在検討しているところでございます。検討中の新たな組織・機構の基本的な考え方といたしましては、現在細分化され、少人数化しているグループを可能な限り統合、再編することでスケールメリットを生かした職員同士が協力し合える組織といたしたいと考えているところでございます。

そのような中、現在建設部が所管をしております空き家対策について専門部署を設置することになると、本市の組織規模で考えますと少人数のグループとなる可能性が高いことから、慎重に検討をする必要があると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

慎重にというか、検討はして行って答えを出して行っていただきたいと思います。

市長も、想像されている以上に空き家というのは、火災に対しても、植物が隣の家にかぶさって

いたり、塀が崩れかけていたりとかいろいろあると思いますが、骨太の方針である八策にも空き家対策の強化というのを上げておりますので、ぜひぜひ対応を打っていただきとここで市長に聞こうかなと思うんですけども、立ったり座ったりするのが、足が痛いのもう次に行きます。

その次、空き家対策及び推進住宅についてをお伺いします。

空き家は年々、待ったなしというのはあれなんですけれども、と同時に空き地にも目を配ってもらいたいかなと思います。

この頃いろんな、団地もそうなんですけれども私たちのおる在所に関しても空き地が結構増えてきたなということに関して、地域の活性化や移住促進に空き地を使っていくとか、皆さんに呼びかけていくというのも一つの手ではないかなと考えます。他方で、現在は政策部で所管しているようではあります、移住についてもそういう部署で統括してやっている、鈴鹿市はそういう事例もございますのでそういう事例もよろしくお願ひします。

それで、空き家、空き地、移住対策を一つにして特化してやっていくという部署の考え方の統一について、先ほど言われた部をようけ、まあマンパワーを増やしてという考えがあろうかと思ひますけれども、そういう考え方はあるのかなのか、お聞かせください。

**○議長（岡本公秀君）**

原田部長。

**○総務財政部長（原田和伸君登壇）**

先ほど専門部署のご質問でもご答弁いたしました、現在は課・室、グループの見直しにつきまして検討しているところでございまして、検討に際しましては議員ご指摘のとおり、空き家対策に空き地とか空き家を有効に活用することで本市への移住、定住につながる、これはそういったことがあるというふうには認識をしているところでございます。一方、空き家にも居住できる空き家と倒壊のおそれのある老朽化した空き家、そういったものがあることから、空き家に関すること全てを一元的に一つの部署で所管するかということにつきましては、十分検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、空き家も家を建てるとかそういったことでは移住、定住にも活用できますので空き家を含めまして、空き地ですね。空き地を家を建てるということもできますので、空き家、空き地、移住、定住等様々な諸課題を迅速に解決でき、市民の方に分かりやすく利用しやすい組織となるよう、引き続き組織・機構改革に取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（岡本公秀君）**

高島議員。

**○8番（高島 真君登壇）**

そう頭固くならず、やっていけば結果は出てくると思います。

現在、南海トラフとかそういう政策とか南海地震が来るぞとか、そういうので亀山って結構移住者とか新築の家とかが建ってきているので、今は地震嫌でとかというんじゃなくて亀山は売りができるのかなと思っておりますので、その辺は結構力を入れていっても移住者やとか人口増加とかになっていくのかなと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひをいたします。

続きまして、もう次へ行かせてもらいます。

ガソリン暫定税率についてということで聞かせていただきます。

私、主たる車は軽トラを乗っておるんですけども、昨日ガソリンを入れに行きますと4,000円で満タンになるようになって、おお、やったねとか思っておったんですけども、そのスタンドの人とは、一点しゃべるときがありまして、先般、それ安くなったんやけど回り回ってあなたらの財政に響くようになってきて結局は後ろから大変なことになるか分からんよといつも行くスタンドの人が言うてみえたんですけども、暫定税率に伴いまして亀山市の影響たるものはあるのかないのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まずガソリンに係る税は国税であります揮発油税と地方税でございます地方揮発油税で構成をされておりまして、地方の収入となる地方揮発油税は5.2円となっております。そのうち暫定税率分は0.8円でございますので、議員お尋ねのガソリンの暫定税率の廃止に伴います本市への影響を令和7年度当初予算で試算いたしますと、約670万円が減収になるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

670万円減るわけですか。1つ、2つの事業が飛んでしまうという可能性も出てくるということで、かといって市民にとっては燃料は安いにこしたことはありませんので、さあ今後どうするかということになりますよね、これは。だけど、市民は安いほうがいいし、各部署は何というのかな、予算を絞れ絞れと頑張ってやっておるんですけども、いきなり国からこれが廃止になったと、670万円飛ぶというのは前代未聞の話やと思うんですけども、もし今後、まず第一歩も続けて聞きますけれども、今後の対応として来年度、次年度予算のシーリングに対してその670万円はあるものとして考えていくのか。

それと、昨日も国会のほうで補正予算が成立されておったと思うんですけども、その中にそれは入っているのか。もしない場合は、市長をはじめとして全員がこんな減った分はせめて補償してもらわな困ると言いに行くのか、その辺のところを二、三点お伺いいたします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

二、三点お伺いですが、いわゆる影響についてどのように対応するかというお話だと受け止めさせていただきますが、暫定税率の廃止に伴う地方財政への影響につきましては、これは全国市長会あるいは知事会も含めて、代替の恒久財源を措置するなど地方の財政運営に支障が生じることのないよう、安定的な財源を確保するように、今日まで国に対しては要望をいたしてまいったところがあります。

本市におきまして仮にこの財源が、今の約670万の影響があるということになりますと、財政運営上当然穴が空くと、影響が生じるということでございます。これがないものとして予算にどう反映するのかということですが、今の現状としては、この670万を想定せずに予算を編成していかなくてはならない状況にあらうかと思っております。しかしながら、現在この時点では国は詳細

を示しておりませんが、代替財源はないんだけど、地方交付税をはじめとする地方財政措置が、これをしっかり手当てしていただくように、現在も進行形ではありますが、市長会をはじめ全国知事会は強く要望を今も続けておる段階でございますので、当然この影響の穴埋め分は国の責任においてしっかりとやっていただくことが今後にとっても大事ではないかというふうに考えているところでもあります。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

あるものとしてやっていって、地方財源ですので国に要望を出し続けて、くれるまで言うという姿勢で臨んでいてもらいたいなと思っております。

僕らはうれしいんですよ、4,000円で軽トラが満タンになるというのはめっちゃええと思えますけどね。それが回り回ってうちのところに來られて予算がないと言われるのが一番悲惨な結末になってきますので、その辺はよろしくお願いします。

もう次に行きます。

高速道路の管理者との協議についてというところで、まずは降雪時の対応について聞かせていただきたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

降雪時の市の対応ということで、現在の対応状況としましては、市内の土木業者31社と雪氷対策業務委託の契約を締結しており、市内において大雪注意報等が発令された際には直ちに出勤できるよう待機していただき、迅速な対応が可能な体制を確保しております。また、降雪時には委託業者が市内の主要な市道を道路巡回を行い、必要箇所には人力または機械により融雪剤を散布してしております。さらに、凍結しやすい橋梁や勾配の急な市道にはあらかじめ融雪剤を配備し、緊急時には市民の皆様にも散布していただける体制を整えております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

先週でしたかね、主要な場所に融雪剤を置いてもらいまして、みんなで手分けしてまくのかなと思っております。それについて、高速道路の通行止めの対応についてとか、車両の市道への流入についてとかはもう、これを言うとややこしくなってまた怒られると嫌ですのでもう言いません。基本的に、高速道路業者、NEXCO中日本とは信頼関係が僕はありませんのでもう言いませんけれども、その辺のすり合わせだけはしておいてください。ややこしくなるとまた怒られますので、言いません。

それで去年、融雪剤は補正予算を組んだと思うんですけども、今年は組んでもええような、雪が去年ぐらい降っても大丈夫かなというところを聞きます。お願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

融雪剤の予算につきましては、令和元年度以降、毎年300万円を計上しております。令和元年度以降で融雪剤の購入費が予算を超過したのは令和4年度と令和6年度のみであり、その際には流用や予備費の充用により対応いたしました。今年度におきましても、大雪などにより予算を超過する場合にはこれまでと同様に流用や予備費の充用で対応をしております。

なお、現時点での融雪剤の在庫は約1,200袋あり、必要に応じて今年度も追加購入するよう予算を確保しており、降雪時に対応する体制を整えております。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

何というのかな、これは自然任せのことですので本当にどうなっていくかは分かりませんが、迅速に対応を打っていただきたいと思います。

次に行きます。

次は、通学路について聞かせていただきたいと思います。

毎回通学路というのは聞くんですけども、前の議会から今回の議会まで何ら、動きがあるのかとかベシックのところの信号はどう、一遍ぐらいは警察に言うたのかとか、いろいろ状況は変わっておると思うんですけども、その辺はどうなっておるか聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

通学路についてということで、前回の市議会9月定例会の一般質問等におきまして答弁をさせていただいております。

まず安楽川沿いの河川管理道路についてでございますが、この件につきましては昨年度も亀山市通学路交通安全プログラムに基づく通学路要望としていただいたところでございます。その結果、三重県鈴鹿建設事務所からは今後の対策として、経年使用による通路状況の悪化が見られた場合は、河川管理者と教育委員会において対策手法について検討することとするとの回答をいただき、その旨をPTAにお伝えさせていただいたところでございます。本件につきましてはもう一定の結論は得られている案件というふうに認識しておる中で、当該箇所において路面状況に悪化が見られないことも確認をさせていただいておりますが、随時鈴鹿建設事務所への訪問も行い、本市の建設部とも連携を図りながら情報共有を図っているところでございます。教育委員会といたしましては、今後も引き続き路面状況の悪化などにより通行への支障が生じないか十分に注視するとともに、学校の交通安全指導などのソフト面での対策も継続的に行って、生徒が安全に通学できるように努めてまいります。

そしてもう一つ、国道306号の川合町地内の歩車分離式信号機の設置の件につきましては、こちらも昨年度から亀山市通学路交通安全プログラムに基づく通学路要望としていただいたところでございます。その結果、信号機設置の管轄である亀山警察署から、当該箇所の信号機の歩車分離運用は国道306号への影響が大きく、渋滞の原因となって周辺の信号交差点において国道への車両の流入が困難となるということが懸念されるということから現時点での歩車分離式信号機への変更は難し

いとの回答でございまして、その旨、PTAにお伝えをさせていただいたところでございます。当該箇所につきましては、それ以降、交通状況等について特に変わりがないというふうな認識の中で、教育委員会といたしましては、引き続き亀山警察署など関係機関と情報共有を図りつつ、周辺の交通状況を注視するとともに、学校での交通安全指導や地域の方々などによる見守り活動などのご協力もいただきながら、継続してソフト面での安全対策、こういったことを行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

1回言いに行つてやめじゃなくて、何回でも言えば警察もある程度のことは分かってくれると思いますのでどんどん言いに行ってください。あまり警察のこと言うとうざいのですでもう言いませんけど、またよろしくお願いします。

ちょっと時間が余りましたが終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

8番 高島 真議員の質問は終わりました。

引き続きまして、次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問させていただきます。

大きく2つ、立地適正化計画における公共交通ネットワークの強化についてからまず質問をさせていただきます。この中で立地適正化計画というのが出てきますけれども、これがどういったものなのか、その目的は何なのかについて、まず答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

10番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

亀山市立地適正化計画につきましては、都市空洞化や公共交通の利用者数の減少、都市の活力の低下、財政力の低下等の課題を改善し、都市基盤や生活サービス機能等が整っている既成市街地への都市機能及び居住誘導等により効率的、効果的な投資を行うことで企業立地の促進と都市の活性化を一体的に促進し、本市の都市力を向上させるため、都市再生特別措置法に基づき、平成29年策定、公表をしたものであります。

立地適正化計画では、基幹公共交通である鉄道を有効に活用する観点から、JR亀山駅、JR関駅、JR井田川駅の周辺を中心に、医療・福祉・商業等の都市機能を集約する都市機能誘導区域及び人口密度の維持向上を図る居住誘導区域を設定し、都市機能及び居住の誘導に取り組んでいるところであります。なお、立地適正化計画につきましては一定期間で評価、見直しを行う計画とされておりまして、現在次期計画の策定を進めております亀山市都市マスタープランと併せて見直しを行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

立地適正化計画で、現在亀山市でもこの立地適正化計画にのっとして都市機能誘導区域や居住誘導区域を先ほどの答弁のように、亀山駅、井田川駅、そして関駅を中心として設定し、その地域へ誘導するための施策を行っております。コンパクトシティー・アンド・ネットワークという言葉がずっと前から言われておまして、それを今言いました地域へ公共交通を使って、それも一緒にネットワークをつくることでつなぐというのが立地適正化計画だと思いますが、この成果についてはどうでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

立地適正化計画策定以後、JR亀山駅周辺における市街地再開発事業の実施や図書館の移転立地、空き店舗等活用支援補助制度の創設や居住の誘導を図るための住宅取得支援制度、空き家リフォーム支援制度の創設など様々な誘導施策を推進しております。その結果、本市の総人口が減少傾向にある中においても、亀山駅周辺においては居住人口が増加しております。また、関駅周辺においては、人口減少に伴う空き家が増加しておりますが、関宿を中心としたまちづくり観光により、道沿いに新たな店舗が出店するなど、歴史的資源を生かしたにぎわいが見られるところであります。井田川駅周辺においても、高齢化の進行が見られる一方、世帯数は維持されておまして空き家の増加には至っていないなど、全体として一定の成果が得られたものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

（発言する者あり）

○議長（岡本公秀君）

静粛にしてください。

○10番（豊田恵理君登壇）

立地適正化計画は、先ほども申しましたけれどもコンパクト・アンド・ネットワークを掲げているんですけれども、現在の亀山市の計画はコンパクトばかりが先行してネットワーク、この戦略が欠落しているのではないかとこのように私は感じております。例えば、立地適正化計画にのっとして亀山駅前の周辺開発がされましたが、それは目標であるにぎわいにはつながっているとは言い難い状況です。バスの利用は少ないのに駅への送迎が渋滞を引き起こしており、これではにぎわいはとても言えず、かえって課題となっております。

先に私の見解を述べましたけれども、立地適正化計画の課題をどう捉えているのか、またその課題の要因を何と考えるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

立地適正化計画の課題とその要因は何かというところでございますが、立地適正化計画の主な課題といたしましては、鉄道駅周辺の都市拠点の一層の活性化が必要であると考えております。

本市の中心市街地である亀山駅周辺につきましては、市街地再開発事業による図書館の立地や住

宅等の整備等により、にぎわいの創出や居住人口の増加は見られるものの、エリア全体の十分な活性化や回遊性の向上につながっているとは言えない状況でもございます。一方、関駅、井田川駅周辺の居住誘導区域につきましては、高齢化や世帯人数の減少による低密度化の進行も見られることから、居住誘導施策の検討が必要であるというふうに考えております。また、こうした状況と併せて、市街地の拡大もコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進める上で重要な課題であると認識しております。

本市におきましては、市北東部を中心に宅地開発が進行するとともに、国道306号沿いの郊外部において商業施設の立地が進むなど市街地の拡大が進行していることから、適切な土地利用を推進する必要があると考えております。こうした状況につきましては、本市の都市計画において、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、いわゆる線引き制度を行っていないため、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域であります白地地域が大半を占めていることが居住誘導区域外での宅地開発等につながっているものと考えております。

一方、そうした状況が子育て世帯の流入や企業進出など本市の人口や活力の維持に寄与している側面もありますことから、まちの活力の維持とネットワークで結ばれたコンパクトな都市づくりの両立に向け、土地利用の適正化を図っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先ほど幾つかの課題点をいただきました。

今回、私は、立地適正化計画における公共交通ネットワークの強化ということで質問を取らせていただきましたので、そちらについて特に今回聞いていきたいんですが、まず世界的な都市政策の潮流というのは交通結節点、そして沿線に都市機能を集約させることが基本です。本来、立地適正化計画においては、公共交通は単なる移動手段ではなく、市民の居住エリアを誘導するための優れた誘導装置として公共交通は機能させるべきものであって、居住誘導区域を設定しても、そこを結ぶ交通が脆弱であれば市民は利便性を求めて郊外に出てしまう、まあ実際起きていると思うんですけども、実際に、駅前周辺の再開発を行っても、そこへのアクセスが車頼みであってはもう駅前というのは単なる通過点や駐車場に成り下がってしまいます。そして、にぎわいは生まれませんし、今の亀山駅前を見れば明らかなんですけれども、やはり駅を中心としたまちづくり、これには公共交通、ネットワークのところがしっかりしていないとこれは失敗に終わってしまうと私は思うんです。

公共交通の頻度や利用性、これこそが土地の価値を決めるという認識が私たちには必要であり、公共交通網の再構築を後回しにしたままの立地適正化計画では、まるでエンジンを積んでいない車をつくっているのと同じではないかと私は思っております。

このままでは、計画自体が形骸化する懸念がありますので、次の質問に移っていきたく思います。

私、今や公共交通はまちづくり、都市計画や立地適正化計画と同等のもの、さらに申し上げれば、公共交通を都市構造の骨格、都市構造を維持するためのインフラ投資、このように捉え直すべきだと思っております。つまり、道路や上下水道を郊外まで薄く広く維持管理するコストと中心軸に公

公共交通を手厚く投資することによって人口密度を維持するコスト、これはどっちが将来の亀山市にとって財政的に維持可能かという視点です。

公共交通を都市の背骨として優先的に投資し、それによって沿線の地価や資産価値を維持、向上させることこそが人口減少社会に必要な都市経営ではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

答弁を求めます。

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

立地適正化計画はもとより総合計画が目指すコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりにおいては、居住や都市の生活を支える都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通の再編等によるネットワークの形成を一体となって進める必要があります。そのため、公共交通につきましては、生活を支えるための都市機能が集約された都市拠点と周辺地域を結ぶネットワークの確保に加え、都市拠点における公共交通のサービスレベルを高めることで都市機能や居住の立地が促進されることが期待されるなど、目指す将来都市像の実現に向けて進んでいくものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

まさにそうだと思うんですけども、ただ、残念ながら亀山市では公共交通機関を利用する人の数がどんどん減少しているのが、もちろん数値にも表れておりますし、市民アンケートにも、重要ではあるのに市民満足度が毎年最低ランクにあるのが現状です。

現在策定中の第3次亀山市総合計画では公共交通の持続維持をうたっておりますけれども、まず乗ってもらわなければ持続、維持は実現がまず不可能です。だからこそ、今、公共交通を考える上で持続、維持だけでなく積極的な政策が必要となると思うんです。

公共交通機関を使いたいと思えるお出かけをつくる仕組みを考える時期に今は来ていると思います。以前も紹介しましたが、松阪市では今年の夏、市営バスのフリーライドキャンペーンを小学1年生から中学3年生まで対象にして実施をしております。夏休みに無料でバスに乗ってお出かけできる、お出かけをつくる仕組みです。これは一例でございますけれども、とにかくまず乗ってみる経験、公共交通でお出かけをするための仕組みづくりから始める必要が、今亀山市では必要ではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市における持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けましては、まちづくりとの整合はもとより、真の移動需要の把握とそれに応じた輸送サービスの内容の検討に加えて、乗って残すの考え方の下、様々な利用促進策を展開していくことが重要であると考えております。そうした観点から、自家用車依存が強い地域性がある中におきましても、移動目的が生じた際にその手段として公共交通が選択肢に加えられる思考を広げていく必要があると考えております。

そのためにも、公共交通には定時性や安全性、自分時間が持てる快適性のよさがございますので、まずはそれらへの気づき、体感できる機会づくりが利用促進としては有効であり、議員ご提言の公共交通によるお出かけをつくる仕組みづくりは有効であると考えております。そこで、高齢者の日頃の通院と買物等を組み合わせたお出かけ利用であったり、各種地域イベントへの参加、季節ならではの観光スポットやまち歩き等での利用、幼少期の乗車体験と図書館、公園等での学びや遊びを兼ねた子育てファミリーでの利用など、観光や商業、スポーツなど他分野との連携の中で創意工夫を凝らした公共交通の利用機会の拡大とその市民周知を一層図ってまいりたいと考えております。

加えて、駅等でのダイヤ接続の向上や学校と連携した学生向けの利用促進、都市公園など公共施設へのアクセスの強化等も必要であると考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

今までも様々な施策をしていただいているとは思いますが、持続、維持も大事ですが、ぜひ積極的に公共交通に乗ってお出かけをつくるということを考えていただきたいと思われ、また、今日申し上げましたような視点も含めて第3次亀山市総合計画をはじめ立地適正化計画の策定に取り組んでいただくよう申し上げて、次の質問に移りたいと思われ。

続きまして、行政DXの推進についてです。

総務委員会でもこの行政DX推進をテーマとして扱いました。行政DXの推進計画は令和8年度末までの期間ではありますけれども、現時点での推進状況、進捗状況を教えてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和4年度からの5年間を計画期間といたします亀山市行政DX推進計画は、3つの基本方針を柱に24の重点施策で構成し、それらは実施計画において85の具体的な取組を位置づけた中でその推進を図っているところでございます。計画期間も残すところあと1年3か月余りとなりましたが、具体的な取組に対する各部署におけます各年度の進捗評価を勘案いたしますと、計画全体といたしましてはおおむね順調に進捗しているものと考えているところでございます。

その主な進捗内容を申し上げますと、まず基本方針1. 行政サービスのDXでは行政手続のオンライン化についてマイナンバーカードを活用したびったりサービスを拡充したほか、行政手続の洗い出しを全庁的に行い、可能なものからオンライン化を進めております。また、マイナンバーカード普及促進に資する方策によりまして本年11月末のカード保有率は82.1%となり、それに伴いコンビニ交付の件数やマイナポータルによる転出届の利用数が増加をいたしております。さらに、図書館の移転に併せたデジタル活用による利用者の利便性向上や通報等のメニューを備えたLINE公式アカウントの運用を図っております。

続いて、基本方針2. 行政経営のDXでは本年7月から生成AIの試行運用を開始したほか、AI議事録作成支援システムの活用により業務の効率化を図っております。さらに、文書管理の電子決裁比率が直近の実績で約87%となり管理コストの削減にもつなげておりますほか、ビジネスチャットの活用により情報共有やコミュニケーションの活性化、円滑化を図っております。

次いで、基本方針3. 市民、地域のDXでは公民館講座におけるデジタルデバイス解消につながる講座や、かめやま人キャンパスにおけるデジタルツールの活用について学べる講座を継続して開催をいたしております。

こうした具体的な取組の進捗によりまして、行政サービスの利便性の向上や業務効率の向上に一定の効果を上げてきているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先ほど、具体的に主なものを上げていただきました。手続のオンライン化や機器導入などのツールの導入は進んでいるように見えるのですが、本来の目的である業務のフローの見直しや職員の意識改革といった質の変革は全庁的に浸透していると言えるのでしょうか。DXの推進は単なるデジタル技術の導入にとどまるものではなく、行政組織や業務プロセス、さらに職員の意識そのものを変革することにつながるはずなんですけれども、例えば、現場からはやらされ感や温度差を感じるのが実情ではないかというのが私の心配ではあります。

そこで、DXは推進しているのか、DX推進の課題を亀山市はどう捉えるのか、見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

行政DXの推進につきましては、実施計画における具体的な取組を展開させながら実効性を高めているところでございまして、中でも行政手続のオンライン化や生成AIの活用、あるいは地方公共団体情報システム標準化など、全庁的な取組につきましては、庁内推進組織であるDX推進委員会を中心に、必要に応じワーキンググループなどを設置するなどしてその全庁展開を図っているところでございます。また、行政DXの推進に当たりましては、デジタル技術を活用して業務改革に挑戦するといった職員の意識向上が必要不可欠になりますので、DXに関するオンライン学習や、あるいはデジタル活用等に関する研修の実施を通じまして職員の行政DXに関する理解と意識の向上に努めているところでございます。

一方で、これまで計画推進の過程におきまして顕在化してまいった主な課題を申し上げますと、まず生成AIやRPAの活用、行政手続のオンライン化等の取組に関しまして、全庁的な広がりも含めましてその進捗が遅れていることが上げられるところであります。また、行政DXを進めるためにはデジタル人材の確保が必要不可欠でございますが、まだまだ人材の育成が十分でないとともに、デジタル専門人材の外部調達についても、全国的なデジタル人材不足の影響も相まってあまり進んでいないことも上げられます。さらには、デジタル技術の導入活用に要する経費につきまして、物価高による影響や国の補助金等を活用しても、その後のランニングコストや更新費用の市費負担を考慮いたしますと費用対効果を十分に検討する必要があることも上げられるところでございます。このほか、デジタル技術は日進月歩でございまして、こうした技術革新の把握や研究のほか、本市の行政レベルに最適なシステムデザインや広域的連携の組入れへの対応の遅れも課題であると考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

私が総務委員会の所管事務調査を通じて感じたのは、最大の課題というのは担当課の人的リソース不足ではないかということです。先ほどもいろいろ人材のことについてはお話がありましたけれども、日常の運用保守などに加えて国が進める自治体システムの標準化、こういった期限つきなどでも大変な業務に忙殺されている実態を見て、こういった守りのDXに追われて市民サービスの向上につなげる攻めのDXというのに取り組む余裕がないのではないか、このように思っております。こういった現状の課題にどう向き合って解決に向かうのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたとおり、現段階におけます計画推進上の主な課題につきましては、次期行政DX推進計画の策定におきまして、それについて検討していくことになろうと思っておりますけれども、基本的に現計画の計画期間が終期を迎えます来年度において、この計画につきましては策定を進めていくということといたしておりますので、今後、現計画の総括を行う中で課題整理を行うとともに、その解決策も含めた施策の方向等につきまして、策定スケジュールに基づきまして検討を深めてまいりたいというふうに基本的には考えております。

一方で、議員が先ほどご指摘をされました行政DXを推進する体制についてでございますが、現在、政策部DX推進室が所管部署として関連業務を進めておりますが、全庁的な取組につきましてはDX推進室に加えまして、所属長の推薦により各グループに設置をいたしておりますDXリーダーや、本市の情報担当を経験した職員で構成するデジタルマスターの協力を得ながら効率的、効果的に業務が遂行できるように今現在努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先進的な事例として、これも総務委員会で桑名市と志摩市を視察いたしました。両市は強力にDXを押し進めておまして、例えば桑名市のほうでは令和2年にデジタル推進課を設置、現在はスマートシティ課として市長の直轄の組織となり、課員も4名から8名に倍増しております。また志摩市ではDX専門人材を確保し、DX推進課を管理部門と推進部門に分けて推進力の強化をしています。そして、どちらも共通してトップである市長が強力にDXを牽引しておりました。

私は、大きく2つのことが今の亀山市にとって必要だと思っております。1つ目は、本市においても既存業務の兼務ではなくてDX推進に特化した部署の設置や人員の大幅な増員、専門人材の登用をするなど組織体制そのものを抜本的に強化することで、2つ目が、DX推進の成功には現場任せにしないトップダウンの強力なリーダーシップが不可欠だということです。そこで、他市の事例を見ても市長自身の熱量が推進速度に直結しております。そして、ここで聞きたいのは市長の見解なんですけれども、見解をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

## ○市長（櫻井義之君登壇）

行政DXの推進につきましては、申し上げるまでもありませんけれど、行政課題を解決し、より利便性の高い行政サービスの提供を図るため極めて重要な施策と位置づけております。これも幾つか触れていただきましたけれど、業務プロセスの改善とかあるいは業務フロー、それから行政システムの構造を変えていく、そういうことと併せて今ご指摘の組織の体制、あるいは人材、マンパワーも含めた在り方は本当に重要な要素だというふうに認識をいたしております。

しかしながら、今部長が答弁いたしましたように、現状の亀山市の今の課題というのはなかなか厳しいところがあるかというふうに考えております。その上で、市長の熱量はどうだということでもありますけれど、今構造改革をさせていただいておる中には当然、行政システム、財政のみならず業務の在り方とか事業自体の中身をしっかりと改革して見直していく作業をしていくとともに、職員の意識の変革もその中で促していかなくてはならないと思っております。次期総合計画がスタートをいたしてまいりますけれど、前期の基本計画の中にしっかりと行政DXの推進というのは位置づけをさせていただきまして、関連施策を組み上げて回してまいりたいというふうに考えております。

それと、組織でありますけれど、守りのDXといえば確かに守りのDXというか、日常の業務に追われてなかなか積極的な先進的な展開がなされてこなかったというのが現状の状況であろうと思っております。したがって、今幾つかやっていく中には、生成AIの活用領域をさらに広げていくとか、専門人材の導入につきましてもしっかりと確保してまいりたいと思っておりますが、やはり、少し触れていただきました、従来の私どもの今の組織をさらに充実、拡充をさせていただいて、まさにおっしゃられる攻めのDXが展開できるような体制を次期総合計画の推進を支える、体制をしっかりと築き上げてまいりたいというふうに考えているところであります。

幾つか他市の事例もありまして、いろいろ気になるところはたくさんあるんですが、現状の中で努力を重ねてきておりますが、本市の今後におけます政策領域の極めて重要な領域の一つがDXの推進であるというふうに認識をいたしております。

## ○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

## ○10番（豊田恵理君登壇）

確かに今の亀山市の限られた財源、限られた人的リソースの中でやっていかなきゃいけないということですからごく難しいことを言っているのも分かるんですけども、やっぱり私の中では検討するでは遅いと思っております。そもそも、DX推進というのは人口減少社会において行政サービスを維持するために入れるものであって、今まさにそれが起こっている中で今、もっとも大分前から私この話はしているんですけども、やはり早くやらなきゃ、早くやらなきゃという思いがあります。もちろんこれは、守りもすごく大事です。すごく難しい話なのは分かるんですけども、すごく私も思いはあるんですけども、ただやっぱり、今回立地適正化計画における公共交通ネットワークの強化、それから行政DXの推進の2つを上げたのはもう今まさにやらなきゃいけない、遅過ぎるという思いが私の中にあるからなんです。

今は亀山市として、私はちょっと出遅れているんじゃないかという危機感を持って質問をさせていただきました。行政DXについては他市が、今本当にいろんな自治体がこれに取り組んでいるん

ですけれども人材がない、外部から引き寄せようとしても人材がないというのがありますけれども、だけれどもやっぱり探してほしいと思いますし、一番大事なことなんですけれども、限られた財源と限られた人的リソースがありますけれども、これの優先順位を本当につけてしっかりと市政運営を行っていただきたいなということを最後に申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

10番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時59分 休憩）

---

（午後 2時10分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 中島雅代議員。

○5番（中島雅代君登壇）

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日の質問は、10月に出されました亀山市の行政経営の重点方針についてでございます。

令和8年度に第3次総合計画のスタートの年を控えますが、財政も厳しくなっておりますし、課題もたくさんあります。物価高騰などで市民の不安も大きい中、今回の重点方針を出された背景、それからこれを推進した経過が市民にどのような影響を与えるかについてお伺いをしていこうと思います。

まずは行政経営の重点方針そのものについて、この方針は市にとってどういう意味があつてどれくらいの重要度のある方針なのか、その前提についての認識を確認しておきたいと思います。行政経営の重点方針についての考え方を伺いたします。

○議長（岡本公秀君）

5番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

行政経営の重点方針は当該年度の当初予算編成等に先駆けて、その前年度におきまして市長が行政経営を行う上で政策面、財政面、組織面において特に重視をしたり、力点を置いたり、推進すべき事項を当該年度の最上位の方針として定めるものでございます。なお、当該方針につきましては櫻井市長就任後、平成22年度の重点方針から毎年度策定いたしておきまして、策定後は議会へもお示しをさせていただいております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

その年度の最上位の方針だということを確認させていただきました。

では、この方針はそれを実行する職員さんと市民の生活にどういう影響を与えようとするものな

のかというところの考え方をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

行政経営の重点方針の市の組織でありますとか市民への影響についてでございますが、当該方針は行政経営に関わるものであると同時に、策定後は当該年度の最上位方針として予算編成方針の策定でありますとか人事行政の推進、各部の使命、目標の策定とその推進等におきましてその考え方を踏まえた取組を行っていくことになるものでございますので、主に行政内部に対して、政策、財政、組織の三側面において直接的かつトップダウン的な影響があるものでございます。なお、行政経営が中心とはなりますが、当該年度の政策や財政運営の方向性など市が特に力点を置くべき事項等を明らかにするものには違いがございませんので、そうした観点からは間接的に市民にも影響があるものと認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

考え方についてをお伺いいたしました。

こちらの方針は多岐にわたる分野での方針なんですけれども、この方針に沿ってどのように具体的な目標設定がされて、スケジュールが組まれて、どの部署が指示を出して、結果についてはどのように取り扱っているのかというところ、一般的なこの方針に対する流れというのを教えてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

どのような流れで取組が進められて、その結果どのように取り扱っているのかというご質問かと存じますが、行政経営の重点方針は、当該年度の予算編成作業等に向けた取組も考慮をし、基本的にはその前年度の10月に庁議を経て市長が定め、経営会議を通じて職員に発出されるとともに遅滞なく議会へも市長からその旨を報告させていただいております。また、策定後はこれに掲げられました事項が予算編成方針や人事方針等をはじめ、毎年度5月に公表をいたしております各部の使命、目標及び実施計画の中に考え方が組み込まれ、その上で当該年度の取組が推進されていくということになります。

一方、各年度における行政経営の重点方針に基づく取組結果の取扱いにつきましては、政策面におきましては総合計画の推進に関係いたしますので、毎年度の行政評価において成果や課題等を踏まえた総合評価を行い、次年度以降の政策展開につなげております。また、財政面につきましては主に予算編成方針や行財政改革に関係をいたしますので、毎年度の決算評価や行財政改革大綱の評価を行っております。さらに、組織面につきましては人事行政上の人事配置や人材育成等の人事マネジメントに関係をいたしますので、各部の使命、目標に基づく人事評価制度により職員や組織における目標の達成状況を把握し、改善につなげているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

一般的な流れを確認させていただきましたので、具体的にどのようにされているのかというところも確認したいと思います。令和7年度はまだ終わっていませんので、この令和6年度の重点方針についてお伺いをしたいと思うんですけれども、令和6年度の方針は、後期基本計画の実効性を高める4つの重点プロジェクトの加速化、それから持続可能な財政基盤の確立と第3次行財政改革大綱の積極的な推進、そして組織体制の強化とコミュニケーションの拡充とされていましたが、それぞれ結果がどうだったのか、それがその後に生かされているのかどうかをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和6年度の行政経営の重点方針は、当該年度を即応の年と位置づけられた上で先ほど議員にお触れいただきました3つの重点方針が掲げられ、効果的な行政経営への推進を目指すものでございました。

これらの取組成果でございますが、まず政策面では、4つの重点プロジェクトに係る48事業、総事業費約20億5,300万円の関連する主要事業を実施し、それぞれの成果は事務事業評価を通じて、達成度合いが50%以上になるものが9割以上となる一方で、各プロジェクトチームによる検討、調整内容の取りまとめも行っております。

また財政面につきましては、エネルギー価格や物価高騰等による局面の変化に対しまして、財政の収支バランスの改善に向けまして財政構造改革骨太方針2024を策定し、聖域なき歳出削減を目標とした持続可能な財政構造への変革に向けた取組に着手をいたしました。財政調整基金残高は前年度から約3億4,000万円減の約15億2,000万円となったことから、財政構造の本質的な改革の取組をさらに進める必要があると決算を通じて整理をいたしております。

さらに組織面では、子どもに関する政策推進を一層図るため新たに子ども未来部を創設するなど組織体制の強化を図ったほか、朝のSAN運動等によりましてコミュニケーションの向上に努めることもできたところでございます。

このように、行政経営の重点方針に基づきます取組を進めたことによりまして、即応の年として機敏に諸課題等への対応を図り、一定の成果につながったものと考えております。あわせて、政策評価でありますとか決算審査等における課題を令和7年度以降の施策展開、事業展開につなげていく整理もできたものと存じております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

方針を示してそれぞれ取り組んでいただいて、結果、成果につながったということなんですけれども、1点だけ確認をしたいんですけれども、それぞれ成果については行政評価だったり決算だったりとかで取りまとめているということなんですけれども、行政経営の重点方針として取りまとめはされているんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、行政経営の重点方針に掲げられた重点方針はそれぞれ各方面、政策、財政、組織という3つの方面でそれぞれの評価を、施策的評価でありましたり事務事業評価でありましたりあるいは人事評価でありましたりというところで整理を、あとは決算で整理をさせていただいております、それらをまとめて行政経営の重点方針、1つにまとめた評価というようなものについては作成いたしておりません。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

行政経営の重点方針としては、結果は取りまとめていないということを確認させていただきました。

私は、この方針は今の亀山市にとってすごい重要視すべきだと思っています。なので、この方針こそ方針の結果として取りまとめるべきかと思っています。

当然市にとっては、先ほどこの方針は年度の最上位の位置づけだと答弁していただきましたけれども、最重要、総合計画が重要なものでありますけれども、2020年に東京大学大学院の金井教授が発表されたものによりますと総合計画というのはお財布を持たない買物リストと指摘をされております。これは、総合計画って中期的な計画でありますけれども、それがゆえに、財政は単年度でしか確約がされないのが財政の確約が取れない計画というのは絵に描いた餅である、潜在的に総合計画と予算の間には緊張関係があるということなんですけれども、その中期的な計画である総合計画と単年度の財政との関係に、社会情勢だとか国の動向だとかその年の状態を加えて明確に一年を形づくることのできるというのが行政経営の重点方針かなというふうに私は認識しています。なので、方針の結果についてはその年の行政経営の重点方針の結果として分析をして、結果的にそれが市民にどう影響を与えたのかというのは公表すべきかなというふうに考えております。

それを踏まえて、令和8年度の行政経営の重点方針についてを考えてみたいと思います。

令和8年度は、市民の幸福感の向上と環境保全対策の強化、そして財政構造改革骨太方針2024の徹底と160億の壁の突破、そして組織の成長を支えるヒューマン・リソース・マネジメントの推進と示されましたけれども、まずはなぜこれらの方針に定めたのかということをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前段のところでのご質問も含めてこの行政経営の重点方針は本市の行政経営上のマネジメントシステム、市役所を動かすまさに根幹の仕組みというふうに考えてまいりました。それで、ちょうど今も触れていただいたようなことなんです、令和8年度の行政経営の重点方針につきましてはここに記載させていただいておりますように、本市を取り巻く内外の環境が依然として変化と厳しさの中にある中で新年度を気概の年と位置づけた上で、新たな総合計画のスタートの年でございまして、スタートの年を力強く踏み切るべく、3つの重点方針を掲げたところであります。

それで、それらを位置づけた理由はどうだということのご質問であります。まず1つ目の市民の幸福感の向上と環境保全対策の強化であります。将来都市像、緑の健都を一層成長させていくために第3次総合計画のスタートダッシュを図って、本市に暮らし、集う人々の幸福度を高めるまちづくりを進める政策を積極的に展開していこうとする目標設定でございます。

あわせて、この議会でも様々ご指摘がありました。新ごみ処理施設の整備に向けた取組の推進をはじめ、緑に象徴されます本市の重要な地域資源であります鈴鹿川等源流域の豊かな自然環境に影響を及ぼすおそれがあります土地利用等への対応をタイムリーに早急に行うための太陽光発電施設の適正な設置、管理、それからポイ捨てを含めたごみの不法投棄の防止など、いわゆる環境保全対策の政策領域の強化を図ることが重要だということの中で位置づけをさせていただいたものでございます。

また、2つ目の財政構造改革骨太方針2024の徹底と160億の壁の突破につきましては、令和8年度が集中改革期間の最終年を迎えますので、その結果は先ほど鈴木議員にも申し上げましたが、9年度の予算の中でまた実践に反映されていくわけでありませうけれど、しかし、令和8年度は集中改革期間の3か年の最終年を迎えますので、財政健全化に向けまして令和8年度の一般会計当初予算編成においては全庁一丸となって一般財源を160億円以内に収めて財政構造改革の実効性を高め、その徹底を図る目的から位置づけをさせていただいたものでございます。

さらに、3つ目の組織の成長を支えるHRM、ヒューマン・リソース・マネジメントの推進につきましては、公務員離れとか人材不足が深刻化してきております中で行政組織の成長を支える人材である職員を経営資源として捉えつつ、先ほどのDXもそうでありませうけれど、将来も見据えながら、採用、育成、配置などの人材マネジメントを強化していこうとする目的から位置づけをさせていただいたものでございます。俗に経営の要素として、人、もの、金と言われますが、まさに人、それから、ものは行政ですんで政策とか事業とかサービスとかこういうことになろうかと思ひます。そして金は財源、予算ということになろうかと思ひますが、3つの要素をしっかりと確に配分をして政策目標の達成を図ろうという思ひで令和8年度重点方針を決定させていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

ありがとうございました。

それでは、1つずつ私が気になったところをお伺いしていきたいなというふうに思ひますけれども、まず1つ目、市民の幸福感の向上と環境保全対策の強化についてのうちの市民の幸福感についてです。これ、私は最初にこの方針を見たときに最初に疑問に思ひました項目です。市民の幸福感という言葉がちょっと引かかったんですね。

改めて調べてみたんですけれども、地方自治体の役割について調べてみました。地方自治法第1条の2に、住民の福祉の増進を基本としてという項目がありますので、当然行き着く先は市民の幸福のために地方自治体はあるということなんですけれども、ということは、ふだん職員の皆様にやっつけていただいていることなんですよね。なので、今回、今物価高とか人口減少で労働者の方が少なくなっているとか高齢化とか財政も厳しいという、こういう状況の中で具体的な対応策というわけ

ではなくてかなり大きい枠組みなのかなと思って、大きい枠組みを示されたのがちょっと気になったんですけども、確かに、2021年に、国のほうで経済財政運営と改革の基本方針2021において、政府の各種の基本計画等において、ウェルビーイングに関するKPIを設定するとか、デジタル田園都市国家構想においても上位概念に位置づけられて、各自治体における地域のウェルビーイング測定が呼びかけられたという背景はあります。

ウェルビーイング、つまり幸福という言葉だけで、でも、幸福という言葉だけだと主観的になりがちで、曖昧で難しい話だなというふうに思いました。当然人の幸福というのは他人が決めることができず、ただ、政策として推進するというからには具体性が必要だと思います。なので、何か基準を持って市民の幸福とは何かという定義をしなきゃいけないと思うんですけども、当然国からも言うていますが、幸福って全国一律なものではないので、指標とかについても国が示すものだけでなく、亀山市独自のものというものが必要になると思います。なので、それがなければ通常の行政の役割を果たしているだけということになると思うんですね。なので、独自のものがなければあえて、来年度の重点方針ということにはならないと思うんですけども、市民の幸福感というのは具体的に何を指すのか、市として何を市民の幸福とするのかというところについて、市の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和8年度の行政経営の重点方針におけます市民の幸福感の向上を目指すということとは、ウェルビーイング、すなわち地域幸福度を高めていくことであるというふうに認識をいたしております。ウェルビーイングと申しますのは、一般的に身体的、精神的、社会的に良好な状態、本質的に価値のある状態とされておりますので、これは本市が目指す健康都市の考え方に通じるものでもございます。市民それぞれの価値観によってその水準等に差異はあろうかと存じますが、都市が有する多様な地域資源を活用しながら、市民個人はもとより、まちや地域、さらには現在だけでなく将来における幸福感を高めるものであって、まちとそこに暮らす人々を最良な状態に保てるよう様々な分野の取組を通じて住みよさを向上させ、持続的に発展できるまちを形成することで本市に暮らし、集う人達がここがよかったと実感できる状態にしていくことがおおそ地域幸福度が高まることであると考えているところでございます。

なお、行政経営の重点方針では第3次総合計画のスタートダッシュを図り、当該計画の推進によりまして地域幸福度を高めていく取組を展開していくということとするため、より分かりやすく市民の幸福感の向上との表現で重点方針が掲げられたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

亀山市では地域幸福度、住みよさというところが市民の幸福としようという位置づけなのかなというふうに思いましたけれども、今回は幸福感の向上ということなので、何かが増えたりとか拡大をしたら向上したということになるかなと思うんですけども、それにはスタート地点とゴール地点とで、その効果をはかる物差しみたいなものが必要だと思うんですけども、どうやって幸福感

の向上を確認するのか、地域幸福度が上がったとか、住みよさが上がったというのを確認するのか、  
どういうふうに今推進をしていくのかということをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、市民の幸福感の向上は地域幸福度、いわゆるウェルビーイングを高めていくことであると考えておりました、それらは基本的に、次期総合計画におきまして様々なまちづくりに係る政策を推進する中で実現をしていく考え方を持っているところでございます。そこで、次期総合計画の策定に当たりまして市民の地域幸福度の状況を把握するために、初めて国のデジタル庁が示す地域幸福度指標、ウェルビーイング指標でございしますが、これを活用した市民アンケートを実施いたしております。この国の指標を用いた調査は、環境や福祉、交通、教育、住環境など生活環境や地域の間人関係など多分野にわたる現状を主観的な調査、客観的なデータに基づいて数値化するとともに全国的な偏差値を示すもので、おおよそ本市における幸福度や生活満足度に加え、本市の特徴を俯瞰的に把握できるものでございます。

さらには、その調査の一つといたしまして、市民アンケートにおいて暮らしの幸福度や町内の人々の幸福度をはかる設問も設けているところでございます。そうした調査におけます結果で幸福度を可視化していきたいということでございます。

さらに、総合計画におけるまちづくりの推進に当たりましては各分野において成果指標も、これまでもそうでございますが、設けておりますが、今後はそれらに加えましてウェルビーイング調査における地域幸福度についても定点観測をしてまいりたいと考えているところでございまして、それらを通じて市民の幸福感の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

国の指標だとか市民アンケートで可視化をしていくということなんですけれども、例えば、福井市や越前市なんかは市独自の指標を定めているところもあります。こういう幸福度とか幸福感とかは分かりにくいとは思いますが、市が市民の幸福について取り組んでいるということがちゃんと伝われば、その伝わるということでそもそも幸福感ということに直結する、つながっていく施策だと思うんです。越前市さんなんかはそれそのものをPRポイントにしているところもありますので、やるのであればちゃんと市民に伝えるようにする必要があると思います。でないと、日常業務と変わらなくなってしまうと何をしているのかということになってしまおうと思うので、そこは丁寧に進めていっていただきたいというふうに思います。

ただ、これにつきましては、先ほどの行政経営の重点方針の在り方について、さっき私は述べましたけれども、その内容としては若干筋が違わんじやないかな、単年度で終わるものでもないの筋が違わないかなというふうに思っています。

これについてはまた後ほどお伺いしたいと思うんですけれども、次に環境保全対策の強化についてです。

先ほどはちょっと大きな話だったんですけれども、市民の幸福感、ただ、市民の幸福感の向上と

環境保全対策の強化ということで同列の話になるのかどうか、今環境保全対策の強化を重点方針にしているのはなぜかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

政策面での重点方針の一つでございます市民の幸福感の向上と環境保全対策の強化のうちの環境保全対策の強化がなぜにそれかということでございますが、先ほど市長のほうからもご答弁がございましたが、次期ごみ処理施設の整備に向けた取組でありますとか、本市の重要な地域資源である鈴鹿川等源流域の豊かな自然資源を守りそれらに影響が及ぶおそれがあるような太陽光発電施設の適正な設置、管理、あるいはポイ捨てを含めたごみの不法投棄の防止などの取組によって環境保全対策の強化を図っていくとするものでございまして、環境保全対策の強化は確かに市民の幸福度の向上に資するものでもございますので、包含されている内容ではございますが、重点方針の政策面の項目に環境分野の喫緊の課題を掲げることによりまして、あえて重点項目にめり張りをつけたものというようなことで認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

めり張りということですが、この一文しか方針に載らないのでちょっと分かりにくいかなというふうに思ったんですけども、規模感はやっぱりちょっと違うので、行政経営の重点方針としては幸福感の向上についてもこれくらい具体的なものを示していただきたいなというふうには思います。

次に、財政構造改革骨太方針2024の徹底と160億の壁の突破についてです。

まず骨太方針についてなんですけれども、これは令和11年度末に財政調整基金の残高を25億円以上にすることを目標に事業の見直しとか枠配分方式での歳出の削減をしていくというものなんですけれども、令和8年度はどのような取組をされるのかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

令和8年度当初予算編成につきましては、現在、中期財政見直しを見直した上で次期総合計画前期基本計画に位置づける事業の精査を進めておりますことから、各部局への予算枠の配分は行わず、一般会計全体で一般財源総額を160億円以内に収めるよう令和8年度当初予算の編成を進めているところでございます。

また、令和8年度につきましては財政構造改革集中改革期間の最終年度となりますことから、これまで調整してきた内容や新たに着手した内容について、成果につなげる必要があると認識をいたしております。財政構造改革の取組は多くの事業にわたりますことからスケジュールやプロセスは個々に進めることとなりますが、全体といたしましては令和9年度の当初予算編成に反映するよう進めるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

確認したいんですけども、今ぱつと聞いて、枠配分方式は行わないということによろしいですか、各課に配分をしないで、ごめんなさい、少し教えてください。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず財政構造改革の取組の中で枠配分方式、各所属に枠を配分して予算を編成していこうというふうな流れで進めてまいりました。ところが、先ほども少し申し上げましたが、まず今は中期財政見通しの見直しをいたし、それから次期総合計画の前期基本計画に位置づける事業の精査を進めておるということから各所属への予算配分がなかなか難しいということもございまして、予算全体で160億円として、それを1つの枠として考え、そのように設定をいたしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

分かりましたというか、またこれについてはまたほかのところで詳しく聞きたいかなと思いますけれども、まずは重点方針について進めていきたいと思います。

それでは、骨太方針と160億円の壁についての具体的な指揮系統だとか進捗、それからスケジュール管理というのはどういうふうにされていくのか、それをどうやって目標を達成していくのかというところを、達成の見込みについてもお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

まず推進体制でございます。令和8年度当初予算編成の一般財源総額を160億円以内とする目標達成に向けて、財政構造改革の取組を踏まえた上で、令和8年度当初予算編成方針にのっとり、全庁を挙げて予算編成を進めているところでございます。また、進捗管理につきましては予算編成に係るものでございますので総務財政部で進めているものでございます。また、財政構造改革の見込みというふうなお話だったと思いますが、それにつきましては、これまでからもお示しをしておりました事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、主要事業、標準事業に関わらず従来の事業を再編や廃止などを行うことで総事業数の削減や業務の効率化を進め、新たなニーズに対応する財源を確保するほか、積極的な特定財源の確保にも取り組むなど、全庁を挙げて目標の達成を目指すものでございます。

この見込みというふうなお話でございます。

目標達成の見込みでございますけれども、引き続き財政構造改革骨太方針に基づき、徹底した歳出削減と積極的な歳入の確保を図るとともに事業再編などに取り組み、令和11年度における財政調整基金残高25億円以上の目標を達成しなければならないと考えているところでございます。そのためには令和8年度当初予算の一般財源総額を160億円以内とすることが前提となるものでございまして、集中改革期間におけます3年間の積み上げが財政調整基金残高25億円につながるもの

と考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

これについてはしっかり注視をさせていただきたいと思います。これまで、担当課がばらばらにするのではやっぱり目に見えた成果につながりにくかったんだと思うので、事業の管理、それから財政の管理、会計の管理だとか、重点方針として全体を見て調整を、それから改善していく必要があるかと思っています。

そして、次に組織の成長を支えるヒューマン・リソース・マネジメントの推進についてに移りたいと思います。

マネジメントということで、マネジメントは一般的に組織マネジメントと人材マネジメントに分かれているんですけども、今回は特に人材マネジメントを推進されようということなのかなと思うんですけども、現状について、これに力を入れる背景について、ヒューマン・リソース・マネジメントということに対する市としてどういう意味で使われているのかという認識だとか現状や課題というところをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現状と課題ということでございますが、行政経営の重点方針の3つ目の組織の成長を支えるHRM、ヒューマン・リソース・マネジメントの推進につきましては、行政組織の成長を支える人材である職員を経営資源として捉えて人材マネジメントを強化していくように取り組んでいくものでございます。

行政運営のための資源として、人は最も大切な一つでございます。本市におきましては、これまでも人を財産という考え方を持って人材育成基本方針に基づき取り組んでおります。来年度は次期総合計画がスタートいたしますことから、このHRMを推進するために効率的かつ効果的な採用、育成、配置などを行い、職員個々の能力を生かせる組織体制の下、組織の生産性の向上と職員エンゲージメントの向上の実現を目指してまいりたいと考えております。

また、HRMを推進することは、職員や組織の成長のみならず結果として行政サービス、市民サービスの向上、さらには先ほど来からの市民にとっての幸福感向上にもつながるものというふうに考えております。

それと課題でございますが、現状における課題といたしましてはまずは職員の採用、配置という面におきまして少子化等による労働力人口の減少、民間企業の採用状況等の影響を受けて本市におきましても必要な職員数の確保が難しい状況となっており、それに伴いまして職員の適正な配置も困難になってきております。そうした中におきましても、本年度を始期とする第5次亀山市定員適正化計画に基づき計画的に職員の採用を行っているところでございますが、今後確実に人員を確保し適正な職員配置をする上でも、従来の採用方法等を抜本的に見直すような戦略的な手法を実施していく必要があるとも考えております。

また、職員の育成という面につきまして、社会情勢の変化等に伴って社会制度や市民からのニー

ズ等が変化している中、本市において求められる職員像も刻々と変化をしております。本市の組織におきましても、そのような社会変化等に応じて継続的に発展、成長をしていかなければならないため、各職務において必要とされる知識、技能が変化する中でスキルや知識を明確化した上で体系的、計画的に職員を育成するための研修制度の構築が大変重要であるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

採用と育成に力を入れていくという認識でよかったですかね。それをどうやって推進していくのかという、具体的な方法とか管理の方法とかそういうところもお伺いしてよろしいですか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

推進していくことですが、まず少子化等による社会構造の変化、働き方改革といった労働環境や雇用情勢の変化など、今後もこのような社会変化は予想される中、本市におきましても、市民力、地域力を一層磨き上げ、将来の世代への継承を考慮した持続可能な自治体経営を実践するための組織を構築していく必要があると感じているところでございます。そのためには、市職員の採用、育成、配置などといった一連のプロセスを適切に管理することが重要な課題であることから個々の成長やキャリアを重んじるHRM、ヒューマン・リソース・マネジメント、人材資源の管理を推進していくことは大変重要であると認識をいたしております。

今後の取組につきましてはまず、採用配置の面におきましては先ほどご答弁申し上げましたが、確実に必要な人員を確保し、適正な職員配置をする上でも従来の採用方法等を抜本的に見直すような戦略的な手法を実施していく必要があると考えております。具体的には本市職員として働くことの魅力を広く積極的に情報発信し、公務への関心を持ってもらうことが重要と考えております。そして、本市への就職志望者がより多く受験できる新たな試験制度などの導入を図り、確実な人材確保につなげてまいりたいと考えております。また、育成の面におきましては、先ほどもDX人材の確保体制における質疑もございましたが、本年度に本市人材育成基本方針を改定する予定でございますが、現在の職員の研修、教育体系を根本的に見直し、組織力の向上、また職員のキャリア形成を高めることを目指して体系的、計画的に職員を育成するための研修制度を構築してまいりたいと考えております。さらに、加えまして現在の人事評価制度につきましても、職員の成長を促し、よりモチベーションが高まる制度へといたすとともに、人事制度におきましては主体的、計画的なキャリアの積み上げによる複線型、エキスパート型ともいいますが、そういった人事についても研究してまいりたいと考えております。一方で、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するなど、より働きやすい職場環境や風土づくりも大変重要であるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

その中の育成についてなんですけれども、これも経営に関する言葉でワークエンゲージメントという言葉がございます。ワークエンゲージメントというのは、仕事に対してポジティブで充実した

心理状態のことをいうんですけど、なので、働かなきゃいけないというよりは私は働きたいという状態のことをワークエンゲージメントというんですけども、今は人材確保が難しいとあったんですけども、優秀な人を確保して定着させるためにはこのワークエンゲージメントを高めるということが必須だというふうに言われています。ただ、ワークエンゲージメントというのともう一つ、組織へのエンゲージメントということもあります。それは、ワークエンゲージメントは自分の仕事そのものへのポジティブな状態を指すんですけども、組織へのエンゲージメントは組織への帰属意識というのに、そういう言葉があるんですけども、この2つは自分が働きたいと思える環境を与えてくれる組織に対してエンゲージメントが向上するというのと、組織へのエンゲージメントが高く貢献をしたいから自分も頑張るといった相乗効果があったりするんですけども、今回の行政経営の重点方針の内容というところから考えると重点方針は総合計画と財政を年度でかみ合わせるためのものなので、その目標を達成するために組織だとか職員さんをどう管理するかということだと思いうんですけども、なのでこの方針に示されるべきは個人の育成、ワークエンゲージメントというよりは組織へのエンゲージメントを高める、組織づくりのほうが優先されるんじゃないかなというふうに思います。

総合計画と財政と実行をする組織という軸がなければやっぱり、働きたいという個人のワークエンゲージメントと貢献したいという組織へのエンゲージメントは高まっていけないと思いうんですけども、結果的にそれは市民、市へのエンゲージメント、幸福感みたいなそういうのに関わってくる話なので重点方針でしっかり軸をつくってほしいと思っています。

なので、今の方針ではまだちょっと弱いのかなというふうに私は思っています。

なので最後に重点方針の全体について、行政経営の重点方針をつくられた市長にお伺いしたいと思いうんですけども、今は財政が厳しくて、市民の生活も不安要素が多い現状にある中で、総合計画と財政と組織をかみ合わせるというこの行政経営の重点方針の性質というのを十分に生かした方針というのとその成果について取りまとめていくという必要があると思いうんですけども、その辺りのお考えをお伺いしたいと思います。

#### ○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど私が就任をさせていただいた平成21年度、就任後翌年でありましたが、行政運営から行政経営への転換を図るべく本市独自のシステムとして行政経営の重点方針の策定をスタートさせていただいて17年目となりました。当時は、次年度の予算編成が秋に始まりますが、総務部長の予算編成方針が全てのスタートでありました。組織全体の人、もの、金をしっかり翌年度重点的に組み合わせることを掲げてそれに向かって予算編成をする、当該年度ではそれを実行する、こういう仕組みでありました。この間、一貫して外部環境の変化とか市政の情勢を見極めた中での全庁的展開を図る共通目標の設定や職員の意識改革とか、さらには政策、財政、組織の三側面のバランスと連動による行政経営マネジメントの確立を重視してきました。

今も少し触れられましたが、例えば重点方針を、より実効性を高めるために毎年4月にはスプリングレビュー、いわゆるそれぞれ個人、管理職を含め使命、目標の設定、市長との対話というのが実は開始をいたしてまいりました。それから、8月には実は前年度の重点方針に基づいて執行され

た政策の評価をサマーレビューという形でこれも対面の議論を、なかなか今までこういうことの議論は議会でもなかったと思います。そういう仕組みも中に組み入れながら仕組みが回ってきたということでもあります。その結果、継続した取組を通じまして、今の行政内部においては行政経営に対する意識の高まりや方針の発出を契機として新年度へと挑むシステム基盤が根づきつつあるというふうにも感じております。

しかしながら、本市を取り巻く内外の環境は依然として変化と厳しさの中にありますので、それから、新年度から次期総合計画期間へとフェーズも変わってまいりますので一層行政経営の重要性は高まっているものと展望いたしております。こうした中で、次期総合計画のより効果的な推進を図るためにも、中期戦略と各年度の行政経営とのシステム連携を強化しながら政策推進と財政健全化の両立などのさらなる構造的な改革につなげてまいりたいと思っております、DXもしかりでございますし戦略的な人の生かし方、あるいは組織の、組織づくりとおっしゃられましたが、これもより考えていく必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても、行政経営の重点方針の進化につきましてどうあるべきかにつきましても、ご指摘も踏まえてしっかりバージョンアップさせていくことが大事ではないかというふうに考えております。

#### ○議長（岡本公秀君）

5番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

これにて、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次にお諮りします。

明日13日から21日までの9日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日13日から21日までの9日間は休会することに決定をいたしました。

休会明けの22日は、午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時59分 散会）



令和7年12月22日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

令和7年12月22日（月）午前10時 開議

- |      |          |   |
|------|----------|---|
| 第 1  | 議案第 81号  | 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について          |
| 第 2  | 議案第 82号  | 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について   |
| 第 3  | 議案第 83号  | 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について      |
| 第 4  | 議案第 84号  | 亀山市手数料条例の一部改正について                               |
| 第 5  | 議案第 85号  | 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 6  | 議案第 86号  | 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について        |
| 第 7  | 議案第 87号  | 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について      |
| 第 8  | 議案第 88号  | 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について                           |
| 第 9  | 議案第 89号  | 亀山市営住宅条例の一部改正について                               |
| 第 10 | 議案第 90号  | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について          |
| 第 11 | 議案第 91号  | 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について                       |
| 第 12 | 議案第 92号  | 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について               |
| 第 13 | 議案第 93号  | 令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について              |
| 第 14 | 議案第 94号  | 令和7年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について                     |
| 第 15 | 議案第 95号  | 令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について                    |
| 第 16 | 議案第 96号  | 令和7年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について                     |
| 第 17 | 議案第 97号  | 令和7年度亀山市一般会計会計補正予算（第5号）について                     |
| 第 18 | 議案第 98号  | 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について                       |
| 第 19 | 議案第 99号  | 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について                       |
| 第 20 | 議案第 100号 | 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について                       |
| 第 21 | 議案第 101号 | 亀山市農業委員会委員の任命同意について                             |
| 第 22 | 議案第 102号 | 亀山市農業委員会委員の任命同意について                             |
| 第 23 | 議案第 103号 | 亀山市農業委員会委員の任命同意について                             |
| 第 24 | 議案第 104号 | 亀山市農業委員会委員の任命同意について                             |
| 第 25 | 議案第 105号 | 亀山市農業委員会委員の任命同意について                             |
| 第 26 | 議案第 106号 | 亀山市農業委員会委員の任命同意について                             |
| 第 27 | 議案第 107号 | 亀山市農業委員会委員の任命同意について                             |

- 第 28 議案第108号 亀山市農業委員会委員の任命同意について  
 第 29 議案第109号 亀山市農業委員会委員の任命同意について  
 第 30 議案第110号 亀山市農業委員会委員の任命同意について  
 第 31 議案第111号 亀山市教育委員会委員の任命同意について  
 第 32 議員提出議案第2号 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出について  
 第 33 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君

教 育 長 中 原 博 君 教 育 部 長 大 平 守 君  
代 表 監 査 委 員 上 田 寿 男 君 監 査 委 員 事 務 局 長 高 嶋 美 季 君  
選 挙 管 理 委 員 会 落 合 巧 君  
事 務 局 長

---

●事務局職員

議 会 事 務 局 長 大 泉 明 彦 書 記 木 戸 将 文  
書 記 山 北 康 仁

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第6号）により取り進めます。

それでは、去る9日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第81号から日程第16、議案第96号までの16件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第82号	亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第83号	亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第84号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第90号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決

令和7年12月17日

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

---

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第81号	亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第85号	亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第86号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	原案可決
議案第87号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第88号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決

令和7年12月16日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

---

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第89号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
--------	-------------------	------

令和7年12月15日

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議長 岡本 公秀 様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第91号	令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について	原案可決
議案第92号	令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第93号	令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第94号	令和7年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第95号	令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第96号	令和7年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について	原案可決

令和7年12月19日

予算決算委員会委員長 森 英之

亀山市議会議長 岡本 公秀 様

○議長（岡本公秀君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○7番（今岡翔平君登壇）

ただいまから総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第82号亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正については、令和8年度を始期とする第3次亀山市総合計画に掲げる施策・事業を推進するに当たり、現組織・機構における課題等を検証し、所管事務の一部を変更する必要があることから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、運動施設等の管理に関する質疑があり、これについては、施設管理及び関連予算が教育委員会に移行され、これまでと同様に予算編成を行うとの答弁でありました。

次に、所管の変更について教育委員会ではどのような議論があったのかとの質疑があり、これについては、教育委員会を书面開催し、所管の変更については異論はなかったとの答弁でありました。

次に、今後再度所管が変更されることはないのかとの質疑があり、これについては、施策の推進に応じて判断するため将来的に変更することもあり得るが、現時点では所管変更については考えていないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第83号亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、令和7年8月7日の人事院勧告における勧告事項のうち、月例給並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の引上げについて、国の一般職の職員等に準じて市の一般職の職員及び一般職の任期付職員においても引き上げるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第84号亀山市手数料条例の一部改正については、資産に関する証明書の交付について、県内市町における同様の証明書に係る交付状況に鑑み、また、交付に係る事務作業の円滑化等に資するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第90号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、地方自治法の一部改正に伴い、関係する4つの条例について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（岡本公秀君）

次に、森 美和子教育民生委員会委員長。

#### ○12番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

ただいまから教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第81号亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制

定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満の未就学児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労用件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度、こども誰でも通園制度が創設され、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置づけられたことから、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、本条例を制定するものです。

審査の過程では、利用する乳幼児がクラス定員を超過する場合の対応に関する質疑があり、これについては、一般型での実施を検討しており、それに向けて職員を配置するため必要枠は確保していく予定であるとの答弁でありました。

次に、今定例会に提案した理由に関する質疑があり、これについては、こども誰でも通園制度を行う事業者は設備運営に関して体制を整える必要があるため、この12月定例会での提案が適切であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第85号亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び学校教育法において、虐待防止に係る規定が創設されたこと等に伴う改定が行われたことから、市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、虐待行為が発生した場合の対応に関する質疑があり、これについては、県が示すガイドラインに準じて対応していくものと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第86号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士に地域限定保育士を追加する改正、乳幼児健康診査による家庭的保育事業者等の健康診断の代替に関する改正等が行われたことから、市の当該基準について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、地域限定保育士と保育士の試験内容の違いに関する質疑があり、これについては、地域限定保育士は一次試験に合格した後、2次試験については県が主催する講習を受講することで実技試験に代えることが認められているとの答弁でありました。

次に、給与体系に関する質疑があり、これについては、従来の保育士と同様のものであるとの答弁でありました。

次に、討論では、この制度は保育士不足解消のため、地域限定保育士を追加するものであるが、小規模保育事業所では非常に高い専門性が求められるため、地域限定保育士を追加することは望ましくないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第87号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業を行う場合に置かなければならないとされている放課後

児童支援員に地域限定保育士を追加する等の改正が行われたことから、市の当該基準について所要の改正を行うものです。

審査の過程では、保育士試験の一次試験のみ合格している方の人数に関する質疑があり、これについては現状を把握していないとの答弁でありました。

次に、地域限定保育士制度の実施状況に関する質疑があり、これについては、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、1府2県2市で実施されていたが、一般制度化されてから初めて三重県を含む1府5県が認定自治体となったとの答弁でありました。

次に、討論では、放課後児童健全育成事業において、小学生の発達を支援することは尊いことであり、保育士ではなく地域限定保育士でよいとは言えないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第88号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、課税限度額を超える世帯に関する質疑があり、これについては、令和7年度課税データを参考とすると基礎課税額の課税限度額を超えている世帯は67世帯、約1.15%であり、後期高齢者支援金等課税額では59世帯、約1.01%であるとの答弁でありました。

次に、討論では、本市においては、厚生労働省の掲げる課税限度額を超える世帯の割合が1.5%に近づくよう引き上げるという目標値には至っていない。国の基準に準拠するのではなく、市で適切な判断をしていただきたいとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（岡本公秀君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

#### ○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告をいたします。

去る9日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

議案第89号亀山市営住宅条例の一部改正については、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行うものです。

まず、担当部長から説明を受けた後、現地確認を行い、その後質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、借り上げ型市営住宅の契約期間に関する質疑があり、これについては、事業者との契約期間は20年間であるとの答弁でありました。

次に、入居要件に関する質疑があり、これについては、高齢者や障がい者の方など応募いただけるが、今回の物件はメゾネット式であるため、階段の利用が厳しい方には募集の際に説明し、ご理解をいただくととの答弁でありました。

次に、住宅の仕様に関する質疑があり、これについては、事業者から大枠について相談があるため、仕様については検討の上で決定するとの答弁でありました。

次に、借り上げ料と家賃の差額に対する国の補助に関する質疑があり、これについては、毎年9月末時点での条件について申請し、補助決定されるとの答弁でありました。

次に、借り上げ型市営住宅の固定資産税の優遇措置について質疑があり、これについては、建物については優遇措置はないとの答弁でありました。

次に、敷地内の進入道路に関する質疑があり、これについては、建物に付随した道路であることから、破損等による修繕は事業者が行うとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

**○議長（岡本公秀君）**

次に、森 英之予算決算委員会委員長。

**○6番（森 英之君登壇）**

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る9日の本会議で当委員会に付託のありました議案第91号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、議案第92号令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第94号令和7年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第95号令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について及び議案第96号令和7年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）については、同日当委員会を開催し、分科会を設置して各分科会で審査することを決定しました。15日に産業建設分科会、16日に教育民生分科会、17日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、19日に関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第91号から議案第96号までの6議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告を報告といたします。

**○議長（岡本公秀君）**

各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（岡本公秀君）**

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第81号から議案第96号までの16件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

**○11番（福沢美由紀君登壇）**

日本共産党を代表し、議案第86号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び議案第87号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部改正について並びに議案第 8 8 号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についての 3 議案について、反対の立場で討論します。

まずは、議案第 8 6 号と議案第 8 7 号です。どちらも反対する理由は、保育士不足を解消するためにつくられた地域限定保育士という制度そのものに反対しているからです。そして、国家戦略特区に限って認められていた地域限定保育士は一般制度化されてしまい、三重県もこども家庭庁から認定を受け、来年度中には試験実施予定です。

教育民生委員会で保育士試験について確認しました。筆記試験と実技試験がある中、筆記試験は同じですが、地域限定保育士は実技試験の代わりに講習を受けることで免除される制度があります。免除される実技試験は、ピアノや歌、読み聞かせや制作などで、実技でないと分からないものばかりです。資格を取得したら保育士と同じ業務内容ですが、勤務地の制限があり、登録後 3 年間は地域内のみ、3 年たてば全国で通用する資格となるというものです。

保育士不足のそもそもの原因は、他産業と比べても著しく低い給与水準や配置基準の不十分さと労働環境の劣悪さにあります。こうした保育政策を改善することなく、さらなる規制緩和によって資格取得者を増やそうというのは、保育現場の労働環境の抜本的な改善がされない下では保育士不足の解消には結びつかないものと考えています。

保育の対象が何歳の子であろうが、放課後児童クラブであろうが、規制緩和した保育士でよいということではなく、この 2 議案には反対するものです。

次に、議案第 8 8 号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を 6 5 万円から 6 6 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 2 4 万円から 2 6 万円に引き上げるといいます。厚労省は、高所得層が多く負担をすることにより、中間所得者層の被保険者に配慮した保険料率の設定が可能になるとしています。その場合、賦課限度額を超過した世帯の割合が 1. 5 % に近づくよう、段階的にこの限度額を引き上げてきました。

質疑で明らかになったように亀山市の課税限度額を超過した世帯の割合は、基礎課税額が 6 7 世帯、約 1. 1 5 %、後期高齢者支援金等課税額は 5 9 世帯、約 1. 0 1 % といずれも 1. 5 % を超えることはなく、厚労省が言うところの課税限度額を超過した世帯の割合が 1. 5 % を超えている割合を 1. 5 % に近づけるという目標には無縁の割合です。

亀山市の場合は、課税限度額を上げる必要はありません。国に準じるばかりではなく、保険者として市の特徴をつかみ、税を決定し、事業を進めるべきと考えます。

以上の理由でこの議案に反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

#### ○議長（岡本公秀君）

1 1 番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第 8 1 号から議案第 9 6 号までの 1 6 件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それではまず、討論のありました議案第 8 6 号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 8 6 号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案第 8 7 号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 8 7 号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案第 8 8 号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 8 8 号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第 8 2 号亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席を願います。

起立多数であります。

したがって、議案第82号亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、討論のありました議案以外の議案第81号、議案第83号から議案第85号まで及び議案第89号から議案第96号までの12件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第81号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第83号 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第84号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第85号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第89号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第90号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第91号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

議案第92号 令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第94号 令和7年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第95号 令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第96号 令和7年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第17、議案第97号から日程第31、議案第111号までの15件を一括議題といたします。

市長に上程、各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第97号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ1億7,000万円を追加し、補正後の予算総額を242億9,923万6,000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、国の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金を活用し、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、児童1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当支給事業に係る経費を計上いたしております。

まず、歳出につきましては、民生費に、物価高対応子育て応援手当を支給するための経費を計上するとともに、この業務に係る職員の時間外勤務手当を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、今回の補正予算の財源として、国庫支出金で物価高対応子育て応援手当支給事業補助金1億7,000万円を追加いたしております。

また、繰越明許費につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業において、令和8年度に事業の一部を実施する必要があることから計上いたしております。

続きまして、議案第98号及び議案第99号の亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の中野久生氏及び若林美津枝氏は、令和8年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

なお、任期は令和8年2月22日から3年間でございます。

次に、議案第100号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございますが、亀山市固定資産評価審査委員会委員の水野成樹氏は、令和8年2月21日をもって任期満了となりますので、新たに同委員として、亀山市下庄町にお住まいの篠原 誠氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

なお、任期は令和8年2月22日から3年間でございます。

次に、議案第101号から議案第110号までの亀山市農業委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市農業委員会委員は令和8年3月10日をもって任期満了となりますので、引き続き内田美由紀氏、國分弘成氏、小林和夫氏、駒田六平氏、伊達亀嘉氏、中浦豊子氏、野村幸生氏、早川三雄氏、宮崎敦子氏及び森下晃吉氏を同委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

なお、任期は令和8年3月11日から3年間でございます。

最後に、議案第111号亀山市教育委員会委員の任命同意についてでございますが、亀山市教育委員会委員の大平雅章氏は、令和8年2月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

なお、任期は令和8年2月22日から4年間でございます。

以上、今議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第97号から議案第111号までの15件に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いします。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従い、質疑をさせていただきます。

議案第97号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、物価高対応子育て応援手当支給事業の増額補正についてであります。

物価高対応子育て応援手当支給事業として、今般1億6,940万円の増額補正が提案されております。

まず初めに、この事業実施の背景と、併せてなぜ12月議会最終日に提案されたのか、その理由についてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

本事業実施の背景といたしましては、令和7年11月21日に国において閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策のうち、第1の柱である生活の安全保障、物価高への対応の取組の一つとして、物価高の影響を強く受ける子育て世帯を応援するための手当を支給するというものでございます。

また、本事業に係る予算につきましては、12月16日に国の補正予算が成立をしたことから、可能な限り早期に支給を開始するため、最終日となりましたが、本議会におきまして補正予算の追加議案を提案させていただきました。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

物価高の影響を受ける子育て世帯を応援するためであるということと、12月16日に国の補正予算が成立しましたことから、早急に支給を実施する必要があることから、本議会の最終日に提案されたということが理解をできました。

続きまして、この事業の概要についてでございますが、子育て応援手当の支給額でありますとか、支給対象者、あるいは対象となる児童、対象児童数、申請方法などについてどのようなものか、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

本事業につきましては、昨今の物価高の影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けているゼロ歳から高校生年代までの児童を養育している子育て世帯に対しまして、臨時的な給付措置として、児童1人当たり一律2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するものでございます。

対象となる児童は、令和7年9月分、あるいは令和7年9月に出生した児童につきましては10月分となりますが、この児童手当に係る児童及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童で約8,300人と見込んでいるところでございます

また、支給対象者は、対象児童に係る児童手当受給者またはこれに準ずる者となるところでございます。

本事業に関わる予算といたしまして1億7,000万円を計上しており、その内訳は、児童1人当たり2万円の交付金として1億6,600万円のほか、正規職員の時間外勤務手当増額分として60万円、またシステム修正委託料等の事務費として340万円でございます。

次に、支給方法及び支給時期につきましては、申請不要のいわゆるプッシュ型と申請が必要な人に区分をされ、プッシュ型の方へは2月中旬に該当である旨の事前通知を送付し、2月下旬に児童手当の振込口座へ支給をする予定でございます。一方、申請が必要な方につきましては、それぞれ窓口や郵送等により案内をし、申請書の受付後、審査を終えまして2月下旬以降、順次指定口座へ支給する予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

支給の額が児童1人当たり一律2万円であるということと、支給対象者は令和7年9月分の児童手当に係る児童及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童ということ。それと亀山市におきましては約8,300人を見込んでいるということが理解をしました。

それで、実はこの本事業と同様の支給事業はこれまでもあったと思うんですね。令和3年度には子育て世帯臨時特別給付金給付事業、令和5年度には地方創生臨時交付金充当事業の中において住民税非課税世帯給付金給付事業、生活応援給付事業があったと思うんです。今回、物価高対応子育て応援手当支給事業とこれまでの事業とどこが違うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

今、議員のほうからご案内いただきましたとおり、過去にも令和2年度から令和5年度におきまして、今回と同様にこの子育て世帯を対象として実施をされた給付金がございます。その給付金におきましては低所得の子育て世帯を対象としておりましたが、令和6年10月に児童手当の制度拡充が図られまして、高校生年代までの対象年齢の引上げや所得制限が撤廃されたことから、本手当につきましては保護者の所得に関わらず、高校生年代までの全ての子どもを養育する児童手当受給者が等しく支給を受けられることとなるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

これまでの事業と違うところは、保護者の所得に関わらないということと、高校生年代まで全ての子どもを養育する児童手当受給者が等しく支給されるということが理解をしました。

続いて、申請方法と支給時期についてであります。

まず、申請方法については、先ほどの概要の説明の中で申請しなくてもよいプッシュ型と申請しなければ支給してもらえない人がいるということの説明でありました。申請しなければいけない人とはどのような人か、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、本事業において支給対象者のおよそ9割を占めることが見込まれます本市から令和7年9月分の児童手当の支給を受けた方及び令和7年9月から12月までに生まれた新生児を養育し、本市で児童手当の手続を行った方につきましては、いわゆるプッシュ型として申請は不要でございます。

一方、ご質問のありました残り1割となります申請が必要な方につきましては、先ほど言いましたプッシュ型に該当しない支給対象者の方で、例えば公務員や、それから令和8年1月から3月31日までに生まれた新生児を養育する児童手当受給者、または10月以降の離婚等により新たに児童手当受給者になった方等でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

プッシュ型と申請をしなければならないという人がいるということで、プッシュ型というのは自動的に申請しなくても口座に振り込まれるということだと思います。それで、申請しなければならない人というのは、先ほどのご説明では、公務員の方々や令和8年1月から3月31日までに生まれた子どもさんを養育する方ということが理解できました。そういう人は申請しなければ受給ができないということだと思います。

それで次に、支給時期についてでございますが、先ほどの説明で2月下旬に支給されるということですが、物価高の折、もっと早く支給すべきであると考えます。なぜもっと早く支給できないのか、あるいは、併せて他市の状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

本手当を支給する対象者の抽出や支払い事務のためには、電算システムの改修が必要となるために本手当の趣旨に鑑みまして、なるべく早期に支給すべくシステムの事業者と目下調整をしているところでございますが、国の正式な制度設計が補正予算成立後に示されたことから、システムの開発等に時間を要するため、現時点では2月下旬の支給予定としているところでございます。

なお、システムの修正が予定より早く実施できれば、より早い、早期の支給を目指してまいりたいと考えてございます。

それから県下の状況でございますが、県下の大多数の市町につきましても、現時点では本市同様に2月中の支給を予定していると聞き及んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

電算システムの改修の関係で2月下旬ということですが、できるだけこの改修を早くしていただいて早期の支給をお願いするものであります。

最後に、周知についてお伺いしていきたいと思えます。

子育て応援手当支給事業の対象者の方々に対してどのように周知していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

広報やホームページ、それから市公式LINEに掲載するほか、プッシュ型の方へは支給対象者である旨の事前通知を送付いたします。なお、公務員につきましては各所属長から申請書が渡され案内されることになり、外国人の方に向けましては15か国語に対応したリーフレットがこども家庭庁のホームページにも記載をさせていただきます。

また、市で把握しております申請が必要な方へは申請書を送付する予定でございますが、申請時につきましては、児童手当や福祉、医療などの手続の際に合わせまして申請いただけるよう、窓口において案内をさせていただきます。

ほかにも、3月末までに出産予定の妊婦さんや、それからDV被害者の方にもご覧いただけますよう、あいあいでありますとか関支所等にもリーフレットなどを配架をし、ほかの部署とも連携をして丁寧な周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

特に申請を必要とする人に対して十分に周知や、丁寧な周知をよろしく願いしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

次に、7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

では、教育委員の選任について質疑をさせていただきます。

1項目だけ通告させていただきましたが、経緯についてということなんですけれども、4人いる教育委員に対してそれぞれ任命するに当たって期待している役割があると思うんですけれども、今回再任の委員に関してどのような役割を期待されていたのか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

人事案件でございますので個人情報などは控えさせていただきますが、今回ご提案させていただいております現教育委員、大平雅章氏におかれましては、保護者の視点、民間事業者としての視点など多角的な見地から、そのご経験や知見を遺憾なく発揮をしていただきたいという思いで、令和6年10月1日から亀山市教育委員会委員として本市の教育行政にご尽力いただいているところでございます。

何を期待してかということでしたが、とりわけこの大平委員におかれましては、就任前におけますPTA会長、それから学校運営協議会の委員としてのご経験や職業教育やキャリア教育に関するご見識などを生かして、本市の教育行政の推進にご尽力いただくことを期待をいたしましたものでございます。また、この教育委員の就任後におきましては、定例や臨時の教育委員会の場などにおきまして、そうした視点からの積極的な発言、建設的な審議をいただいているところでございます。

大平委員におかれましては、本市の教育行政の重要な場面におきまして、その推進に大変ご尽力いただくとともに教育行政の安定的運営に寄与されてきたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

期待している役割についてと、もう一個質疑を分けて、その期待に添ってどういう成果と申しますか、どういう実績を鑑みられているかという質疑を用意しているつもりだったんですけれども、一度にご答弁いただきましたので、今のご答弁を参考に審議のほうに臨みたいと思います。

これで質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第97号から議案第111号までの15件に対する質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案第97号については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、所管する予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第97号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（岡本公秀君）

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第98号から議案第111号までの14件については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡本公秀君)

ご異議なしと認めます。

議案第98号から議案第111号までの14件については、常任委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

委員会開催のため、暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長(岡本公秀君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど予算決算委員会にその審査を付託しました議案第97号について、予算決算委員会委員長に委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

#### 予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

#### 記

議案第97号 令和7年度亀山市一般会計会計補正予算(第5号)について

原案可決

令和7年12月22日

予算決算委員会委員長 森 英之

亀山市議会議長 岡本公秀様

○議長(岡本公秀君)

森 英之予算決算委員会委員長。

○6番(森 英之君登壇)

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第97号令和7年度亀山市一般会計補正予算

(第5号)についての審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、歳出の民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、一般職員人件費及び児童福祉費、児童福祉総務費、物価高対応子育て応援手当支給事業並びに第2表繰越明許費の増額補正において支給基準日に関する質疑があり、これについては、令和7年9月30日が基準日となり、12月までに生まれた方は本市からプッシュ型で支給を行う。また1月以降生まれの方は申請を行っていただき、令和8年3月31日に生まれた方は繰越し分で対応するとの答弁でありました。

次に、申請の延長期間に関する質疑があり、これについては、国の通知では最大3か月延長可能であり、その期間内で各自治体が決定するものであり、本市では最大限延長したいとの答弁でありました。

次に、周知方法に関する質疑があり、これについては、窓口で案内するほか、1月1日発行の広報「かめやま」に掲載予定であり、また市ホームページについてはできる限り早い段階で掲載するとの答弁でありました。

次に、時間外手当と職員体制に関する質疑があり、これについては、システム改修が完了するまでに職員2名体制でそれ以外の事務については進める予定であり、今回の予算補正により対応できるものと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（岡本公秀君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（岡本公秀君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第97号から議案第111号までの15件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第97号から議案第111号までの15件について、起立により採決を行います。

それではまず、議案第97号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第97号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第98号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第98号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第99号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第99号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第100号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第100号亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第101号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第101号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定をしました。

次に、議案第102号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（岡本公秀君）**

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第102号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第103号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（岡本公秀君）**

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第103号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第104号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（岡本公秀君）**

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第104号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第105号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（岡本公秀君）**

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第105号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第106号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（岡本公秀君）**

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第106号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第107号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第107号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第108号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第108号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第109号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第109号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第110号亀山市農業委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第110号亀山市農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第111号亀山市教育委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議案第111号亀山市教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意す

ることに決定しました。

次に、日程第32、議員提出議案第2号危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番 森 美和子議員。

#### ○12番（森 美和子君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第2号危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書。

自治体病院は、地域の民間医療機関では、採算性の観点から担い難い救急、小児、周産期等の高度医療の実施、さらには感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしています。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では行政の財政負担がなければ持続的な運営はできません。

しかし、公益社団法人全国自治体病院協議会の令和7年8月の調査結果にもあるとおり、近年の人件費の増加や物価の高騰により、自治体病院の運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できておらず、令和6年度決算では、自治体病院の約9割が自治体からの繰出金を入れてもなお、経常収支が赤字となるなど、自治体の財政力を超えて経営環境は大きく悪化しています。

このままの状況が続けば、地域住民の生命や健康、さらには社会の安全・安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことはできず、今、まさに周辺市町村も含めた地域の医療提供体制は崩壊の危機に直面しています。

よって、政府におかれては、地域の医療体制を守る自治体病院の経営改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と捉え、下記の事項について早急かつ具体的に対応するよう強く要望します。

1つ、診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。

2つ、令和8年度の診療報酬改定については、特に、入院基本料の見直しを行うこと。

3つ、自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和8年度の診療報酬改定を待つことなく、人件費の増加や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（岡本公秀君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第2号について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

お諮りします。

議員提出議案第2号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡本公秀君)

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第2号については常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議員提出議案第2号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議員提出議案第2号危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡本公秀君)

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第2号危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第33、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、会議システムに保存してある申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「新庁舎建設」について
2. 理 由 財政の健全化と地域防災力の強化を図るため、財政面における建設コストの圧縮や、災害拠点として求められる機能の在り方など、新庁舎建設の方向性について調査・研究する。
3. 期 間 令和7年12月23日～令和8年9月30日

令和7年12月19日

総務委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 岡本公秀様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「健康政策の推進」について
2. 理 由 本市は健康都市をうたっているが、真に市民の主体的な健康づくり活動につながっているか、その取組状況を把握し、健康都市としてのあるべき姿について調査研究を行う。
3. 期 間 令和7年12月23日～令和8年9月30日

令和7年12月19日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 岡本公秀様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「社会インフラにおける官民連携」について

2. 理由 道路、上水道施設、公園緑地等の社会インフラにおいて、官民連携や民間活用の状況を確認し、新たな手法など今後の在り方について調査・研究を行う。

3. 期間 令和7年12月23日～令和8年9月30日

令和7年12月19日

産業建設委員会委員長 伊藤 彦太郎

亀山市議会議長 岡本 公秀 様

○議長（岡本公秀君）

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次にお諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和7年12月亀山市議会定例会は、これをもって閉会といたします。

（午後 1時22分 閉会）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月22日

議 長 岡 本 公 秀

6 番 森 英 之

16 番

服 部 孝 規